

第四次和光市

総合振興計画基本構想(案)

和光市

市名の由来

和光市は、昭和45年、その前身である大和町が発展し誕生しました。

新しい市名は、一般住民から公募された中から審査決定されたものです。

「和光」とは、平和、栄光、前進を象徴し、市が明るく住みよいまちに躍進するように、という願いが込められています。



和光市紋章（昭和45年10月31日制定）

和光市民憲章

（昭和55年10月31日告示）

私たちの和光市は、荒川と富士をのぞむ武蔵野台地に、先人が和をたいせつにしてきずいてきました。

このまちをさらに豊かで住みよくするために、この市民憲章を定め、これを守ります。

- 1 私たちは、緑をふやし、きれいなまちをつくります。
- 1 私たちは、じょうぶなからだで、明るい社会をきずきます。
- 1 私たちは、きまりを守り、市民のつとめをはたします。
- 1 私たちは、ふれあいをたいせつに、連帯の輪をひろげます。
- 1 私たちは、学び心をもちつづけ、ゆたかな文化をそだてます。

市の木

「いちよう」いちよう科イチョウ属

中国原産。日本各地に分布。落葉高木。街路樹、盆栽、食用、用材。幹高30～40m、径約5m、直立、整形樹、全株無毛。葉は長枝、互生し、短枝では束生、長柄。葉身は扁形。秋に黄葉する。雄雌異株。花は4月、種子は10月成熟。

（昭和55年10月31日制定）

市の花

「さつき」つつじ科ツツジ属

本州以南に分布。溪流で砂地の所を好み乾燥地にははえない常緑低木。幹は多く高さ0.3m～1mの枝が横に広がる半円形の樹姿。葉は皮針形、花は枝先に単生し、ろうと状で紫紅色の5裂した花を咲かせ、花期は5～7月。

（昭和55年10月31日制定）

目次

第1部 第四次和光市総合振興計画の策定にあたって.....	1
第1章 総合振興計画の概要.....	3
1 総合振興計画策定の趣旨.....	4
2 計画の期間と構成.....	5
3 計画の特徴.....	7
4 総合振興計画の実現に向けて.....	9
5 総合振興計画と個別分野計画の関係.....	13
第2章 総合振興計画策定の前提.....	14
1 和光市の位置.....	16
2 和光市の特徴.....	17
3 第三次総合振興計画の達成度.....	29
4 人口推計.....	32
5 財政状況の今後の見通し.....	35
6 和光市の今後の課題.....	38
第2部 基本構想.....	42
第1章 和光市の目指す姿.....	44
1 将来都市像.....	45
2 将来都市像の基本的な考え方.....	46
3 将来都市像の実現に向けた課題.....	48
4 基本目標.....	51
第2章 重点プラン.....	56
1 重点プラン.....	57
第3章 施策の体系図.....	62
1 施策の体系図.....	63
2 施策の体系と重点プランとの関係.....	65
第4章 基本目標別の計画内容.....	67
1 本章の読み方.....	68
基本目標Ⅰ 快適で暮らしやすいまち.....	70
基本目標Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち.....	104

基本目標Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち.....	150
基本目標Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち	190
第5章 V 構想の推進にあたって.....	233

第1部

第四次和光市総合振興計画の策定
にあたって

第 1 章

総合振興計画の概要

- 1 総合振興計画策定の趣旨
- 2 計画の期間と構成
- 3 計画の特徴
- 4 総合振興計画の実現に向けて
- 5 総合振興計画と個別分野計画の関係

1 総合振興計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

第四次和光市総合振興計画は、本市が目指す都市の将来像を掲げ、その実現に向けて、住民、NPO、市民団体など（以下「市民」という。）と市がともに目指す目標を基本目標として具体的に示し、さらに、その基本目標を達成するためのさまざまな取組みを体系的に示すものです。

(2) 計画の背景

本市は、昭和 45 年に誕生し、昭和 54 年に「第一次和光市総合振興計画」、平成 3 年に「第二次和光市総合振興計画」、平成 13 年に「第三次和光市総合振興計画」を策定し「あおさみなぎる文化都市」（第一次）「みどり豊かな人間都市、和光」（第二次、第三次）の実現に向け、各種施策を展開し、市政を推進してきました。

前計画期間中には、東京メトロ副都心線の開通により、本市の交通の利便性は急速に向上し、従来からある東京外かく環状道路とあわせ、首都圏有数の交通の要衝^{*1}となりました。

また、和光市駅南口周辺の土地区画整理の進展により、本市から都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として順調に発展してきました。

引き続き、本市は都市化の進展により、着実な成長を遂げつつある一方で、少子高齢化や環境への配慮など新たな行政ニーズが発生しています。

このような状況を背景として、ここに、本市が目指す都市の将来像を明らかにするとともに、市民をはじめ、多様な主体との連携や協働^{*2}によって、将来像の実現に向けたまちづくりを進めるための指針とすることを目的として、市民の目線に立った「第四次和光市総合振興計画」を策定しました。

^{*1} 要衝（ようしょう）とは、交通・産業のうえで大切な地点、要所のこと。

^{*2} 協働とは、異なる組織などが相互に理解し、自立した対等なパートナーとしての立場で、共通の課題や目標に向けて、それぞれの特性を発揮しながら協力して取り組むこと。

2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

目指すべき本市の姿を市民と市がとともに共有し、その実現に向けた取組みを着実に行っていくために、これからの10年間を目標の実現のための計画期間とします。

(2) 計画の構成

本計画は、まちの将来像とその実現に向けた取組みを市民にわかりやすく伝えるために「基本構想」と「実施計画」の2層から構成されています。

① 基本構想

昭和44年に「地方自治法」が改正され「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」（地方自治法第2条第4項）という規定によって、市町村では、基本構想を定めることが法律によって義務付けられています。そこで、本市でも総合振興計画を策定してきました。

現在、法律に基づく計画策定の義務付けは廃止されることが検討されていますが、地域主権^{*1}の考え方に基づき、地方自治体自らが市民に対し、まちの将来像を示す意義を考えて、本計画でも、10年後（平成32年）の本市の目指す姿を示しています。

また、基本構想では、将来像を実現するための取組みとして基本目標を定め、基本目標の下に基本施策、施策などの施策体系を構築しています。

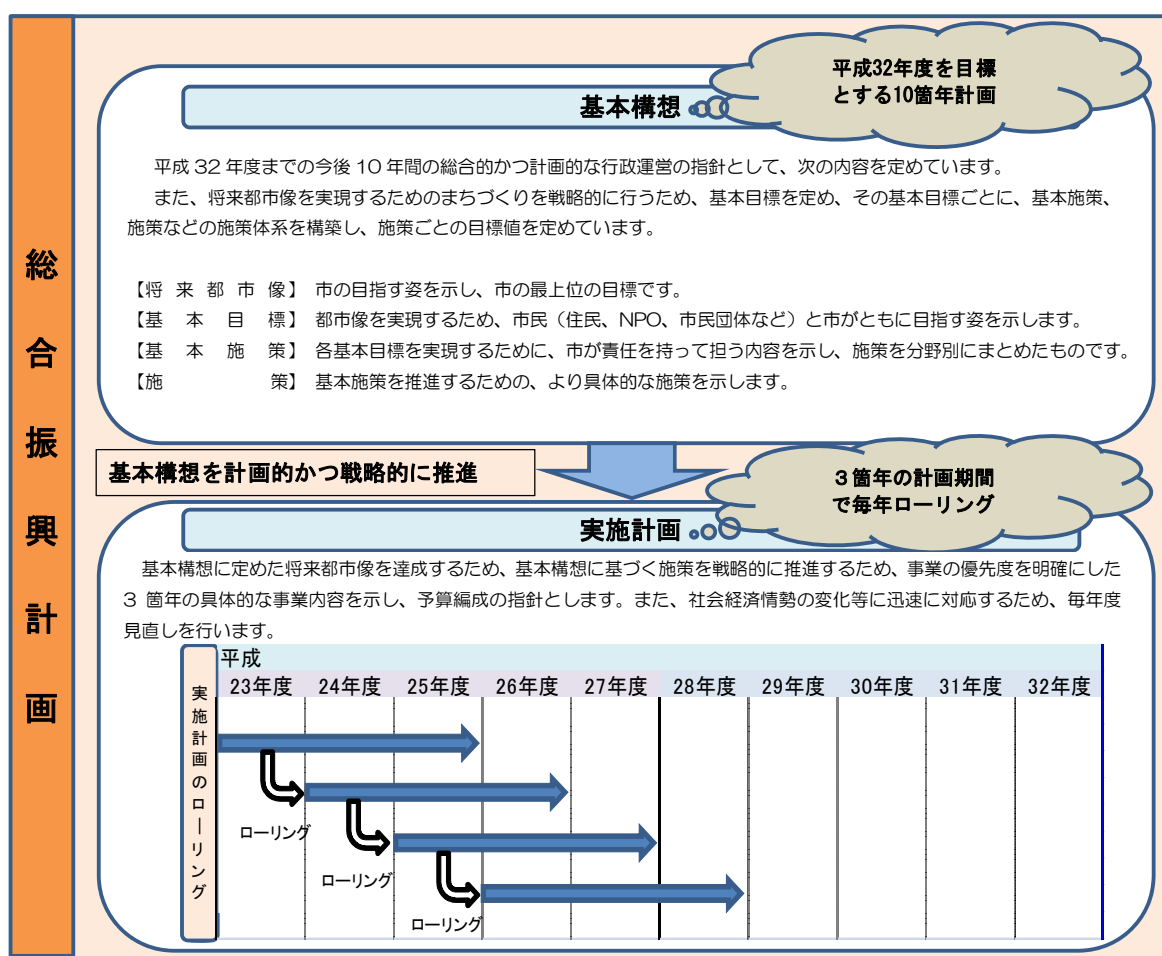
なお、社会経済情勢や市民ニーズのさまざまな変化に柔軟に対応していくため、基本施策及び施策については、5年で見直します。

^{*1} 地域主権とは、地域の住民一人ひとりから自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択の責任を負うこと。

② 実施計画

実施計画は、基本構想に基づく施策を戦略的に推進するため、事業の優先度を明確にした、3箇年の具体的な事業内容で構成され、予算編成の指針となるものです。

また、社会経済情勢の変化等に迅速に対応するため、実施計画は、毎年度見直しを行います。



3 計画の特徴

(1) 従来の体系にとらわれない計画

これまで総合振興計画の策定にあたっては、①基本構想―②基本計画―③実施計画という、いわゆる3層構造を採用してきましたが、今回、計画と実行の関係をより明確にするために、①と②を一体化させ、具体性のある基本構想を策定しました。これにより、目的と手段の関係をより明確にした計画となっています。

(2) 重点プランが明示された計画

これからのまちづくりを考え、従来のように組織にとらわれることなく、市が一体となって、重点的に取り組むべきものとして、本計画では「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」と「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」の2つを本市の重点プランとし、その実現に向けた取組みについて「選択と集中」を図っていきます。

(3) 施策ごとに指標を設定している計画

計画により「市民の生活にどのような変化があるのか」を明らかにするため、すべての施策について、その達成度を確認するための指標を設定しました。さらに、施策の達成状況を明らかにするため、各年度の現状値を評価し、進行管理ができるような計画となっています。

(4) 広く市民の意見を取り入れた計画

従来から採用している市民意識調査や総合振興計画審議会における調査・検討だけではなく、計画の策定段階から無作為抽出で選んだ市民による「市民まちづくり討議会」の開催や街頭での聞き取り調査を行う「市民提案」のほか、計画策定過程と最終段階の2度にわたるパブリック・コメントを実施するなど、市民の声を広く取り入れた計画となっています。

(5) 次代を担う若手職員が参画した手作りの計画

本市では、幹部職員により構成される庁内の検討組織に加えて、中堅・若手職員によるワーキングチームを編成し、手作り感あふれる計画づくりを進めました。これにより職員

自らが考え、計画の推進に取り組もうという意識付けが図られています。

4 総合振興計画の実現に向けて

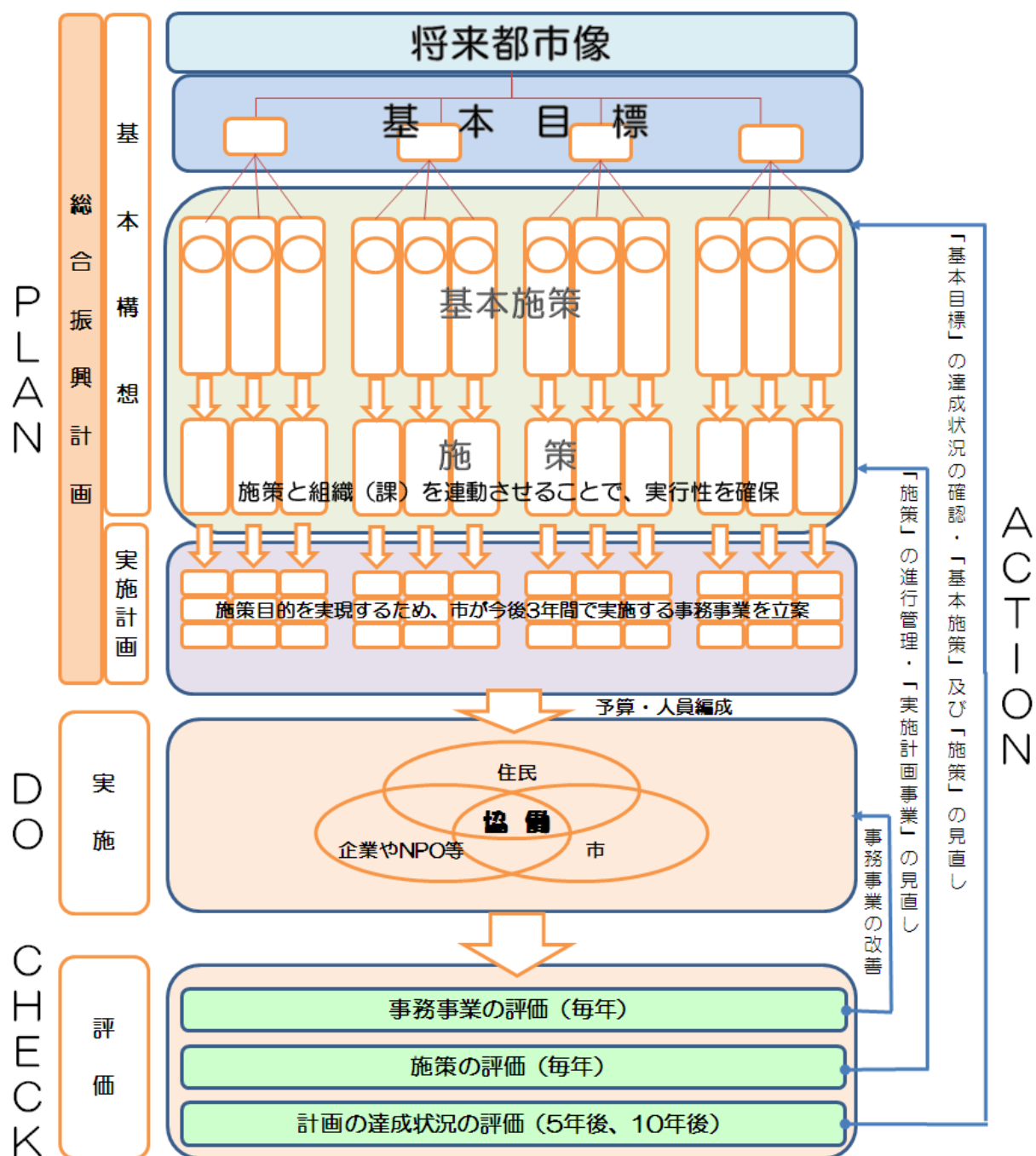
(1) 市民との協働の推進

今日、地方自治体は、住民の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化に対応したより柔軟できめ細かなサービスが求められています。しかしながら、一方で財源と人員は限られており、これらの公共サービスは、地方自治体だけが提供していくものではなくなりつつあります。実際近年、自治意識を持った住民や団体等が行政と連携、協力し、多様なニーズに対応した公共サービスの一翼を担いはじめています。

今後は、地域の特性を生かしつつ、自立したまちづくりを実現していくために、市民と市がともに公共を支えていくことが必要です。そのためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、その役割に応じ、相互に連携することが必要となります。

(2) 市民参加を基本とした PDCA サイクルの確立

本計画の策定後は、計画を着実に推進することが重要となります。そこで、行政評価を活用し、実施状況を把握、評価し、その結果を行財政運営に反映させることにより「PDCA サイクル（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」）を一体のものとして運用していきます。また、この PDCA サイクルのそれぞれの段階に市民参加を取り入れ、市民の意見をききながら、施策を推進していきます。これによって、計画の進行状況を管理し、計画目標の実現に向けた取組みを進めていきます。



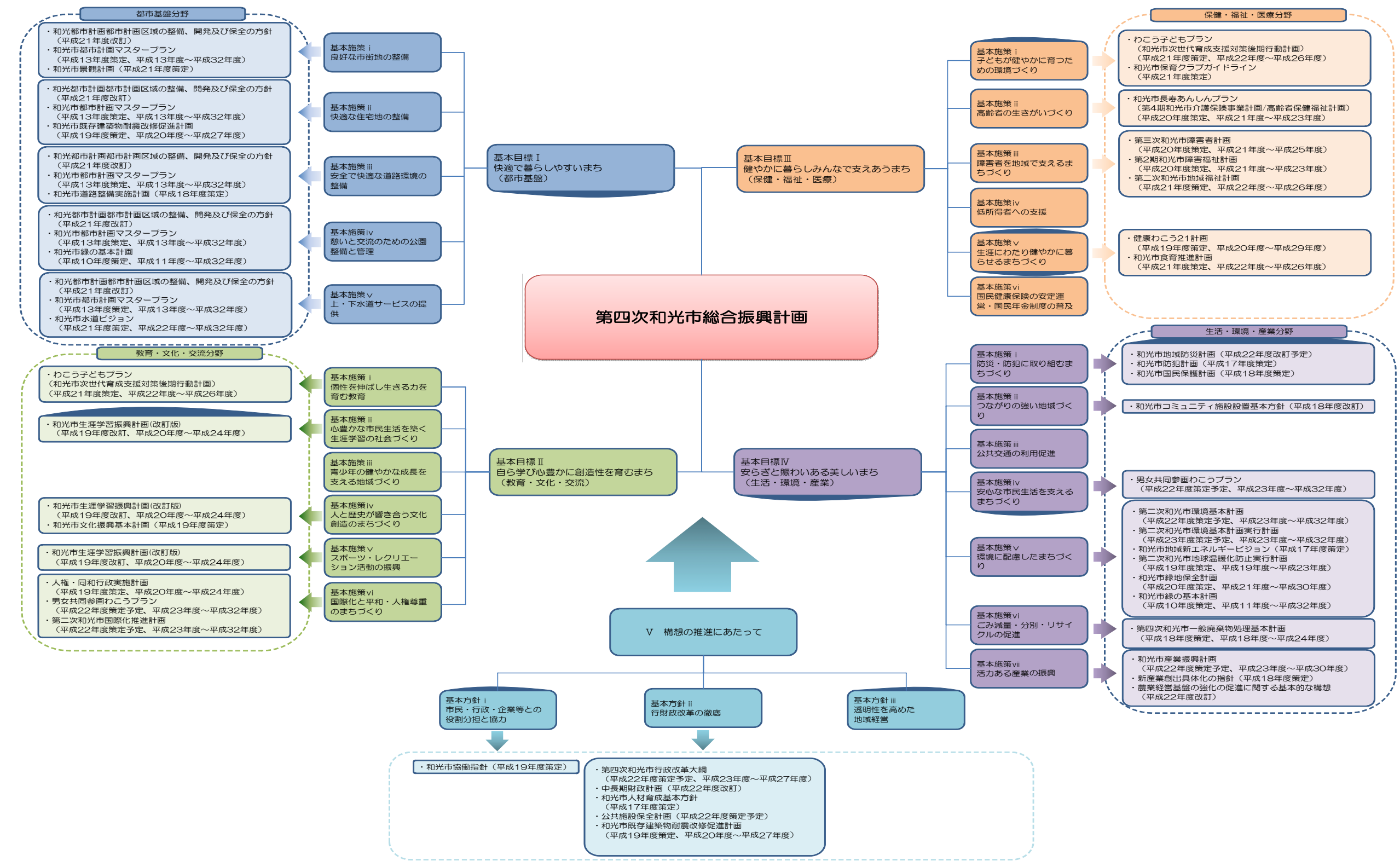
(3) 行政改革の推進

本市では、平成 13 年度に限られた財源と人的資源を有効活用しながら、行政システムのあり方やその仕組みを新たに構築することを目的とした第三次和光市行政改革大綱を策定しました。また、平成 18 年度には、持続可能な行政経営を推進することを目的とした和光市行政改革集中改革プランを策定し、行政改革に取り組んできました。今後も、本計画を確実に実現するため、より一層の行政改革に取り組んでいきます。

また、財政推計の結果等を適確に捉え、効果的な行財政運営を推進するため、限られた財源を有効かつ効率的に活用していきます。

5 総合振興計画と個別分野計画の関係

総合振興計画と個別分野計画について、体系的に位置付けると次のようになります。



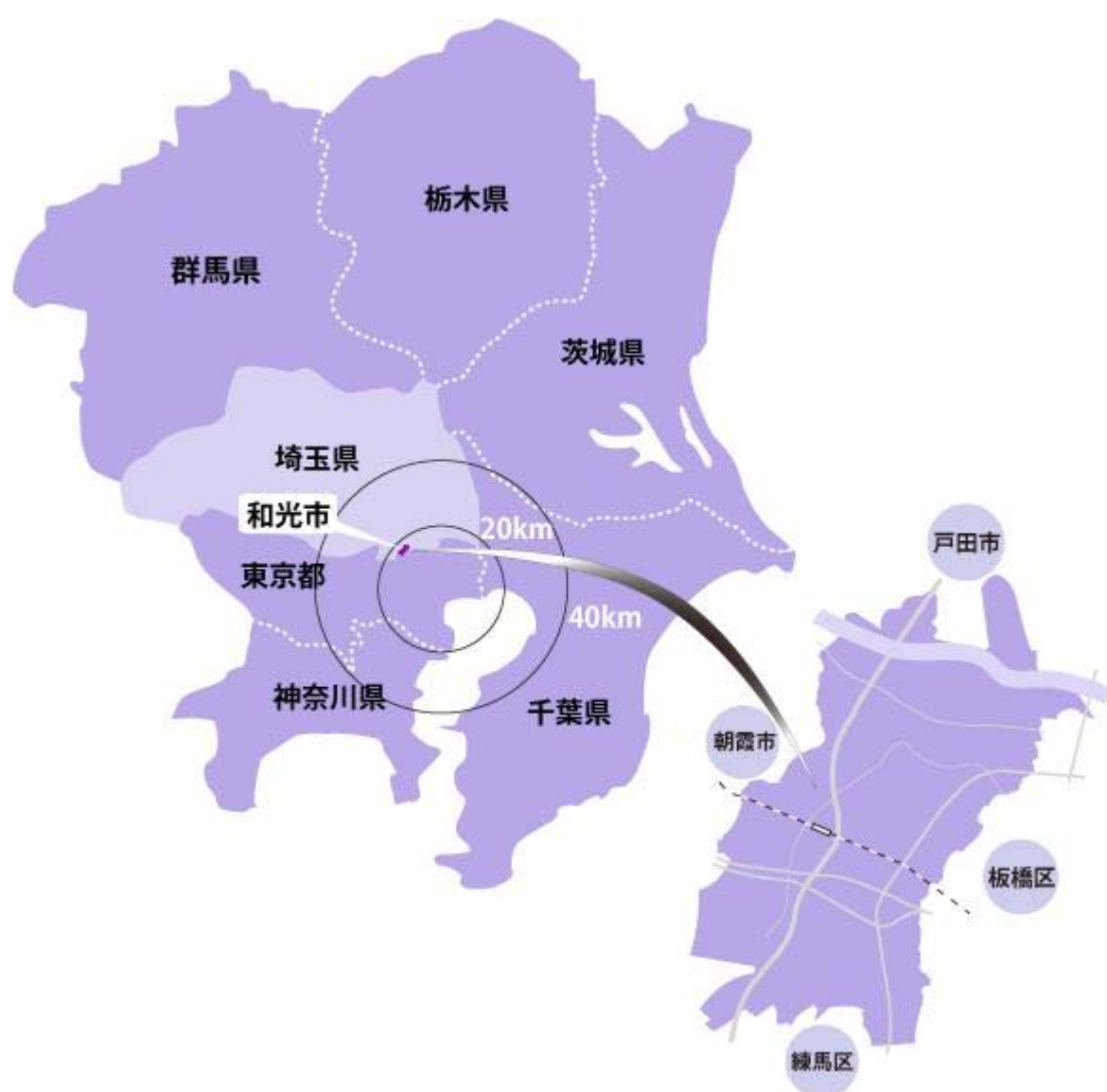
第2章

総合振興計画策定の前提

- 1 和光市の位置
- 2 和光市の特徴
- 3 第三次総合振興計画の達成度
- 4 人口推計
- 5 財政状況の今後の見通し
- 6 和光市の今後の課題

1 和光市の位置

本市は、埼玉県最南端、東寄りに位置し、市域は、東西約2.5km、南北約4.9kmで、面積は11.04km²となっており、東京都への玄関口として、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は埼玉県朝霞市、北は埼玉県戸田市に隣接しています。

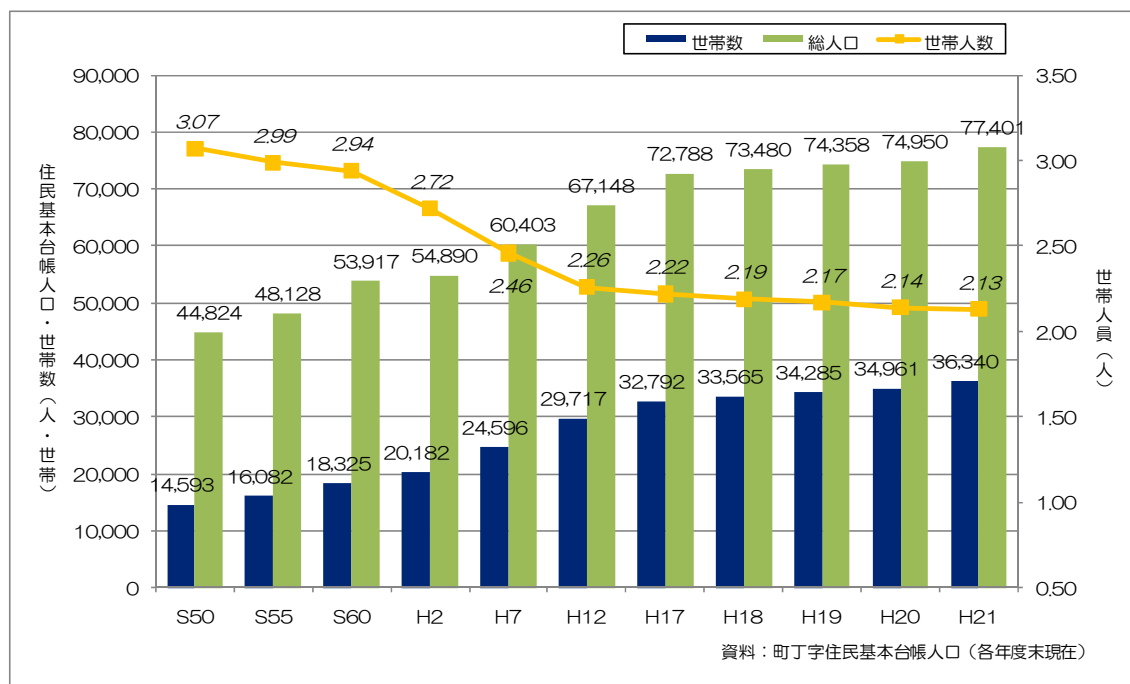


2 和光市の特徴

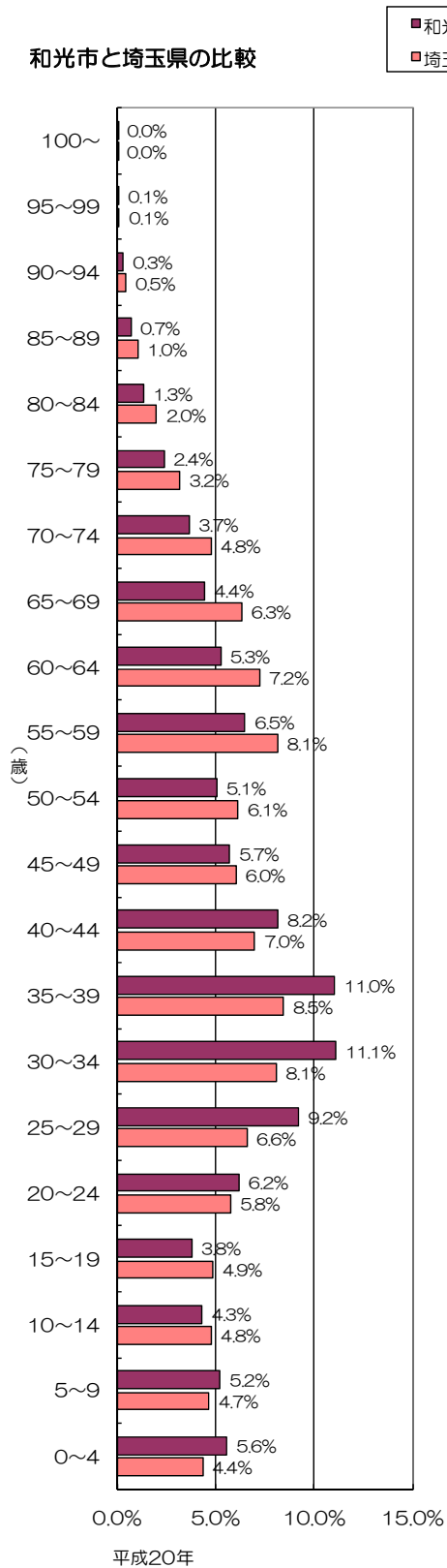
(1) 成長し続け、若い世代が多い

- 本市の人口は、増加を続けています。
- 本市の人口構成は、45 歳以上の年齢層の割合が県水準より低くなっており、20 歳以上 45 歳未満の子育て世代などの若い年齢層の割合が高くなっています。
- 10 年間の人口構成の変化を見ると、子育て世代の 30 歳代が著しく増加しており、これに伴い 10 歳未満の子どもも増加しています。その一方で、10 歳代、20 歳代の年齢層については若干減少をしています。
- 高齢化率は低いものの、65 歳以上の高齢者数は確実に増加しています。

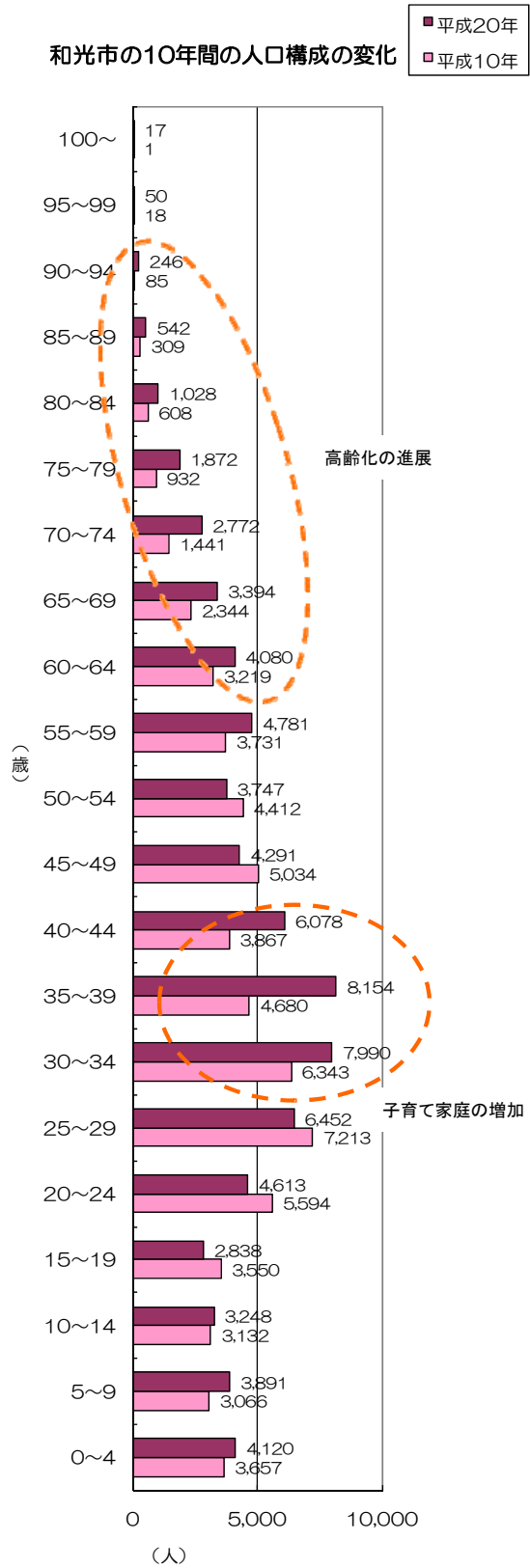
総人口、世帯数、世帯人員の推移



和光市と埼玉県の比較



和光市の10年間の人口構成の変化



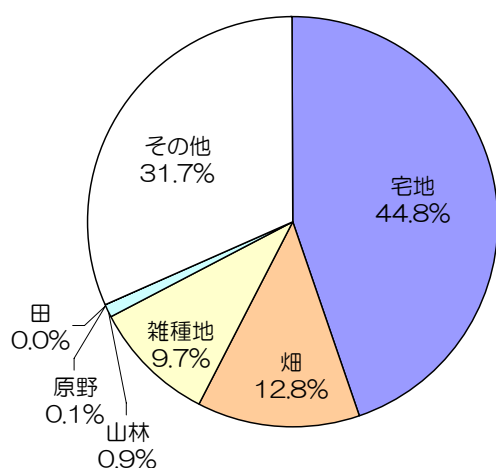
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

(2) 自然環境が残されている交通の利便性に優れたコンパクトなまち

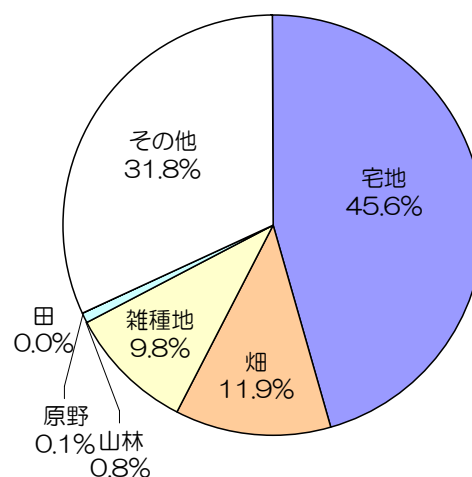
- 都心から約 19km の距離にあり、面積が 11.04km² と比較的コンパクトにまとまっており（県内 40 市のうち 4 番目に小さい）、他市に比べ人口密度が高くなっています。
- 市内の主要な道路網は、東西軸として国道 254 号線、南北軸として東京外かく環状道路が形成されています。
- 和光市駅は、市の中心部にあり、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心部への交通の利便性が高くなっています。
- 和光樹林公園、荒川河川敷公園などの規模の大きな公園があると同時に、ふれあいの森などの緑地、斜面林及び湧水地を有しているなど、東京近郊という立地にも関わらず、自然が残っています。
- 地目別土地面積では、平成 22 年 1 月 1 日現在は、4 年前との大きな変化はみられませんが、宅地が若干増加している一方、自然的土地利用（田、畑、山林、原野）が若干減少しています。
- 区域区分別・用途地域別面積の構成比は、平成 22 年 3 月 31 時点で、第 1 種中高層住居専用地域が 24.5% で最も大きく、また平成 21 年 11 月には和光北インター地域が市街化調整区域から市街化区域になったため、準工業地域が増加しました。
- 市内には、多くの国の機関や研究所、大きな企業等が立地するという特色があります。

地目別土地面積の構成

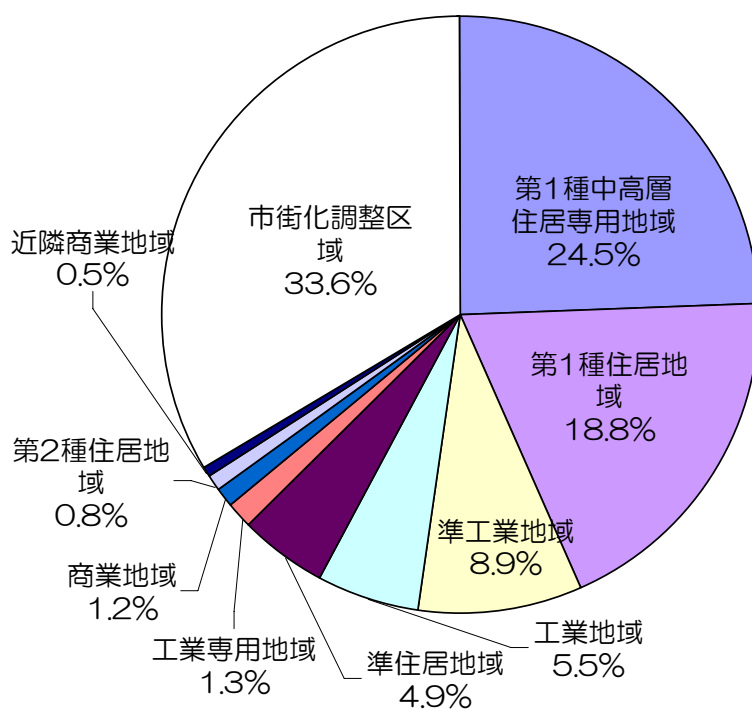
平成 18 年 1 月 1 日現在



平成 22 年 1 月 1 日現在



区域区分別・用途地域構成（平成22年3月31日）



人口密度（人/㎢）（平成17年度）

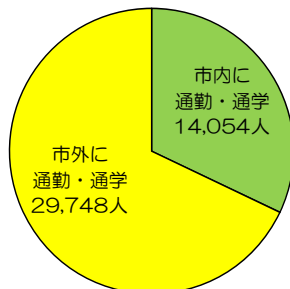
	埼	玉	計	1 857.7
	20	市	平	均
1	蕨	市		13 727.5
2	鳩ヶ谷	市		9 381.8
3	草加	市		8 618.4
4	川口	市		8 611.3
5	志木	市		7 444.6
6	ふじみ野	市		6 950.2
7	和光	市		6 946.4
8	朝霞	市		6 767.8
9	新座	市		6 723.9
10	戸田	市		6 422.5
11	さいたま	市		5 408.6
12	富士見	市		5 317.2
13	越谷	市		5 236.1
14	上尾	市		4 835.0
15	所沢	市		4 668.7
16	三郷	市		4 246.2
17	八潮	市		4 187.9
18	鶴ヶ島	市		3 935.9
19	春日部	市		3 614.8
20	北本	市		3 534.6

資料：国勢調査

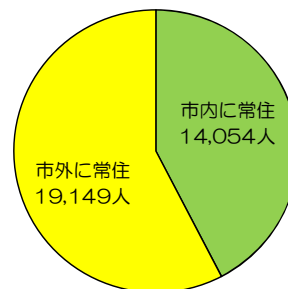
(3) 住宅都市としての性格が強く、単身世帯が多い

- 流出入口（市外への通勤・通学）が流入人口（市内への通勤・通学）よりも高くなっています。
- 他市区町村からの通勤者率、昼間流入人口比率、昼間流出入口比率がいずれも高く、また、他市区町村への通勤率は70.4%と、近隣自治体より高くなっています。特に東京23区への通勤者が多く、本市は多くの労働力の受け入れ口となっているとともに、住宅都市としての性格が強くなっています。
- 単身世帯が一般世帯の約40%を占めています。
- 市民意識調査では、和光市全体のできごとや動きに「あまり関心がない」「関心がない」の回答が83.7%を占めています。
- 市民意識調査では、住まいの地域のできごとや動きに「あまり関心がない」「関心がない」の回答が84.9%を占めています。
- 昼夜の人口の入れ替わりが多いことから、市に対する愛着を抱く市民の割合が相対的に低くなる可能性があるかと推測されます。

流出入口（平成17年）

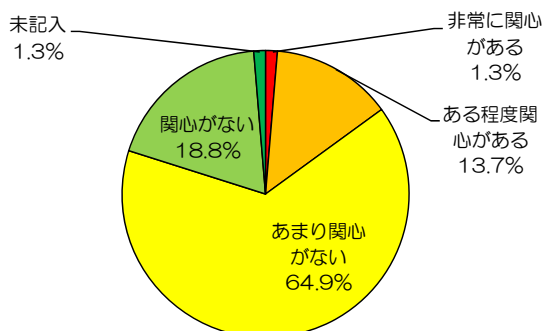


流入人口（平成17年）

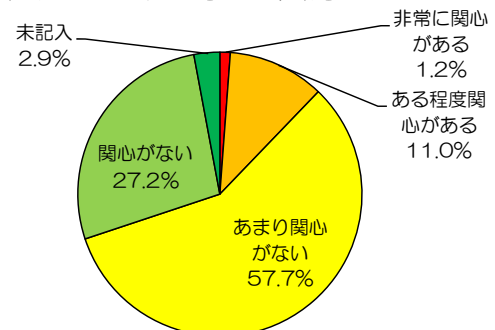


資料：国勢調査

和光市のできごとや動きについて



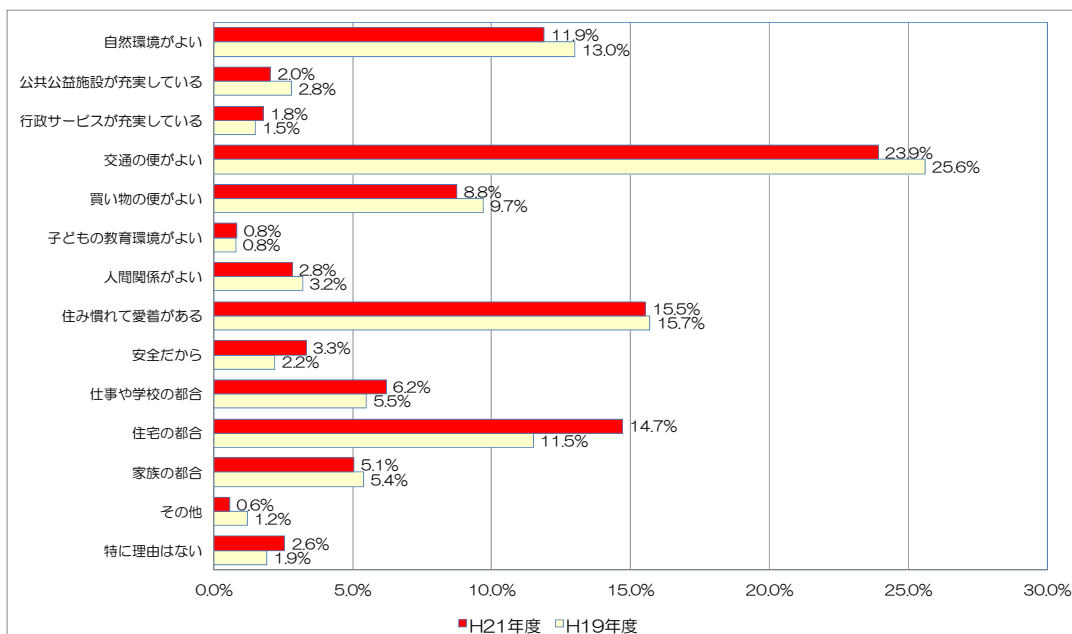
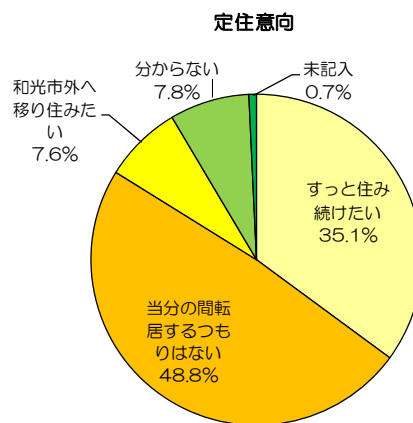
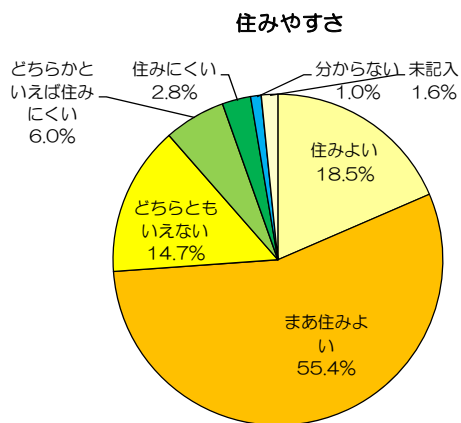
住まいの地域のできごとや動きについて



資料：市民意識調査報告書（平成21年度）

(4) 市民の多くは、住みよく、これからも住み続けたいと感じている

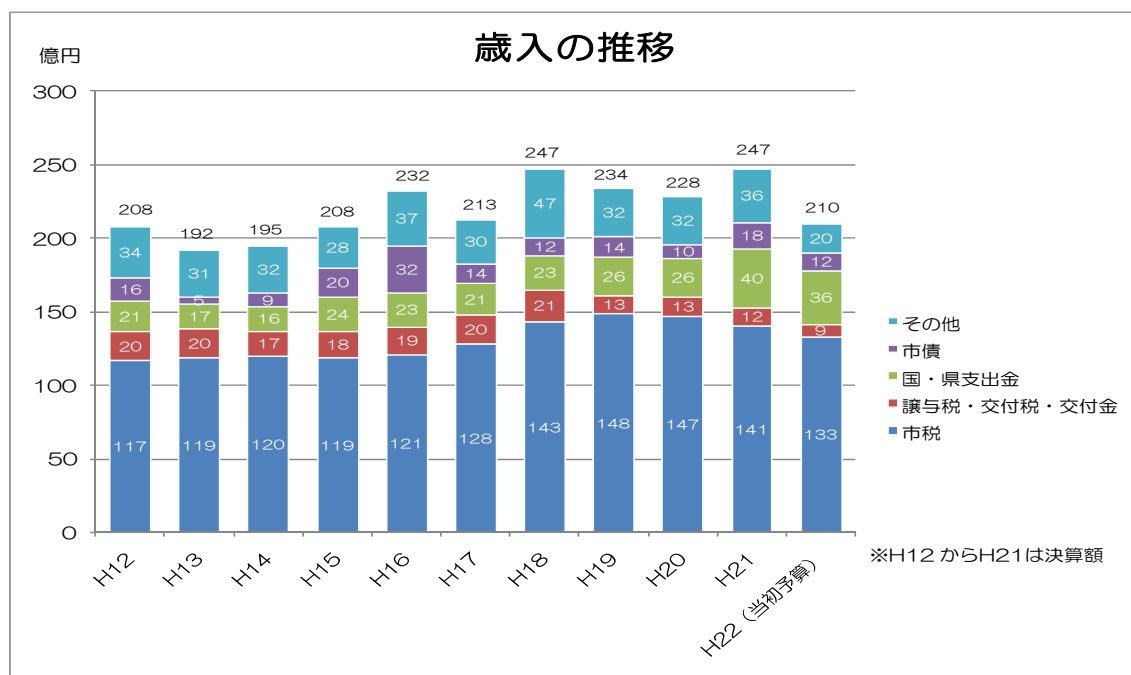
- 市民意識調査では、和光市の住みやすさについて「住みよい」「まあ住みよい」との回答が73.9%を占めています。
- 市民意識調査では、和光市に今後も住み続ける意向があるかについて「ずっと住み続けたい」「当分の間転居するつもりはない」との回答が83.9%を占めています。その主な理由は「交通の便がよい」「住み慣れていて愛着がある」があげられています。
- 市民意識調査では「都心への交通の便のよさ」「和光樹林公園、荒川河川敷公園など規模の大きな公園」「都心に近いわりには農地が残っていること」などに、魅力や誇りを感じています。

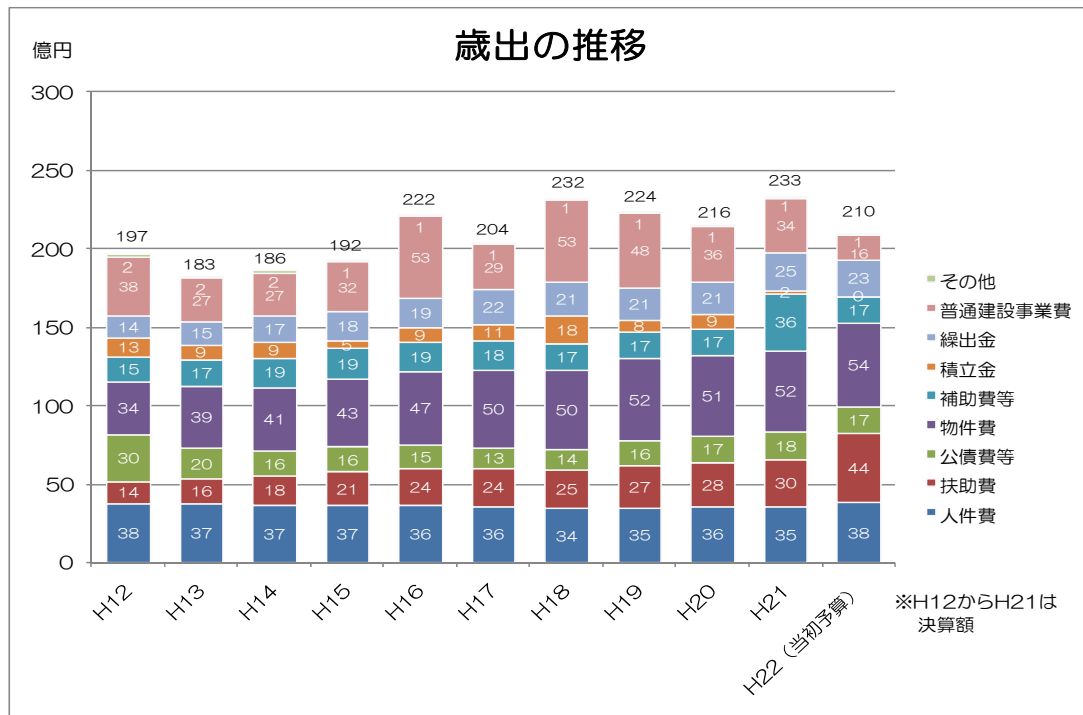


資料：市民意識調査報告書（平成21年度）

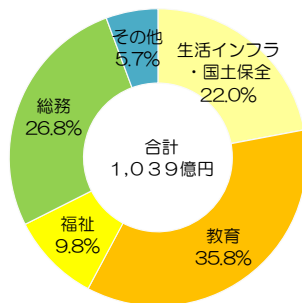
(5) 財政力も高く、充実した行政活動を行ってきたが、悪化しつつある財政状況

- 歳入は、平成 18 年度の約 247 億円をピークに減少しており、平成 22 年度の当初予算額は約 210 億円です。市税は、増加傾向にありましたが、平成 19 年度をピークに減少しています。歳出は、平成 18 年度の約 232 億円をピークに減少しており、平成 22 年度の当初予算額は約 210 億円です。義務的経費である人件費、扶助費は、増加傾向にあります。一方、普通建設事業費は、ピーク時の平成 18 年度は約 53 億円でしたが、近年は減少傾向にあります。
- 平成 19 年度の市民一人あたりの総資産額及び行政コストの金額を他団体と比較すると、いずれも本市は他団体（志木市、朝霞市、新座市、鳩ヶ谷市、坂戸市、鶴ヶ島市）より高い値を示しており、本市は過去から現在まで充実した行政活動を行ってきたといえます。さらに、平成 20 年度は、前年度と比較して増加しており、引き続き充実した行政活動を行っています。
- 財政力の高さを示す財政力指数、財政の弾力性を示す経常収支比率を他団体と比較すると、いずれの数値も他団体よりもよい値を示しています。また、財政の健全度を示す健全化判断比率も健全化基準値を下回っており、健全な財政状況です。
- 将来の支出等に備えて積み立ててきた財政調整基金が、ピーク時の平成 17 年度末の約 14 億円から、平成 21 年度末には約 4 億円に減少しています。
- 近年の経済状況の悪化を受け、法人市民税が平成 19 年度以降大きく減少しています。また、市債残高及び公債費の金額が増加傾向にあります。
- 今後は、大幅な税収の伸びが見込まれない中で、歳出額の増加が予想され、市の財政状況は厳しくなることが見込まれます。

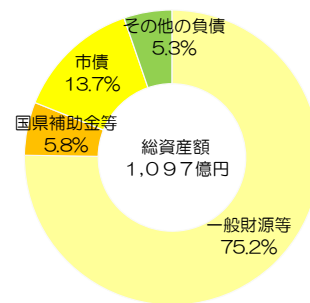




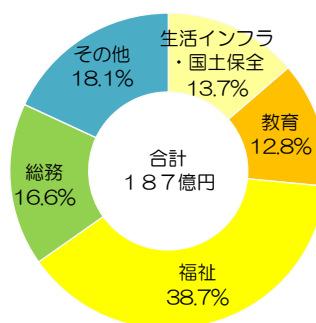
有形固定資産の内容（平成20年度）



総資産額とその財源内訳（平成20年度）

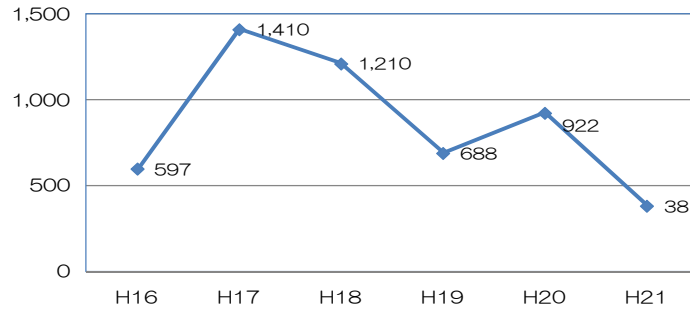


行政コストの内容（平成20年度）



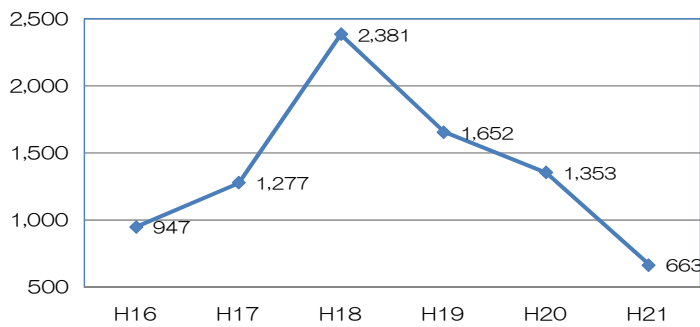
財政調整基金残高の推移

(単位：百万円)



法人市民税の推移

(単位：百万円)

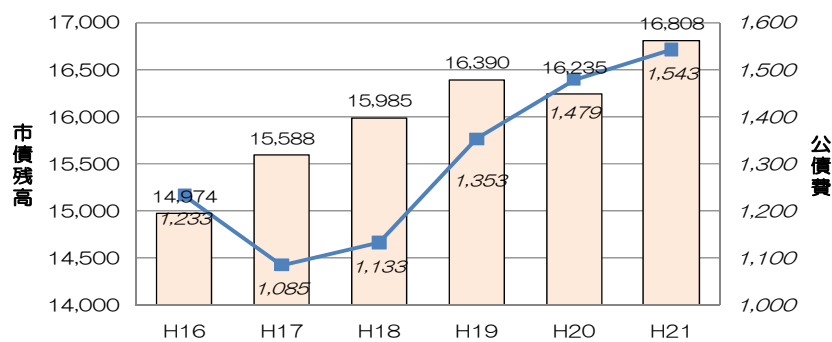


市債残高及び公債費の推移

(単位：百万円)

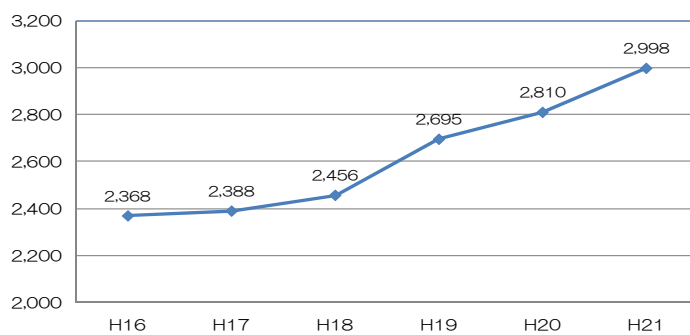
市債残高 公債費

(単位：百万円)



扶助費の推移

(単位：百万円)



和光市の財政健全化判断比率及び資金不足比率
(平成21年度決算)

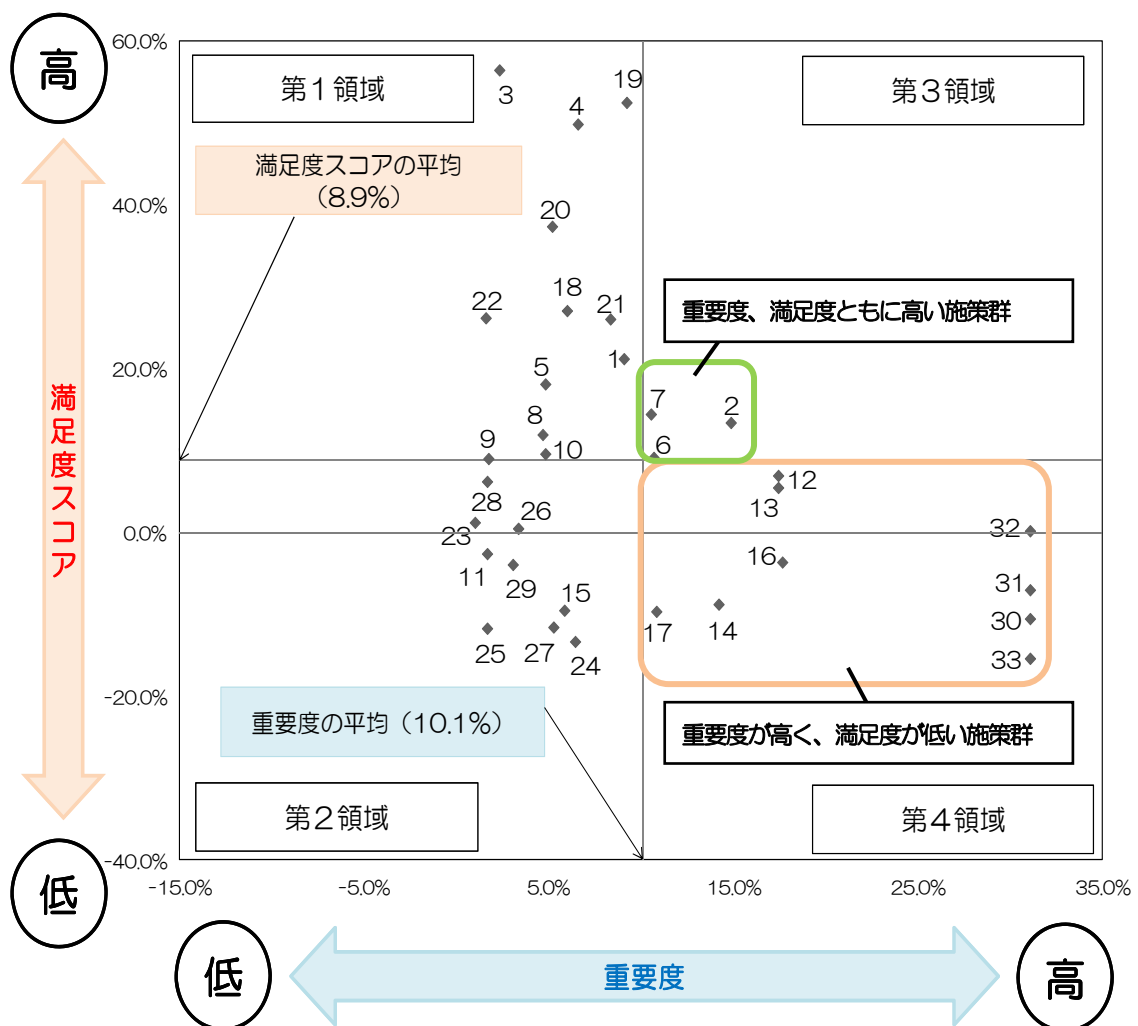
	早期健全化基準		財政再生基準	(単位：％)
①実質赤字比率	0.0	12.72	20.0	
②連結実質赤字比率	0.0	17.72	40.0	
③実質公債費比率	5.3	25.0	35.0	
④将来負担比率	55.7	350.0		
	経営健全化基準		(単位：％)	
資金不足比率 (水道事業会計)	0.0	20.0		
資金不足比率 (下水道事業特別会計)	0.0	20.0		

用語説明

用語	説明
市債	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるもの。いわゆる市の借金。
財政調整基金	突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される基金のこと。
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費（人件費、扶助費、公債費）のこと。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費のこと。
普通建設事業費	道路の新設や保育園の新築・改築などの建設事業に要する費用のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用のこと。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の政策として行うものも含まれる。
公債費	市債を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のこと。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた地方公共団体の財政状況を示す指標のこと。

(6) 市の施策に対し、やや満足的项目が多いが、やや不満とする項目も残されている市民の意識

- 市の各施策に対する市民満足度について、平均満足度スコアは、8.9%で、全体的にやや満足、満足とする項目の方が多いが、やや不満とする項目も依然として残されています。(満足度スコアとは「満足」「まあ満足」と回答した人の割合から「やや不満」「不満」と回答した人との割合を引いたもの)
- 満足度が低く、重要度が高い項目は、一般的に今後、満足度を上げるため、最も優先して取り組む必要があると考えられ、この施策としては「子育て環境、育児相談、高齢者の生きがい支援、保健・医療サービス、社会保障制度、行政運営」が該当します。
- 市民満足度も重要度も高い項目は、一般的には、これまでと同様のサービス水準を維持することが必要と考えられ、この施策としては「道路・公共交通、学校教育、通学の安心」が該当します。



満足度スコア	<第1領域> 1 市街地整備 3 上・下水道サービス 4 公園・緑地の整備 5 快適な住宅地 8 生涯学習・社会教育 9 文化・歴史 10 スポーツ・レクリエーション 18 緑と環境の保全 19 自然環境 20 地球環境への配慮 21 地域での安全 22 コミュニティ活動	<第3領域> 2 道路・公共交通の整備 6 学校教育 7 通学の安心
	<第2領域> 11 男女共同参画、国際化 15 障害者の安心 23 消費者保護 24 商業の振興 25 新産業や工業の振興 26 農業の振興 27 勤労者環境 28 企業や国の機関との連携 29 市民と行政の協働	<第4領域> 12 子育て環境 13 育児相談 14 高齢者の生きがい支援 16 保健・医療サービス 17 社会保障制度 30 行政改革 31 合理的な財政運営 32 広域連携 33 戦略的な市政

平均

重要度

3 第三次総合振興計画の達成度

第三次総合振興計画に掲げる「施策の大綱」の達成状況は、次のとおりです。

都市基盤については、まちづくり条例、本市独自の景観条例及び景観計画を制定・施行し、秩序あるまちづくりに向けた制度を整備しました。しかしながら、駅北口土地区画整理事業を含む土地区画整理事業、安全な歩行空間の整備といった基盤整備が遅れています。このことから、施策の大綱「Ⅰ 便利で心地よい和光の実現のために」については、基盤整備の部分については遅れがみられますが、概ね計画の目的を達成しました。

教育・文化については、市立学校選択制の導入、市内小中学校校舎の耐震補強の完了など、児童・生徒の良好な教育環境を整備しました。また、総合体育館を開設し、市民の健康維持・増進の一翼を担うとともに、旧富岡家住宅^{※1}の開設により、市の文化財に触れる機会を創出しました。このことから、施策の大綱「Ⅱ 元気で明るい和光の実現のために」については、概ね計画の目的を達成しました。

保健・福祉・医療については、保育園及び保育クラブの開設など、子育て家庭への支援を行ってきましたが、依然として、待機児童の解消に至っていません。また、総合福祉会館の開設や介護予防事業^{※2}の導入などにより、チャレンジド^{※3}への自立支援や高齢者の生きがいづくりを行いました。このことから、施策の大綱「Ⅲ 健やかで優しい和光の実現のために」については、待機児童対策の部分については遅れがみられますが、概ね計画の目的を達成しました。

市民生活については、消防庁舎建設、くらし安全防犯条例の制定・施行により、市民の安全確保に努めるとともに、地域センターの開設などにより、市民の自主的な活動の支援を行いました。また、ふれあいの森（市民緑地）の設置や太陽光発電システム設置費補助の実施により、環境に配慮したまちづくりを進めました。このことから、施策の大綱「Ⅳ 安全で美しい和光の実現のために」については、概ね計画の目的を達成しました。

^{※1} 旧富岡家住宅とは、和光市指定文化財に指定されている古民家のこと。平成18年6月17日に「新倉ふるさと民家園」として開園し、現在に至っている。

^{※2} 介護予防事業とは、被保険者の要介護状態等となることを予防し要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するための事業のこと。

^{※3} チャレンジドとは、「挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人」のこと。

産業については、和光理研インキュベーションプラザ施設^{※4}への入居支援により、地域産業の活性化を支援し、援農ボランティア制度の開始などにより、市民の農業への参加を促進しましたが、地域の個性を活かした商業の振興にはつながっていません。このことから、施策の大綱「Ⅴ 創造的で力強い和光の実現のために」の達成状況については、商業振興の一部分については遅れがみられますが、概ね計画の目的を達成しました。

【具体的な取組内容】

施策の大綱	主 な 取 組
Ⅰ 便利で心地よい和光の実現のために 【都市基盤】	● 都市計画高度地区の設定 ● まちづくり条例の制定・施行 ● 駅北口土地区画整理事業認可（優先施行区域） ● 電線地中化整備工事（一部）
Ⅱ 元気で明るい和光の実現のために 【教育・文化】	● 小学校算数・体育専科補助教員配置 ● 中学校生徒指導支援教員配置 ● 旧富岡家住宅開設 ● 教育支援センター（本町小学校内）開設 ● 総合体育館開設 ● 市内小中学校校舎の耐震補強完了 ● 市立学校選択制開始
Ⅲ 健やかで優しい和光の実現のために 【保健・福祉・医療】	● 乳幼児医療費助成対象を５歳児までに拡大 ● 南保育クラブ、南児童館開設 ● 保育園開設（ゆめの木、キッズエイド、ハレルヤ、下新倉みどり、和光駅前） ● 総合福祉会館開設（高齢者福祉センター、地域活動支援センター、知的障害者授産施設、精神障害者小規模作業所、地域福祉センター） ● 市内医療機関等の窓口払い廃止（乳幼児医療、ひとり親家庭等）

^{※4}和光理研インキュベーションプラザ施設とは、中小企業基盤整備機構、理化学研究所、埼玉県、和光市が協力し、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的にサポートする施設のこと。インキュベーションとは、設立して間がない新企業に国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること。

	医療、重度心身障害者医療) ● 介護予防事業開始 ● ケアハウス（介護専用型特定施設）開設
Ⅳ安全で美しい和光 の実現のために 【市民生活】	● 市民活動支援補助金制度開始 ● プラスチック等のゴミ分別収集開始 ● ぐらし安全防犯条例の制定・施行 ● 地域センター開設（南・向山） ● 新倉交番開設 ● 耐震診断・改修費用に関する助成制度開始 ● 太陽光発電システム設置費補助制度開始 ● ふれあいの森設置
Ⅴ創造的で力強い和 光の実現のために 【産業】	● 和光理研インキュベーションプラザ施設入居支援 ● 援農ボランティア制度開始

4 人口推計

今後の本市の人口がどのように推移するのか、また、その推移にどのような特徴があるのかを明らかにするため、将来人口の推計を行いました。

(1) 推計の方法

推計は、過去の総人口をもとに出生・死亡による自然増減率と転入転出による社会増減率の動向を分析し、コーホート要因法により推計を行いました。コーホート要因法とは、基準となるある年の男女別、年齢別の人口をもとに、合計特殊出生率や転入・転出の状況について仮定値を設定し、人口を推計する手法です。また、コーホート要因法は、国立社会保障・人口問題研究所や多くの自治体等での人口推計に用いられている手法です。

推計にあたっては、過去 5 年間の全国、埼玉県、本市の出生率から最も高いものを高位、最も低いものを低位とし、その中間に位置する本市の出生率を中位に設定し推計を行った結果、平成 32 年の推計人口には、大きな差はなく、中位の推計を採用することとしました。

また、本市の人口動態や高齢化の状況をよりの確に反映した推計を行うために、市内を 8 つの地域に分割したうえで、各地域について人口を推計し、特殊要因として現在進められている土地区画整理事業の進展による人口の増加を加味しました。

(2) 推計の基礎データ

推計にあたっては、平成 21 年 11 月 1 日現在の市の町丁字別の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基準としました。また、自然増減については、平成 19 年の市の合計特殊出生率及び平成 17 年の埼玉県生命表を用い仮定値を設定しました。社会増減については、平成 20 年及び 21 年の本市の町丁字別の住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年 11 月 1 日現在）を用い仮定値を設定しました。

(3) 推計結果

計画の最終年である平成 32 年の本市の人口は 89,326 人に達することが見込まれます。年齢区分別の割合では、15 歳未満が 13.7%、15～64 歳が 68.9%、65 歳以上が 17.4%、となり、平成 21 年と比べて、少子高齢化が進行すると予想されます。

① 年少人口（0～14 歳）

平成 27 年まで増加を続け、12,240 人となり、その後は、12,200 人台を推移し、平成 32 年には、12,278 人となることを見込まれます。

年齢別人口比は、平成 21 年の 14.9%から平成 32 年には、13.7%に低下することが予想されます。

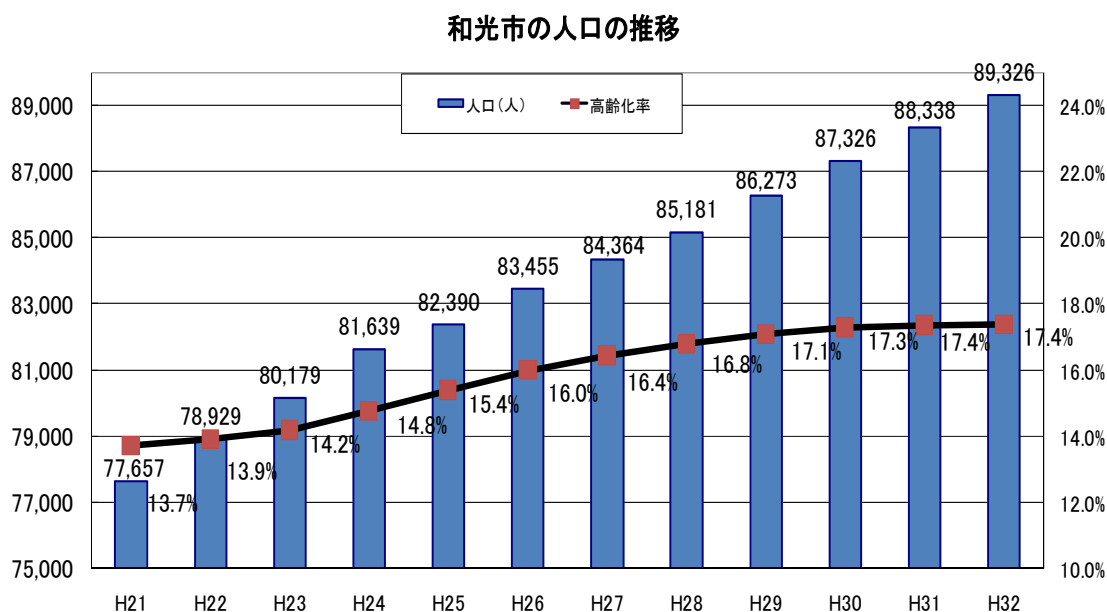
② 生産年齢人口（15 歳～64 歳）

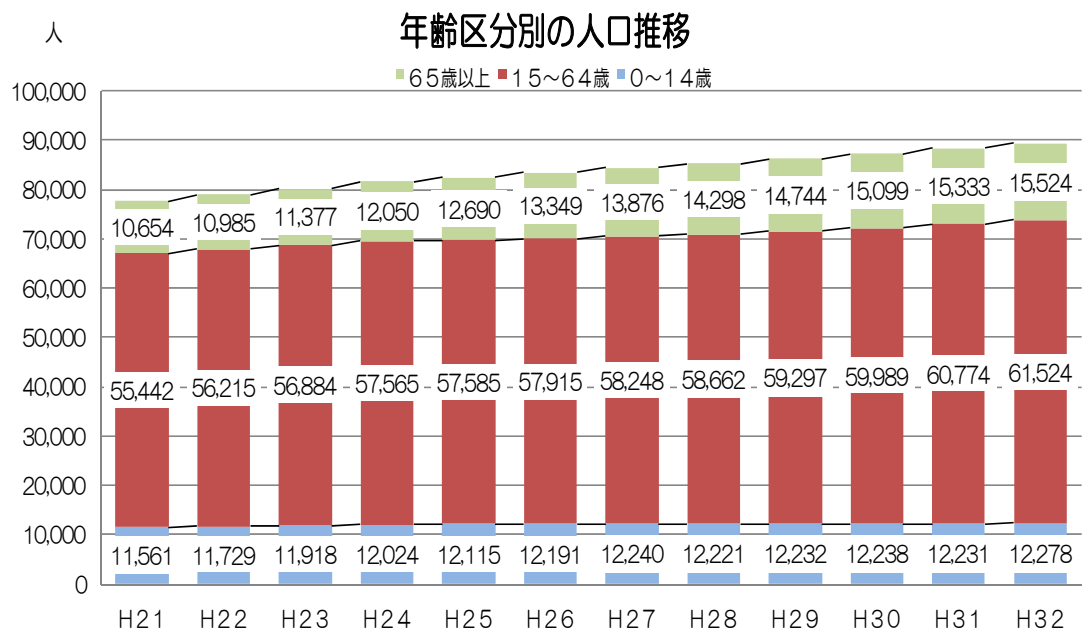
平成 21 年の 55,442 人から増加を続け、平成 32 年には、約 6,000 人増え、61,524 人となることを見込まれます。

年齢別人口比は、平成 21 年の 71.4%から平成 32 年には、68.9%に低下することが予想されます。

③ 高齢者人口（65 歳以上）

平成 21 年の 10,654 人から増加を続け、平成 32 年には、約 5,000 人増え、15,524 人となることを見込まれます。年齢別人口比は、平成 21 年の 13.7%から平成 32 年には、17.4%に上昇することが予想されます。





年齢区分別の人口推移（別表）

単位：人、構成比（％）

年度	H21		H22		H23		H24		H25		H26	
全体	77,657		78,929		80,179		81,639		82,390		83,455	
65歳以上	10,654	13.7%	10,985	13.9%	11,377	14.2%	12,050	14.8%	12,690	15.4%	13,349	16.0%
15～64歳	55,442	71.4%	56,215	71.2%	56,884	70.9%	57,565	70.5%	57,585	69.9%	57,915	69.4%
0～14歳	11,561	14.9%	11,729	14.9%	11,918	14.9%	12,024	14.7%	12,115	14.7%	12,191	14.6%

年度	H27		H28		H29		H30		H31		H32	
全体	84,364		85,181		86,273		87,326		88,338		89,326	
65歳以上	13,876	16.4%	14,298	16.8%	14,744	17.1%	15,099	17.3%	15,333	17.4%	15,524	17.4%
15～64歳	58,248	69.0%	58,662	68.9%	59,297	68.7%	59,989	68.7%	60,774	68.8%	61,524	68.9%
0～14歳	12,240	14.5%	12,221	14.3%	12,232	14.2%	12,238	14.0%	12,231	13.8%	12,278	13.7%

5 財政状況の今後の見通し

(1) 財政推計の考え方

財政分析の結果、財政調整基金の減少や扶助費の増加等により、今後、財政状況の悪化が見込まれます。このような状況の中、本計画を確実に推進するためには、財政収支についてもしっかりとした見通しを持つことが必要です。そこで、本計画期間である平成 32 年までの財政推計を行いました。

(2) 財政推計の方法

財政推計を行うにあたり、平成 22 年度の当初予算額に基づき、平成 21 年度決算額、人口の将来推計、社会経済情勢の変化などを考慮し、次のとおり、一定の条件のもと、財政収支の推計を行いました。

<歳入について>

個人市民税については、平成 23 年度以降は平成 22 年度と同じ割合で納税義務者が発生するものとししました。また、1 人当たりの調定額及び収納見込率は平成 22 年度当初予算と同様の割合で推移するものとし、法人市民税に関しては、近年の経済情勢の悪化を考慮し、平成 17 年度から平成 21 年度までの決算額の平均値の 75%で推移するものとししました。また、国・県支出金に関しては、平成 22 年度予算額で推移することを基本としています。市債発行額については、毎年の元金償還額を勘案し、毎年度 12 億円で推移するものとししました。

<歳出について>

扶助費については、平成 22 年度の当初予算額を基準に、過去の推移を勘案し推計しました。また、平成 27 年度以降は平成 26 年度の水準で推移するものとして推計しました。公債費等について、償還額が確定している平成 21 年度までの借入分については実際の償還額を計上し、また、平成 22 年度以降の借入分については、現時点における推計額を算入しました。なお、平成 23 年度以降は毎年の市債発行額を 12 億円として推計しました。

(3) 財政収支の見通し

歳入に関しては、歳入全体をみると、平成 27 年度は平成 23 年度に比べ、ほぼ同水準の歳入があることが予想されます。内訳をみると、自主財源に関しては、市税が 1.7%増加し、自主財源全体では 1.4%の増加となることが見込まれます。

その他の財源に関しては、国庫支出金や地方特例交付金が減少し、その他の財源全体では 3.1%の減少となることが見込まれます。

また、歳出に関しても、歳出全体をみると、平成 27 年度は平成 23 年度に比べ、ほぼ同水準の歳出があることが予想されます。内訳をみると、もっとも弾力性の低い義務的経費に関しては、扶助費が 3.3%増加し、義務的経費全体では、1.3%増加することが見込まれます。

消費的経費に関しては、補助費等が減少傾向にあり、3.9%減少し、消費的経費全体では、1.0%減少することが見込まれます。

投資的経費に関しては、平成 27 年度は平成 23 年度に比べ、4.0%減少することが予想されます。また、投資的経費に関しては、越後山土地地区画整理事業、中央第二谷中土地地区画整理事業など、現在整備が進められている 5 つの土地地区画整理事業の実施のために、平成 27 年度までに総額で、93.9 億円が必要になると見込んでいます。

その他の本計画において予定されている大規模事業を勘案すると、今後の財政状況の中では、投資的経費の確保が困難になることが予想されます。このため、本計画において実施が予定されている事業に関しても、今後の財政状況や経済情勢を勘案しながら優先順位付けを行い、優先度の高いものから実施していきます。

今後 10 年間の財政推計

単位：百万円

区分			平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 当初予算額	平成23年度 計画額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	前期5年間計 (平成23年～ 27年度)	後期5年間計 (平成28年～ 32年度)	
歳入	自主財源	地方税	14,739	14,063	13,270	13,984	14,028	14,085	14,154	14,217	70,468	72,249	
		繰入金	1,158	1,343	586	850	850	850	850	850	4,250	4,250	
		繰越金	983	1,276	500	830	830	830	830	830	4,150	4,150	
		その他の収入	1,083	969	892	871	871	871	871	871	4,355	4,354	
		小計	17,963	17,651	15,248	16,535	16,579	16,636	16,705	16,768	83,223	85,003	
	依存財源	譲与税・交付税・交付金	1,281	1,231	882	902	903	898	895	892	4,490	4,424	
		国・県支出金	2,588	4,002	3,647	3,634	3,463	3,437	3,467	3,467	17,468	17,343	
		市債（臨時財政対策債）	667	1,035	1,034	0	0	0	0	0	0	0	
		市債（その他）	336	773	224	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000	6,000	
		小計	4,872	7,041	5,787	5,736	5,566	5,535	5,562	5,559	27,958	27,767	
	歳入計 A		22,835	24,692	21,035	22,271	22,145	22,171	22,267	22,327	111,181	112,770	
歳出	義務的経費	人件費	3,570	3,543	3,819	3,903	3,855	3,824	3,851	3,858	19,291	19,124	
		扶助費	2,810	2,998	4,416	4,541	4,589	4,639	4,692	4,692	23,153	23,461	
		公債費等	1,707	1,768	1,881	1,884	1,880	1,810	1,892	1,915	9,381	9,088	
		小計	8,087	8,309	10,116	10,328	10,324	10,273	10,435	10,465	51,825	51,673	
	消費的経費	物件費	5,079	5,198	5,375	5,107	5,107	5,107	5,107	5,107	25,535	25,533	
		補助費等	1,745	3,607	1,694	1,695	1,695	1,629	1,629	1,629	8,277	8,147	
		維持補修費	85	68	86	86	86	86	86	86	430	430	
		小計	6,909	8,873	7,155	6,888	6,888	6,822	6,822	6,822	34,242	34,110	
	その他の経費	投資及び出資金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		積立金	917	216	4	854	854	854	854	854	4,270	4,270	
		繰出金	2,056	2,457	2,370	2,065	2,076	2,089	2,111	2,135	10,476	10,887	
		予備費	0	0	25	25	25	25	25	25	125	125	
		小計	2,976	2,673	2,399	2,944	2,955	2,968	2,990	3,014	14,871	15,282	
		投資的経費（普通建設事業）		3,587	3,407	1,365	2,111	1,978	2,108	2,020	2,026	10,243	11,705
		歳出計 B		21,559	23,262	21,035	22,271	22,145	22,171	22,267	22,327	111,181	112,770
形式収支 A-B		1,276	1,430	0	0	0	0	0	0	0	0		

6 和光市の今後の課題

(1) 住宅都市としての質の向上

本市は、全国的に人口が減少傾向にある中、今後も人口の増加傾向が続くことが予想されています。また、本市は、和光市駅に、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心部への交通の利便性が高いことがいえます。市民意識調査においても、和光市の住みやすさについて、約75%の市民が「住みよい」「まあ住みよい」とし「交通の便がよい」「自然環境がよい」ことなどを主な理由として回答しています。今後は、交通条件が優れるのみでなく、良好な住環境の整備を行い、自らの地域の魅力を一層高め、住宅都市として質を向上していくことが必要です。

(2) 中心市街地の整備の推進

本市は、まちの顔である和光市駅周辺の整備や和光市駅までの交通網の整備が十分とはいえない状況にあります。丸山台方面及び駅前通りなどは、整備が進められていますが、駅北口周辺においては、昭和45年の都市計画決定以来、ようやく土地区画整理事業が始まりました。今後は、市内の交通網を含め駅前広場、道路等の早急な整備を行い、市の玄関口である和光市駅を中心とした一体感あるまちづくりが必要です。

(3) 生活道路の安全性の確保

本市は、市民の日常生活に身近な生活道路の中で、地域によっては、車の往来が困難な狭あい道路や歩道が確保されていない道路があるなど、安全性やバリアフリーが確保されていない箇所がみられます。市民意識調査においても、今後重点的に取り組むべき項目として「安全な歩行空間の確保」が上位にあげられています。これらのことから、市民の安全性を確保する観点からも、道路の拡幅や車道と歩道の分離を行うなど、生活道路の計画的な整備が必要です。

(4) 小・中学校の配置及び規模の適正化

本市は、若い世代の流入が多く、児童生徒数が増加し、小・中学校が不足している地域がある一方、子育て世代の流入が少ない地区もあり、小・中学校に空き教室が発生しています。また、小中学校1校あたりの児童生徒数については、他自治体平均に比べ多いとい

った現状があります。市の北側は南側と比較して学校の配置が十分でない地域も存在していることから、小・中学校の配置や規模の適正化を図ることが必要です。

(5) 福祉ニーズへの対応

本市の人口構成については、都心部への交通アクセスが良いこと、戸建住宅やマンション等の建設により若い世代の流入が増加しており、20 歳代から 30 歳代の人口が多くなっています。このことにより、子育て世帯も多いことから、子育てに関するさまざまなニーズに的確に応え、子育ての負担を軽減することが必要です。

また、本市では、今後、高齢化率は徐々に高くなることが予想されることから、健康や生きがいづくり、介護予防・介護などの面での対応が必要です。

市民ニーズの高い、子育て支援及び高齢者対策に、子どもや高齢者、さらにその家族等が地域でいきいき暮らしていけるためにも今後、特に力を入れていく必要があります。

(6) 地域の連帯感の醸成

本市は、市民意識調査において、約 80%の市民が市や住んでいる地域の出来事や動きについてあまり関心がないと答えており、また、約 40%の市民が近所の人との付き合いについてもあいさつする程度と答えています。また、単身世帯が一般世帯の約 40%を占め、昼間流出口比率が高く、転出率及び転入率が高いことなどから、居住地に対する関心が薄い市民が多く、地域の住民同士の交流も希薄になっています。災害時の対応や防犯体制を充実するためには、地域のつながりをより深めるような取り組みが必要です。

(7) 豊かな自然の保全と再生

本市は、和光樹林公園、荒川河川敷運動公園、ふれあいの森、都市公園などの公園・緑地、斜面林、及び湧水地を有しているなど、東京近郊という立地にも関わらず、豊かな自然に恵まれています。市民意識調査や市民まちづくり討議会においても、市民が和光市に魅力や誇りを感じるものとして同様にあげています。しかしながら、近年、都市化の進展に伴い、利便性が求められた結果、本市では、緑地や特徴的な湧水地の急速な減少が進んでおり、身近な自然の消滅が危惧されています。本市の魅力でもある恵まれた自然を守り、さらには失われた自然を再生して将来世代に身近な自然を残していくためには、市のみならず市民の協力を得た自然の保全に向けた取り組みが必要です。

(8) 産業の活性化

本市は、池袋や新宿、渋谷といったターミナル駅へのアクセスが容易であることなどから、市内の商店街の活気が失われるなど、産業、特に商工業を取り巻く環境は厳しくなっています。このことから、本市の特性や地元ならではのブランドを確立し、商工業をより一層発展させる必要があります。

また、近年では、新産業の拠点である和光理研インキュベーションプラザが開設され、産官が連携し、新産業の育成支援を行っていますが、今後は本市の地理的優位性を生かし、基盤整備を含めた産業の活性化も必要です。

(9) 財政状況のひっ迫への対応

本市は、これまで地方交付税の不交付団体であるなど、十分な財源を背景にした、行政サービスを展開してきました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴う市税の減収や公共施設の建設等に伴う市債発行残高の増加など市の財政状況は厳しくなっています。今後は財政状況を十分に踏まえ、限られた財源を有効に活用し、持続可能な市政運営をすることが必要です。

(10) 新たな市民参画・協働のスタイルの確立

本市は、市民意識調査において「市民と行政の協働が充実している」という項目の重要度及び満足度がともに低い状況にあります。一方で、従来から地域に根ざした活動を継続している団体や、自らの問題意識で課題解決べく活動を行う団体の台頭などがみられます。また、本計画策定時に無作為抽出による市民まちづくり討議会の開催や公開の場で議論する機会を増やすなど、新たに市民が主体的に市政や地域づくりに参画する機会が増えていきます。今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、和光市版の新たな協働スタイルを確立させることが必要です。

第2部

基本構想

第 1 章

和光市の目指す姿

- 1 将来都市像
- 2 将来都市像の基本的な考え方
- 3 将来都市像の実現に向けた課題
- 4 基本目標

1 将来都市像

前計画では、空・水・大地の力に育まれたみどりをうるおいの象徴として、みどりと人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちを目指し、将来都市像を「みどり豊かな人間都市、和光」と掲げ、まちづくりを進めてまいりました。

本計画では、この考え方を継承しながら、これまでの本市の強みでもあった自然環境を守りつつも、更に都市としての魅力を拡大するためにも、都市機能の整備により利便性を向上することで、自然環境と都市との調和がとれ、誰もが住み続けたいと思うまちを目指します。

また、これらの都市像の実現に向けては、市民と行政が一体となり、和光というまちについて考え、そして、自立したまちをつくることを目指します。

そこで、本計画では、将来都市像を次のように定めます。

【将来都市像】

みんなでつくる 快適環境都市 わこう

2 将来都市像の基本的な考え方

(1) 「みんなでつくる」

本市の人口構成は、都心部への交通のアクセスがよいことや近年の居住環境の整備の推進により、若い世代の流入が増加しており、また、単身世帯が一般世帯の約40%を占め、昼間流出口比率が高く、転出率及び転入率が高いことなどから、地域に対する関心が薄い市民が多く、地域の住民同士の交流も希薄になっています。市民意識調査においても、約80%の市民が住んでいる地域のできごとや動きに関心がないと答えており、そのことを示す結果となっています。

また、魅力のある自立したまちづくりを行うためには、行政のみが取り組むのではなく、市民自らが地域に関心を持ち、市民が主体となり、市民同士の支えあいや協力により、自らが住むまちを自らの手で作りあげていこうとすることが、これまで以上に必要となります。つまり、市民が市政の主役であり、市役所はその活動を支えることにより、市民との協働によるまちづくりを推進します。

そのため、「みんなでつくる」をキーワードとし、和光市民みんなで、和光市のまちづくりを進めていくことを表します。

(2) 「快適環境都市」

本市は、和光市駅に東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心への交通の利便性が高い一方で、公園・緑地、斜面林及び湧水地を有しているなど、東京近郊という立地にも関わらず、豊かな自然にめぐまれています。市民意識調査においても、約75%の市民が住みよしとし、交通の便がよい、自然環境がよいことなどを主な理由として回答しています。本市は、このような自然環境と都市機能との調和がとれた住環境を形成しているということが大きな魅力となっており、人口も増加を続け、若い世代が多い賑わいと活力のあるまちとなっています。

これらの魅力を受けつぎ、さらに高め、生まれたときから本市に住んでいる人、新しく移り住んできた人、子どもから高齢者までのさまざまな人の誰もが安心を感じ続けて、住み続けることができるようなまちとなるよう、「快適環境都市」を目指します。

そのためには、和光市の特徴でもある緑地や湧水地などの美しい自然環境を守りながら、

住宅都市としての良好な環境を整備し、都市と自然環境が調和するとともに、子どもから高齢者までの市民が安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めることが必要です。

そこで、「快適環境都市」の目指すべき姿をつぎのとおりとします。

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

III 健やかに暮らしみんなで支えあうまち（保健・福祉・医療）

IV 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

この将来都市像を実現するため、これらの目指すべき姿を市民と市がともに目指す4つの基本目標とします。

3 将来都市像の実現に向けた課題

本市の将来都市像の実現に向けて、次のような課題が考えられます。

(1) 人口増加と少子高齢化への対応

本市の人口は、平成7年に70,000人を超えた後も、着実に増加しており、本総合振興計画の目標年度である平成32年には、89,326人に達すると予想されています。その内訳は、年齢別人口の構成比で、15歳未満が13.7%、15～64歳が68.9%、65歳以上が17.4%になると推計しています。

本市の場合、都心部への交通の利便性の高さなどの理由から、今後も着実な人口増加が予想されています。

なお、本市の年齢別人口構成に関して、流入人口が多いため、高齢化率は他自治体と比較して低く、現在は高齢化社会や介護という言葉が身近に感じられないこともあります。

しかし、全国的に人口の減少傾向が進む中であって、いずれ、本市においても、経年変化によって、住民年齢が進むため、高齢者人口の割合は増加することが予想されます。

また、本市への人口流入の増加によって、これまで以上に、地域ではさまざまな交流機会が生まれることが予想され、今後は、個人と地域とのつながりや市民同士の交流活動に対する市民の関心はさらに高まっていくものと考えられます。

このことから、今後は、人口増加に伴う住環境や中心市街地の整備を進めるにあたって、都市と自然の調和に配慮した快適で暮らしやすいまちづくりや地域の連帯感の醸成への対応が求められていくこととなります。

(2) 教育・福祉ニーズへの対応

本市の人口構成については、20歳代、30歳代の人口割合が、全国的にみても高いことが特徴としてあげられます。こうした若い世代の関心事の1つとしては、子育ての負担軽減や子どもたちの教育環境の充実が考えられます。そこで、今後は、安心できる子育て環境づくりや学校教育の充実が課題となることが予想されます。

また、今後、市民の定住傾向が高まるにつれて、あらゆる世代、あらゆる生活環境にある市民が、それぞれの立場で、生きがいを持って、健やかに健康に暮らしたいと願う市民の願いを実現するさまざまな取り組みが必要となります。

このことから、今後は、教育をはじめ、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉などへの市

民の関心の高まりへの対応が求められていくこととなります。

(3) 生活環境の充実

市民が高い関心を寄せるテーマとして、安全で安心なまちづくりの実現や自然と調和したまちづくりの推進があげられます。

本市の市民意識調査でも、日常生活における安全やバリアフリー化への取組みに対して、市民の高い関心が伺える結果となっています。さらに今後は、災害等から市民の財産と生命を守るための取組みを含め、市民にとって身近な場所での安全、安心の確保が求められると考えられます。

また、本市では、都心に近い立地にありながらも、豊かな自然に恵まれています。

今後は、人口増加と市街地の拡大による都市化の進展によって、自然環境と調和のとれたまちづくりへの対応が求められていくこととなります。

(4) 産業の活性化

本市は、都市部に近い立地条件と交通の利便性の高さから、人口流入が進む一方で、都心部との競争によって、地元の商工業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっています。このことから、地域ブランドや地域資源の発掘による地元の商工業の活性化と魅力づくりなどの取組みが必要です。また、継続的な農業振興のためにも地産地消や食育の考え方を普及し、安全で安心な農作物の提供などの取組みも必要です。

さらに、本市には、新産業の拠点である和光理研インキュベーションプラザをはじめとする研究機関等があることから、都心部へのアクセスのしやすい地理的好条件を活かし、産業基盤の構築や新たな産業活性化の取組みなどが求められていくこととなります。

(5) まちづくりの担い手の確保

今日の地域社会では、住民の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化が進んでおり、行政にはこれに対応したより柔軟できめ細かいサービスの提供が求められています。しかしながら、サービス提供にはその裏付けとなる財源と人員という経営資源が必要となりますが、経営資源の確保は年々難しくなっています。

こうした状況にあって、市民意識調査結果では「市民と行政の協働が充実している」という項目で、重要度と満足度がともに低い状況にあります。

その一方、公共サービスは、従来は、単に行政が提供するサービスとして捉えられてきましたが、今日では、公共的な目的のために行われるサービスを指し、NPOや民間企業の社会参加活動の広がりとともに、そのサービスの提供主体は、次第に行政だけでなく、企業や市民にも広がっています。

したがって、自らが住むまちを自らの手で作り上げていく理想に向かって、今後、新たなまちづくりの担い手の確保を図るとともに、市民やさまざまな民間団体との協働や連携によって、本市独自のまちづくりを推進することが求められていくこととなります。

4 基本目標

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

【目指す姿】

市民の誰もが快適に暮らせるよう、都市基盤の整備水準（質・量）の向上を図ります。
また、交通の利便性を生かした快適な市街地としての環境を整備するとともに、都市と自然の調和した市の特長を生かした良好な景観を形成することで、誰もが住みやすいまちを目指します。

【実現に向けた方針】

まちの整備においては、駅北口土地区画整理事業、中央第二谷中土地区画整理事業、越後山土地区画整理事業、和光北インター地域土地区画整理事業及び白子三丁目中央土地区画整理事業を進め、地域の特色を生かした安全・安心で快適なまちの整備を推進します。

景観においては、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観の形成を目指し、市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進します。

道路においては、都市計画道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備や狭あい道路の解消を進めます。また、安全な歩行空間の確保に努めるなど、安全で快適な道路整備を推進します。

公園においては、憩いと交流のための公共空間として活用していくため、維持管理を推進するとともに、計画的な公園整備を推進します。

上水道においては、安全で安定的な水の供給に努めます。また、下水道においては、汚水の施設整備と維持管理を進めるとともに、集中豪雨による浸水被害等を防止するため、雨水整備を推進します。

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

【目指す姿】

学校と地域が連携した教育を行い、将来に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進めます。また、市民が多彩な活動や交流の場を通じさまざまな文化に触れるとともに多様化・高度化する市民の学習ニーズに応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育むまちを目指します。

【実現に向けた方針】

学校教育においては、個性を伸ばし生きる力を育む教育を充実し、創造性に富んだ人間の育成を図ります。また、学校の適正配置を図るとともに、地域の実態を把握した個性を活かした学校づくりを推進し、地域の自然と親しみ、身近な自然を守る教育を通して、子どもたちが将来に向かっていきいきと学べる環境づくりを推進します。

青少年の健全な育成においては、児童・生徒及び青少年が地域で安全で安心な生活が送れるよう、家庭、地域、関係機関との連携強化を図ります。

生涯学習においては、ニーズに合った学習機会を提供するとともに、施設整備に努め、地域に根ざした生涯学習・社会教育の学習環境づくりを推進します。

文化においては、文化・芸術活動、スポーツレクリエーション活動などの充実も図り、市民一人ひとりが自らを磨きながら健康で心豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

交流においては、誰もが差別されることなく暮らすことのできる地域社会を目指すとともに、男女それぞれが自分らしく生きることができ男女共同参画社会の実現を目指した啓発活動を推進します。また、国際化への対応として、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち（保健・福祉・医療）

【目指す姿】

市民の誰もが生涯にわたり生きがいを持ち、健やかで安らぎある暮らしが送れるよう、多様化する福祉ニーズに対し、市民が協力し、地域のなかでお互いに支えあう地域福祉社会の実現を目指します。

【実現に向けた方針】

子育て支援においては、待機児童の解消など保育サービスの充実を図ります。また、育児不安や児童虐待の深刻化など子育て家庭を取り巻く問題に対し、地域全体で子育てを支援し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを推進します。

高齢者福祉においては、住み慣れた地域で互いに支え合い元気に過ごすことができる環境づくりを推進します。また、ボランティアなどと連携した地域支援体制を整えるとともに、介護予防サービスや在宅サービスなどの各種サービスの充実を図り、自立した生活が送れるよう支援します。

障害者福祉においては、ノーマライゼーション^{*1}、インクルージョン^{*2}、共生の3つの理念に基づき、地域のなかでともに支えていく共生社会を目指します。また、低所得者支援を含めた相談支援体制の充実を図り、自立した生活が送れるよう支援します。

健康づくりにおいては、市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るため、予防や健診など健康づくりができる環境を整備するとともに、関係機関と連携して医療体制などを充実します。

国民健康保険の運営及び国民年金の普及においては、国や県の制度改革などを見極めながら、市民が適切な社会保障サービスが受けられるよう努めるとともに、社会保障制度の適正な運営を図ります。

^{*1} ノーマライゼーションとは、すべての支援を必要とする方たちが差別されることなく、他の市民と対等・平等に存在する社会を目指し、そのような社会に改革していくことを目標とする考え方のこと。

^{*2} インクルージョンとは、障害の有無にかかわらず、地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活すること。その実現のために社会資源を充実させ、市民のネットワークで障害者を含めたすべての人々を地域の中に包み込んで共に支えていくこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

【目指す姿】

市民と市の協働により、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境を保全し、緑豊かな美しいまちづくりを進めるとともに、環境負荷の少ないまちの実現を目指します。また、市民の生命と財産を守るため、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指します。さらに、市の立地や資源を活かし、産業の発展を目指すとともに、すべての世代がコミュニティづくりに参加する、賑わいと活力に満ちたまちを目指します。

【実現に向けた方針】

生活環境においては、市民や事業者と協働して、ごみの減量・分別・リサイクルの促進を図ります。また、緑地や湧水などの自然環境の保全を図り、自然と調和したまちづくりを進めるとともに、市民や事業者が環境活動を積極的に実施・拡大できるよう支援します。

防災・防犯においては、市民と市の連携や防災・防犯に対する市民意識の向上に努め、自主防災組織の強化や防災拠点の整備・体制づくりを図ります。さらに、関係機関と連携した防犯対策を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

コミュニティにおいては、地域における連帯が希薄になってきていることから、つながりの強い地域を目指し、コミュニティ活動を支援し、人と人が地域で支え合う、コミュニティを形成するまちづくりを進めます。さらに、市民からの多様な相談に対する体制の充実を図るとともに、消費者保護を推進します。

産業においては、賑わいある産業の振興を図るため、本市の持つ産業の特徴などを活かしながら、商工業の活性化や地域ブランド及び地域資源事業の推進に努めるとともに市内研究機関等と連携し、新産業エリアの形成を図ります。また、調和のとれた都市型農業を推進します。

第2章

重点プラン

1 重点プラン

1 重点プラン

本市では、今後 10 年間ににおける重点的な取り組みとして「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」、「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」を重点プランとして掲げ、その実現を目指し、庁内関係各課が連携するとともに、予算の集中化や職員体制の充実を行うなど、重点的・積極的に取り組んでいきます。

なお、この重点プランは、市民意識調査、市民まちづくり討議会、市民提案などを参考に、市民が「安全」・「安心」に暮らせることを目指すため、設定しました。

重点プラン 1 安全で暮らしやすいまちづくりプラン

市民の誰もが安全に暮らすためには、「災害に強いまち」や「市民の身近な暮らしの安全」といった観点からの施策が重要であり、和光市駅北口を中心とした市街地整備や道路利用者の安全性の確保、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の抑制、防災体制を充実するための自助・共助での取り組みが必要不可欠となります。

市民意識調査及び市民まちづくり討議会等において、本市の魅力は、都心部への交通の便が良いことがあげられていますが、市の北側は、駅前広場や道路、公園等の整備が不十分であり、土地区画整理事業により、災害に強く良好な市街地整備が最優先の取り組みとなっています。

また、狭あい道路も多く、災害時などに市民や緊急車両などの安全に通行できるよう、道路の拡幅を行うとともに、高齢者や身体障害者に対するバリアフリー化の推進が必要です。

近年では、地球温暖化の影響による集中豪雨などの都市型災害が多発していることから、本市においても、市民が安全に暮らせるよう地球温暖化防止対策を講じることは、市に求められる取り組みであると考えます。

さらには、今後、災害が起こった際には、自らの命や財産は自らが守り、地域は近隣住民みんなで守るといった、自助・共助といった防災行動に繋がるよう、市民の意識を高める必要があります。

これらのことから、市民が安全で暮らしやすいまちづくりを目指し、次の 4 つの取り組みを重点的に行っていきます。

【取組】

- ① 駅北口土地区画整理事業を積極的に推進します。
- ② 道路環境の整備を推進し、安全な歩行空間を確保します。
- ③ 自助・共助による防災体制を推進します。
- ④ 地球温暖化防止対策を推進します。

【指標】

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
駅北口土地区画整理事業の整備率（％）	0	34.2	100	指標説明：使用収益開始済面積※ ¹ /仮換地※ ² 指定面積
歩道の拡幅整備延長（km）	29.0	38.8	40.7	指標説明：幅員2m以上の歩道の延長
地域防災訓練の実施率（％）	33.3	42.4	47.5	指標説明：訓練実施団体/全自治会
太陽光発電買取契約件数（件）	127	635	1,270	指標説明：和光市内の太陽光発電の余剰電力買取契約を締結している件数

※¹ 使用収益開始済面積とは、建物、工作物等の移転や道路、公園等の工事により、仮換地が従前と同様の土地利用ができる状態となった面積のこと。

※² 仮換地とは、土地区画整理事業において、工事のため必要がある場合等、従前の宅地に代えて仮に使用し、収益することができる一定の土地のこと。

重点プラン2 安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン

市民の誰もが安心していきいきと暮らすためには「子育て世代と高齢者の安心」や「地域との連携」といった観点からの施策が重要であり、多様化する保育サービスへの対応、高齢者の地域社会との関わりへの支援、市全域からみた適切な小中学校の配置や規模の適正化及び地域と連携した教育活動の推進が必要不可欠となります。

本市は、都心に近いことから、人口構造や人口動態からみると、若い世代の転入が多くなっています。特に30歳代を筆頭に20歳代、40歳代の人口が多く、子どもの数が増加している傾向がみられます。しかし、児童生徒数の増加に対応した学校の配置が十分でない地域も存在することから、地域の核となる小・中学校の配置や規模に不均衡がみられます。また、現在までに、出産や子育てへの支援を重要な施策と位置づけ、子育て支援拠点の整備等を行ってきましたが、昨今の経済状況の悪化により共働きを希望する世帯が増加していることから、保育園の待機児童数が急激に増加し、その対応が必要です。

また、都市化が進展していることから、地域の連帯感が希薄化しているといった課題があり、特に、小・中学校生には、地域の特色を生かした教育を推進し、学校・家庭・地域の相互の絆を深めることで、自ら育った地域に対する郷土愛の心を養う必要があります。

今後は、若い世代の市民が多い本市においても、高齢者が増加し、高齢化が着実に進むことから、教育や子育て支援と並行し、地域社会活動への支援などを通じた高齢者の生きがいづくりが求められています。

これらのことから、市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、次の5つの取組みを重点的に行っていきます。

【取組】

- ① 快適で安心な教育環境の中で地域と連携した教育を推進します。
- ② 地域で安心して子育てできるよう支援します。
- ③ 小中学校の配置・規模の適正化を図ります。
- ④ 高齢者が安心して生きがいづくりを支援します。
- ⑤ 地域で安心してふれあえるよう支援します。

【指標】

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
学校応援団への協力人数（人）	570	800	1,200	指標説明：延べ協力者総数
小学校 1 校あたりの児童数（人）	537	519	—	指標説明：全児童数／学校数
保育園の待機児童数（人）	64	0	0	参考資料：わこう子どもプラン
シルバー人材センター登録者数（人）	355	430	745	
自治会が自主的に行う年間平均事業数（事業）	8.9	9.5	10.0	

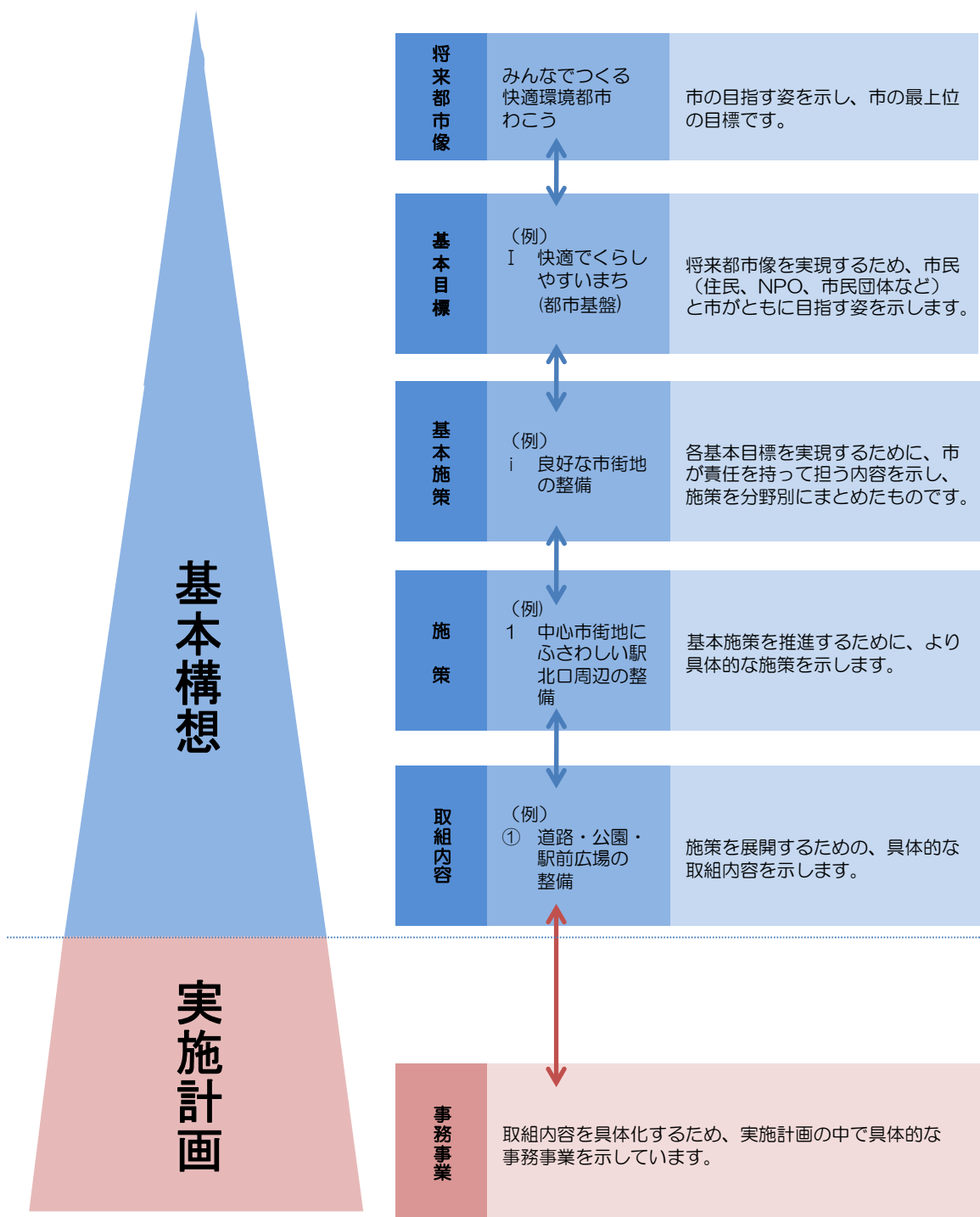
第 3 章

施策の体系図

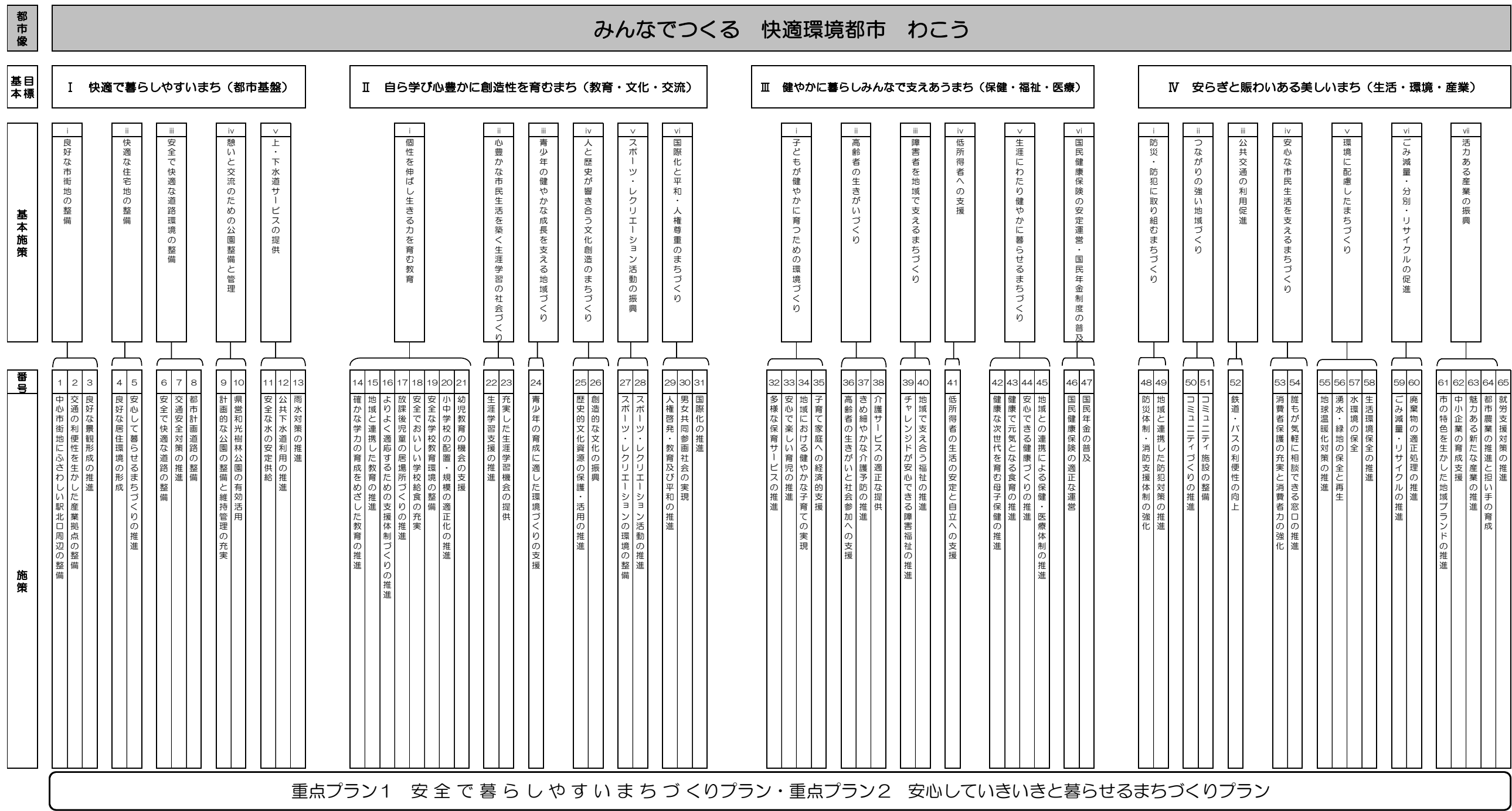
- 1 施策の体系図
- 2 施策の体系と重点プランとの関係

1 施策の体系図

(1) 体系図の見方



(2) 施策の体系図



	Ⅴ 構想の推進にあたって		
基本方針	i 市民・行政・企業等との役割分担と協力	ii 行財政改革の徹底	iii 透明性を高めた地域経営
方針	66 協働型社会の構築	69 マネジメントシステムによる計画的な行政経営	74 積極的な広報活動と情報共有化の推進
	67 市民参加の推進	70 効果的・効率的な行政サービスの提供	75 電子市役所の推進
	68 さまざまな連携によるまちづくりの推進	71 持続可能な財政運営	76 情報公開制度の利用の推進
		72 市民の期待に応える職員の育成	77 広聴活動の推進
		73 市有施設の適切な保全	

2 施策の体系と重点プランとの関係

表中の記号は各重点プランがどの施策の内容を含んでいるかを示しています。
○主な施策

基本目標	基本施策		施策		重点プラン	
					安全	安心
Ⅰ 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）	i	良好な市街地の整備	1	中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備	○	
			2	交通の利便性を生かした産業拠点の整備		
			3	良好な景観形成の推進		
	ii	快適な住宅地の整備	4	良好な居住環境の形成		
			5	安心して暮らせるまちづくりの推進		
	iii	安全で快適な道路環境の整備	6	安全で快適な道路の整備	○	
			7	交通安全対策の推進		
			8	都市計画道路の整備		
	iv	憩いと交流のための公園整備と管理	9	計画的な公園の整備と維持管理の充実		
			10	県営和光樹林公園の有効活用		
	v	上・下水道サービスの提供	11	安全な水の安定供給		
			12	公共下水道利用の推進		
			13	雨水対策の推進		
Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）	i	個性を伸ばし生きる力を育む教育	14	確かな学力の育成をめざした教育の推進		
			15	地域と連携した教育の推進		○
			16	よりよく適応するための支援体制づくりの推進		
			17	放課後児童の居場所づくりの推進		
			18	安全でおいしい学校給食の充実		
			19	安全な学校教育環境の整備		
			20	小中学校の配置・規模の適正化の推進		○
			21	幼児教育の機会の支援		
	ii	心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり	22	生涯学習支援の推進		
			23	充実した生涯学習機会の提供		
	iii	青少年の健やかな成長を支える地域づくり	24	青少年の育成に適した環境づくりの支援		
	iv	人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり	25	歴史的文化資源の保護・活用の推進		
			26	創造的な文化の振興		
	v	スポーツ・レクリエーション活動の振興	27	スポーツ・レクリエーションの環境の整備		
			28	スポーツ・レクリエーション活動の推進		
	vi	国際化と平和・人権尊重のまちづくり	29	人権啓発・教育及び平和の推進		
			30	男女共同参画社会の実現		
			31	国際化の推進		

基本 目 標	基本施策		施策		重点プラン	
					安全	安心
Ⅲ 健 や か に 暮 ら し み ん な で 支 え あ う ま ち (保 健 ・ 福 祉 ・ 医 療)	i	子どもが健やかに育つための環境づくり	32	多様な保育サービスの推進		○
			33	安心して楽しい育児の推進		
			34	地域における健やかな子育ての実現		
			35	子育て家庭への経済的支援		
	ii	高齢者の生きがいづくり	36	高齢者の生きがいと社会参加への支援		○
			37	きめ細やかな介護予防の推進		
			38	介護サービスの適正な提供		
	iii	障害者を地域で支えるまちづくり	39	チャレンジドが安心できる障害福祉の推進		
			40	地域で支え合う福祉の推進		
	iv	低所得者への支援	41	低所得者の生活の安定と自立への支援		
	v	生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり	42	健康な次世代を育む母子保健の推進		
			43	健康で元気となる食育の推進		
			44	安心できる健康づくりの推進		
			45	地域との連携による保健・医療体制の推進		
	vi	国民健康保険の安定運営・国民年金制度の普及	46	国民健康保険の適正な運営		
			47	国民年金の普及		
Ⅳ 安 ら ぎ と 賑 わ い あ る 美 し い ま ち (生 活 ・ 環 境 ・ 産 業)	i	防災・防犯に取り組むまちづくり	48	防災体制・消防支援体制の強化	○	
			49	地域と連携した防犯対策の推進		
	ii	つながりの強い地域づくり	50	コミュニティづくりの推進		○
			51	コミュニティ施設の整備		
	iii	公共交通の利用促進	52	鉄道・バスの利便性の向上		
	iv	安心な市民生活を支えるまちづくり	53	消費者保護の充実と消費者力の強化		
			54	誰もが気軽に相談できる窓口の推進		
	v	環境に配慮したまちづくり	55	地球温暖化対策の推進	○	
			56	湧水・緑地の保全と再生		
			57	水環境の保全		
			58	生活環境保全の推進		
	vi	ごみ減量・分別・リサイクルの促進	59	ごみ減量・リサイクルの推進		
			60	廃棄物の適正処理の推進		
	vii	活力ある産業の振興	61	市の特色を生かした地域ブランドの推進		
			62	中小企業の育成支援		
			63	魅力ある新たな産業の推進		
			64	都市農業の推進と担い手の育成		
			65	就労支援対策の推進		

第4章

基本目標別の計画内容

基本目標Ⅰ

快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

基本目標Ⅱ

自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

基本目標Ⅲ

健やかに暮らしみんなで支えあうまち（保健・福祉・医療）

基本目標Ⅳ

安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

1 本章の読み方

【記載例】

【解説】

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

i 子どもが健やかに育つための環境づくり

施策33 安心で楽しい育児の推進

●施策の目的

子育て中の家庭の育児不安や悩みが解消され、安心して楽しく子育てができるようにします。

●現状

本市では、育児不安や悩みを解消するため、子どもに関する相談を家庭児童相談室や各子育て支援拠点、児童センター（館）において実施しています。また、子育て支援センター等の子育て支援拠点において、サークル活動を中心とした地域での子育てを支援しています。

わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、家庭児童相談室を利用した人の満足度は、79.3%と高い割合を示している一方、子育ての総合相談室及び家庭児童相談室の認知度については、それぞれ49.2%、39.7%となっており、十分認知されているとはいえません。

●課題

保護者の経済的状況やメンタル面などが影響し、子どもに関する相談が複雑化しています。また、相談できる場所の周知が不足しています。

また、前述のアンケート調査では「子育てがづらい」又は「子育てがづらいのと楽しいのと同じくらい」と答えた人のうち、40%の人が「つらさを解消するための有効手段」として「地域における子育て支援の充実」を求めていることから、この要望に応えることが必要です。

●課題解決の考え方と取組

主要課題

課題解決の考え方

解決に向けた取組

子育て家庭の育児に関する不安や悩みの解消

子育てに関する複雑多様化する相談内容への対応

児童家庭相談体制の充実

子育てをきっかけとした交流の場の提供

地域での子育て応援体制づくり

●取組内容

① 児童家庭相談体制の充実

学校育児相談室など子どもに関して相談できる場所（機関）の周知方法をさらに工夫し、保護者が気軽に相談できるようにします。また、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、関係部署（機関）と連携を図り、事態を深刻化させないよう取り組みます。

② 地域での子育て応援体制づくり

保護者が子育てについてさまざまな不安を抱え、地域から孤立することがないように、保護者と地域が相互に交流するきっかけとなる場を提供します。また、地域での子育ての課題を共有し、その解決に向けて取り組む保護者同士のサークルを育成し、その活動を支援します

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
家庭児童相談室相談件数（件）	2,317	2,350	2,500	参考資料：わこう子どもプラン
子育てが楽しいと感じる市民の割合（％）	68.5 (H20)	75.0	80.0	参考資料：わこう子どもプラン
子育てサークル団体数	18	25	30	参考資料：わこう子どもプラン

【解 説】

記載例の内容の詳しい説明については、以下のとおりです。

(1) 施策体系

基本構想を実現するため、基本目標を定めています。この基本目標を実現する手段として基本施策があります。さらに、本章に掲げている各施策は、この基本施策の内容をより具体的に示したものです。

(2) 施策の目的

基本構想の目標年度である平成 32 年を目指して 10 年後に市民が和光市政に対しどのような状態になってほしいと考えているのか、あるいは、市として進んでいきたいと考えている状態を示しています。

(3) 現状

市が主に取り組んできた内容や市民の皆さんがどのような状態にあるのかについて、施策の達成状況、市民意識調査や社会指標分析などから客観的に市の現状を説明しています。

(4) 課題

施策の目的と現状を踏まえ、問題点を的確に把握し、さらに原因にまでさかのぼった分析を行います。また、施策の目的を達成するために、今後 10 年間を見据えて、解決すべき問題や今後の取り組むべき課題について説明しています。

(5) 課題解決の考え方と取組

各施策の目的を達成するために、現状から問題点を的確に把握し、分析した課題に対して、今後どのような問題解決を図るべきか、あるいは、解決策としてどのような取組が今後必要となるのかなどについて、樹形図^{*1}を用いて具体的かつ分かりやすく説明しています。

(6) 取組内容

課題解決の考え方と主な取組において導き出された具体的な解決策である取組内容について、詳しく説明しています。

(7) 施策指標

計画の進行管理や施策の達成状況などを評価するために、施策の目的から達成された状態を示す指標を設定しています。それぞれの指標の現状値と平成 27 年度（5 年後）、平成 32 年度（10 年後）の目標値を定めています。現状値については、平成 21 年度実績を基本として、異なる場合には、把握できる直近の値を示しています。また、今後新たに測る指標の現状値及び平成 27 年度に事業が完了することにより、達成された指標の平成 32 年度目標値については、「―」で示しています。

^{*1} 樹形図とは、主要課題を論理的構造に基づいてツリー状に分解・整理することで、議論の構造を視覚的に理解するに役立つ手法のこと。

基本目標Ⅰ

快適で暮らしやすいまち
(都市基盤)

基本目標

基本施策

施策



I 快適で暮らしやすいまち

i 良好な市街地の整備

施策 1 中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備

●施策の目的

和光市駅北口周辺の計画的な市街地形成を推進し、安全な歩行空間の確保、防災性の向上など、安全で暮らしやすいまちづくりを進めます。

●現状

駅北口周辺は、駅へのアクセスとしての生活道路の整備が十分でなく、通勤、通学時において安全が確保されているとはいえません。また、駅前広場もバスやタクシーなどの公共交通機関の乗降スペースが狭く、歩行者と車両が交錯している状態です。

市民意識調査でも、市街地整備の満足度は、南地域の 42.4%に対して、北地域は 35%と低く、さらに、市民まちづくり討議会や市民提案でも、駅北口の早期整備が望まれています。

平成 18 年に現在の和光市駅北口土地区画整理事業施行地区(優先施行地区)約 11.3ha を定め、平成 20 年 12 月に事業計画を決定し、事業を推進しています。

●課題

駅北口周辺は南口と比べて、駅前広場や都市計画道路が未整備なことから、商業集積や土地の有効利用が停滞しており、駅前の魅力と安全性を向上させる必要があります。

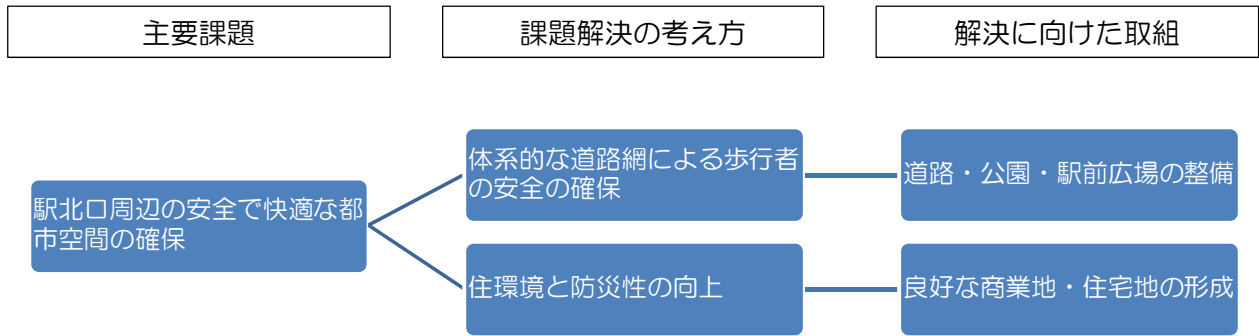
また、駅北口周辺は、宅地の無秩序な開発や建物の老朽化により、防災性の低下等も懸念されており、良好な市街地の形成が求められています。

駅北口土地区画整理事業については、市の北側だけの課題ではなく、全体の課題とし、最重要課題として積極的に取り組む必要があります。



和光市駅北口土地区画整理事業完成イメージ

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 道路・公園・駅前広場の整備

駅前広場や都市計画道路などの公共施設の整備を積極的に進め、歩行者等の安全性を高めます。また、駅前広場については、市民参加を取り入れ、駅前商業地区としての魅力を高めます。さらに、事業の推進にあたっては、民間の経営感覚を取り入れながら進めます。

② 良好な商業地・住宅地の形成

土地区画整理事業により、地域の防災性を向上させ、魅力ある住宅地を形成します。また、地区計画^{*1}を活用し、良好な住環境と景観の維持・保全を進めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
駅北口土地区画整理事業の整備率（％）	0	34.2	100	指標説明：使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：和光市駅北口土地区画整理事業事業計画書

^{*1} 地区計画とは、地区の土地利用と個々の建築物との調和を図り、地域の特性を活かした総合的なまちづくりを行うため、地区の特性に応じた規制・誘導を行うことができるよう、住民の合意により、その地域の細街路、小公園の計画、建築物の壁面後退・用途・形態等について、制限すること。

I 快適で暮らしやすいまち

i 良好な市街地の整備

施策 2 交通の利便性を生かした産業拠点の整備

●施策の目的

東京外かく環状道路等の優れた交通条件を生かし、和光北インター地域に先端的な研究・開発施設及び物流関連施設等の新たな産業拠点を整備します。

●現状

和光北インター地域土地区画整理事業は、新産業・物流業務地区の創出に向け、平成 21 年 12 月に事業認可を取得し、施行を開始しました。

市民からは、早期整備を望む声が多くなっています。

●課題

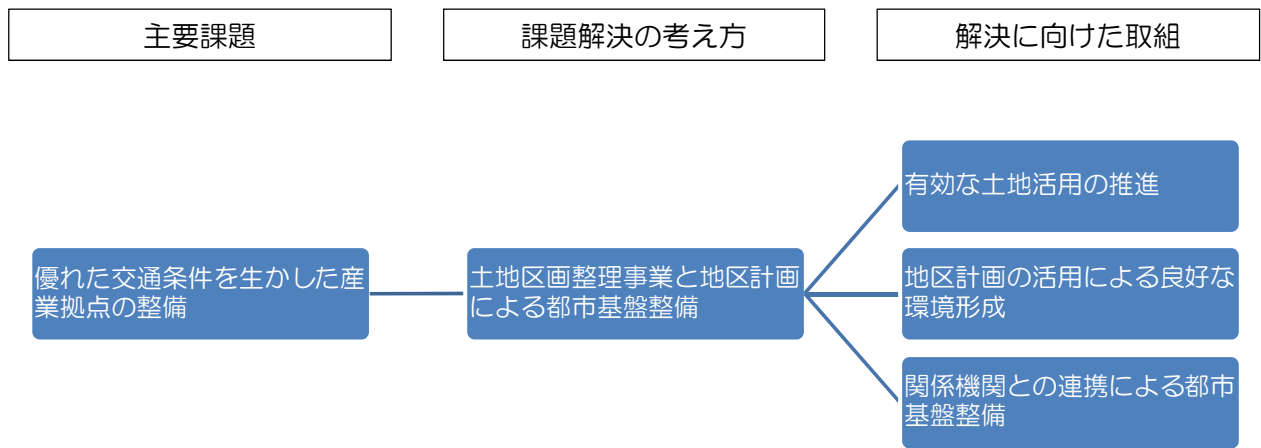
新産業・物流業務地区として整備を進めるため、企業誘致を進める関係機関や和光理研インキュベーションプラザとの連携を図ることが必要です。

土地区画整理事業による新たな産業拠点の整備にあたっては、近隣住民の生活環境に配慮する必要があります。

和光北インター地域土地区画整理位置図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 有効な土地活用の推進

事業主体の土地区画整理組合に対して技術支援等を行いながら、計画的な整備を行い、産業拠点としての有効な土地活用を推進します。

② 地区計画の活用による良好な環境形成

地区計画を活用し、産業拠点として適切な土地利用の規制・誘導を行うとともに、隣接する地域の生活環境に配慮した良好な環境の形成を図ります。

③ 関係機関との連携による都市基盤整備

新産業・物流業務地区として魅力を高めるため、関係機関や和光理研インキュベーションプラザと連携して、都市基盤整備を進めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
和光北インター地域土地区画整理事業整備率（％）	0	100	－	指標説明：使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：和光市北インター地域区画整理事業事業計画書

I 快適で暮らしやすいまち

i 良好な市街地の整備

施策3 良好な景観形成の推進

●施策の目的

まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育みます。

●現状

本市では、人口増加による都市化の進行に伴い、みどりや良好な景観など快適な生活環境が失われつつあります。市民提案でも、景観を損ねる派手な看板や建物への規制が必要という意見があるなど市の景観に対する市民意識が高まっています。

本市では、埼玉県景観条例に基づく景観の規制誘導を行ってきましたが、平成22年4月からは、市独自の景観条例及び景観計画を施行し、今後は、同条例計画に基づき、景観の規制誘導を進めていきます。

●課題

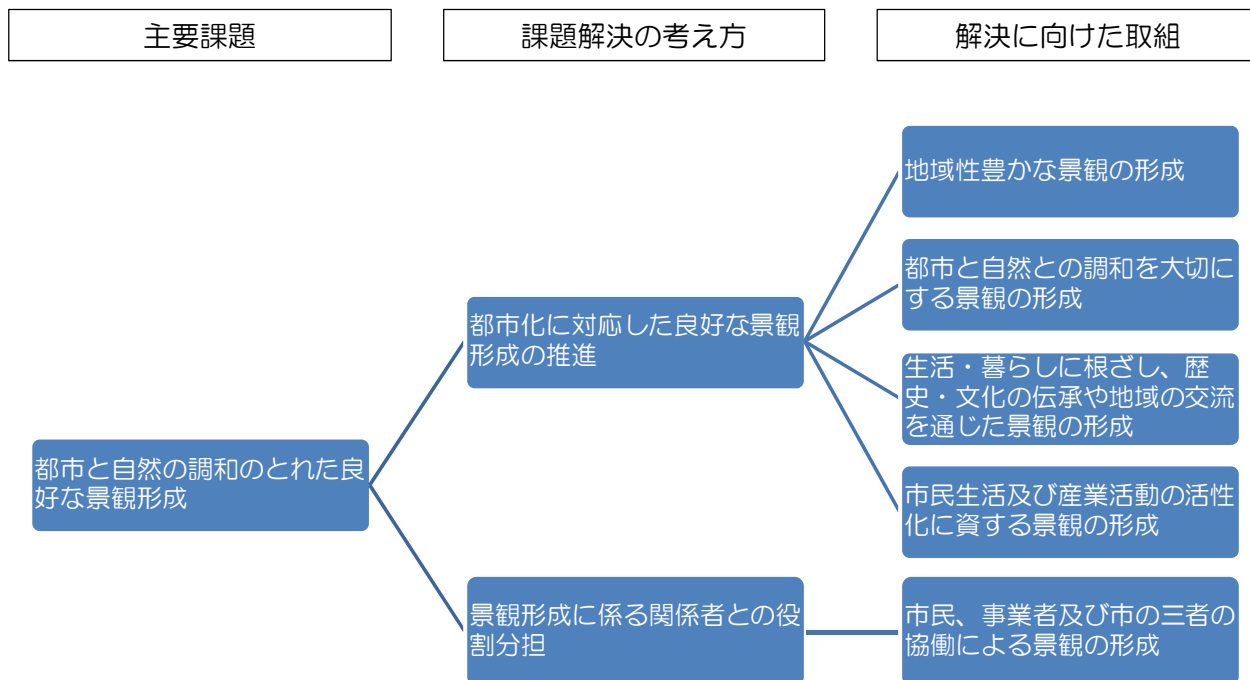
快適な生活環境を維持するためには、都市と自然の調和を図り、地域コミュニティ活動などを生かしたまちづくりが必要です。

良好な景観を形成するためには、市民、事業者及び市の協働による景観づくりが求められています。また、地域の景観を損ねている既存の建物等については、その対応が求められています。



良好な景観が形成された風景
(新河岸川付近の桜並木)

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域性豊かな景観の形成

景観条例・景観計画に基づき、本市の特徴を生かした良好な景観が形成されるように誘導します。

② 都市と自然との調和を大切にする景観の形成

変化に富んだ地形の上にそれぞれの地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする景観づくりを推進します。

③ 生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成

地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを推進します。

④ 市民生活及び産業活動の活性化に資する景観の形成

潤いのある豊かな生活環境の形成や産業の振興に寄与し、市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを推進します。

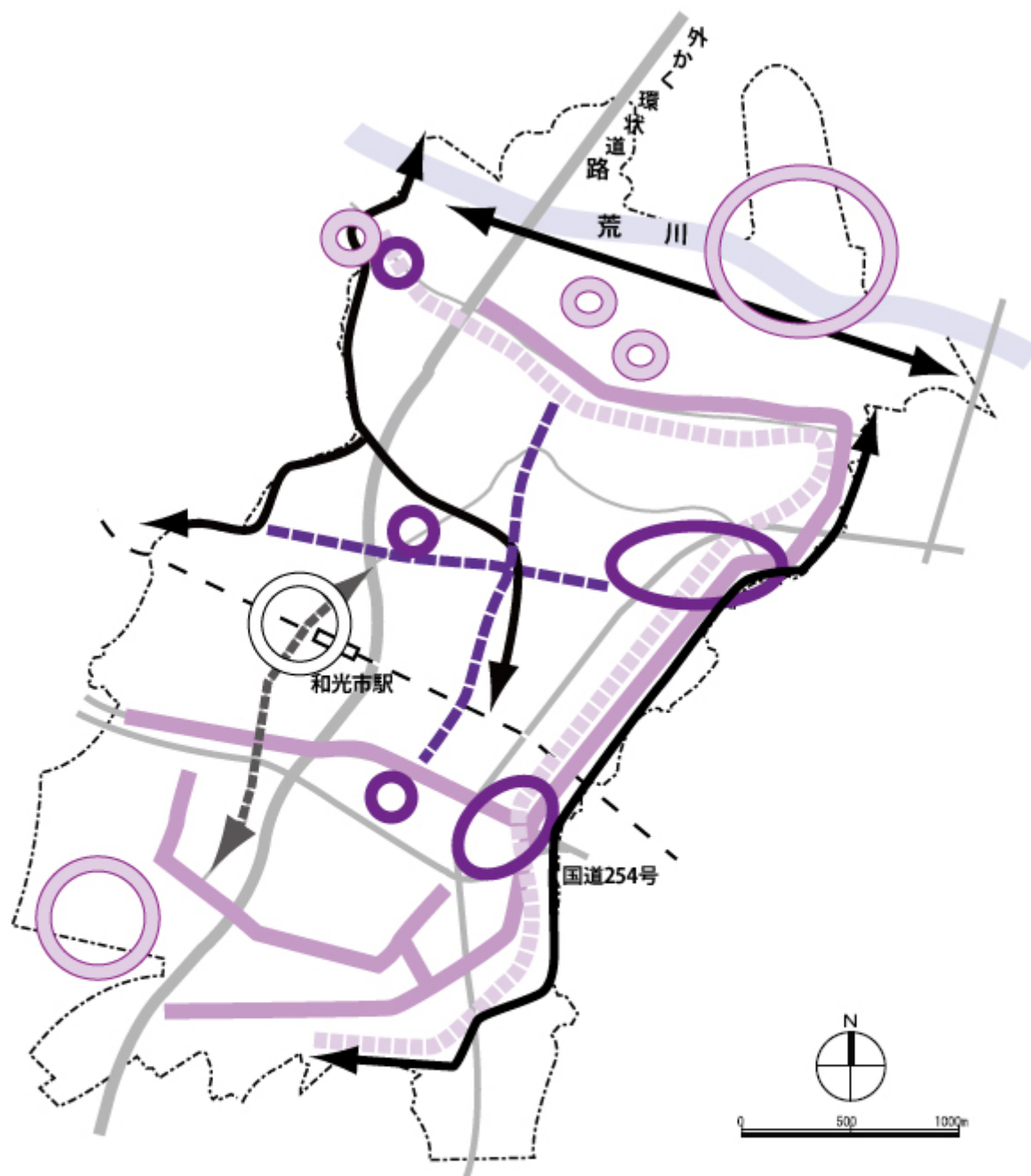
⑤ 市民、事業者及び市の三者の協働による景観の形成

地域での景観づくりの輪を広げ、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを推進します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
和光市景観計画に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数（件）	0	1	2	参考資料：和光市景観計画

景観軸*¹ と景観拠点*²



【凡例】

景観軸

- 駅前通り景観軸
- 住宅地景観軸
- 住宅地景観軸（都市計画道路）
- 河川景観軸
- 眺望景観軸

景観拠点

- 中心市街地景観の拠点
- 緑の拠点
- 歴史・文化の拠点

*¹ 景観軸とは、景観の形成において主要となる軸のこと。

*² 景観拠点とは、景観の形成において主要となる拠点のこと。

I 快適で暮らしやすいまち

ii 快適な住宅地の整備

施策 4 良好な居住環境の形成

●施策の目的

安心とやすらぎを感じ、本市に長く住み続けたいと思うよう、計画的な土地整備を行い、良好な居住環境を形成します。

●現状

計画的な住宅整備を行い、良好で災害に強い住宅地を形成するため、市内 3 地区で組合施工による土地区画整理事業を進めています。

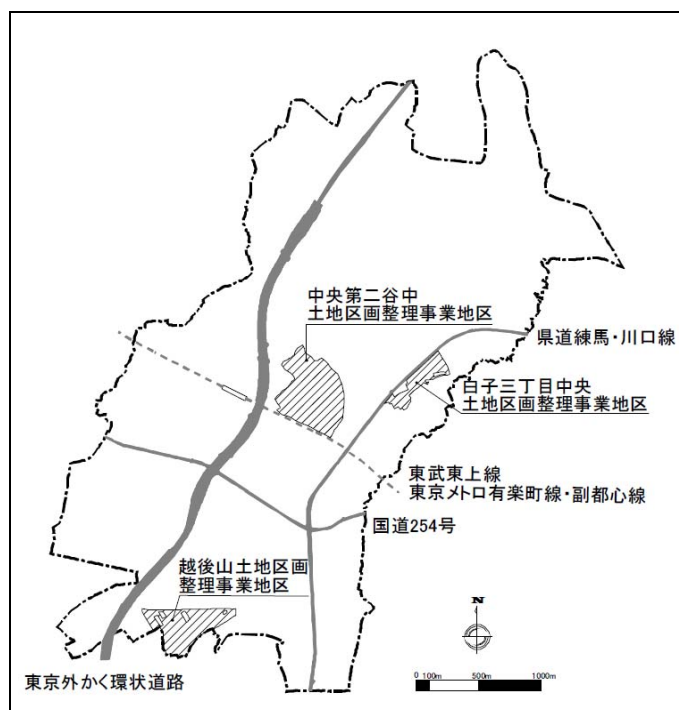
平成 22 年 3 月 31 日現在の事業費ベースの事業の進捗状況は、中央第二谷中土地区画整理事業で 86%、越後山土地区画整理事業で 25%となっています。また、整備率は、中央第二谷中土地区画整理事業は、61.1%、越後山土地区画整理事業は、40.2%となっています。なお、白子三丁目中央土地区画整理事業は、平成 21 年 11 月に事業認可を取得し事業を進めています。

市民意識調査では、「快適な住宅地が整備されている」という項目についての満足度が 37.1%と低い水準にとどまっており、3 地区の早期整備を推進し良好な居住環境を提供することが望まれています。

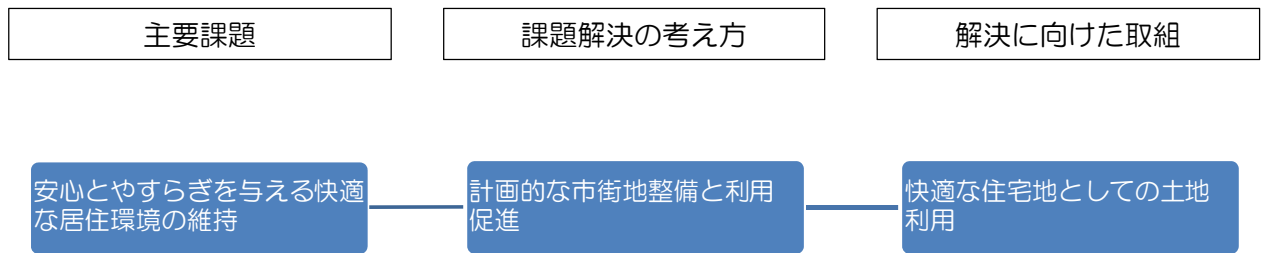
●課題

土地区画整理事業を地域との協力により進めていくことが求められています。

土地区画整理事業区域図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 快適な住宅地としての土地利用

中央第二谷中土地区画整理事業、越後山土地区画整理事業、白子三丁目中央土地区画整理事業の３地区について、事業主体の土地区画整理組合に対して技術支援等を行いながら、土地区画整理事業による計画的な整備を行うとともに、地区計画を活用した住宅地として良好な居住環境を形成します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
中央第二谷中土地区画整理事業整備率(%)	61.1	100	—	指標説明:使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料:土地区画整理事業事業計画書
越後山土地区画整理事業整備率(%)	40.2	100	—	指標説明:使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料:土地区画整理事業事業計画書
白子三丁目中央土地区画整理事業整備率(%)	0	100	—	指標説明:使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料:土地区画整理事業事業計画書

I 快適で暮らしやすいまち

ii 快適な住宅地の整備

施策 5 安心して暮らせるまちづくりの推進

●施策の目的

市民、事業者及び市が協働でまちづくりを進めるとともに、安全に住める建物を増やし、安心して暮らせるまちにします。

●現状

平成 19 年 7 月にまちづくり条例を施行し、市民、事業者及び市との協働により安全・安心で快適な活力のあるまちづくりを進めています。特に、事業者が行う開発行為等については、協定の締結基準や開発許可の基準を設け、秩序あるまちづくりに努めていますが、開発行為等の計画によって事業者と近隣住民等の紛争が発生しています。

市内建築物の耐震化については、土地区画整理事業区域外では古い住宅の建替えを含めた耐震化が進んでいない状況です。

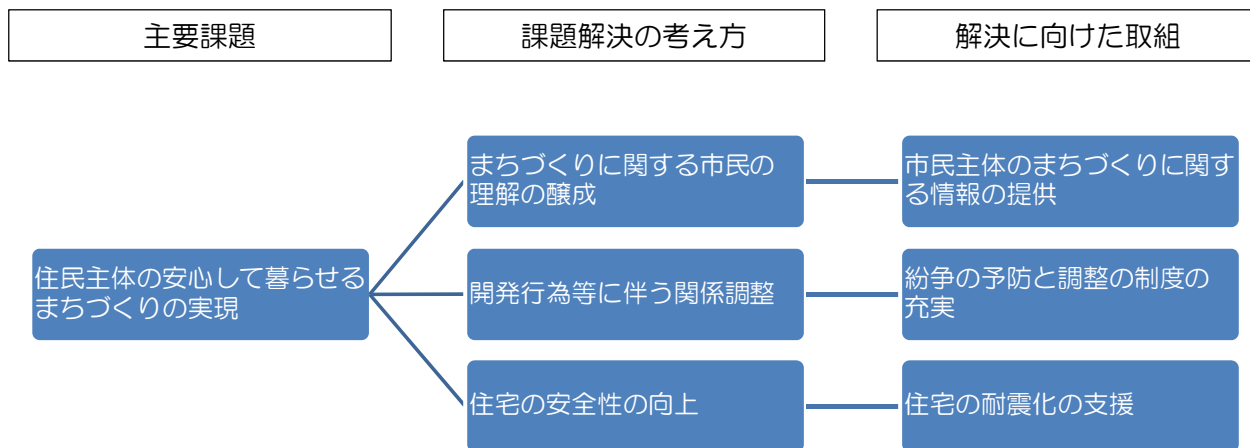
●課題

地区まちづくり協議会の認定や建築協定の締結など地区住民主体のまちづくりに関する制度が市民に十分に浸透していないため、制度の周知を図る必要があります。また、開発行為等の計画によって発生する事業者と近隣住民等との紛争への対応が求められています。

さらに、建築物の耐震化についても、その必要性が市民に浸透していないため、市の助成制度などについて、情報提供を図る必要があります。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民主体のまちづくりに関する情報の提供

地区住民が地区まちづくり協議会や建築協定の締結などのまちづくりに関する制度について十分理解できるよう、広報紙や市ホームページなどによる情報提供のほか、自治会の集会等での勉強会や説明会を通じて、周知を図ります。

② 紛争の予防と調整の制度の充実

紛争当事者の申出に応じ、相談やあっせん等を行い、迅速かつ適正な解決を図ります。

③ 住宅の耐震化の支援

無料耐震診断や耐震化への助成等を行います。また、耐震化の必要性など耐震化の情報について、広報紙や市ホームページなどにより周知を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市内住宅耐震化率(%)	80	90	—	指標説明：耐震性住宅戸数／全体住宅戸数 参考資料：和光市既存建築物耐震改修促進計画 ※国の政策に基づき平成 27 年度完了の計画であるため、平成 32 年度目標値はありません。
まちづくり条例に基づく完了検査率(%)	100	100	100	指標説明：完了検査数／申請件数

I 快適で暮らしやすいまち

iii 安全で快適な道路環境の整備

施策 6 安全で快適な道路の整備

●施策の目的

市民の目線に合わせた道路の整備と歩道の段差解消を行い、市民が安心して歩けるようにします。

●現状

本市は、狭あい道路が多く、歩行者のすれ違いができないなど、幼児、高齢者等に安全な歩行空間の整備が遅れています。また、歩道と車道の段差があり、通行の障害となっています。

市民提案でも、道路に関する提案のうち6割近くが歩道の整備を訴えています。

このことから、平成19年に中長期的な展望に立った計画的な道路整備を推進するため、道路整備実施計画を策定しています。また、駅南口広場については、駅利用者にとって公共交通を利用しやすい環境を整えるよう、整備を進めています。

市の北側の地域については、土地区画整理区域でもあり、今後は宅地整備と一体となった道路整備が求められています。

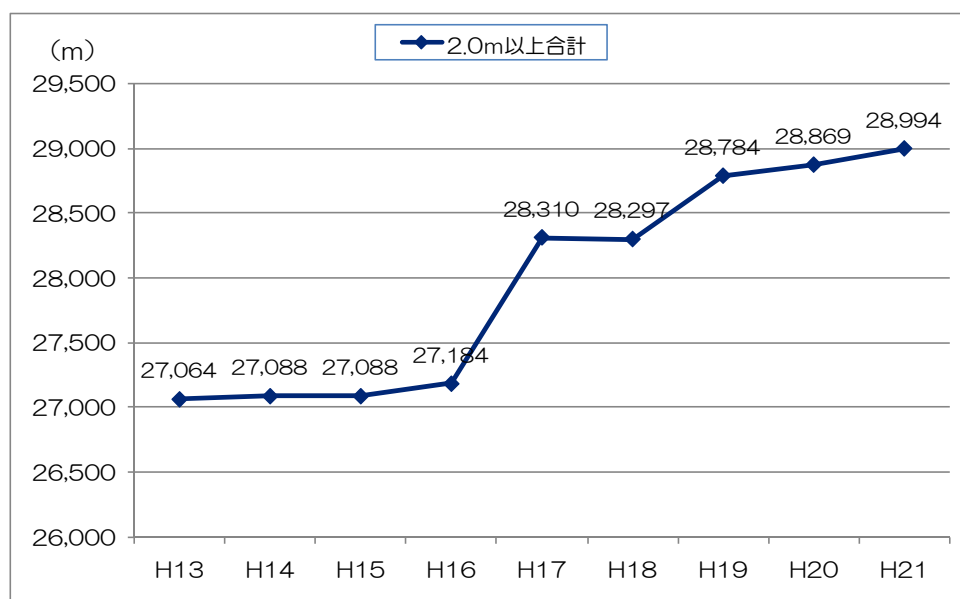
また、市では、市民ボランティアによる道路清掃や花壇の整備など、協働による管理を行っています。

●課題

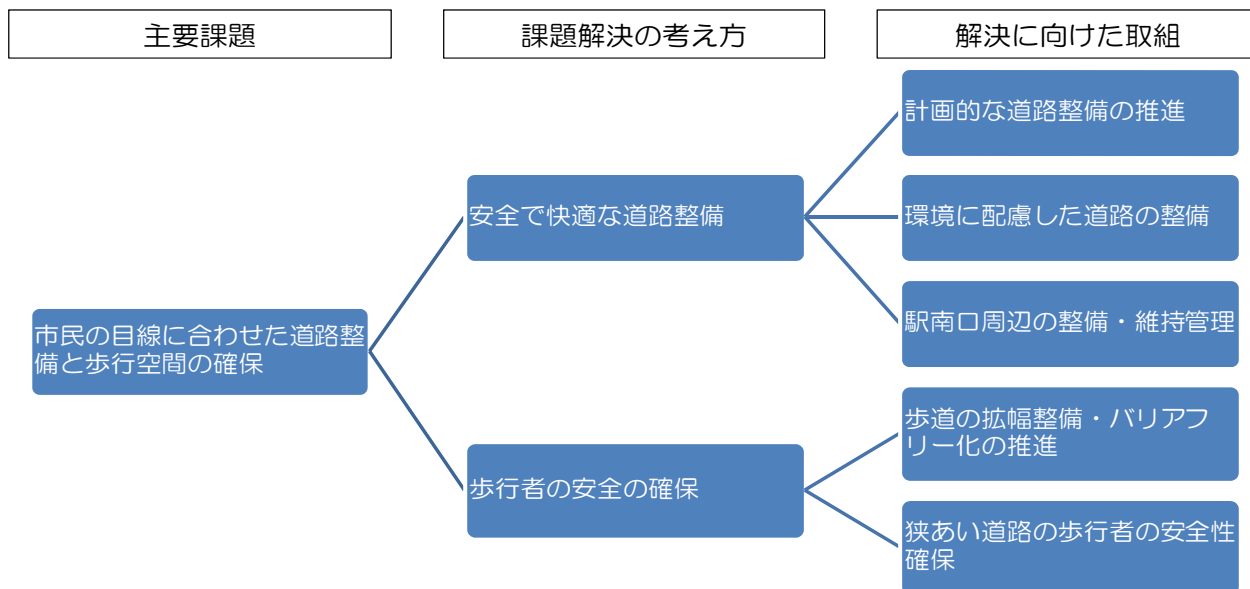
道路整備実施計画に基づく拡幅整備では、地権者の合意形成等を進めていくことが必要です。

国道や県道については危険箇所が多く、歩行者の安全性が確保されていない箇所があることから、改善していくことが求められています。

歩道の拡幅整備延長の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 計画的な道路整備の推進

道路整備実施計画に基づき、交通状況に応じて、計画的な整備を進めていきます。また、道路補修など適切な道路・水路の維持管理を行っていきます。

② 環境に配慮した道路の整備

歩道の整備補修等に合わせ、環境に配慮した道路整備を行います。

③ 駅南口周辺の整備・維持管理

駅南口周辺が中心市街地としての賑わいあるまちづくりを進めるため、適切な整備・維持管理を行っていきます。

④ 歩道の拡幅整備・バリアフリー^{*1}化の推進

歩道の拡幅整備や車道のかさ上げ・段差の解消などで、高齢者や身体障害者にもやさしい歩道の整備を図ります。また、国道や県道については、歩道未整備箇所があることから、歩行者の安全が図れるよう関係機関に対し、要望を行います。

⑤ 狭あい道路の歩行者の安全性確保

自動車中心の道路整備から歩行者中心の道路整備を行っていきます。また、国道や県道につながる市道の歩行者の安全性を確保します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
道路整備実施計画の進捗度（％）	1.0	20	30	指標説明：整備路線延長/44 計画路線延長
歩道の拡幅整備延長（km）	29.0	38.8	40.7	指標説明：幅員 2m以上の歩道延長

^{*1} バリアフリーとは、障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のこと。道路の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例である。

I 快適で暮らしやすいまち

iii 安全で快適な道路環境の整備

施策 7 交通安全対策の推進

●施策の目的

道路利用者の交通安全に対する意識を高め、安全に通行できる道路環境を整備します。

●現状

本市は、警察との連携により信号機の設置や路面標示などの交通安全施設の整備を行っています。

また、市内企業や交通関係団体の協力を得ながら、小学校新入学児童に対する交通安全教育活動や交通安全啓発活動に取り組んでいます。しかしながら、市民 1,000 人当たりの交通事故件数が他自治体に比べ多くなっています。

また、駅周辺における放置自転車が後を絶たず、通行者にとって、危険な状況となっています。

●課題

交通事故については、高齢者や自転車の事故が多くなっており、国道、県道などの交通量が多い道路における事故が多くなっています。

また、駅周辺における放置自転車の問題については、利用者のモラルの向上が必要です。

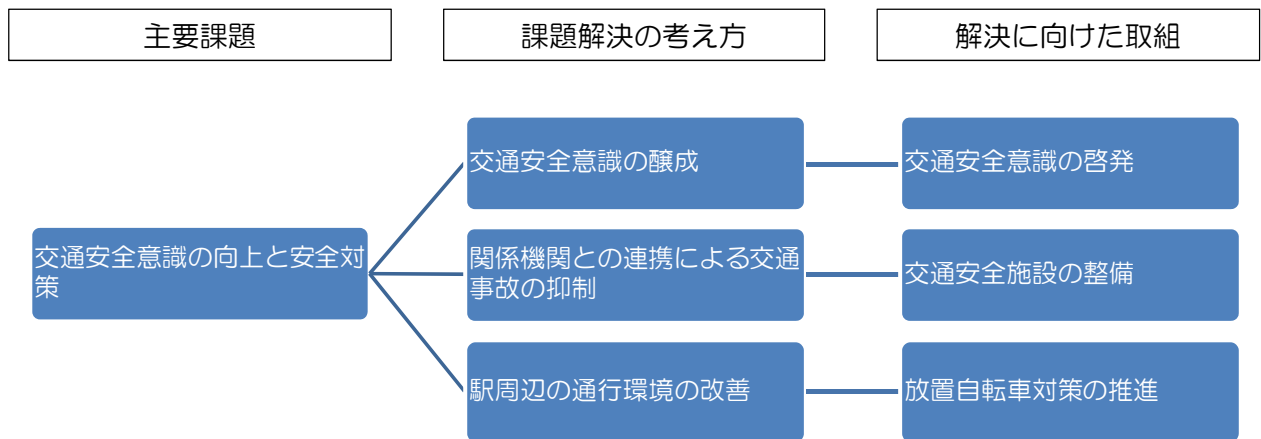


放置自転車の状況



放置自転車撤去後の状況

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 交通安全意識の啓発

小学校における交通安全教育を行うとともに、自転車利用者や高齢者への啓発活動を進めます。

② 交通安全施設の整備

警察、国道・県道管理者及び市の３者による道路診断を行い、事故の原因を把握し、事故の再発防止を図ります。また、防護柵、反射鏡、街路灯などの交通安全施設の整備・維持管理を行います。

③ 放置自転車対策の推進

駅周辺の自転車等放置禁止区域の周知に努めるとともに、自転車などを定期的に撤去し、駅周辺の交通事故防止のための環境を整備します。また、駅周辺自転車駐輪場を設置し、放置自転車対策を進めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市内の人身事故発生件数（件）	340	300	280	参考資料：交通事故統計資料（埼玉県警本部）
交通事故死傷者数（人）	412	380	340	参考資料：交通事故統計資料（埼玉県警本部）
放置自転車撤去数（台）	1,848	1,500	1,200	

I 快適で暮らしやすいまち

iii 安全で快適な道路環境の整備

施策 8 都市計画道路の整備

●施策の目的

広域的な交通需要に対応できるよう、効率的な道路網を形成することで、市民の利便性を向上します。

●現状

市民の利便性の向上を目指し、都市計画道路^{*1}を計画的に整備してきたことにより、整備率は、平成 21 年度末時点で 70%となり、県内の他自治体に比べると高くなっています。

また、諏訪越四ツ木線跨線橋^{*2}については、平成 21 年 6 月に事業認可を取得し整備を進めていますが、土地区画整理事業区域外の都市計画道路については、整備が進んでいません。

市民意識調査では、道路・公共交通への不満の回答がやや多く、特に南地域に比べて北地域の不満が多くなっています。

●課題

土地区画整理事業の区域外の都市計画道路の整備が進みづらくなっています。

また、市民の利便性向上のため、諏訪越四ツ木線跨線橋の整備を早急に進める必要があります。さらに、埼玉県が整備主体の一般国道 254 号和光富士見バイパス線（志木和光線）の早期完成が求められています。

その他、駅から市役所に向かう都市計画道路である南口駅前線（シンボルロード）の電線地中化の整備が遅れています。

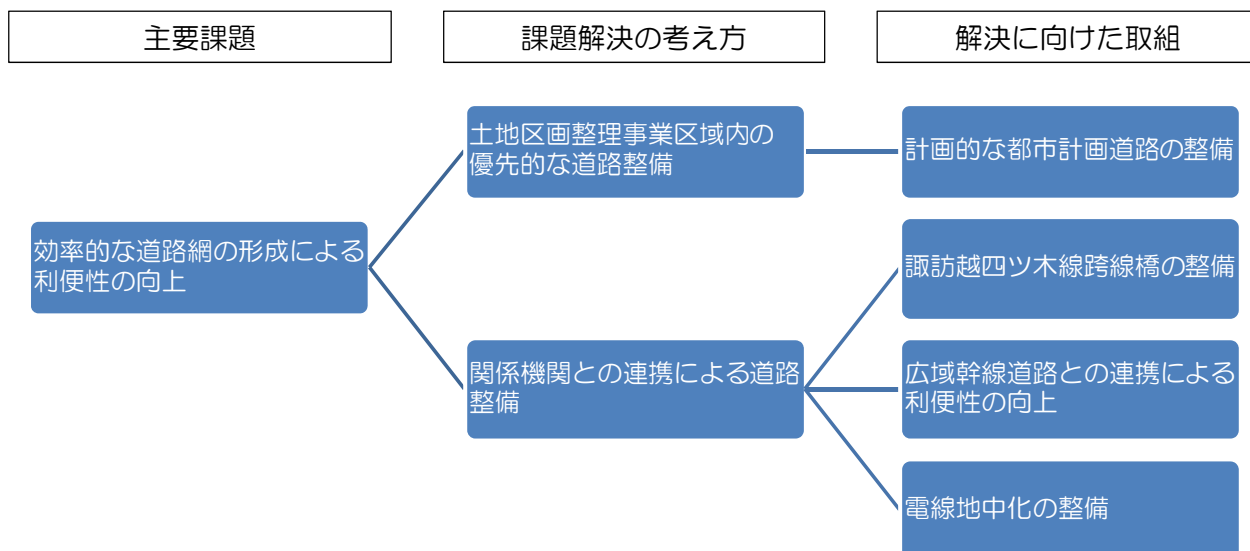


都市計画道路（南口駅前線）

^{*1} 都市計画道路とは、機能的な都市活動の確保や都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定された、都市形成の骨格をなす道路のこと。

^{*2} 跨線橋とは、道路と鉄道の線路を立体交差化して、線路をまたぐように架けられた橋のこと。

●課題解決の考え方と取組



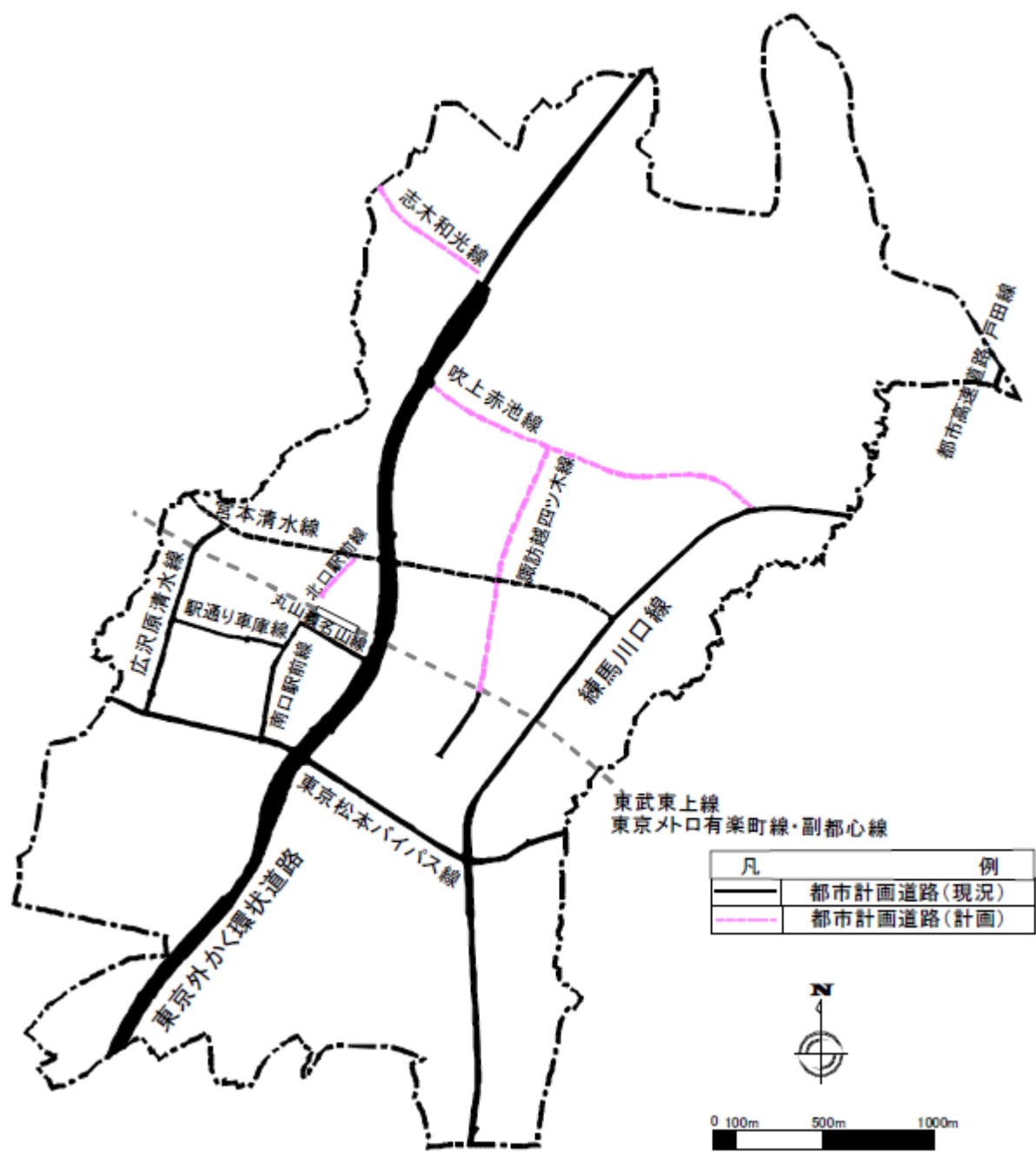
●取組内容

- ① 計画的な都市計画道路の整備
都市計画道路は、土地区画整理事業区域内を優先しながら計画的な整備を進めます。
- ② 諏訪越四ツ木線跨線橋の整備
諏訪越四ツ木線跨線橋整備については、関係機関と連携し、早急に整備します。
- ③ 広域幹線道路との連携による利便性の向上
一般国道 254 号和光富士見バイパス（志木和光線）については、国や埼玉県に対して早期整備の促進と東京外かく環状道路北インター以南への延伸を要望します。
- ④ 電線地中化の整備
南口駅前線（シンボルロード）の電線地中化を計画的に整備します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
都市計画道路整備率（％）	70.0	72.7	75.0	指標説明：都市計画道路の整備延長／計画延長 参考資料：都市計画現況調査
諏訪越四ツ木線跨線橋整備進捗率（％）	50.0	100	－	参考資料：計画終了年度（平成 24 年度予定）
電線地中化整備率（％）	40.1	40.1	100	参考資料：計画終了年度（平成 31 年度予定）

都市計画道路図



I 快適で暮らしやすいまち

iv 憩いと交流のための公園整備と管理

施策 9 計画的な公園の整備と維持管理の充実

●施策の目的

公園を利用する市民が、憩いや安らぎを感じられるようにします。

●現状

現在、市の北側に 25 箇所、南側に 24 箇所の公園があり、東京外かく環状道路上部を利用した広場等が 5 箇所あります。市民一人当たりの公園面積は、近隣市と比べ広がっています。

市民意識調査では、公園に関しての満足度は 63.0%と高い水準にありますが、地域別では、南地域より北地域の満足度が低くなっています。また市民提案では、公園を設置してほしいという要望が多くなっています。

各公園においては、経年劣化していく遊具が年々増加していることから、安全点検を行い、適正な維持管理に努めています。

●課題

平成 16 年 2 月に都市計画決定したアーバンアクア公園^{*1}の整備が遅れています。また、土地区画整理区域以外では、公園整備のための用地の確保が難しくなっています。

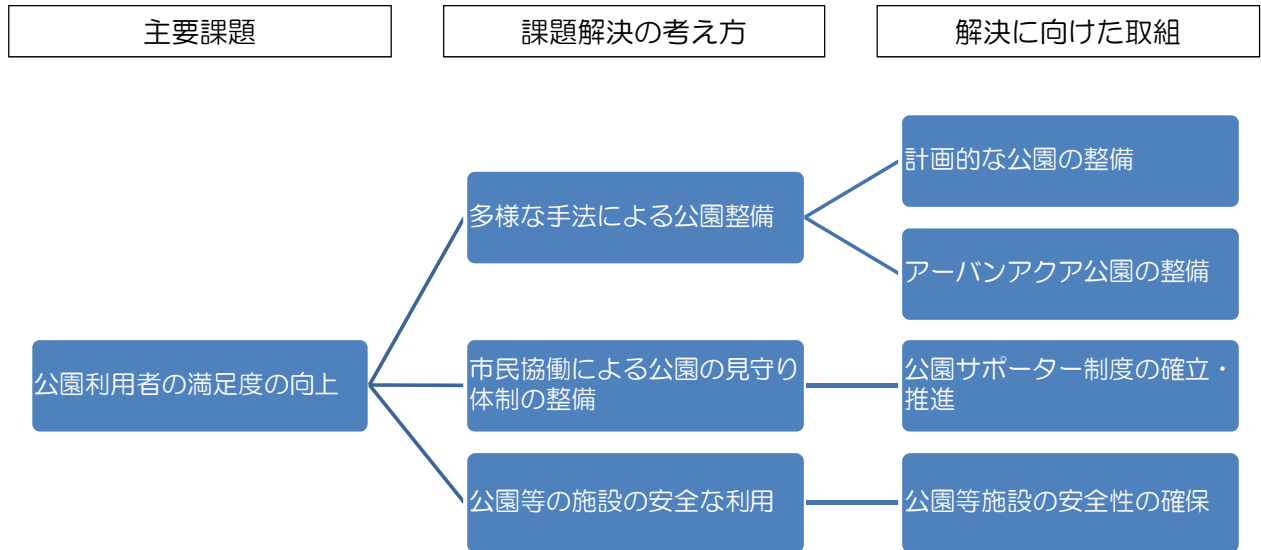
その他、地域の連帯感が薄れていることから、地域の交流の場として、公園をより活用することが求められています。



市内の公園（わんぱく公園）

^{*1} アーバンアクア公園とは、平成9年度に埼玉県が策定した「彩の国アーバンアクア広場計画」に基づき、荒川右岸流域下水道終末処理場内下水処理場施設の上部を有効活用するため、平成16年に公園の設置が都市計画決定された公園のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 計画的な公園の整備

土地区画整理事業において計画的に公園整備を進めていきます。また、借地公園の設置基準を新たに設けます。

② アーバンアクア公園の整備

市民ニーズや費用対効果などを踏まえ、関係機関との連携し、市民との協働により、スポーツ・レクリエーション等の憩いの場として整備していきます。

③ 公園サポーター制度の確立・推進

公園サポーター^{*2}制度を確立して、市民との協働による公園の見守りや維持管理を進めていきます。

④ 公園等施設の安全性の確保

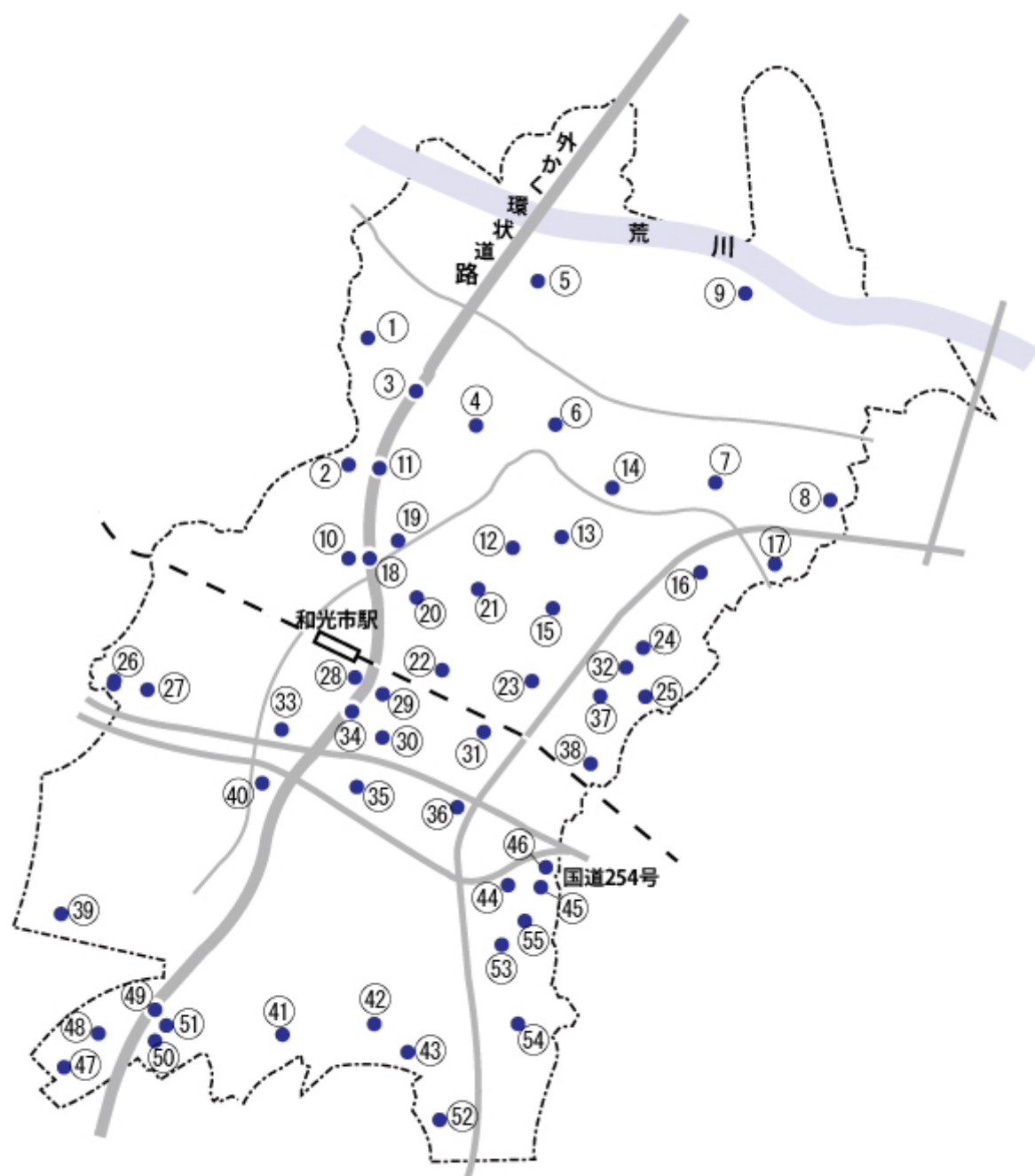
公園等の施設について、引き続き、定期的な点検及び修繕を行い、全ての施設が安全に利用できるように、整備、維持管理に努めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市民一人当たりの公園面積（㎡）	4.5	4.2	5.0	指標説明：市内公園面積／人口
公園サポーター参画公園数（箇所）	－	10	15	指標説明：公園サポーターが関与している公園数

^{*2}公園サポーターとは、公園の安全で快適な利用を、地域の中で実現するため、公園の見守りや維持管理、利用促進などに協力・参画する市民団体のこと。

公園位置図



1. 赤池児童遊園地
2. 上谷津児童遊園地
3. 外環・新倉二丁目広場
4. 和光台児童遊園地
5. 松ノ木島公園
6. 練田児童遊園地
7. 大島公園
8. 野川公園
9. 荒川河川敷運動公園
10. 柿ノ木坂湧水公園
11. 外環・花ノ木広場
12. 天神ヶ谷戸公園
13. 坂下湧水公園
14. 午王山児童遊園地
15. 宮ノ台児童遊園地
16. ふきあげ公園
17. 旧白子川遊歩道
18. 外環・駅北C公園
19. 柿ノ木坂児童公園
20. 東妙蓮寺児童遊園地
21. まました橋広場
22. やとじま公園
23. 谷中児童遊園地
24. 南市場いこいの森
25. 市場下公園
26. 土橋児童遊園地
27. 本町児童公園
28. チビッコ公園
29. せせらぎ公園
30. 緑の公園
31. ワンパク公園
32. 市場峡公園
33. 鈴森公園
34. 外環・丸山台広場
35. 浅久保児童遊園地
36. あさかわ公園
37. 市場児童遊園地
38. 旧白子川児童遊園地
39. 県営和光樹林公園
40. 広沢原児童公園
41. 越後山児童遊園地
42. いとくぼ公園
43. 西牛房児童公園
44. 越ノ上わんぱく広場
45. 越ノ下公園
46. 南滝河原児童遊園地
47. しんでんやま公園
48. 二軒新田児童遊園地
49. 外環・南公園
50. かくへいまる公園
51. かくへいまる第2公園
52. 西むかいやま公園
53. 南越ノ上児童公園
54. 牛房八雲台憩いの森
55. こしのはけ公園

I 快適で暮らしやすいまち

iv 憩いと交流のための公園整備と管理

施策 10 県営和光樹林公園の有効活用

●施策の目的

市民が県営和光樹林公園を活用し、ふれあい、憩い、安らぎを感じられるようにします。

●現状

県営和光樹林公園は平成元年 3 月に開園し、これまで身近なオープンスペースとして市民に親しまれてきました。また、本市が平成 18 年 4 月から指定管理者として、維持管理を行っています。

市民意識調査では、本市に魅力や誇りを感じるものとして樹林公園をあげる人が 2 番目に多くっており、地域資源として思い浮かべるものとして、樹林公園をあげる人が最も多くなっています。

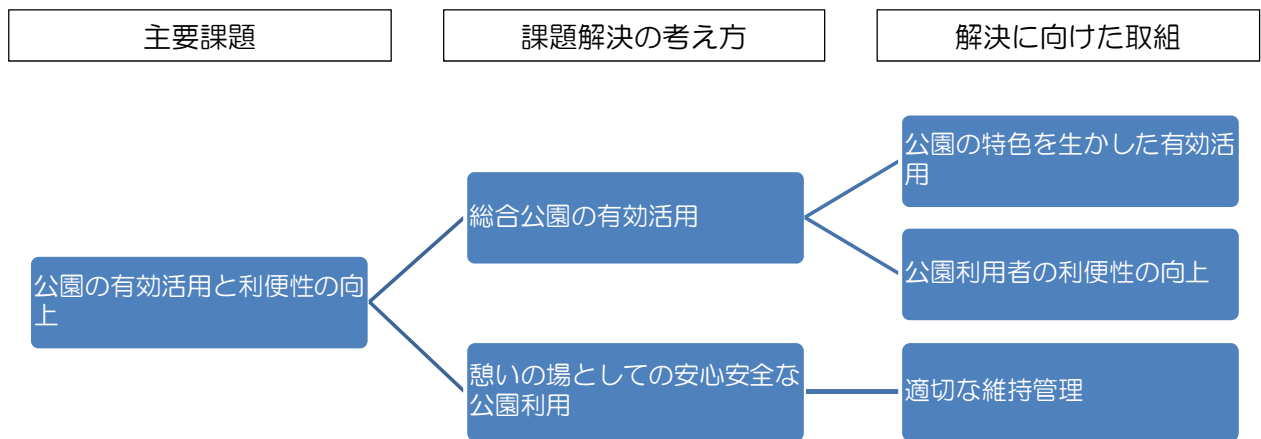
●課題

県営和光樹林公園は、市民にとって身近な存在であり、有効的な活用、利便性の向上、適切な維持管理が求められています。



県営和光樹林公園

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

- ① 公園の特色を生かした有効活用
オープンスペースを活用したロードフェスティバルや防災訓練の実施など、総合公園としての特色を生かしたイベント等を行います。
- ② 公園利用者の利便性の向上
市民ニーズに応えられるよう関係機関と協議を行い、利便性を向上します。
- ③ 適切な維持管理
市民が憩いの場として安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
樹林公園を公的なイベントに活用した数(件)	2	3	5	
樹林公園に魅力や誇りを感じる市民の割合(%)	15.9	16.5	17.0	指標説明:和光市に魅力や誇りを感じるもの設問で樹林公園と答えた割合 参考資料:市民意識調査

I 快適で暮らしやすいまち

ⅴ 上・下水道サービスの提供

施策 11 安全な水の安定供給

●施策の目的

安心して飲める水を市民がいつでも利用できるようにします。

●現状

本市水道事業は、平成 22 年 3 月 31 日現在、給水人口 77,397 人、年間給水量 9,232,940 m³ 管路総延長 130Km 普及率は 100%となっています。市民に安全な水を供給するため、水道水質検査計画に基づき定期的に検査を行っています。

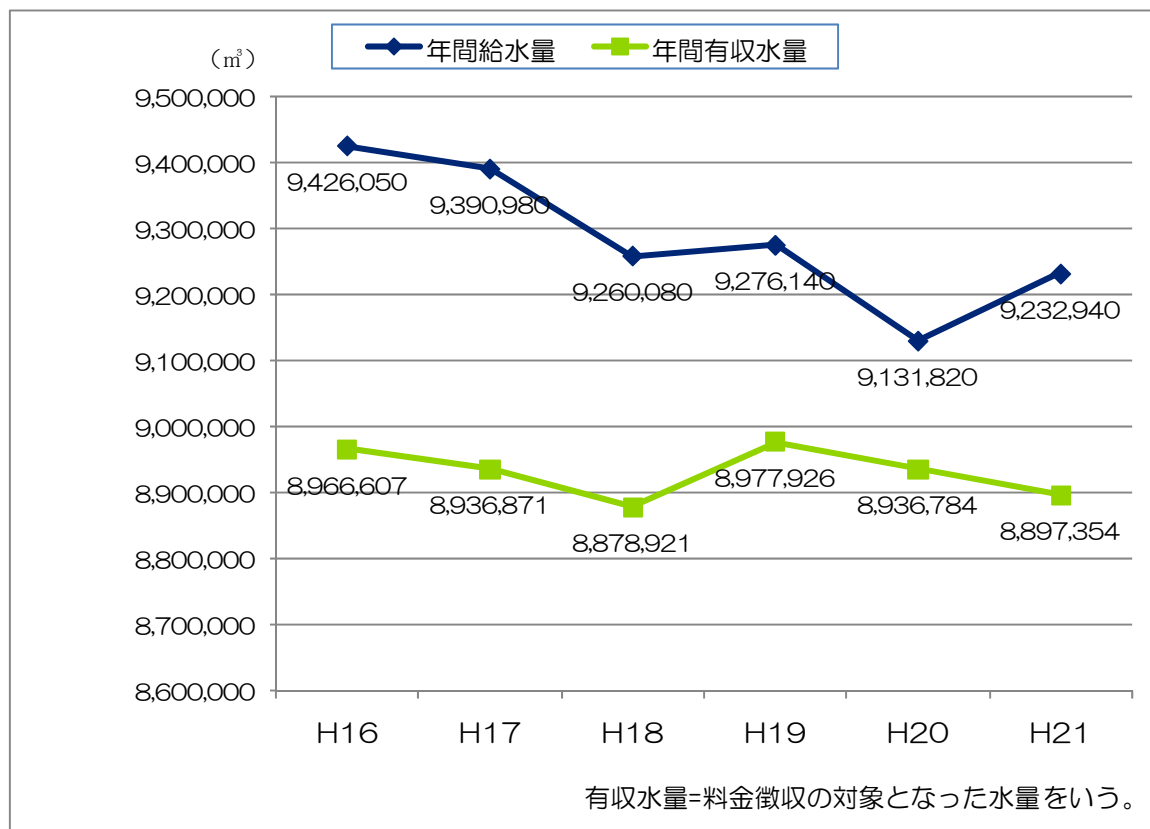
また、平成 21 年度に策定した水道ビジョンに基づき、災害に強い管網整備と安全な管種への変更、浄水場及び取水施設の改良・改修を計画的に行っています。

●課題

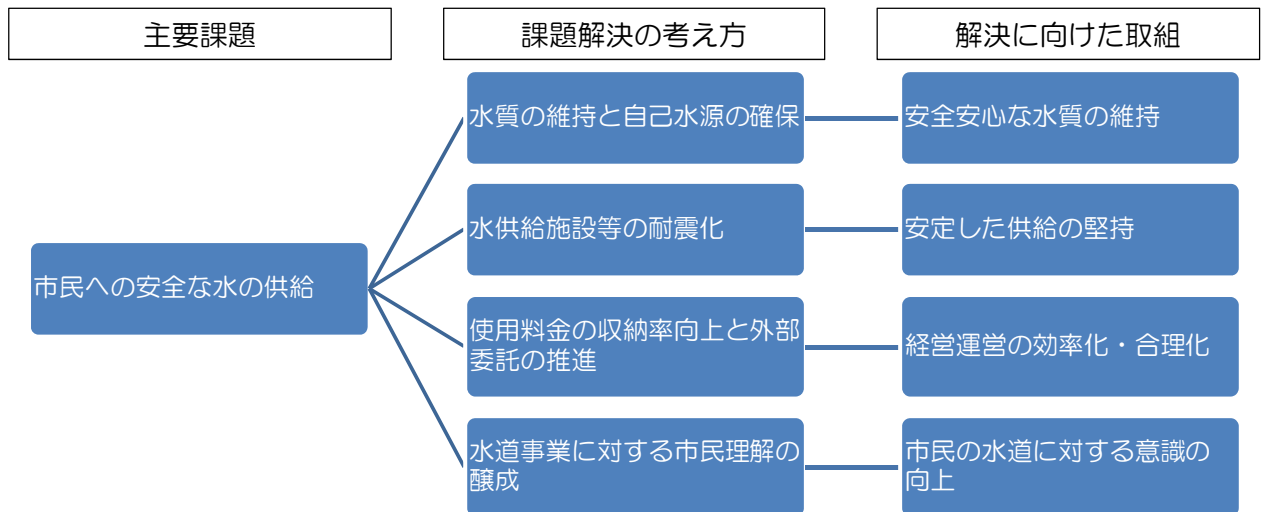
安全な水質の維持を期待する市民ニーズは高く、今後も安定的に供給を続ける必要があります。しかし、大きな地震に対して弱い水道管が残っており、対策が求められています。

また、使用料の収納率を向上させるとともに、市民の水道水に対する意識の向上が必要です。

給水量等の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 安全安心な水質の維持

水道ビジョン、水安全計画及び水道水質検査計画に基づき、水質の維持に努めます。また、取水井戸の維持管理を定期的に行い、自己水源の確保に努めます。

② 安定した供給の堅持

水道ビジョンに基づき、浄水場や取水施設の計画的な改良・改修及び耐震管路への更新を行います。また、埼玉県企業局との連携を図り、県水の受水体制を継続します。

③ 経営運営の効率化・合理化

水需要の減少により、料金収入の増加が見込めない傾向にあるため、積極的な収納率の向上や引き続きアウトソーシング^{*1}に取り組むことより一層の効率化、合理化に努めます。将来的な収支のバランスを見極め、適正な料金体系を検討します。

④ 市民の水道に対する意識の向上

水道週間等のイベントにおいて、ライフラインとしての水道事業に対する理解を深め、全ての水を大切にできるようPRします。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
断水日数（日）	0	0	0	
収納率（％）	98.2	99.0	99.0	指標説明：収納額／料金調定額

^{*1} アウトソーシングとは、業務や機能の一部または全部をそれを得意とする企業などに委託すること。

I 快適で暮らしやすいまち

ⅴ 上・下水道サービスの提供

施策 12 公共下水道利用の推進

●施策の目的

公共下水道認可区域において、すべての市民が公共下水道を利用できるようにします。

●現状

本市は、公共下水道認可区域 671ha に対して整備済み面積が 633ha であり、38ha の区域（道路未整備地区）の住民は下水道施設を利用できない状況にあります。また、平成 21 年度末の公共下水道利用率は 97.0% であり、汚水処理開始公示区域において未接続の宅地が存在します。

公共下水道着手から 30 年以上が経過し、管渠の老朽化が進んでいるため長寿命化^{*1}を推進しています。

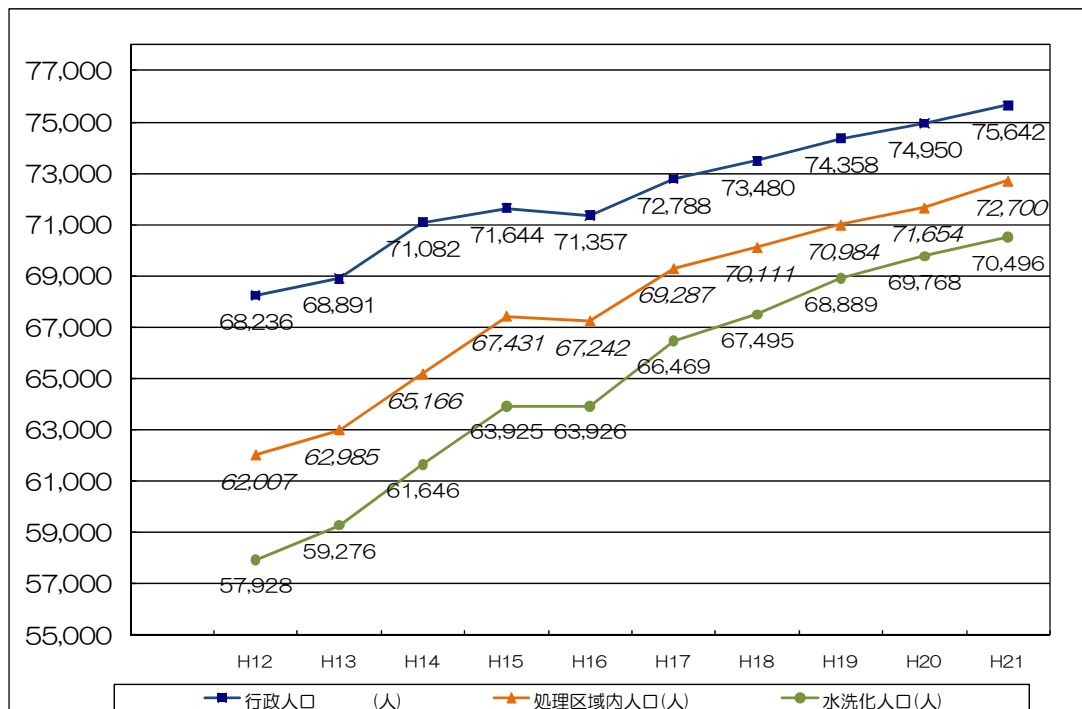
●課題

道路整備や土地区画整理事業の遅れにより、新規の下水道工事の着手が遅れているほか、既存の下水道施設が老朽化しています。

公共下水道の利用向上のための市民へ啓発が不足しています。

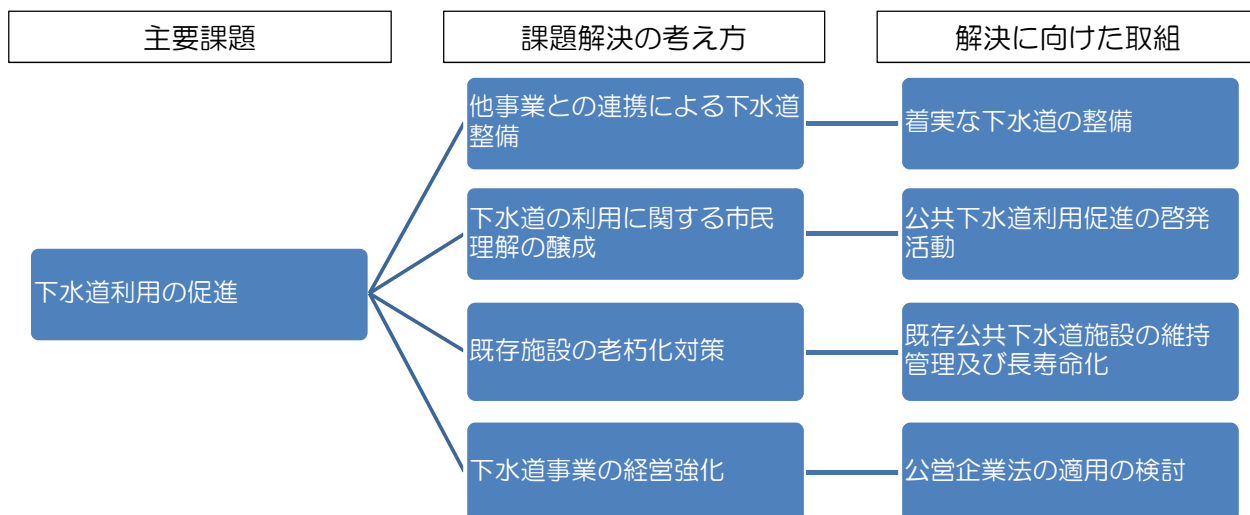
また、下水道事業の経営の健全化や透明性の確保が求められています。

公共下水道人口の推移



^{*1} 長寿命化とは、プラスチック材により既存管渠の内面を被覆し、管渠施設の更正を図る技術のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 着実な下水道の整備

関係機関と連携し、着実な下水道整備を進めます。

② 公共下水道利用促進の啓発活動

啓発パンフレットの配布や戸別訪問を行うとともに、広報紙や市ホームページなどにより公共下水道の利用促進を図ります。

③ 既存公共下水道施設の維持管理及び長寿命化

既存公共下水道施設について定期的な調査及びメンテナンスを行います。また、老朽管に関しては長寿命化を進めます。

④ 公営企業法の適用の検討

経営基盤の強化に向け、計画性・透明性の向上を図るため、地方公営企業法の適用を検討します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
汚水整備率（％）	94.4	96.8	100	指標説明：整備面積/認可面積
公共下水道利用率（％）	97.0	99.0	100	

I 快適で暮らしやすいまち

ⅴ 上・下水道サービスの提供

施策 13 雨水対策の推進

●施策の目的

集中豪雨等による浸水被害を防ぎ、安心して暮らせるようにします。

●現状

雨水整備率は平成 21 年度末において 26.4%に過ぎず、埼玉県平均 34.1%と比較しても低くなっています。また最近はゲリラ豪雨が頻発しており、一時的な降雨量の増加等が懸念されます。

宅地の雨水処理においては宅地内処理が基本（浸透枳等）ですが、昭和 56 年以前の開発に関しては適切な制度が施行されておらず、十分な宅地内処理がされていません。

また、一級河川新河岸川や越戸川など最終河川の認可計画改修工事の遅れによる排水比流量の制限があり、河川への流出量の増加が認められない状況にあります。

●課題

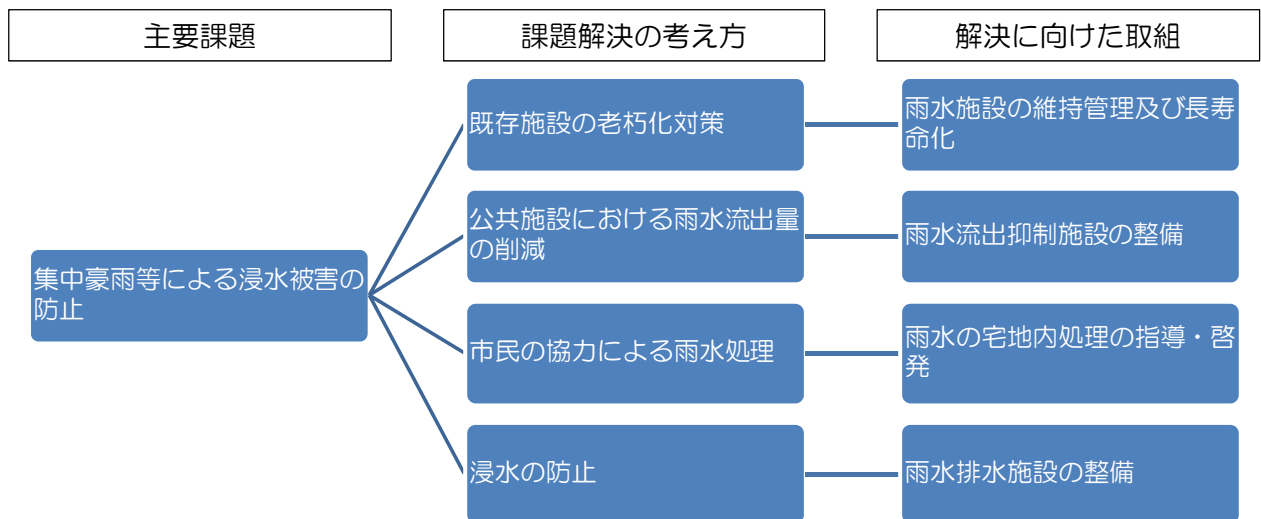
雨水排水施設の整備が遅れているほか、雨水施設が老朽化しています。

また、宅地の雨水処理への意識が低く、宅地内処理が十分に図られていません。



雨水対策施設（野川調整池）

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 雨水施設の維持管理及び長寿命化

既存雨水幹線及び雨水ポンプ場において定期的な調査及びメンテナンスを行います。また、老朽管に関しては長寿命化を進めます。

② 雨水流出抑制施設の整備

市内の公共施設には、雨水排水抑制施設の未整備の施設があることから、雨水抑制施設の整備を行っていきます。

③ 雨水の宅地内処理の指導・啓発

宅地に降った雨水については、宅地内処理をするよう指導・啓発します。

④ 雨水排水施設の整備

大量降雨による浸水を防止するための雨水排水施設の更なる整備を進めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
雨水整備率（％）	26.4	27.0	28.0	指標説明：整備面積/認可面積
浸水件数（件）	0	0	0	
公共施設における雨水流出抑制施設整備率（％）	63.5	66.7	74.6	

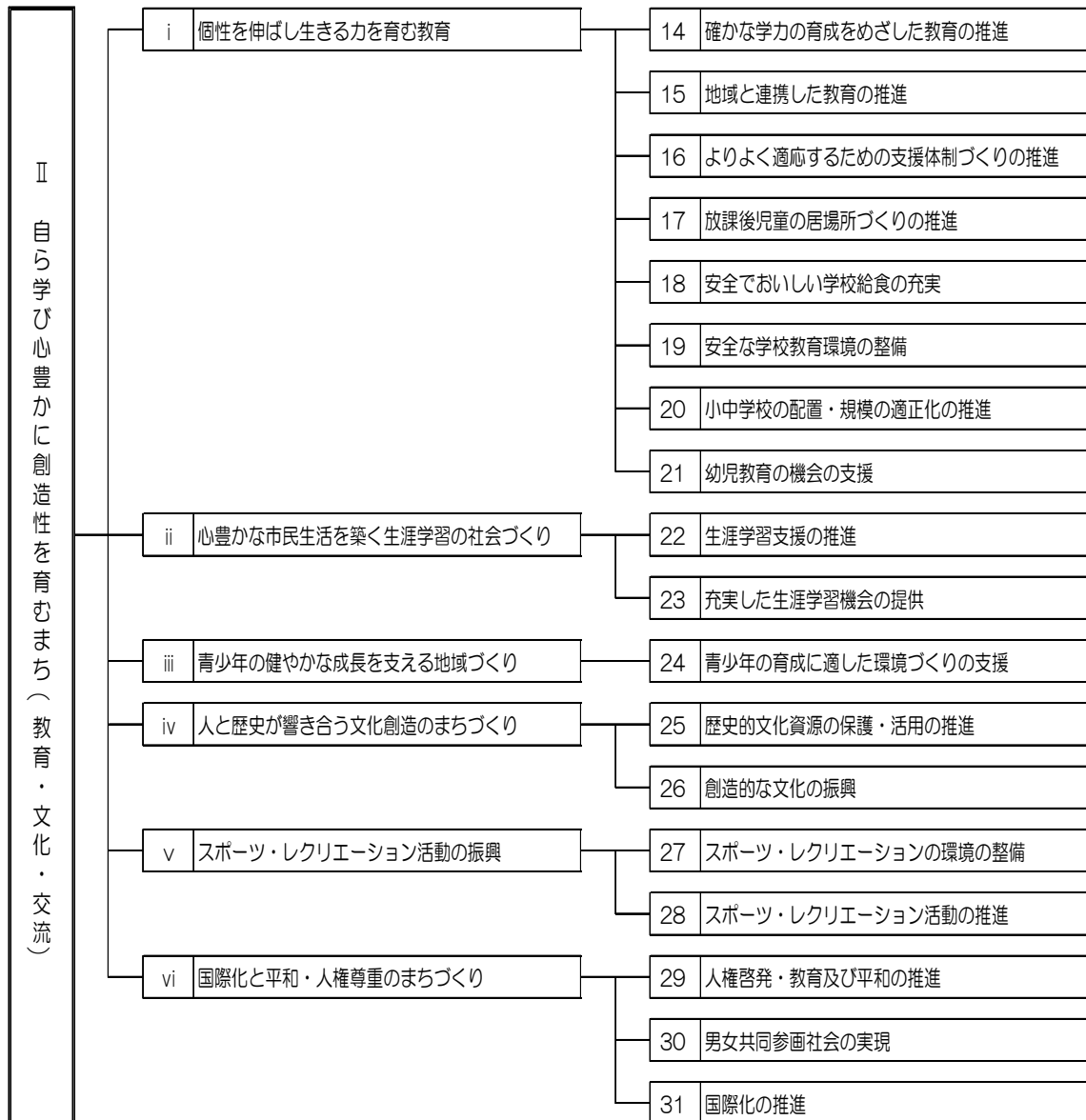
基本目標Ⅱ

自ら学び心豊かに創造性を育むまち
(教育・文化・交流)

基本目標

基本施策

施策



Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 14 確かな学力の育成をめざした教育の推進

●施策の目的

学習指導要領^{*1}に基づく教育課程の確実な実施と教員の指導力の向上を図り、習得した知識技能を基に、よりよく問題を解決していく確かな学力を身につけた児童生徒を育成します。

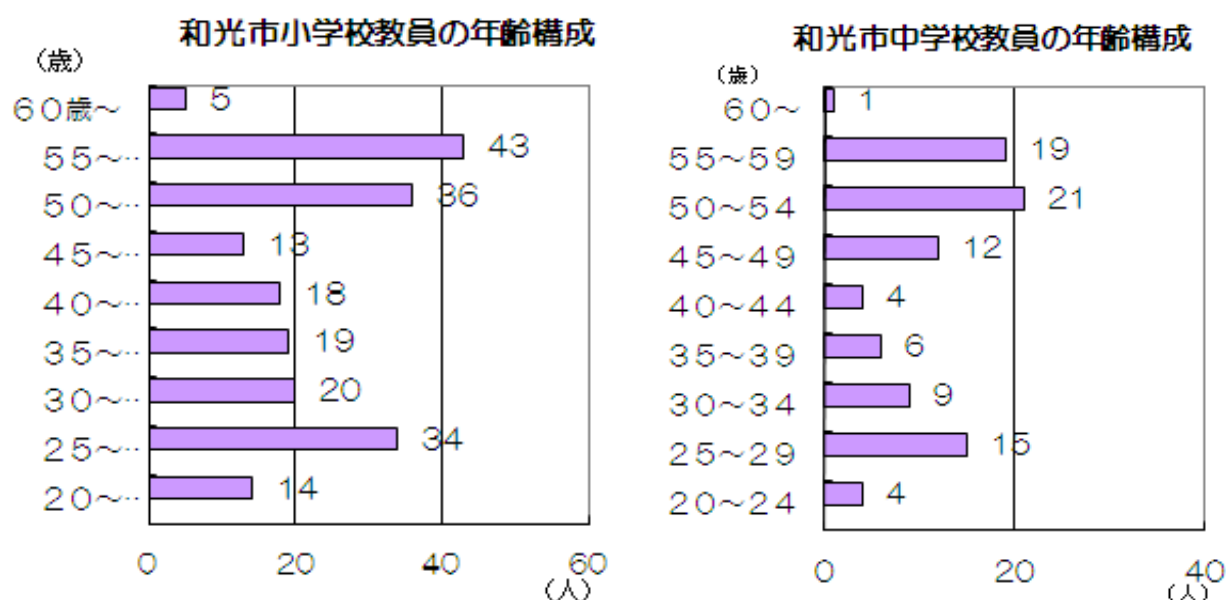
●現状

本市の児童生徒の学力状況は、国や県の学力に関する調査結果の分析では、国や県を上回っているものの、学習に対する関心が低くなっている傾向にあります。また、学力の二極化^{*2}も生じており、基本的学力が定着できていない児童生徒も見受けられます。

退職する教員の増加により、現在、経験年数5年未満の教員の割合は23%に上り、今後も教職経験の少ない教員の割合の増加が予想されます。

●課題

学習の大切さを自覚し、進んで学ぼうとする児童生徒の割合が減少しており、児童生徒の学習に対する関心を高める取組みが必要です。また、退職する教員の増加により、学校内での指導技術の伝承が難しい状況の中で、児童生徒の基礎基本の定着、学力をさらに伸ばす、個に応じた対応が求められています。

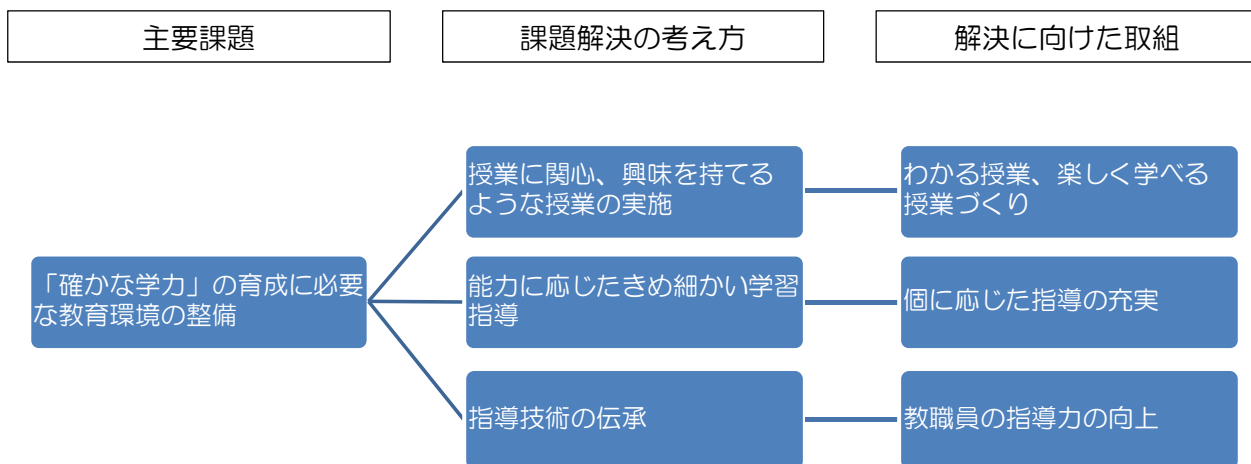


資料：埼玉県「教職員の年齢構成調査」(H21.10.1)

^{*1} 学習指導要領とは、全国のどこにいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校がカリキュラムを編成する基準として、どんな内容をどの学年でどのくらい学習するかなどを国が示したもの。

^{*2} 二極化とは、学力分布において、本来もっとも多い中間層の割合が減少し、上位層と下位層の割合が増加していること。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① わかる授業、楽しく学べる授業づくり

道徳教育の充実を図り、将来への夢や向学心のもてる児童生徒を育成します。また、情報教育機器の整備と教職員のＩＣＴ^{*3}活用能力を育成し、わかりやすい授業、興味関心を高める授業づくりをします。さらに、特色ある学校づくり事業を通し、児童生徒の実態に応じた教育活動を進めます。

② 個に応じた指導の充実

少人数加配教員や市費専科補助教員を活用した効果的な指導により、児童生徒一人ひとりの能力をさらに伸ばす指導を進めます。また、すべての児童生徒の基礎基本定着を目指し、長期休業日や放課後等を活用し、個に応じた指導を充実します。

③ 教職員の指導力の向上

若手教員を対象にした指導法研修会や授業公開の実施、教育委員会学校訪問での全教員授業参観により、学校の実態や個に応じた指導支援を通し、指導力の向上を図ります。また、学習コンテンツや作成教材、指導案等の市内教職員での共有化を図り、指導に活かします。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
学習への関心度（％）	85.2	95.0	98.0	指標説明：国の学力に関する調査結果（【学習が大切と回答した児童生徒の割合】）
学習教室 ^{*4} 参加人数（人）	2,819	3,500	4,000	
教員研修会参加人数（人）	60	80	90	

^{*3} ICTとは、インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジーの略で、「情報通信技術」のこと。

^{*4} 学習教室とは、長期休業日や放課後の時間を活用して、基礎基本の定着を目的として実施する学習の場のこと。

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 15 地域と連携した教育の推進

●施策の目的

児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、家庭・地域の持つ教育力を活用して学校と連携した教育環境を構築します。

●現状

本市では、学校応援団の組織体制を整備し、各学校で特色ある教育活動を行うための支援を行っています。しかしながら、各学校のPTA組織や学校支援ボランティアなど、支援組織の整備状況に学校ごとの差がみられ、児童生徒のさまざまな体験活動を行える場所や支援に携わる協力者が不足しています。

●課題

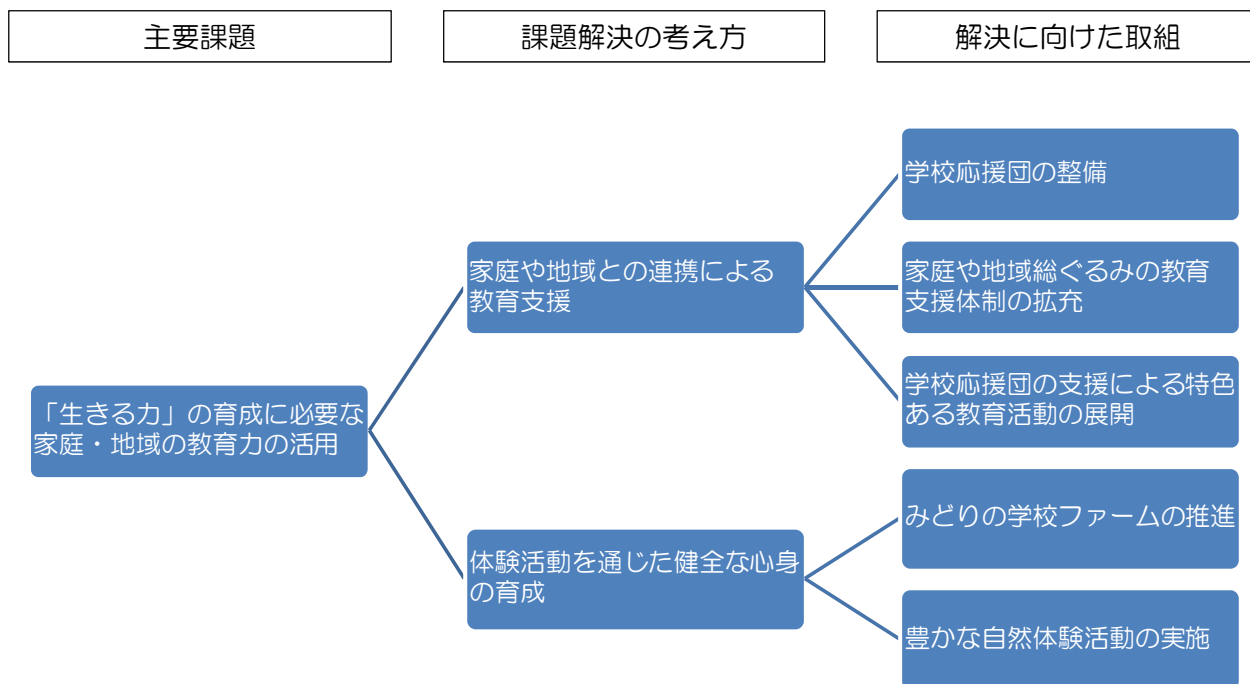
教育活動の一層の充実を図り、教育効果を高めるための家庭・地域の教育力を向上させる支援体制や活動の場等が不足しているため、地域総ぐるみで児童生徒を育てる支援体制を整備する必要があります。

また、児童生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するための支援体制が不足しており、通常の学習活動とともにさまざまな体験活動を通した総合的な取り組みの充実が必要です。



地域連携活動の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 学校応援団の整備

各学校、地域、自治会等と連携して学校応援団を推進し、若い子育て世代を含めた協力者を増やすとともに、組織体制を確立して教育活動への支援体制の基盤を整備していきます。

② 家庭や地域総ぐるみの教育支援体制の拡充

家庭や地域の教育力を向上させ、教育支援体制の拡充を図ります。学校応援団等との連携を取り、親の学習プログラム実施を通して、家庭や地域との相互連携を高めます。

③ 学校応援団の支援による特色ある教育活動の展開

各学校と家庭・地域の持つ教育力を融合させ、学校応援団の組織を生かして児童生徒のさまざまな活動を支援・充実します。

④ みどりの学校ファーム^{*1}の推進

学校における農業体験活動等を実施していくために、学校応援団、地域の協力者の支援の下、相互協力して身近な自然と触れ合えるみどりの学校ファームを整備し、維持活用を推進していきます。

⑤ 豊かな自然体験活動の実施

生活科・理科・総合的な学習の時間において、みどりの学校ファームを活用した農業体験活動を行うことを通して、生命の尊さ、勤労の喜びや大切さを学習します。児童生徒の感謝の気持ちと豊かな心を育成するとともに、潤いのある生活としての価値観を醸成します。

^{*1} みどりの学校ファームとは、県内の小・中学校周辺の遊休農地などを利用して、未来を担う子どもたちが農作物とふれあうこと。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
学校応援団への協力者数（人）	570	800	1,200	指標説明：延べ協力者総数
連携活動実施数（回）	4.8	5	6	指標説明：1 校当り平均実施回数
みどりの学校ファーム設置率（％）	54.6	100	－	

小・中・高等学校等位置図



Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 16 よりよく適応するための支援体制づくりの推進

●施策の目的

子どもたちがこれから進んでいく道に見通しと意欲をもち、将来の社会に適応できるよう、充実した学校生活を実現します。

●現状

本市では、教育支援センターを中心として、教育相談員を配置し、児童・生徒の充実した学校生活が送れるよう支援しています。

本市の児童・生徒の状況としては、小 1 プロブレム^{*1}、中 1 ギャップ^{*2}問題など上級学校に入学した子どもたちが、それぞれの学校生活にうまく適応できない状況が見られます。特に、市内中学校における不登校生徒数は他市平均に比べ高くなっています。

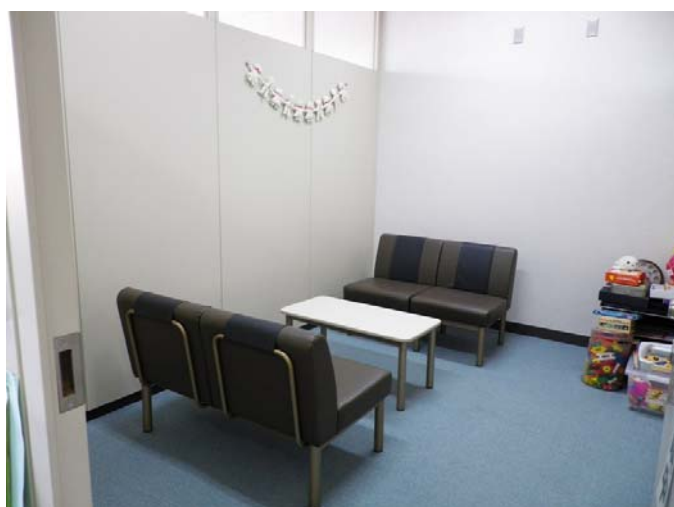
また、発達や就学に関する悩みをもつ保護者も増加しており（センター延べ相談件数のうち、発達に関する相談は平成 20 年度延べ 631 件、平成 21 年度延べ 978 件）、さらに、発達障害の児童生徒への対応に苦慮する教職員の増加などがあげられます。

●課題

幼稚園・保育園・小中学校・高等学校及び関係機関との連携が十分でなく、子どもたちが上級学校の生活や学習を知るための情報提供の場と交流の機会確保が必要です。

また、不登校の児童生徒の学校復帰のための支援や教職員の児童生徒への対応についての支援が必要です。

さらに、子どもたちの将来に対する目的意識が低くなっており、目的意識を高めることが必要です。

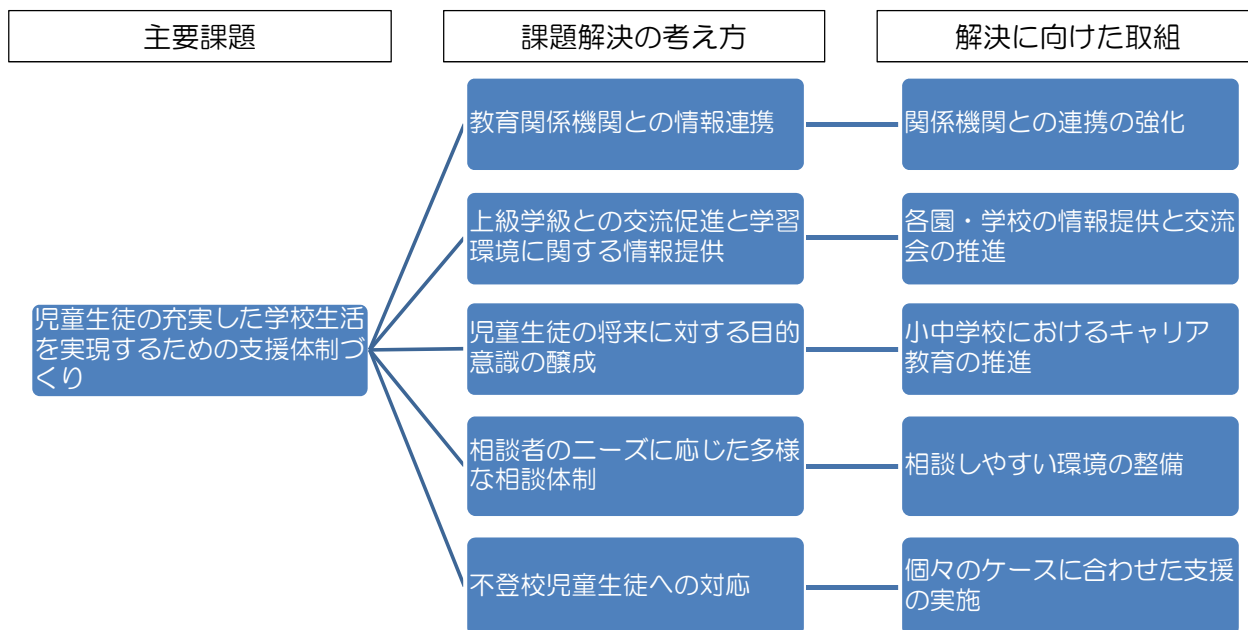


教育支援センター相談室

^{*1} 小 1 プロブレムとは、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況のこと。

^{*2} 中 1 ギャップとは、学校や生活の変化になじめず不登校となったり、いじめが急増したりする状況のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 関係機関との連携の強化

幼稚園及び保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連絡協議会を定期的を実施し、連携をしやすい仕組みづくりを進めます。また、教育課程、教育内容の工夫改善を図るとともに、不登校、発達障害の子どもへの理解を深め、指導力の向上を図るための研修会を実施します。

② 各園・学校の情報提供と交流会の推進

学校シラバス^{*3}、学力や規律ある態度の課題など学校の情報を市ホームページや学校便りで情報提供します。また、交流会を定期的を開催し、子ども同士の交流を図り、上級学校へスムーズに適應していくことができるようにします。

③ 小中学校におけるキャリア教育^{*4}の推進

職場体験が計画的に実施できるよう市内における受け入れ事業所を拡大するとともに、保護者や地域の方々の協力を得て、小中学校でのキャリア教育を推進することで、児童・生徒の将来に対する目的意識を高めていきます。

④ 相談しやすい環境の整備

教育相談・発達相談・就学相談など、保護者や児童生徒本人が継続的に相談できるよう、電話相談・面接相談・巡回訪問による相談など、相談者のニーズに合わせたさまざまな形の相談に対応します。また、教職員の児童生徒への対応や保護者への対応についても相談体制を充実します。

^{*3} 学校シラバスとは、各学校の教育活動に関する計画のこと。

^{*4} キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。

⑤ 個々のケースに合わせた支援の実施

不登校児童生徒の学校復帰を目指して、個々のケースに合わせた復帰方法の検討などの支援を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
中学校不登校者割合（％）	2.7	2.5	2.0	指標説明：30 日以上の不登校者数／全生徒数
相談件数（件）	3,200	3,800	3,800	
適応指導教室児童生徒の学校復帰率（％）	71	100	100	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 17 放課後児童の居場所づくりの推進

●施策の目的

児童生徒が基礎的な知識、技能と創造性を見つけるよう、放課後に安全で健やかな場の提供に努めます。

●現状

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、現在、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施する放課後子どもプランが実施されています。

そこで、本市では、こうした国の取組みと併せて、小学校の空き教室、特別教室、校庭等を利用して放課後児童の居場所づくりに努めていますが、登録率は 17.4%と低い状況となっています。

本市が実施している教室内容としては、ドッジボールやキックベースボールなどのスポーツ教室、英語教室や工作教室などの文化教室、またこれらのようなイベント型ではなく、勉強や遊びなど自由な活動ができる開放型の教室があります。

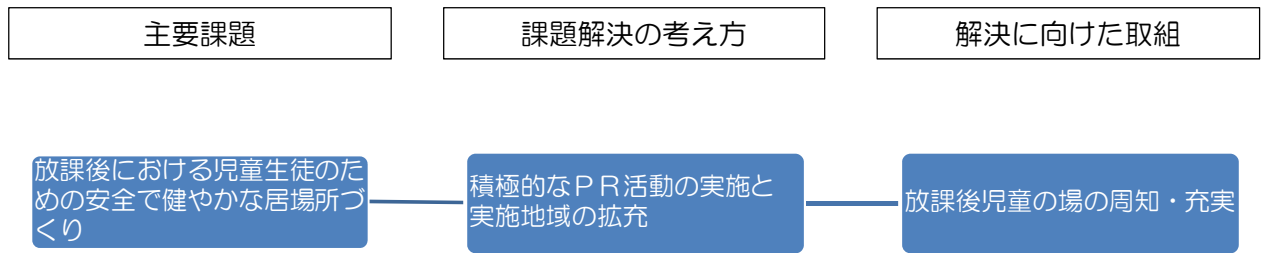
●課題

放課後の児童生徒の居場所づくりが地域住民にあまり知られていないことから、子ども教室の地域協力者の確保が難しく、協力者の確保のための一層のPR活動が求められます。また、放課後子ども教室の実施地域が限られているため、放課後児童の居場所をさらに確保していく必要があります。



放課後子ども教室の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 放課後児童の場の周知・充実

「放課後子どもプラン」の積極的なPR活動を通じて、地域住民に放課後児童の居場所づくりを周知するとともに、放課後子ども教室の実施地域を拡充していきます。

また、地域と積極的に連携しつつ、人材を含めた地域資源の活用を通して、開放型の教室など特色のある活動ができるようにします。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
居場所の数（箇所）	5	7	8	参考資料：市内公共施設
子ども教室での地域協力者の数（人）	180	190	200	指標説明：学習アドバイザー及び安全管理員の登録者数

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 18 安全でおいしい学校給食の充実

●施策の目的

児童生徒が生涯にわたり健康で心豊かな食生活を送るため、学校給食を通し食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけます。

●現状

本市では食器は安全で温かみのある強化磁器の導入を進め、食環境を整えるとともに、季節感あふれる地場産野菜の使用や、おたのしみ献立等を取り入れ、児童生徒が楽しく給食を食べられるよう献立の充実を図っています。

また、児童生徒に衛生的で安全安心な学校給食を提供するために平成 12 年度からドライシステムを取り入れた給食施設の整備を行っています。

●課題

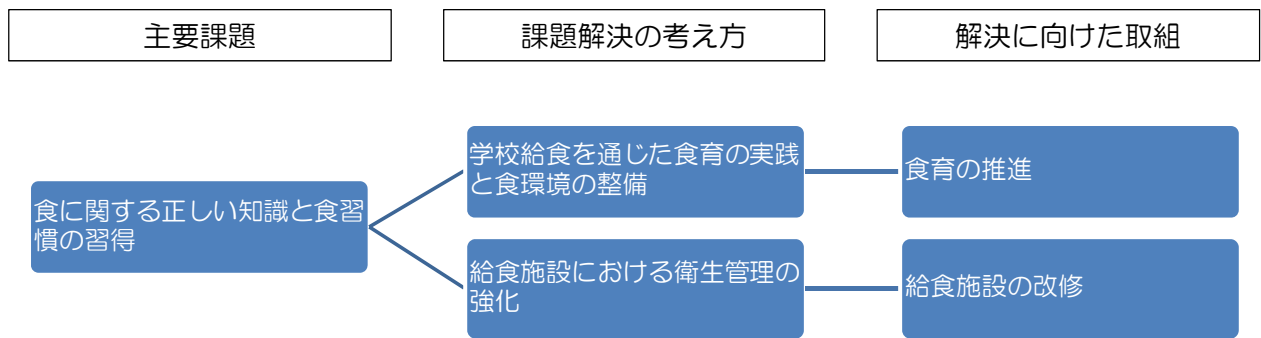
食育の関心が高まる一方で、本市の農地面積は年々減少しており、将来的に地場産野菜を安定的に確保していく手だてが必要となります。

また、安全安心な学校給食を提供するため老朽化への対応や児童生徒の増加により手狭になる作業スペースの確保等、給食施設を学校給食衛生管理基準に基づいた衛生的な給食施設に改築していくことが課題です。



学校給食の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 食育の推進

農家との連携を強化するなど地場農産物の使用を高める工夫を行います。また、日本古来の米飯給食を中心に栄養バランスがとれ、季節食を重視した内容豊かな献立を提供します。さらに、市内全校の給食用食器を食育にふさわしい材質の強化磁器にするなど食環境を整えます。

② 給食施設の改修

計画的にドライシステムを取り入れた給食施設を整備し、衛生管理を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地元産野菜使用率（％）	30.5	31.0	32.0	指標説明：地元産野菜/使用野菜
給食の残渣率（％）	7.4	7.3	7.2	
米飯給食実施回数（回）	3	3.5	4	指標説明：1週間（5日）の米飯給食の実施回数

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 19 安全な学校教育環境の整備

●施策の目的

児童生徒が、日常の大半を過ごす学校教育環境の安全性を確保し、安心して学校生活が送れるようにします。

●現状

平成 8 年度から、順次取り組んできている小・中学校の全施設での耐震化は、平成 21 年度 4 月現在、普通教室等校舎は全て耐震化が完了しています。また、耐震化率は、90%であり、県平均の 62.3%を上回っていますが、一部、小・中学校の屋内体育館が未執行の状態です。

校舎等の施設については、昭和 40 年代に建設されたものが多く、経年による劣化がみられます。

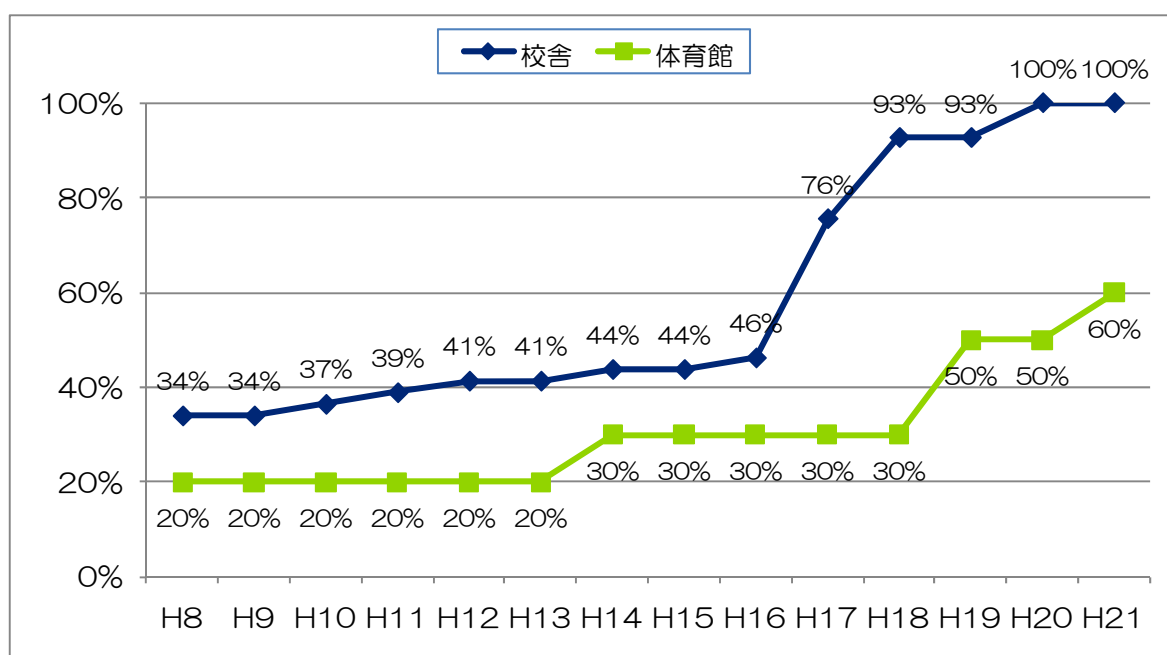
平成 3 年度から交通安全立哨指導員を配置し、市内小学校に通学する児童の通学を安全に誘導して、事故発生を未然に防ぎ、児童の登下校の安全を図っています。

●課題

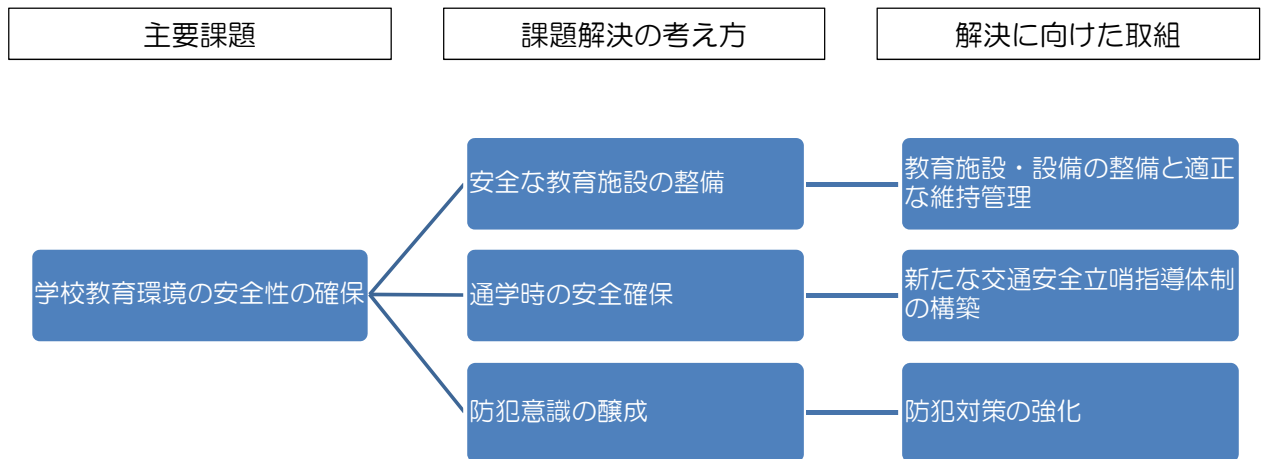
校舎及び付属設備の施設に経年による劣化が現われ、また、体育館の耐震化が完了していません。加えて、学習指導要綱等の改正に伴う増設等施設改善が図れていません。

さらに、防犯、防災対策が求められるとともに、通学路の交通安全の視点からも立哨指導員の活動に対して地域及び保護者の協力が求められています。

学校教育施設耐震化率の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 教育施設・設備の整備と適正な維持管理

防災対策の一環として、児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、定期的な建物調査を実施し、損傷箇所等初期段階での措置を講じます。また、耐震化未執行の体育館の改修を行うなど、良好な学校教育環境の提供を行います。さらに、学校指導要綱等の改正に伴う施設の改善を図ります。

② 新たな交通安全立哨指導体制の構築

児童が自立して通学できるようにするため、学校を中心とした地域及び保護者を交えた交通安全立哨指導体制を構築します。

③ 防犯対策の強化

児童・生徒の安全を確保するうえからも、定期的な不審者対応避難訓練を通じ、防犯意識の醸成を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
校舎及び体育館の耐震化率（％）	90.0	100	—	指標説明：地震による崩壊・倒壊に対応する改修工事の実施率
大規模改修実施率（％）	54.0	63.0	81.0	指標説明：施設の経年劣化による維持管理・修繕に対応する改修工事の実施率
通学区域内における交通事故件数（件）	0	0	0	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 20 小中学校の配置・規模の適正化の推進

●施策の目的

市内学校の配置と児童生徒数のアンバランスを解消し、教育環境の適正化を図ります。

●現状

本市は、児童生徒数増加のため、学校選択制を行うなど、児童生徒の教育環境の適正化の対応を図っています。

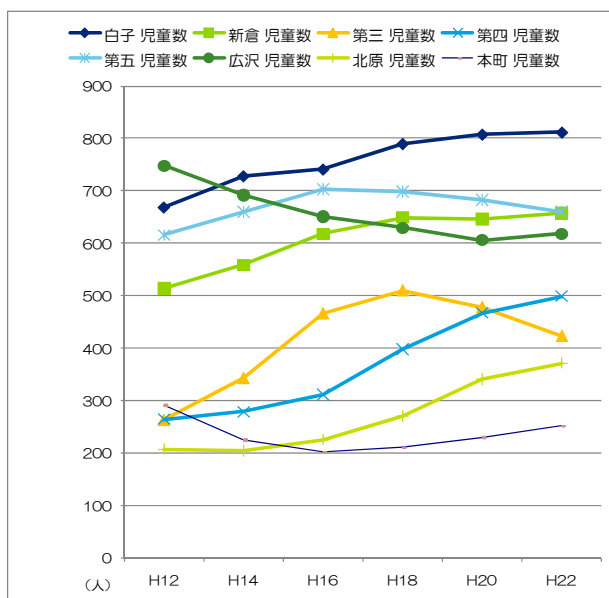
本市では、年々児童・生徒数が増加しており、小中学校ともに他市平均に比べ 1 校あたりの児童生徒数が多い状況にあります。特に、白子小学校、第四小学校、大和中学校、第三中学校の児童・生徒数が増加しており、さらに今後も、児童生徒数の増加が見込まれます。

学校の配置を見てみると、市の南側には 3 中学校と 5 小学校が配置されていますが、北側には 3 小学校となっています。

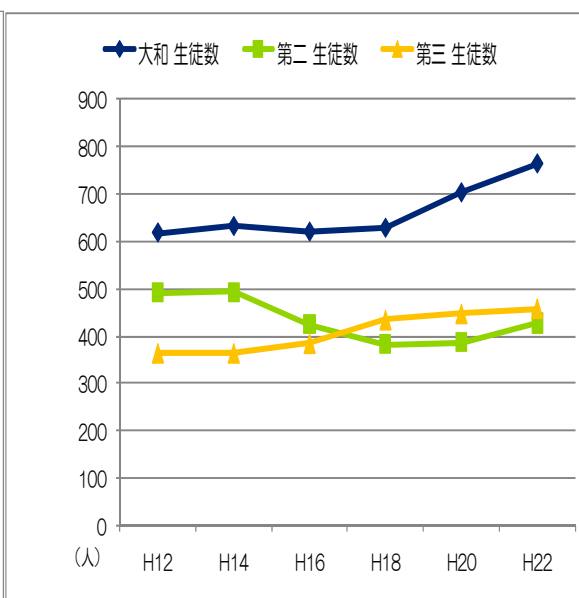
●課題

学校による児童生徒数の偏りを解消するとともに、新設校設置後の適正な学校規模を維持することが必要です。

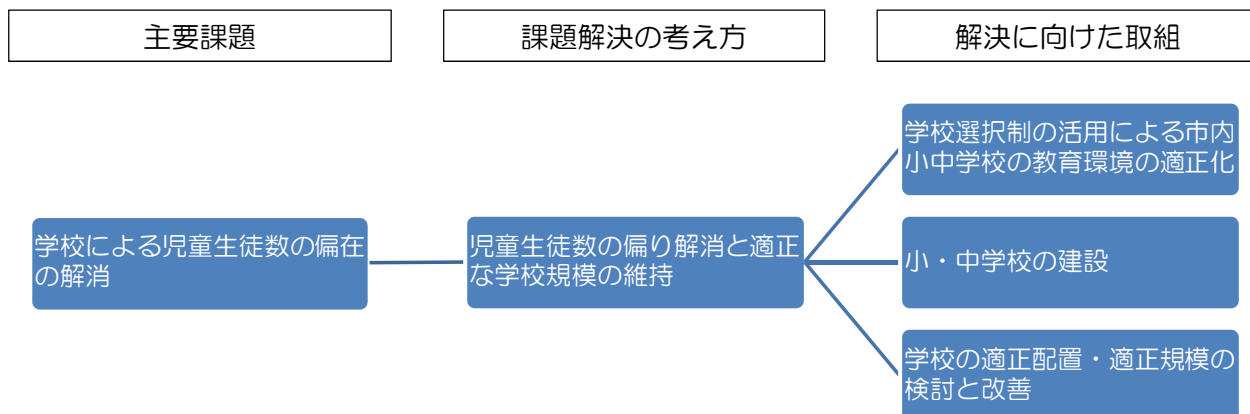
小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 学校選択制の活用による市内小中学校の教育環境の適正化

新倉小学校区、広沢小学校、本町小学校の３校を選択できるようにすることにより、白子小学校、第四小学校の児童数の増加、本町小学校の児童数の減少への対応を図ります。また、第二中学校を市内全域から選択できるようにし、大和中学校、第三中学校の生徒数の増加に対応します。

② 小・中学校の建設

学校建設検討委員会を設置し、小・中学校建設について検討・計画・実施していきます。また、早期に小・中学校を建設し、白子小学校・大和中学校の教育環境の適正化を図ります。

③ 学校の適正配置・適正規模の検討と改善

新設校設置後の市内学校の教育環境を十分に把握し、児童生徒数のアンバランス等の是正のため一部学校の選択制の見直しを図ります。さらに、市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会を開催し、学校の統廃合を含めて今後の方策を検討します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
小学校 1 校あたりの児童数（人）	537	519	—	指標説明：全児童数／学校数
中学校 1 校あたりの生徒数（人）	517	478	508	指標説明：全生徒数／学校数

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅰ 個性を伸ばし生きる力を育む教育

施策 21 幼児教育の機会の支援

●施策の目的

幼児教育の機会均等を図り、幼稚園教育の振興を行います。

●現状

本市は若い世代も多く、就学前幼児に対する教育が強く求められています。そこで、これら世代間の所得格差による就学前幼児教育の格差を生じさせないよう、本市では、保護者へ経済的負担の軽減を図る支援を行っていますが、現在、景気低迷の影響により、幼児教育の機会均等を維持していくことが難しくなることが予想されます。

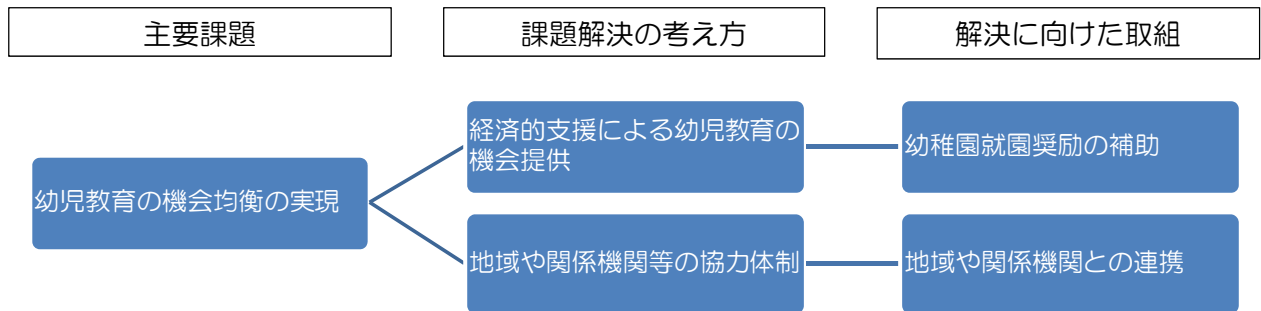
また、本市では、東上地区私立幼稚園協会和光支部が実施している、幼稚園の教職員の資質の向上と幼児教育の質を高めるための研修についても、支援を行っています。

●課題

幼児教育を希望する保護者に対して経済的支援を行う必要があります。また、幼児教育について、地域や関係機関との連携が求められています。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 幼稚園就園奨励の補助

就園補助の実施により、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を実現します。

② 地域や関係機関との連携

義務教育就学前の幼児期の教育を充実させるとともに、小学校への入学がスムーズになるよう、地域や関係機関との連携を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
幼稚園就園奨励補助対象園児の割合(%)	63.0	65.0	65.0	指標説明：就園奨励費補助を受けた数/就園奨励費申請者数

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ii 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり

施策 22 生涯学習支援の推進

●施策の目的

市民が生涯学習^{*1}の重要性を理解し、自主的・自発的に学習活動を行い、心豊かで充実した生活が送れるようにします。

●現状

生涯学習振興計画に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習内容の支援を推進しています。市民意識調査では、生涯学習施策が重要と考える市民は、4.7%であり、他施策と比較すると重要度は低い状況です。

生涯学習の推進体制としては、市民を含む生涯学習推進会議をはじめ、学校担当者も入れた生涯学習推進担当連絡会を実施し、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を図っています。

また、本市においては、身近な地域で学習機会を選択して学ぶことができるように、公民館、図書館などにおいて、市民の学習要望を取り入れた各種学級や講座を開設し、生涯学習活動の支援に努めています。

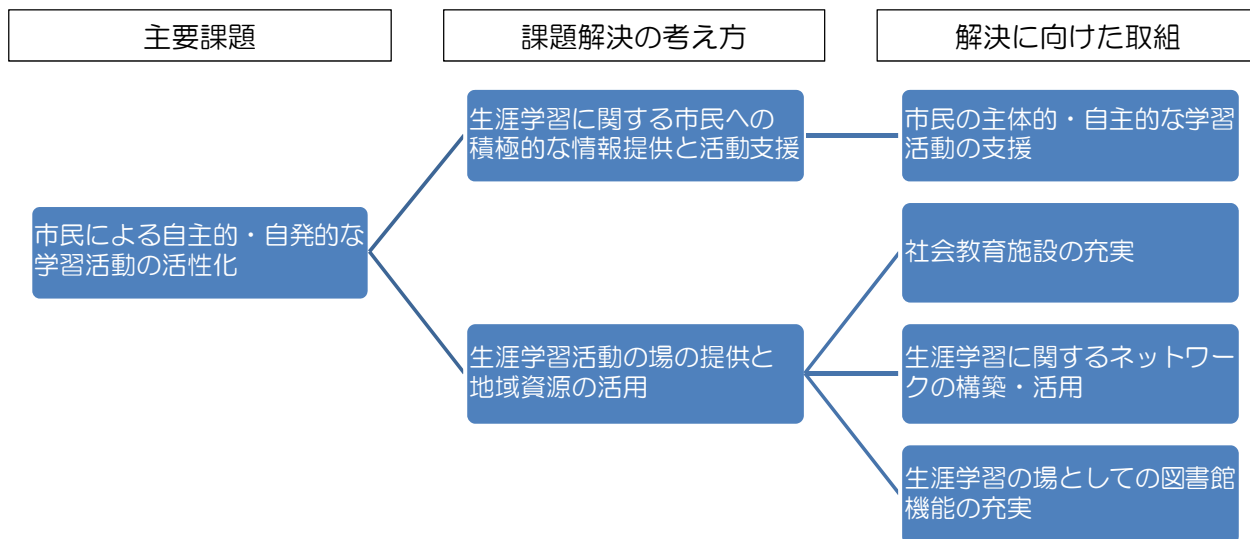
●課題

生涯学習活動を充実させていく上で、生涯学習の市民への浸透が十分ではなく、地域に潜在する社会教育資源や人材を発見・有効活用が求められています。

社会教育施設については、老朽化や利用者の増大の進む中で、市民ニーズへの適切な対応が求められています。また、図書館についても、幼児期から本のおもしろさ、楽しさを知ってもらう組織・団体の育成や市民ニーズに合った図書館サービスの充実が求められています。

^{*1} 生涯学習とは、生活の向上や職業上の能力の向上、自分の価値観に従った生き方の実現（自己実現）を目指して、自発的な意思に基づき、生涯を通して学ぶこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民の主体的・自主的な学習活動の支援

市民が生涯学習の重要性について理解し、主体的かつ自主的な生涯学習活動を行えるよう、地域に潜在する社会教育資源や人材を発見・有効活用します。また、指導者や生涯学習に関する情報の確保、提供を行い、活動団体に対する支援を行います。

② 社会教育施設の充実

市民の生涯学習に関するニーズに的確に対応し、世代間の交流の場としても、誰でも利用しやすい施設となるよう、施設を質・量の両面から充実します。

③ 生涯学習に関するネットワークの構築・活用

市や学校などと地域との連携強化を目指して、旧富岡家住宅、市内研究機関や民間教育事業所などと生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有、発信を進めます。

④ 生涯学習の場としての図書館機能の充実

所蔵している資料や情報を通して、市民が自主的・自発的な学習活動を行う地域拠点として図書館機能の充実を図ります。また、使いやすい図書館を目指し、レファレンスサービス（資料相談業務）の向上を図るとともに、利便性の向上に向けた開館日時等の検討を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
生涯学習指導者登録人数（人）	91	110	135	
公民館利用登録団体数（団体）	308	320	330	
市民 1 人当たりの年間貸出件数（冊）	5.3	5.6	5.8	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ii 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり

施策 23 充実した生涯学習機会の提供

●施策の目的

市民の学習機会を豊かにして、市民一人ひとりの自主的な学習意欲を高めます。

●現状

和光市生涯学習振興計画に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習機会の提供をしています。市民意識調査では、生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民は、22.3%であり、他施策と比較すると満足度としてはやや高くなっています。

また、生涯学習に関するさまざまな講座やイベント等は、ガイドブックの作成（年 1 回）、生涯学習だよりの発行（年 2 回）のほかに、広報紙や市ホームページ等への掲載を通じて、情報発信を行っています。講座・イベント等の参加者数はやや増加傾向にあり、自主的な学習活動が行われています。

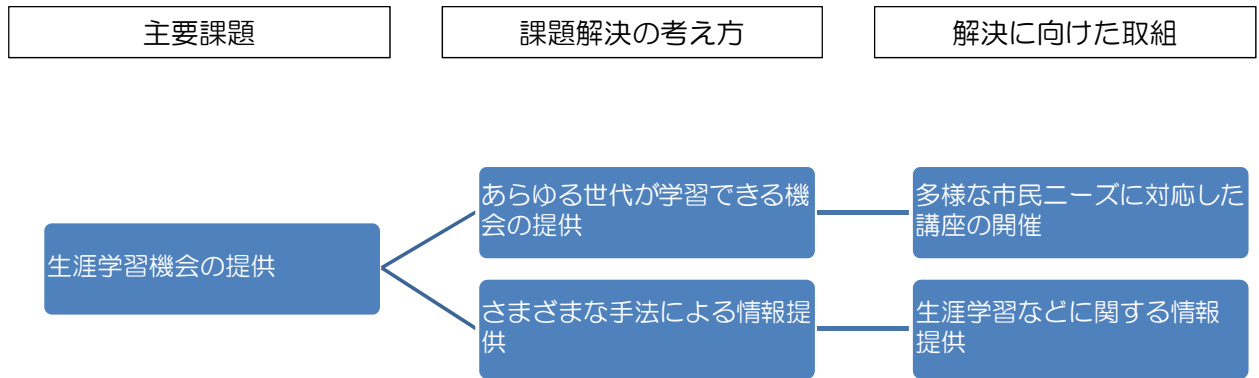
●課題

生涯学習講座などに関して、さまざまな手法で市民に情報発信し、学習機会の提供をしていますが、学習者の年齢層に偏りがあり、生涯学習の意義から、今後は、より幅広い世代からの参加が求められています。また、あらゆる世代が学習できる環境づくりが不十分です。



和光市民大学の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 多様な市民ニーズに対応した講座の開催

地球環境問題、国際理解、情報化への対応、あらゆる差別の根絶やノーマライゼーションなど、多様な市民ニーズや現代的課題や社会変化に対応する学習機会を創出し、充実します。

また、各公民館で独自に事業展開を研究するとともに、市に立地する国の機関等と連携して、市民大学等の機会を通じて、地域に根ざした独自性のある講座内容を充実します。

② 生涯学習などに関する情報提供

さまざまな広報手段（市ホームページその他生涯学習ガイドなど）を通じて、講座・イベントの情報を迅速に提供します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民の割合（％）	22.3	33.0	40.0	参考資料：市民意識調査
講座参加者が自主的活動（クラブ）化した数（団体）	6	10	10	指標説明：各年度に市民主導の自立した活動を始めた団体

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える地域づくり

施策 24 青少年の育成に適した環境づくりの支援

●施策の目的

青少年が様々な体験を通して社会性や生きる力を養い、社会の責任ある一員として成長できるようにします。

●現状

青少年の現状としては、インターネットや携帯電話の普及により、有害情報に簡単に接する機会が増えています。また、青少年の非行に対しては、保護者を中心に非行防止啓発を行っていますが、非行の低年齢化や再非行の増加が問題となっています。

本市としては、生涯学習振興計画に基づき、青少年が変化の激しい社会を柔軟に生きていくための資質を養うよう、事業を進めてきました。その結果、情報提供や意識啓発などを行うことで青少年育成団体の活動を推進し、各団体の事業は自主的に行われるようになってきました。

その一方で、団体のひとつである地域青少年を育てる会の数が平成 16 年度の 41 団体から 34 団体に減少するなど、地域によって空白地ができたり、地域差が生じています。

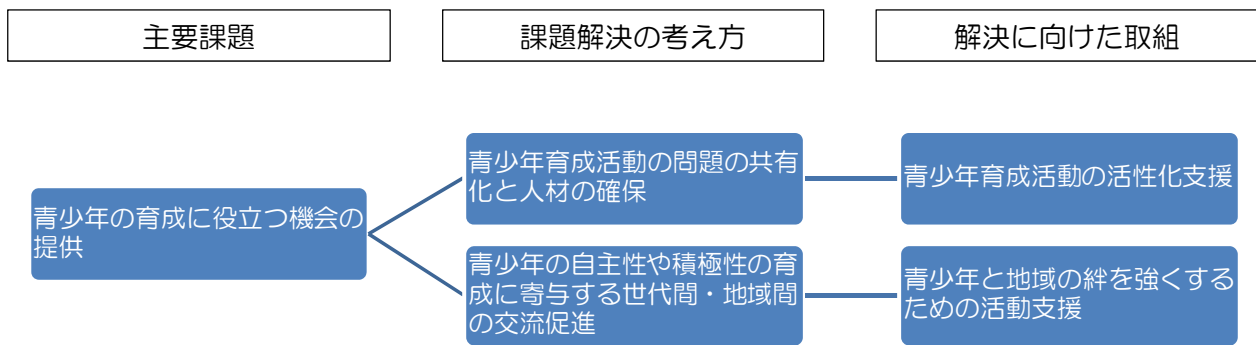
●課題

青少年が地域と関わる機会が減少していることの影響もあり、地域や団体間に青少年育成活動に対する問題意識に差がみられるため、青少年活動団体や保護者に対して、さらに情報提供を充実していくことが求められています。また、青少年育成団体で中心となって活動する人材が不足しているため、新たな人材の獲得が必要です。



非行防止キャンペーンの風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 青少年育成活動の活性化支援

青少年活動団体や保護者に対し、研修や情報交換の場を提供し、地域での子育てに対する意識を啓発します。また、関係機関が情報交換等により問題の共有化を図り、新たな人材の獲得を目指し、青少年育成活動の活性化を図ります。

② 青少年と地域の絆を強くするための活動支援

青少年の自主性や積極性を育てる事業や世代間・地域間の交流の機会提供を支援します。

また、多くの人が集まる地域のまつり等に、青少年育成団体が参加できるような仕組みを構築します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
青少年育成団体数（団体）	34	37	40	
研修会等参加人数（人）	47	60	80	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

iv 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

施策 25 歴史的文化資源の保護・活用の推進

●施策の目的

市民の貴重な財産である文化財や、それを取りまく自然環境を保護・活用し、郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、郷土への愛着意識を醸成します。

●現状

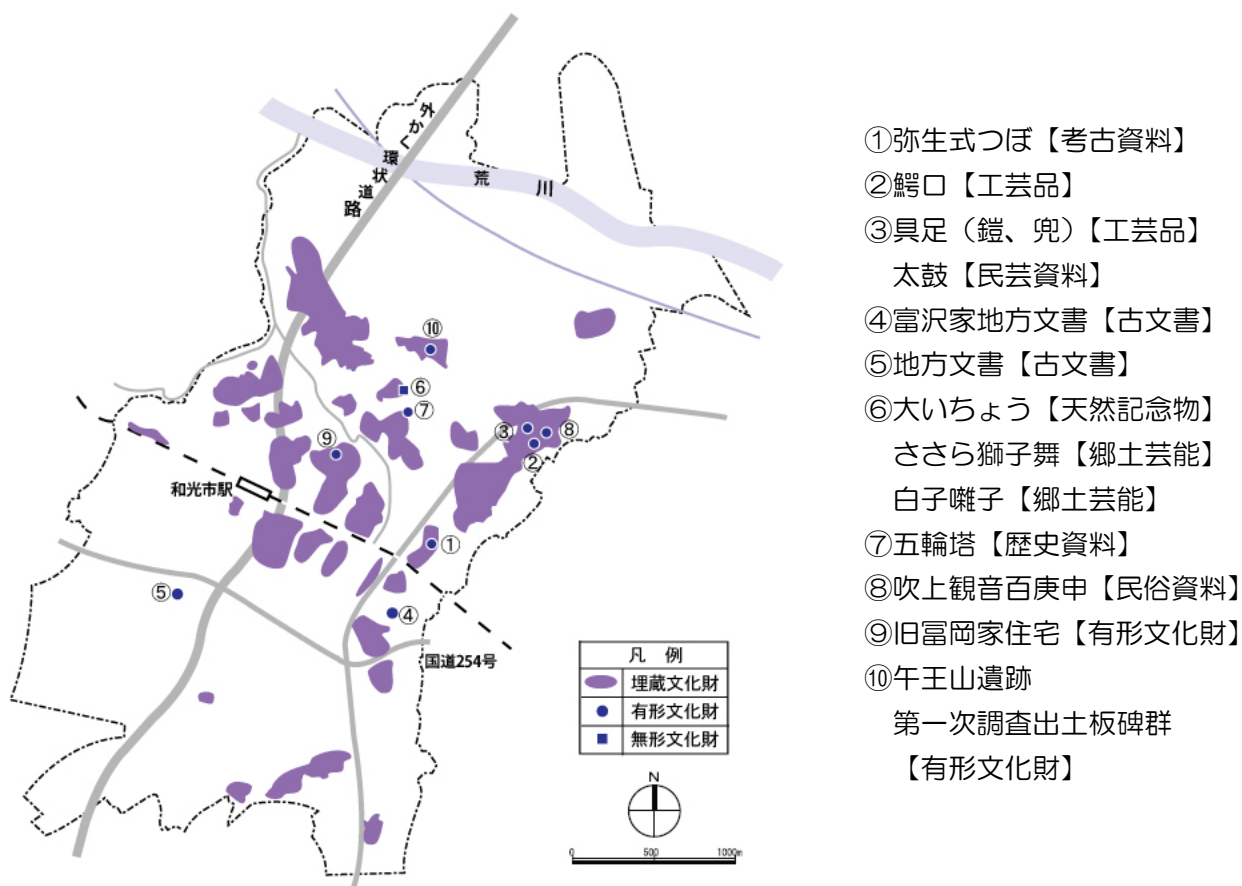
本市は、文化財保護法や和光市文化財保護条例、和光市生涯学習振興計画等の関係法令・計画に基づき、市民の財産である建造物、民俗資料、考古遺物、古文書などの文化財の保護・活用に努めてきました。

しかし、市民意識調査では「和光市の個性を伝える文化・歴史が保全、形成されている」という項目についての満足度が19.2%と他の施策と比べて低い結果となっています。

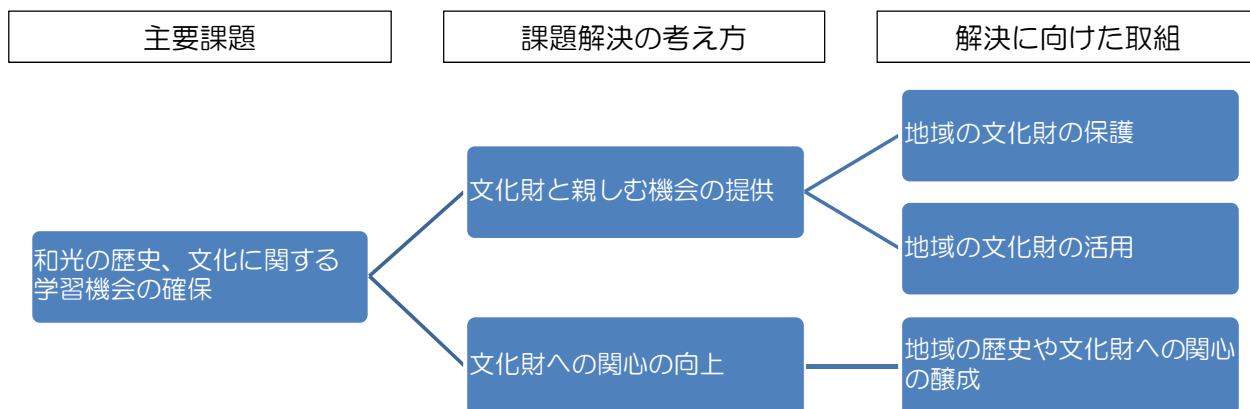
●課題

急速な都市化によって、まちの個性が見えにくくなる中で、和光市の歴史を学ぶ機会が少なくなっており、市民の市内にある文化財への関心があまり高くありません。そこで、市民に対し、歴史を学ぶ機会を提供するため、インターネット歴史博物館などの整備が求められています。

文化財等分布図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域の文化財の保護

開発による破壊や失われていく地域の歴史・民俗・自然を守るため、史跡整備や記録保存^{*1}、その他文化財を保護する取り組みを通じて、地域の歴史をできる限り後世に伝えていきます。

② 地域の文化財の活用

インターネットによる博物館などをオープンするなど、市民が日常的に文化財と親しむ機会を整えます。また、市の歴史的建造物である旧富岡家住宅等の活用や企画展の開催などにより、文化財に触れる機会を創出し、文化財を公開・活用します。

③ 地域の歴史や文化財への関心の醸成

郷土に対する愛着と誇りをもってもらうために、郷土の歴史について、自主的に学習する機会や楽しく学べる環境を整えます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
指定文化財の数（件）	13	15	18	
文化財関係の講座参加者数（人）	97	150	200	

^{*1} 記録保存とは、開発行為が行われると、地中に眠っている埋蔵文化財は破壊されてしまうため、周知の埋蔵文化財包蔵地とされている土地が、開発により現状保存が困難である場合は、発掘調査を実施し、記録を後世に残すこと。

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

iv 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

施策 26 創造的な文化の振興

●施策の目的

文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動が活発になるとともに、市民が郷土に愛着が持てるようにします。

●現状

本市では、平成 20 年 3 月に策定した和光市文化振興基本方針に基づき、市民の自主的で創造的な文化活動を推進しているとともに、市ゆかりの童謡詩人「清水かつら」、児童文学作家「大石真」を市民文化団体などと協働により顕彰・発信しています。

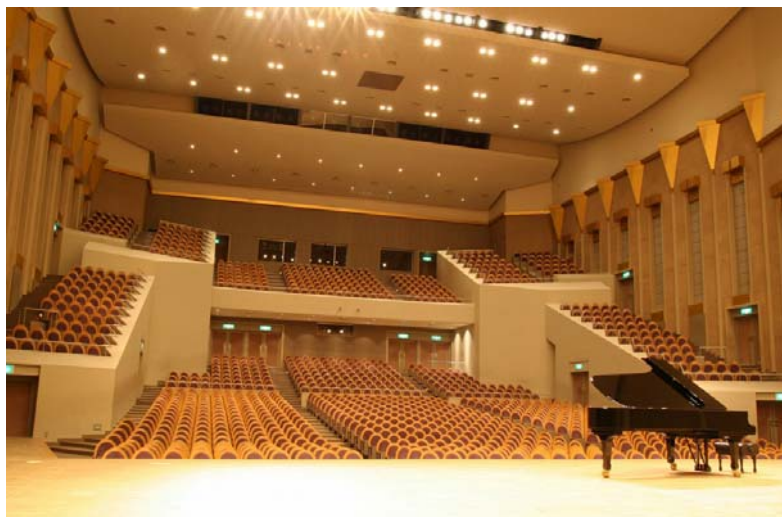
市民文化センターでは、市民等の文化活動が活発に行われているとともに、国内外の優れた文化を親しむ機会を提供しています。

その一方で、平成 21 年に行われた市民意識調査の結果では、文化に対する市民満足度は低くなっています。

●課題

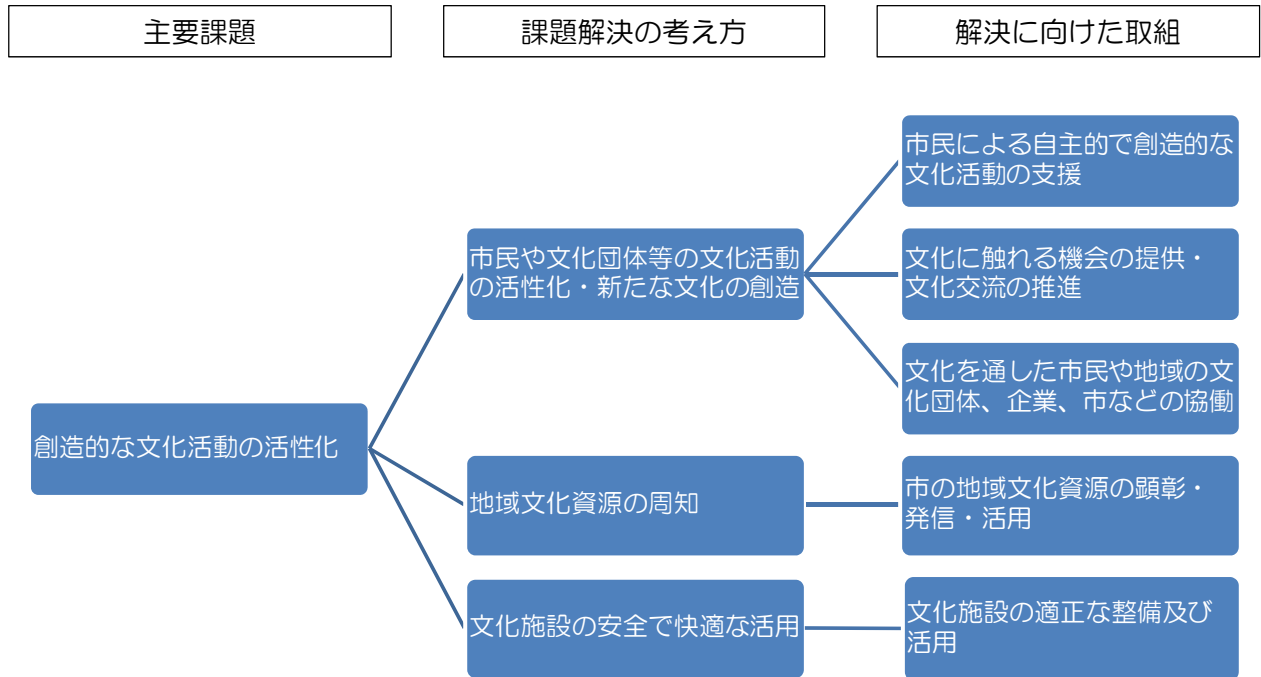
市民に対して、広く文化に触れる機会を市民文化センター等において提供していますが、さらに、市民の自主的な文化活動を促進させていくことが求められています。

その一方で、市の地域文化資源が市民に広く知られていません。また、市民や地域の文化団体、企業、市などが協働した文化活動にも力を入れていく必要があります。



文化センター（サンアゼリア）大ホール

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民による自主的で創造的な文化活動の支援

多種多様な文化活動、発表、創作の場の充実を図るとともに、文化に関して相談できる環境を整え、市民の文化活動を支援します。また、文化に関する専門的人材を育成する機会を提供します。

② 文化に触れる機会の提供・文化交流の推進

市民文化センターで国内外の優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民文化センターに足を運ぶことが困難な人たちにも、出前コンサートなどにより、文化に触れる機会を提供します。また、新たな創造を生み出し、創作活動を活発化させる文化交流事業を行います。

③ 文化を通じた市民や地域の文化団体、企業、市などの協働

市民、企業、市などが協働による文化事業を開催し、地域コミュニティや地域経済を活性化することで、本市特有の文化を創造します。また、地域課題解決のために文化力を活用します。

④ 市の地域文化資源の顕彰・発信・活用

市が誇る文化人や伝統芸能を積極的に活用し、個性的な文化を創造するとともに、新たな地域の魅力を再発見し、文化振興の素材として積極的に活用します。また、それらの地域文化資源を情報発信します。

⑤ 文化施設の適正な整備及び活用

市民文化センターの利用者が安全で快適に利用できるよう、不具合箇所の改善と設備の充実など施設の整備に努めます。また、市民文化センターを市民の文化振興に寄与する中核施設として活用します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市民文化センター稼働率（％）	48.7	60.6	72.6	参考資料：指定管理者実績報告書
文化に対する市民満足度（％）	19.2	25.6	28.8	参考資料：市民意識調査



清水かつらの代表作



白子コミュニティセンター展示室

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅴ スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策 27 スポーツ・レクリエーションの環境の整備

●施策の目的

市民が身近な場所で快適・安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるようにします。

●現状

和光市生涯学習振興計画に基づき、市民の健康維持・増進のため、身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備に努めてきました。現在市民に提供している市内のスポーツ施設には、総合体育館や運動場等、市が運営管理する施設や市内小中学校の校庭・体育館及び国の施設（庭球場・グラウンド）の計 24 施設があります。年間に延べ 30 万人以上が利用しており、年々利用者数が増えています。しかし利用者の増加に応じた施設の増加や利用枠の増加が追いついていません。

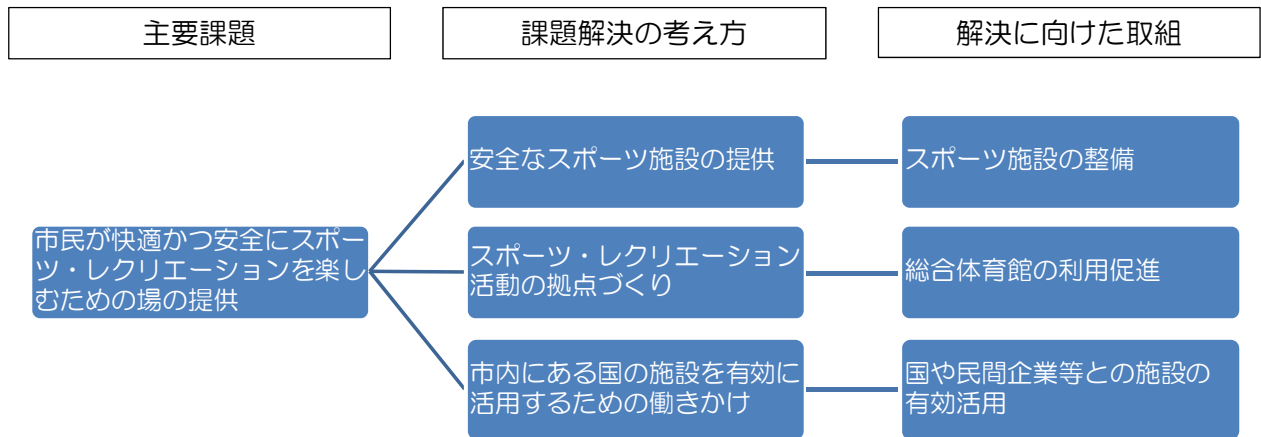
●課題

既存施設の老朽化・劣化が進んでいます。また、年々増加するスポーツ施設利用者の要望に応えるため、スポーツ・レクリエーション活動のための場所の確保が求められています。

スポーツ施設位置図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① スポーツ施設の整備

施設の老朽化や劣化の状況を早期に把握し、施設の充実や補修・改修について、緊急度や必要性を勘案しながら計画的な整備を推進します。

また、市内遊休資産の利活用についても検討していきます。

② 総合体育館の利用促進

総合体育館をスポーツ・レクリエーション活動の拠点として利用を促進します

③ 国や民間企業等との施設の有効活用

スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で地域や登録団体に開放を進め、市内にある国の施設（司法研修所・裁判所職員総合研修所・税務大学校）を有効に活用するため市民開放を拡大するよう関係機関に働きかけます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
スポーツ施設の延べ利用者数（人）	432,452	450,000	500,000	
登録団体数（団体）	1,225	1,500	1,800	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

ⅴ スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策 28 スポーツ・レクリエーション活動の推進

●施策の目的

市民が自主的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むようにします。

●現状

本市では、各種教室、大会、イベント、講習会等のさまざまなスポーツ・レクリエーション事業を展開しています。また、総合体育館では、指定管理者制度を導入し、個人開放日の設定など個人で気軽に参加できる機会を提供しています。

市民意識調査では、日常における身近なスポーツ・レクリエーションの機会が充実しているに対して満足度は 9.5%で、施策全体の平均値を若干上回っていますが、スポーツを週 1 回以上実施している人の割合は 31.4%にとどまっています。

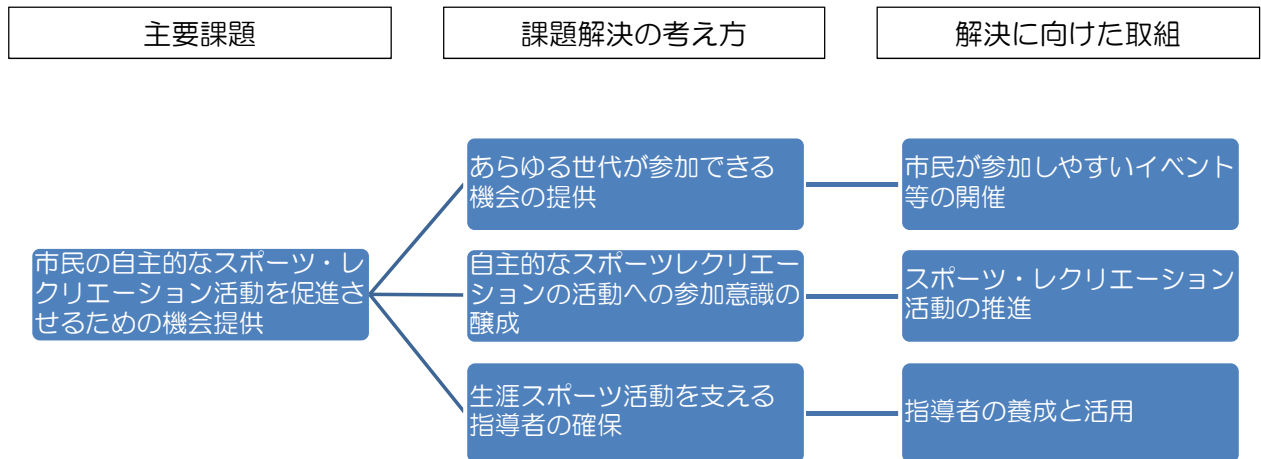
●課題

スポーツ・レクリエーションの参加状況は、その内容によって違いがあり、参加者の年齢層に偏り、幅広い世代に対するスポーツ・レクリエーション活動への参加意識を高めるための取組みが求められています。また、多種多様な事業を展開していくための指導者が不足しているため、指導者の確保が求められています。



和光市民ロードレースフェスティバルの風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民が参加しやすいイベント等の開催

年齢に応じて市民や体育団体のスポーツに関するニーズを把握し、そのニーズに対応した参加しやすいイベント等を開催します。また、子育て中の親が参加しやすい環境づくりにも配慮していきます。

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

指定管理者制度を導入した総合体育館等では、利用者の意見・要望を反映し、施設としての魅力の向上を図り、広報紙や市ホームページ等を活用した情報の発信をしていきます。

③ 指導者の養成と活用

市民の自主的な生涯スポーツ活動を支えるための指導者を確保するため、体育団体や民間団体と連携しながら、指導者養成講習会や研修会等を開催し、指導者を養成します。また、各種事業に活かしていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
スポーツ・レクリエーション事業参加人数（人）	7,201	9,000	10,000	
個人開放事業参加人数（人）	63,817	70,000	80,000	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

vi 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

施策 29 人権啓発・教育及び平和の推進

●施策の目的

基本的人権を尊重する立場から、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別は不当なものという人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し認めあうようにします。また、命の大切さや平和の尊さを市民とともに考え、平和な社会を実現します。

●現状

人権・同和行政実施計画に基づき、人権教育の充実を図ってきましたが、いじめ等の人権問題が発生しています。

また、市民や企業、市職員に対し、講演会や研修会を実施し、人権啓発の場を広げるよう努めてきましたが、参加者数は横ばい傾向にあります。

さらに、人権擁護委員と連携し、人権啓発を進めてきましたが、人権相談件数は少なく、人権擁護委員を知る人も少ないのが現状です。

●課題

人権問題の現状を市民や企業、市職員に十分に理解・認識してもらうため、講座等の参加者を増やす必要があります。

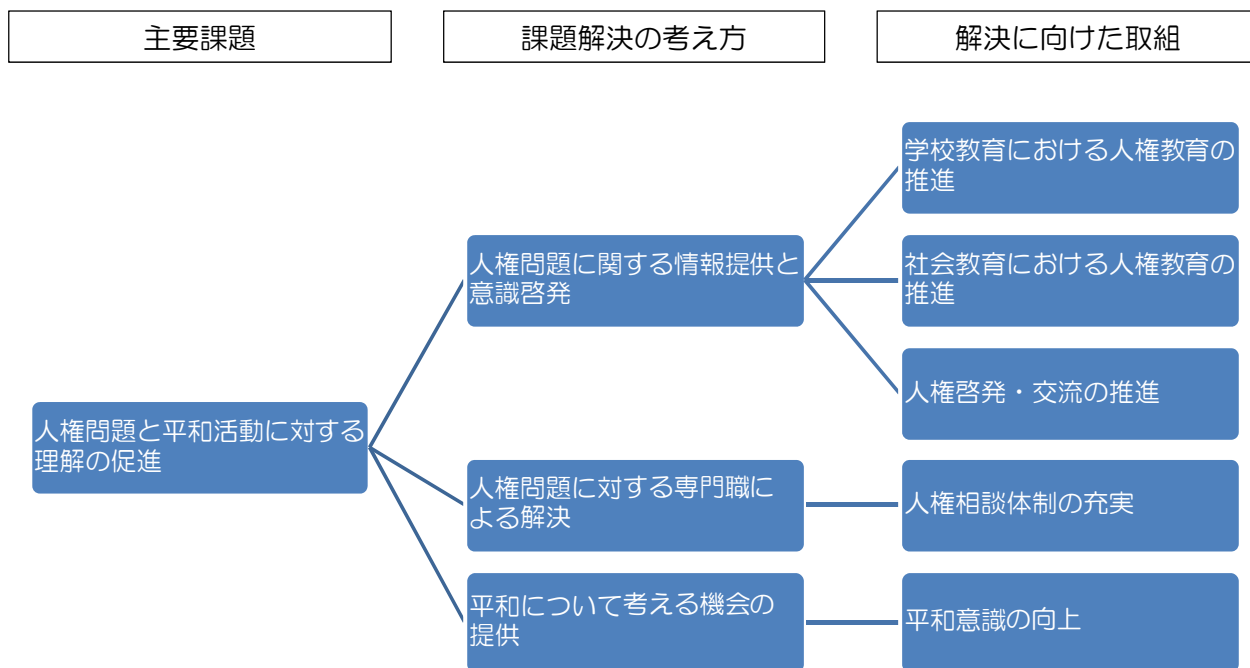
また、人権相談や人権擁護委員についてより周知する必要があります。

平和事業については、毎年平和記念事業を行って市民の意識の向上を図っていますが、子どもの参加者が少なく、次世代を担う子どもたちにも参加しやすい平和事業が求められています。



人権教育の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 学校教育における人権教育の推進

小中学生の人権意識の醸成を目的とした人権作文、人権標語への取組みや、道徳を中心とした教育活動を通じて人権教育を推進します。また、教職員に対する、人権問題への正しい理解と認識を深めるための研修会の充実を図ります。

② 社会教育における人権教育の推進

市民や企業、市職員に人権に対する学習機会を提供します。また、参加が増えるよう、より魅力的な内容となるよう努めます。

③ 人権啓発・交流の推進

市内の連携を図り、啓発交流活動を行いさまざまな差別問題に対する市民の理解を深めていきます。また、人権擁護委員と連携して活動を行うことで地域における人権啓発活動を強化します。

④ 人権相談体制の充実

人権相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を深め、相談体制を充実します。

⑤ 平和意識の向上

市民の平和意識の向上を図るため、市民が共に考える機会の提供や啓発活動などを行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
人権講演会参加者数（人）	180 (H20)	250	300	
人権相談の相談件数（件）	7	20	25	

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

vi 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

施策 30 男女共同参画社会の実現

●施策の目的

市民一人ひとりが男女平等の理念を理解し、男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会を実現します。

●現状

和光市男女共同参画推進条例及び男女共同参画わこうプランに基づき、男女共同参画社会の実現を目指して取組みを進めてきましたが、市民意識調査では「社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合（12.6%）」はいまだに低く、家事や子育てについても、性別による固定的な役割分担意識が依然として存在しています。

また、結婚・妊娠・出産・育児期にある女性の労働力率は低く「M 字型曲線」を描き、女性労働力率と潜在的な女性労働力率を比較すると、希望と現実の差がひらいていることがわかります。

さらに、配偶者や恋人間の暴力として、身体的暴力や精神的暴力、性的暴力を暴力として認識していない人も多くいます。

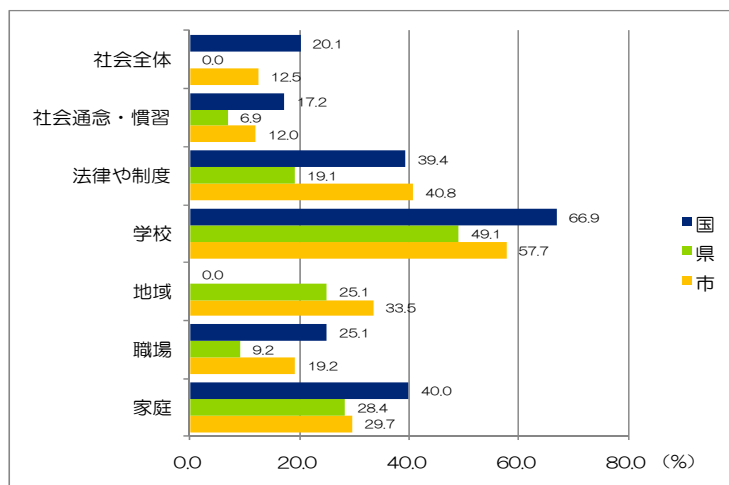
そして、市のまちづくりへの女性の参画に関して、市審議会等の女性委員の割合は、平成 21 年度現在 33.1%にとどまっています。

●課題

家庭や職場において、性別による固定的な役割分担意識が解消されておらず、社会のあらゆる場における男女共同参画の推進が必要です。また、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント・児童虐待については、被害者が多く存在することから、それらを人権侵害行為として市民が認識する必要があります。

さらに、まちづくりの政策や方針の立案・決定の場において、女性の積極的な参画を促進する必要があります。

男女平等だと思う人の割合

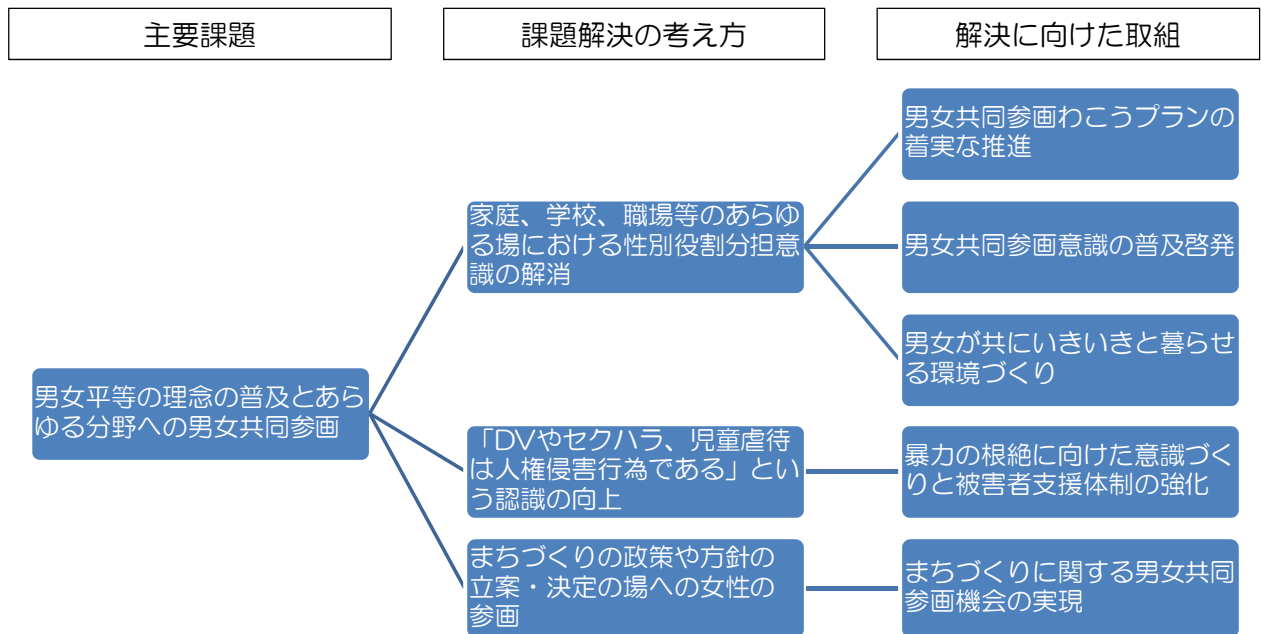


資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（平成 15 年度）

男女共同参画社会に関する世論調査（平成 16 年度）

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 男女共同参画わこうプランの着実な推進

「第三次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」に基づき、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し市民及び事業者と連携して、男女共同参画を着実に推進します。

② 男女共同参画意識の普及啓発

男女共同参画意識の普及啓発を図り、男女が社会のあらゆる場で個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、職場、地域における男女平等教育を推進し、学習機会の提供に努めます。

③ 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

男女が共にいきいきと働ける環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます。さらには、女性の起業や就職・再就職への支援を図ります。

④ 暴力の根絶に向けた意識づくりと被害者支援体制の強化

ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント、児童虐待などの暴力を絶対に許さない体制づくりを進めます。また、被害者や周囲の人々が安心して相談できる環境づくりや安全で安心な保護と自立支援を行います。

⑤ まちづくりに関する男女共同参画機会の実現

社会のあらゆる分野に男女双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、地域活動等への男女共同参画を促進します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合（％）	12.6 (H19)	30.0	35.0	参考資料：男女共同参画わこうプラン
女性の労働力率（％）	48.8 (H17)	60.0	65.0	指標説明：働いている女性数／全女性回答者数
審議会における女性委員の登用率（％）	33.1	40.0	50.0	指標説明：審議会の女性委員／審議会の男女委員総数 参考資料：男女共同参画わこうプラン

Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち

vi 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

施策 31 国際化の推進

●施策の目的

市民の国際理解やふるさと意識の普及を促進し、地域の活性化につなげるとともに、外国籍市民が安心して暮らせる環境をつくります。

●現状

本市では、和光市国際化推進計画に基づき、年々増加する外国人登録者（平成 21 年 12 月 1 日現在 1,742 人。10 年前の約 1.65 倍）に対応するため、各種表示への英語併記や、市ホームページの英語・中国語版及びやさしい日本語による情報発信を実施しています。

また、市民に対しては、国際化推進事業、和光市国際ネットワーク^{*1}の運営などを行っています。

本市は、平成 11 年 10 月 1 日にアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と姉妹都市^{※2}提携を結び、パネル展の開催や市民まつりにおいて姉妹都市の周知・PRをしています。

●課題

市民や和光市国際ネットワークの活動による国際交流活動や国際理解を深める機会の充実が求められています。

また、外国籍市民の問題や市政への要望・意見を把握する機会や外国人への情報提供が不足しているため、外国籍市民が地域になじむ機会や仲間を得る機会が十分とはいえません。

さらに、和光市・ロングビュー市ともに、姉妹都市に対する認知度が低い状況です。

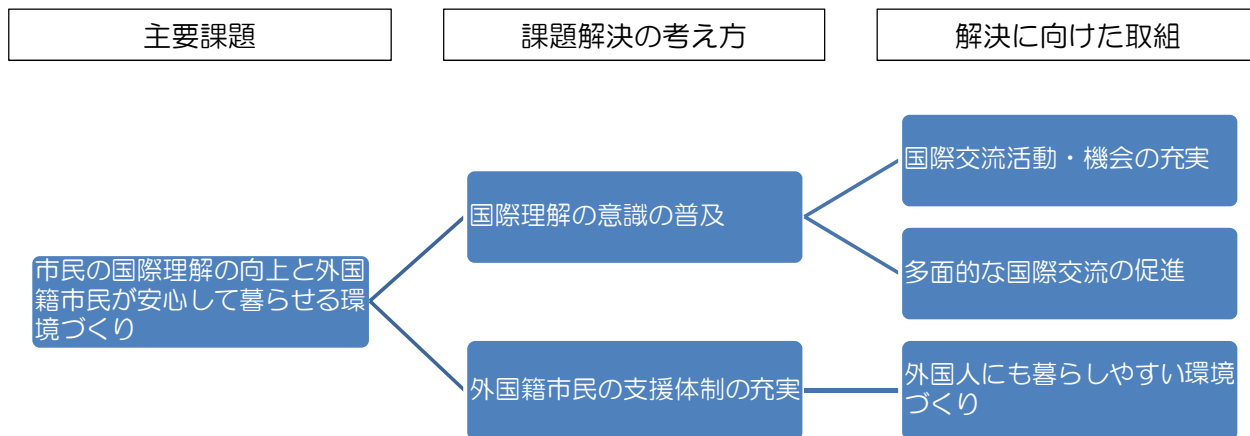


国際交流の活動風景

^{*1}和光市国際ネットワークとは、平成 15 年に設立された組織で、市内を中心に国際交流・協力活動を行っている団体のほか、市内の学校や民間企業等が参加しているもの。

^{※2}姉妹都市とは、姉妹提携（両市長による提携書があり、議会の承認を受けている）を結んだ市のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 国際交流活動・機会の充実

市民、国際交流団体・企業・研究機関等の国際交流・協力活動を支援し、ともに国際化を推進していきます。

また、外国籍市民と日本人市民が交流する機会や場を提供し、多文化共生^{※3}意識の普及を図ります。

② 多面的な国際交流の促進

姉妹都市をはじめとするさまざまな地域との交流促進を図ります。また、市民のロングビュー市に対する認知度をさらに高めます。

③ 外国人にも暮らしやすい環境づくり

外国籍市民の要望等を把握し、生活上のさまざまな問題に対応するため、和光市国際交流員を活用するとともに、ボランティア制度の運用によって、外国人支援体制を充実していきます。

また、重要な市政情報・生活情報について、多言語ややさしい日本語等で外国人にもわかりやすい情報提供を推進していきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
国際交流イベント参加者数（人）	26	30	50	指標説明：市が主催する国際交流イベントに参加した市民の数
ボランティア登録者数（人）	—	10	20	

^{※3} 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きる、安全・安心で活力ある社会のこと。

基本目標Ⅲ

健やかに暮らしみんなで支えあうまち
(保健・福祉・医療)

基本目標

基本施策

施策



Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅰ 子どもが健やかに育つための環境づくり

施策 32 多様な保育サービスの推進

●施策の目的

働く保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整えるとともに、子どもが元気で健やかに育つようにします。

●現状

本市は子育て世帯が多いことから、多様な保育ニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画に基づき、保育園では、乳児保育・延長保育・休日保育・年末保育・病後児保育^{*1}といった保育サービスを実施してきました。さらに、放課後健全育成事業（保育クラブ）については、他市に先駆け、全小学校区で実施してきました。

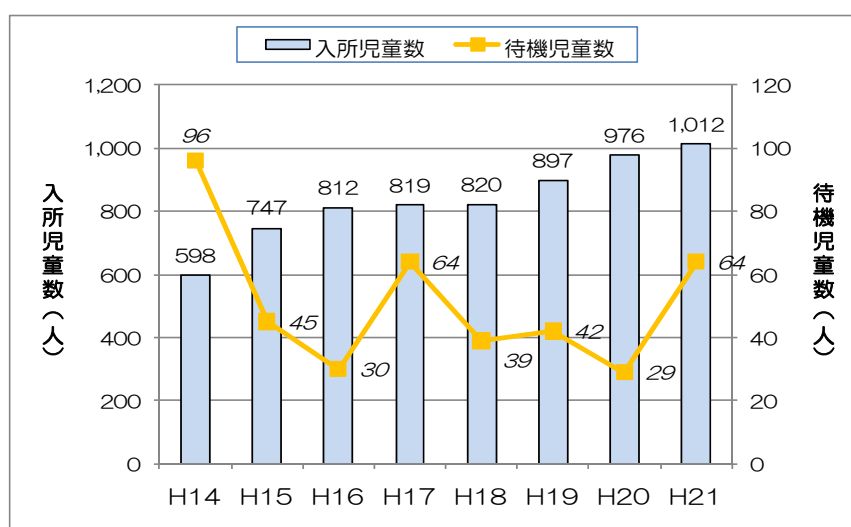
また、平成 18 年から 20 年度までの間で、民設園 4 園（定員 230 名）を整備し、待機児童の解消に努めてきました。しかし、マンション等の建設により若い世代が多く在住していることなどから、保育園への入園申請者数や一時保育（一時預かり事業）利用希望者は、年々増え続けている状況となっています。

●課題

保育園、保育クラブの待機児童の解消や一時保育の利用希望への対応が求められています。

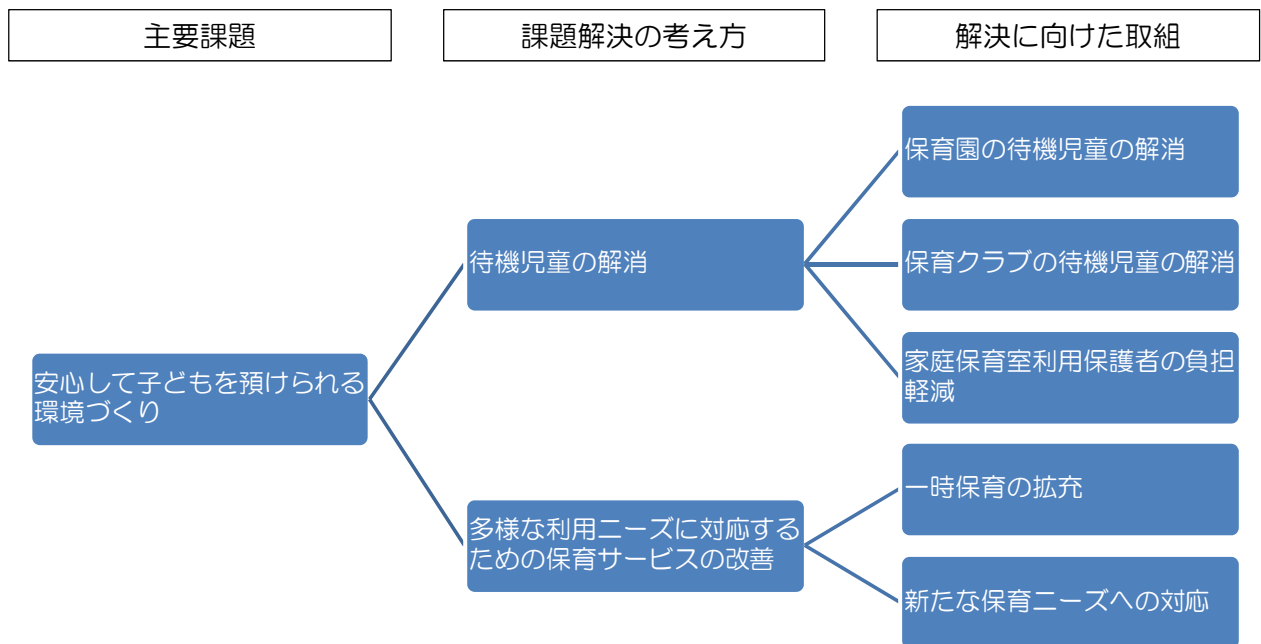
また、家庭保育室を利用しやすくなるような環境づくりが求められています。さらに、新たな保育ニーズへの対応も求められています。

入所児童数・待機児童数の推移



^{*1} 病後児保育とは、保育園・保育クラブ（小学校 3 年生まで）等に通園（通所）している乳幼児及び児童が、病気の回復期にあつて、まだ、集団保育ができない期間を別に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援すること。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 保育園の待機児童の解消

保育園の改修や民間保育施設支援等を計画的に行うとともに、待機児童の解消に向け、待機児童が多い地区に民設民営保育園を誘致します。

② 保育クラブの待機児童の解消

保育クラブの整備と併せて受入児童数や受入児童年齢の見直しなどを行い、待機児童の解消を図ります。

③ 家庭保育室利用保護者の負担軽減

認定保育園に比べて高額である家庭保育室の保育料に対する保護者の負担軽減を図るため、所得に応じた助成を行います。

④ 一時保育の拡充

一時保育未実施及び新園設置の保育園での一時保育の導入を図ります。

⑤ 新たな保育ニーズへの対応

保育園及び保育クラブの利用時間の柔軟化、認定こども園などの新たなニーズに対応するなど、更なる保育サービスの充実を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
待機児童数（人）	64	0	0	参考資料：わこう子どもプラン
保育クラブ待機児童数（人）	3	0	0	
子育て環境が十分であると感じる市民の割合（％）	21.8	32.0	43.0	指標説明：子育て環境に満足している世帯/子育て世帯 参考資料：市民意識調査

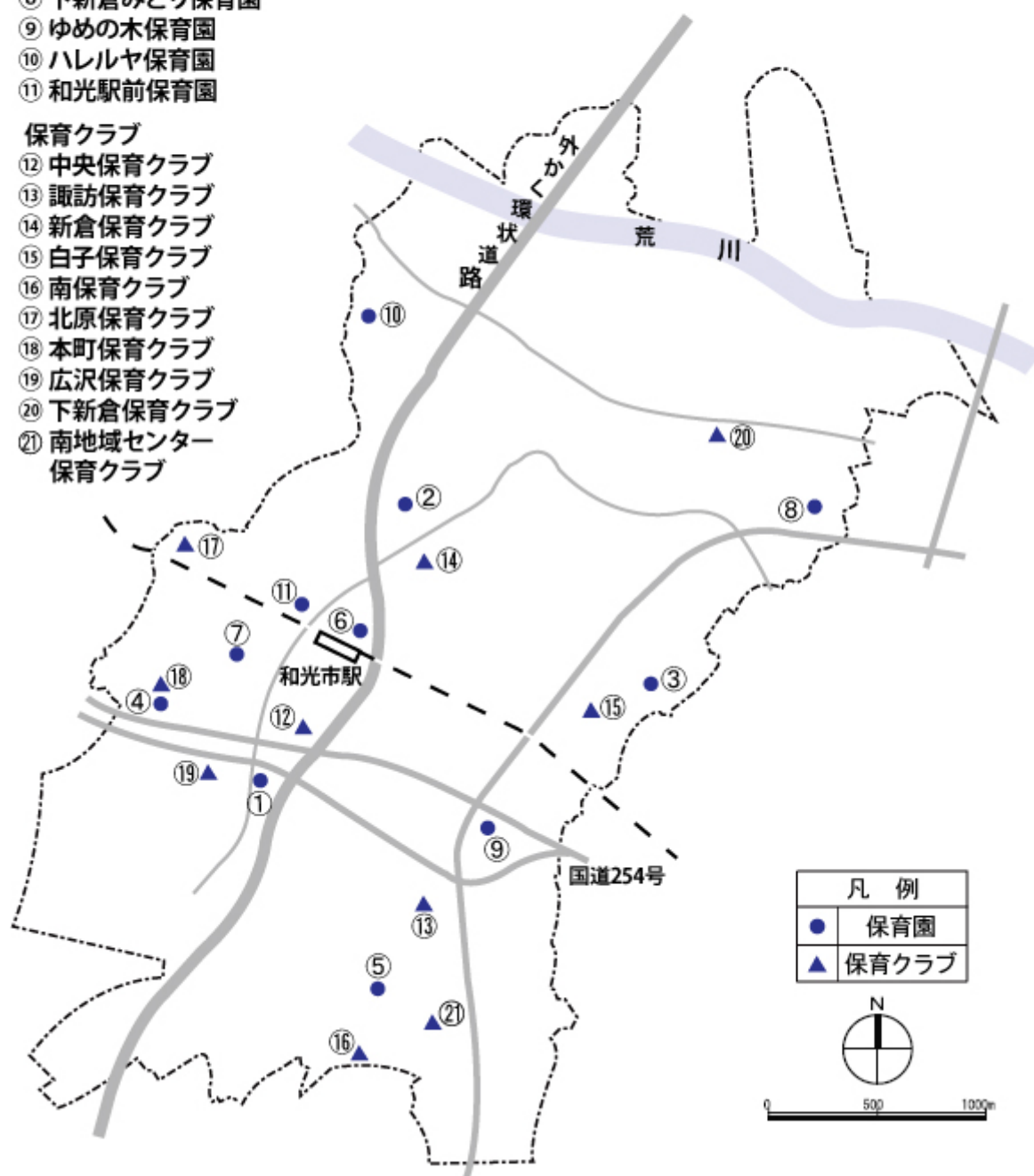
保育園・保育クラブ位置図

保育園

- ① ひろさわ保育園
- ② にいくら保育園
- ③ しらこ保育園
- ④ ほんちょう保育園
- ⑤ みなみ保育園
- ⑥ しもにいくら保育園
- ⑦ キッズエイド和光保育園
- ⑧ 下新倉みどり保育園
- ⑨ ゆめの木保育園
- ⑩ ハレルヤ保育園
- ⑪ 和光駅前保育園

保育クラブ

- ⑫ 中央保育クラブ
- ⑬ 諏訪保育クラブ
- ⑭ 新倉保育クラブ
- ⑮ 白子保育クラブ
- ⑯ 南保育クラブ
- ⑰ 北原保育クラブ
- ⑱ 本町保育クラブ
- ⑲ 広沢保育クラブ
- ⑳ 下新倉保育クラブ
- ㉑ 南地域センター
保育クラブ



Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅰ 子どもが健やかに育つための環境づくり

施策 33 安心して楽しい育児の推進

●施策の目的

子育て中の家庭の育児不安や悩みが解消され、安心して楽しく子育てができるようにします。

●現状

本市では、育児不安や悩みを解消するため、子どもに関する相談を家庭児童相談室や各子育て支援拠点、児童センター（館）において実施しています。また、子育て支援センター等の子育て支援拠点において、サークル活動を中心とした地域での子育てを支援しています。

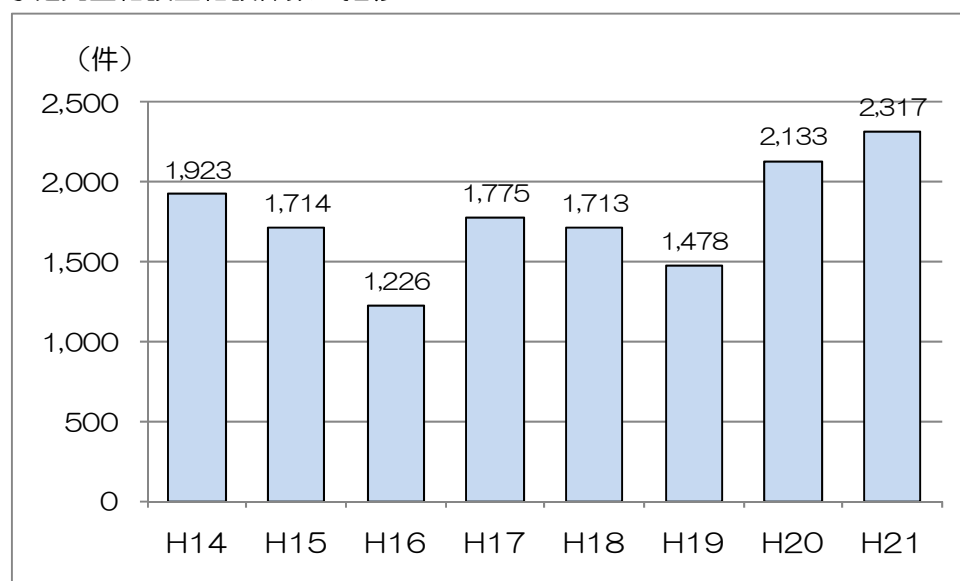
わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、家庭児童相談室を利用した人の満足度は、79.3%と高い割合を示している一方、子育ての総合相談室及び家庭児童相談室の認知度については、それぞれ 49.2%、39.7%となっており、十分認知されているとはいえません。

●課題

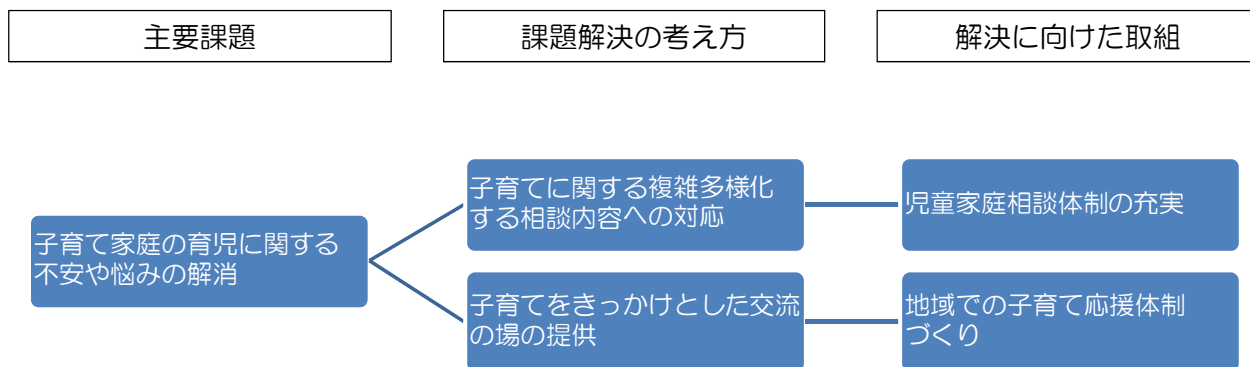
保護者の経済的状況やメンタル面などが影響し、子どもに関する相談が複雑化しています。また、相談できる場所の周知が不足しています。

また、前述のアンケート調査では、「子育てが辛い」又は「子育てが辛いのと楽しいのと同じくらい」と答えた人のうち、40%の人が「つらさを解消するための有効手段」として「地域における子育て支援の充実」を求めていることから、この要望に応えることが必要です。

家庭児童相談室相談件数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 児童家庭相談体制の充実

学校育児相談室などの子どもに関して相談できる場所（機関）の周知方法をさらに工夫し、保護者が気軽に相談できるようにします。また、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、関係部署（機関）と連携を図り、事態を深刻化させないように取り組みます。

② 地域での子育て応援体制づくり

保護者が子育てについてさまざまな不安を抱え、地域から孤立することがないように、保護者と地域が相互に交流するきっかけとなる場を提供します。また、地域での子育ての課題を共有し、その解決に向けて取り組む保護者同士のサークルを育成し、その活動を支援します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
家庭児童相談室相談件数（件）	2,317	2,350	2,500	参考資料：わこう子どもプラン
子育てが楽しいと感じる市民の割合（％）	68.5 (H20)	75.0	80.0	参考資料：わこう子どもプラン
子育てサークル団体数（団体）	18	25	30	参考資料：わこう子どもプラン

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅰ 子どもが健やかに育つための環境づくり

施策 34 地域における健やかな子育ての実現

●施策の目的

子どもが身近な地域で安心して、友だちとふれあいながら、健やかに育つようにします。

●現状

本市では、4 箇所の子育て支援拠点及び 4 箇所の児童センター(館)が、子育て中の親子、小中学生の交流拠点となっています。わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、子育て支援拠点及び児童センター(館)を「利用している人」及び「今後利用したい・利用を増やしたい人」を合わせると 76.1%になっており、今後も利用者が大幅に増加することが見込まれます。

また、同アンケートでは、小学生の保護者のうちの 45%が優先的に解決すべき課題として「地域に中高生の居場所づくりが必要」と答えており、さらに中学生を対象とした聞き取り調査でも、多くが「友だちと遊べる場所が欲しい。」と答えています。

さらに、同アンケート調査では、未就学児保護者のファミリー・サポート・センター事業に対する認知度が 80.0%と高く、利用者の満足度も 63.2%と高くなっています。

●課題

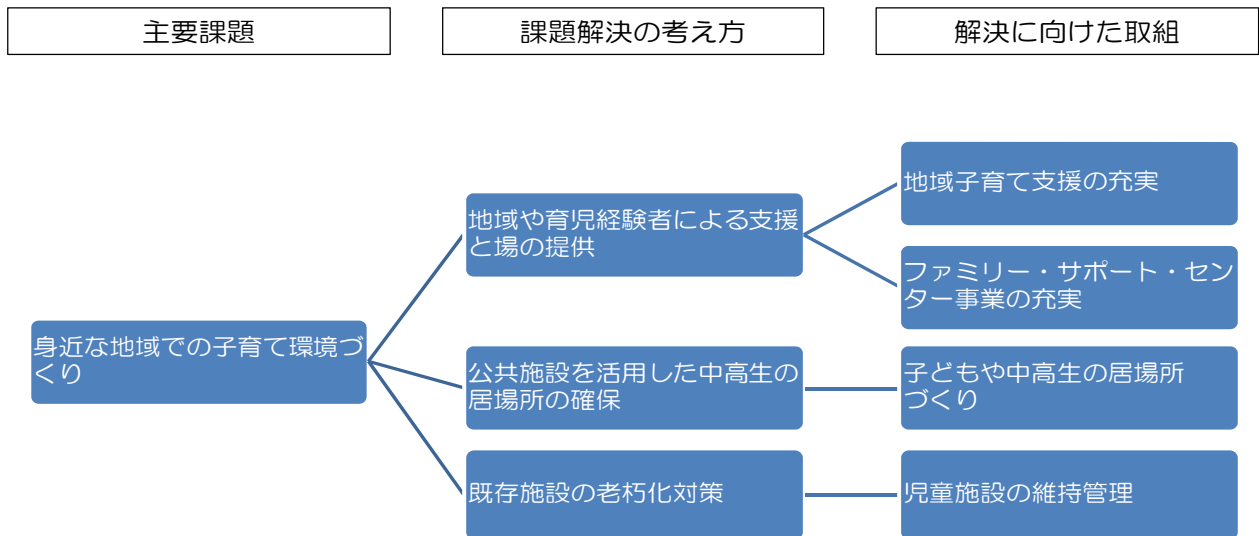
地域における子育て支援の重要性は十分認識されているものの、中高生が安心して友だちと集える場所は不足しており、中高生の居場所づくりが求められています。

また、ファミリー・サポート・センター事業に対する認知度や利用者の満足度は比較的高いものの、今後、事業のさらなる充実を図るためには、協力会員の増加が求められています。

さらに、既存の児童施設の老朽化が目立つことから、子どもたちの安全を確保するための対策が必要です。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域子育て支援の充実

子育て中の保護者が、地域から孤立することがないように、つどいの広場や子育て支援センターを活用し、相互に交流できる場を整備します。

また、ホームスタート^{*1}への支援を図ります。

② ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業をより充実させるため、特に、60歳代の子育て経験者や依頼会員などを対象に協力会員の増加を図ります。

③ 子どもや中高生の居場所づくり

既存の公共施設を活用し、中高生等が幅広く利用できる施設（居場所）をつくります。また、児童が安心して利用できる施設として、児童センター（館）を活用します。さらに、児童センターでは、児童と高齢者が触れ合うなどの世代間交流を進めます。

④ 児童施設の維持管理

児童センター（館）、総合児童センタープールなどの施設が老朽化してきていることから、長期修繕計画等に基づいた、適切な維持管理を行っていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
子育て支援拠点の利用者数(人)	95,557	100,000	100,000	参考資料：わこう子どもプラン
ファミリー・サポート・センター援助活動件数（件）	5,102	8,100	10,000	参考資料：わこう子どもプラン
既存施設の活用による中高生等の居場所（箇所）	1	3	3	参考資料：わこう子どもプラン

^{*1} ホームスタートとは、育児不安を抱えている家庭をボランティアが訪問し、友人のように寄り添いながら話を聴いたりする「家庭訪問型子育て支援」事業のこと。

児童福祉施設位置図



Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅰ 子どもが健やかに育つための環境づくり

施策 35 子育て家庭への経済的支援

●施策の目的

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを安心して養育できるようにします。

●現状

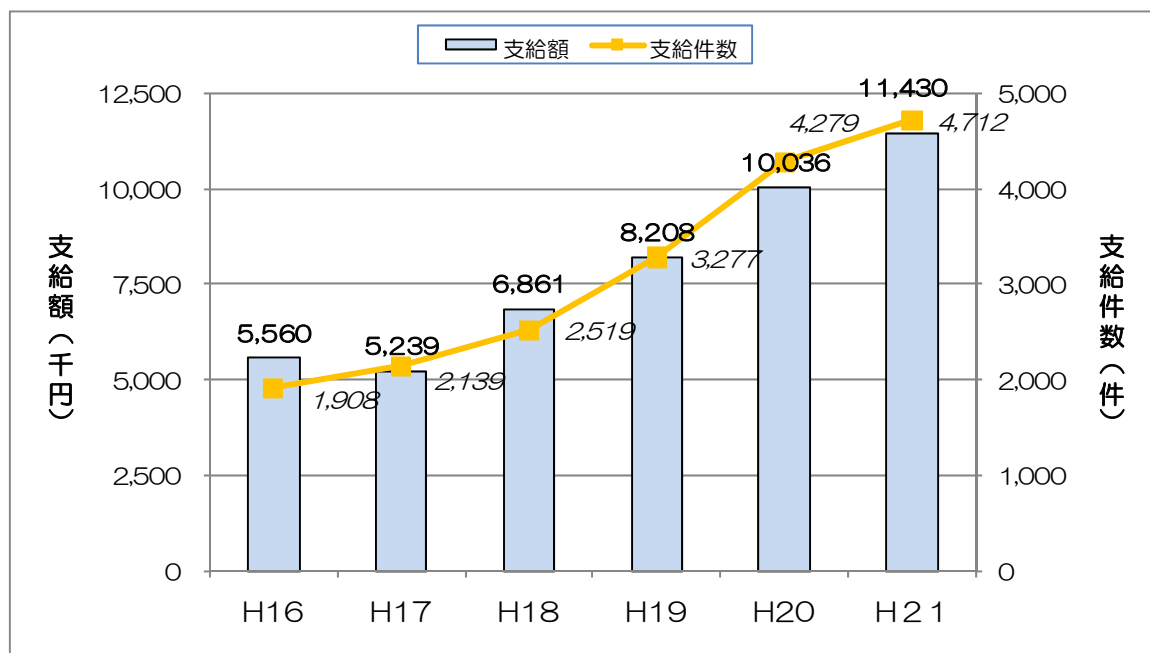
子どもへの医療費助成については、小学校修了前までの入通院、中学校修了前までの入院を対象として、実施しています（平成 23 年 1 月開始予定）。また、中学校修了前までの児童を養育している家庭に対しては、子ども手当を支給しています。

さらに、ひとり親家庭等への支援としては、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を所得に応じて実施しています。

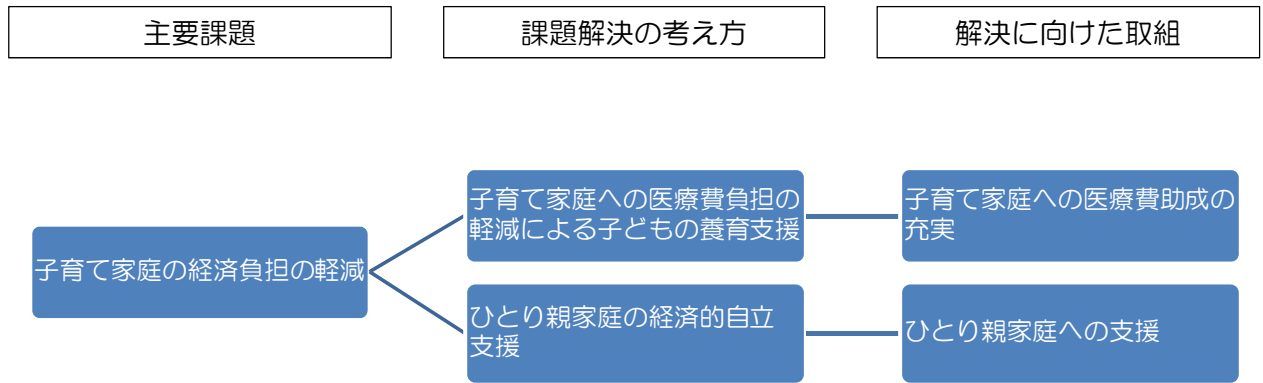
●課題

経済環境の悪化に伴い、経済的支援を必要とするひとり親家庭等からは、医療費助成の更なる充実が求められています。また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するための市独自の自立支援策が求められています。

ひとり親家庭等医療費支給額・支給件数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 子育て家庭への医療費助成等の充実

子育て家庭への医療費の負担軽減のため、引き続き、医療費の助成を行うとともに、子どもを安心して養育できるよう経済的支援を行っていきます。

② ひとり親家庭への支援

児童扶養手当やひとり親家庭医療費制度の支援のほか、ひとり親家庭等の日常生活を支援する市独自の施策を検討・実施します。また、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、経済的自立を促進します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
子ども医療費受給資格登録率（％）	—	100	100	指標説明：登録者数／受給対象者数
母子家庭自立支援給付件数（件）	5	10	10	

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ii 高齢者の生きがいづくり

施策 36 高齢者の生きがいと社会参加への支援

●施策の目的

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせるようにしていきます。

●現状

本市では、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者福祉センターなどを活用して、高齢者の生きがいづくりや世代間交流につながる活動に取り組んでいます。

しかし、老人クラブへの加入者率は、高齢者人口の 11.2%と低い水準にとどまっており、高齢者の就労供給を目的としたシルバー人材センターの登録者数についても、平成 21 年で 355 人となっており、類似団体と比べて、低い水準にあります。

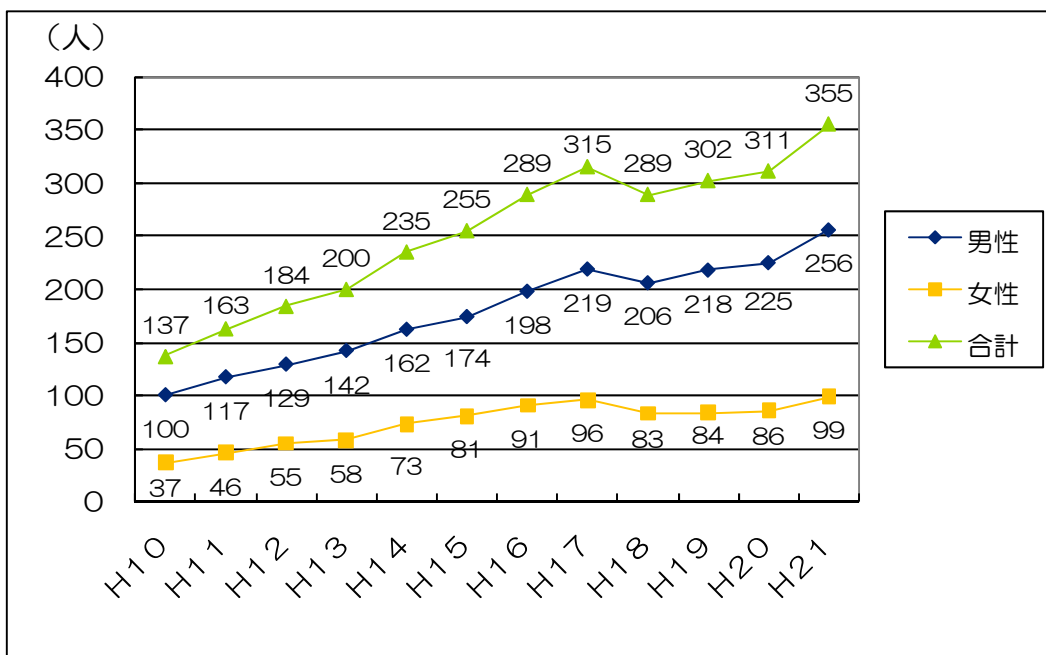
また、高齢者の健康意識の高まりを示すものとして、健康診査の受診率の増加がみられます。

●課題

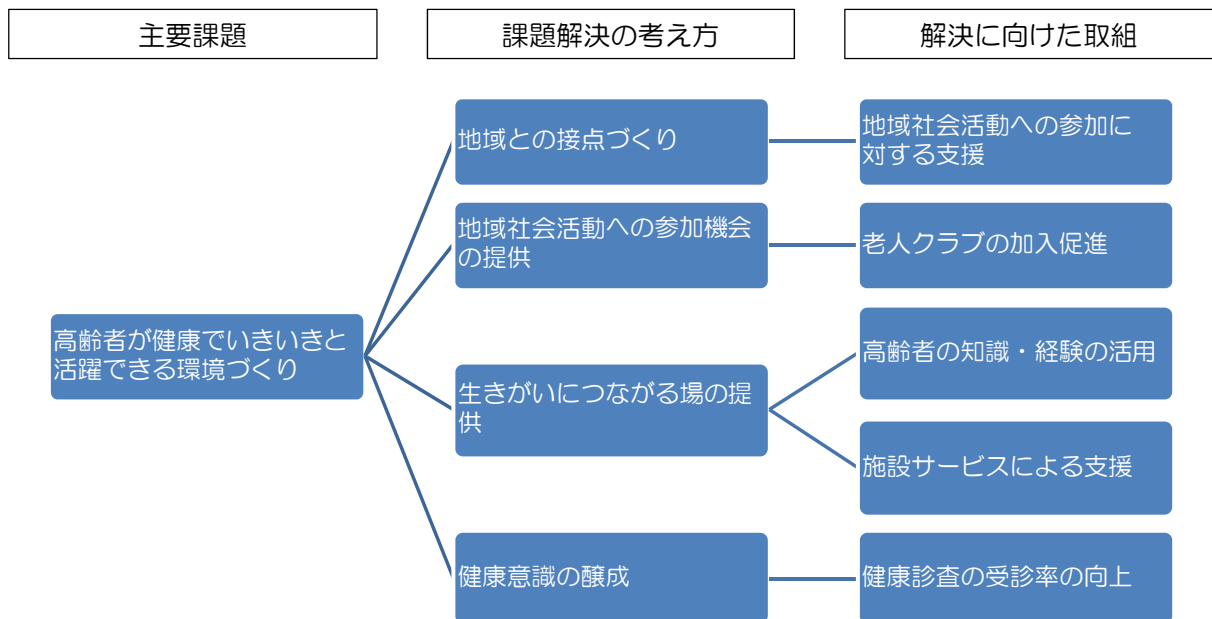
高齢者の生きがいづくりのために、地域との繋がりに高い関心を持つことや、高齢者の知識と経験を活かすことが求められています。しかしながら、老人クラブへの加入率やシルバー人材センターの登録者数は依然として低い水準にとどまっており、活動の場として十分に活かされていません。

また、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにも健康検診の受診率をさらに高めるための対策が求められています。

朝霞地区シルバー人材センターの和光市会員数



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域社会活動への参加に対する支援

地域との繋がりへの関心を高めるため、地域で実施するイベントの機会を活用し、高齢者福祉センターなどを利用しての世代間交流事業の実施や多くの高齢者が地域社会との関わりを持てるよう支援します。

② 老人クラブへの加入促進

高齢者がボランティア活動など自ら地域活動に積極的に参加するためのきっかけとなる老人クラブへの加入を促進し、高齢者の生きがいづくりを支援します。

③ 高齢者の知識・経験の活用

シルバー人材センターにおいて、センターの運営状況等の情報提供を行い、高齢者の豊かな経験・知識を活かしていきます。

④ 施設サービスによる支援

高齢者向け住宅など、保健や福祉サービスを行い、高齢者が安心した生活が送れるよう支援を行っていきます。

⑤ 健康診査の受診率の向上

健康診査及び人間ドックを積極的に受診するような周知活動を充実させるとともに、受診費用の補助を行っていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
高齢者福祉センター利用者数（人）	69,547	70,000	72,000	指標説明：ゆめあい和光高齢者福祉センター及び新倉高齢者福祉センターの年間延べ利用者数の合計
シルバー人材センター登録者数（人）	355	430	745	
健康診査受診率（%）	42	50	50	指標説明：受診者／後期高齢者医療被保険者数

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ii 高齢者の生きがいがづくり

施策 37 きめ細やかな介護予防の推進

●施策の目的

多くの高齢者が介護を必要とせず、できるだけ自立した日常生活を送れるようにします。

●現状

本市においては、全国的に高齢化が進展する中で、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、全国に先駆けて平成 15 年度から介護予防事業を展開しています。

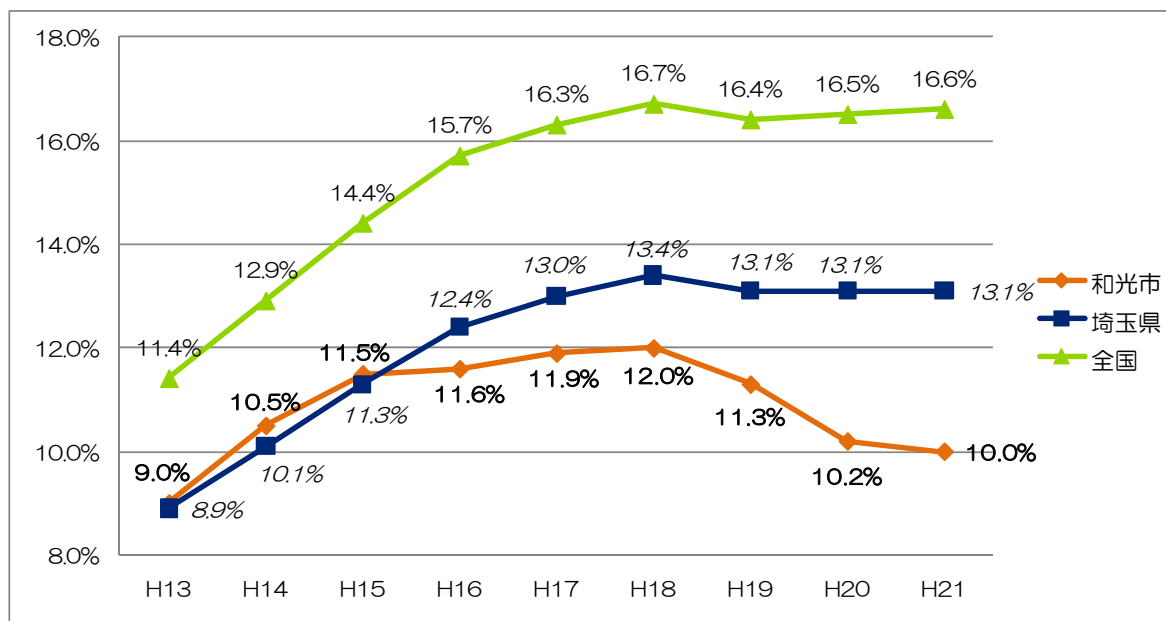
また、その柱となる市・地域包括支援センター※¹・関係事業者や医療関係者などで構成するコミュニティケア会議※²において、他制度間の調整や処遇困難事例などの検討を含む、きめ細やかな介護予防の取組を行ってきた結果、要支援及び要介護者の認定者数の割合が平成 20 年度の 10.2%から平成 21 年度の 10.0%へと減少するなど、さまざまな効果が出てきています。

●課題

本市では、今後も高齢化の進展が見込まれることから、地域包括支援センターの機能強化や健康度調査※³等の取組みを含め介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の更なる充実が求められています。

また、介護予防による改善が比較的難しいとされる中重度の要介護認定者に対しても、重症化を防ぐための取組が必要です。

要介護（要支援）認定率の推移

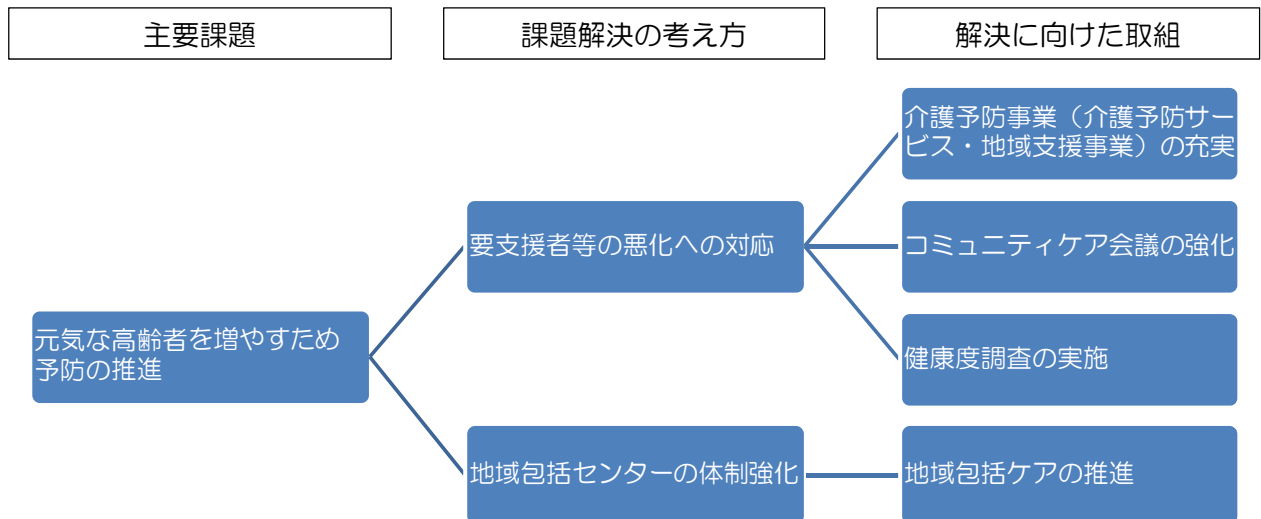


※¹ 地域包括支援センターとは、高齢者を対象とする予防給付の介護予防支援等を行う専門機関のこと。

※² コミュニティケア会議とは、包括的ケアプランによる地域生活の自立支援を目的とし、他制度間の調整や処遇困難事例などを検討する会議のこと。

※³ 健康度調査とは、65歳以上の高齢者を対象に、個人の生活機能レベルを評価し、改善のためのアドバイス表を回答者に送付する調査のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の充実

介護予防サービスの積極的活用により、要支援者の今後の悪化（要介護者への移行）の予防を図ります。また、地域支援事業として行われている介護予防の各種事業については、特定高齢者※⁴や一般高齢者※⁵が積極的に参加できるよう充実していきます。

② コミュニティケア会議の強化

コミュニティケア会議の継続的な実施により、一般高齢者、特定高齢者、要支援者に対する介護予防、要介護高齢者等の処遇困難事例への対応及び権利擁護等の包括的マネジメント※⁶を実現します。

③ 健康度調査の実施

65歳以上の全ての高齢者（要支援、要介護1認定者含む）を対象に、生活機能調査（調査用紙配付、回収）を継続的に実施し、個人の生活機能及び独居高齢者を把握します。

④ 地域包括ケア※⁷の推進

地域におけるさまざまなサービスや資源を活用し、継続的なマネジメントをする地域包括支援センターの体制の強化を図ることで、利用者一人ひとりに合った介護サービスを提供します。

※⁴ 特定高齢者とは、65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者のこと。

※⁵ 一般高齢者とは、65歳以上で介護の認定がなく、特定高齢者に該当しない高齢者のこと。

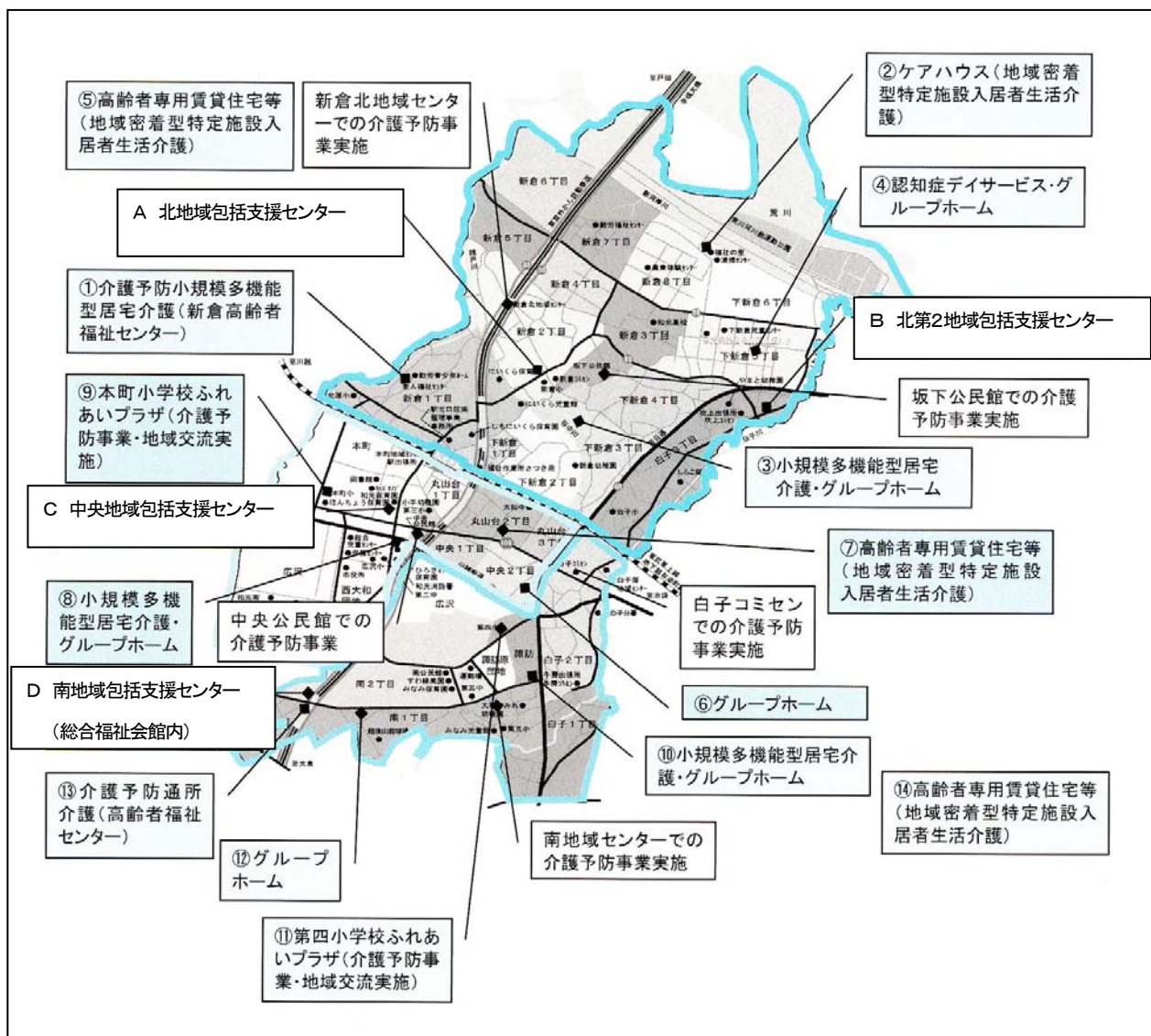
※⁶ 包括的マネジメントとは、支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域ケアマネジャーのネットワークを構築するもの。

※⁷ 地域包括ケアとは、地域包括支援センターを拠点とした、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために包括的に支援を行うもの。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
要支援 1、2 に該当する人の改善率（％）	57.4	60.0	60.0	指標説明：介護予防ケアマネ※ ⁸ 改善率（％） （予防給付）
特定高齢者に該当する人の改善率（％）	50.5	67.0	70.0	指標説明：介護予防ケアマネ※ ⁸ 改善率（％） （特定高齢者）
65 歳以上人口に占める要介護（支援）認定者 （第 1 号）の割合（％）	10.0	12.0	10.0	指標説明：要介護（支援）認定者数（第 1 号）/65 歳 以上人口×100

※⁸ 介護予防ケアマネジメントとは、認定調査項目、主治医の意見書、生活行為、調査票、健診、本人・家族との話し合い等をもとに現状の生活行為に関する評価分析を行うもの。



長寿あんしんプランブランドデザイン

地域包括支援センターの担当地区

名称	担当地区
北地域包括支援センター	大字新倉、新倉 1～8 丁目
北第 2 地域包括支援センター	大字下新倉、下新倉 1～6 丁目、白子 3・4 丁目、白子 2 丁目の一部
中央地域包括支援センター	中央 1・2 丁目、西大和団地、広沢 1・3・4 番、本町、丸山台 1～3 丁目
南地域包括支援センター	白子 1 丁目、白子 2 丁目の一部、諏訪、諏訪原団地、広沢 2 番、南 1・2 丁目

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ii 高齢者の生きがいづくり

施策 38 介護サービスの適正な提供

●施策の目的

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して過ごせるようにします。

●現状

平成 18 年の介護保険法の改正により、住み慣れた地域での生活を支えるためのものとして地域密着型サービス*1 が創設され、本市でも、和光市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画や介護保険法の主旨に基づき、地域密着型サービスの拠点として小規模多機能居宅介護施設*2 及び認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の施設整備を積極的に推進しています。

また、介護サービスについては、在宅介護を基本とした各種介護サービスを提供しています。

●課題

介護療養型医療施設*3 が平成 23 年度に廃止されることから、その受け皿となる施設整備が求められます。また、救急医療機関との連携が求められています。さらに、在宅介護の限界から、従来の介護サービスについての見直しが必要になっています。

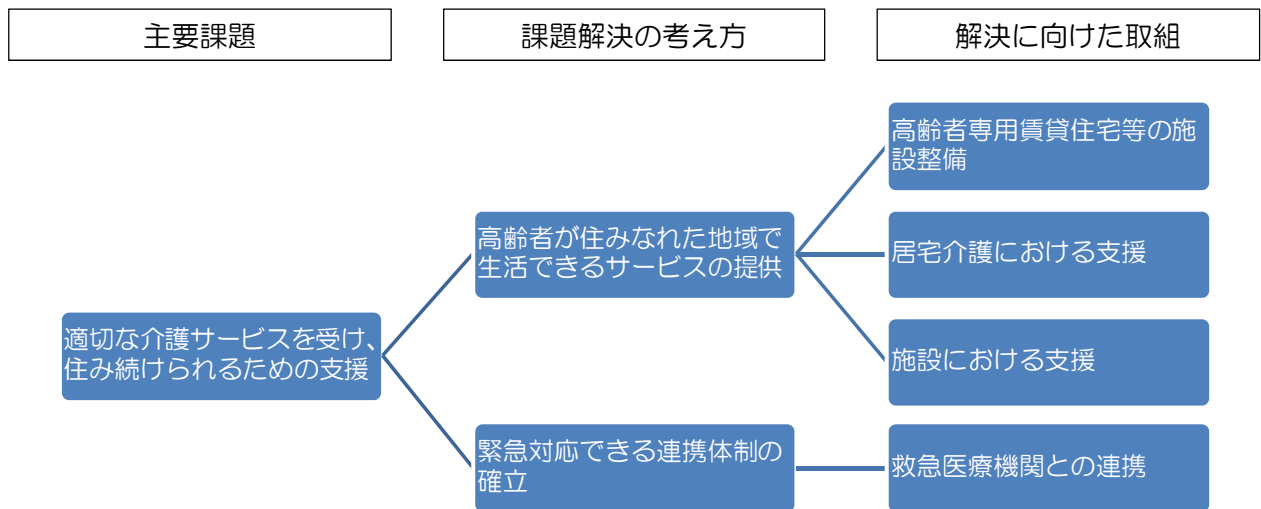


*1 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス事業のこと。

*2 小規模多機能居宅介護施設とは「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し在宅での生活の継続性を支援する施設のこと。

*3 介護療養型医療施設とは、長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者等を入所対象とし、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行う施設のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 高齢者専用賃貸住宅^{*4}等の施設整備

介護療養型医療施設の廃止後の新たな受け皿として、在宅療養診療所^{*5}等を併設した高齢者専用賃貸住宅等の施設整備を図ります。

② 居宅介護における支援

居宅サービス・地域密着型サービス及び市町村給付事業の強化により、在宅介護を支援していきます。

③ 施設における支援

居住介護の困難なケースや医療行為が継続的に必要な要介護高齢者に対し、施設サービスを支援していきます。

④ 救急医療機関との連携

救急医療に対応するため、医師会等との連携を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域密着型拠点施設整備（箇所）	12	14	14	
介護サービスの利用割合（％）	84.4	80.0	80.0	指標説明：居宅・地域密着型サービス利用件数／全サービス利用件数

^{*4} 高齢者専用賃貸住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、専ら高齢者や同居配偶者を賃借人とする賃貸住宅のこと。

^{*5} 在宅療養診療所とは、高齢者専用賃貸住宅などに併設した診療所のこと。

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

Ⅲ 障害者を地域で支えるまちづくり

施策 39 チャレンジドが安心できる障害福祉の推進

●施策の目的

チャレンジドが安心して地域生活を送れるようにします。

●現状

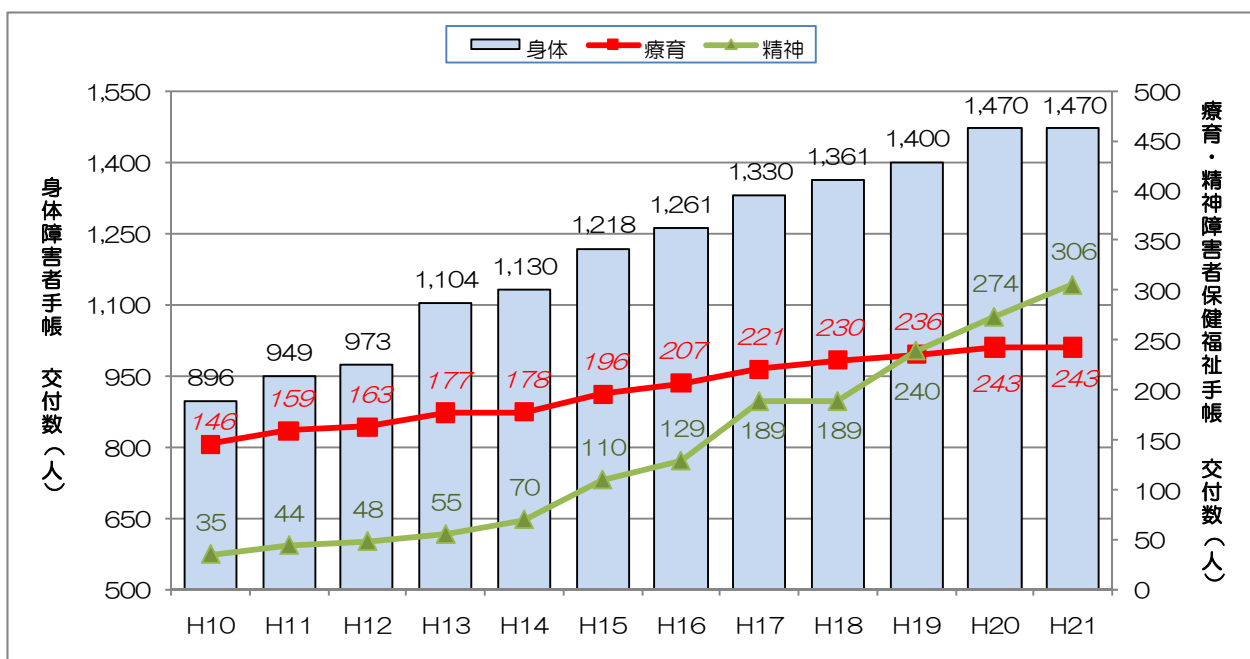
本市では第三次和光市障害者計画、第二期和光市障害福祉計画及び和光市地域福祉計画を策定し、障害者のための福祉施策を推進しています。

また、身体・知的・精神の各障害に対する対応を一元化し、サービス提供を行う地域の拠点として総合福祉会館（ゆめあい和光）を整備し、相談支援、就労支援といった障害者福祉サービスの充実に努めています。

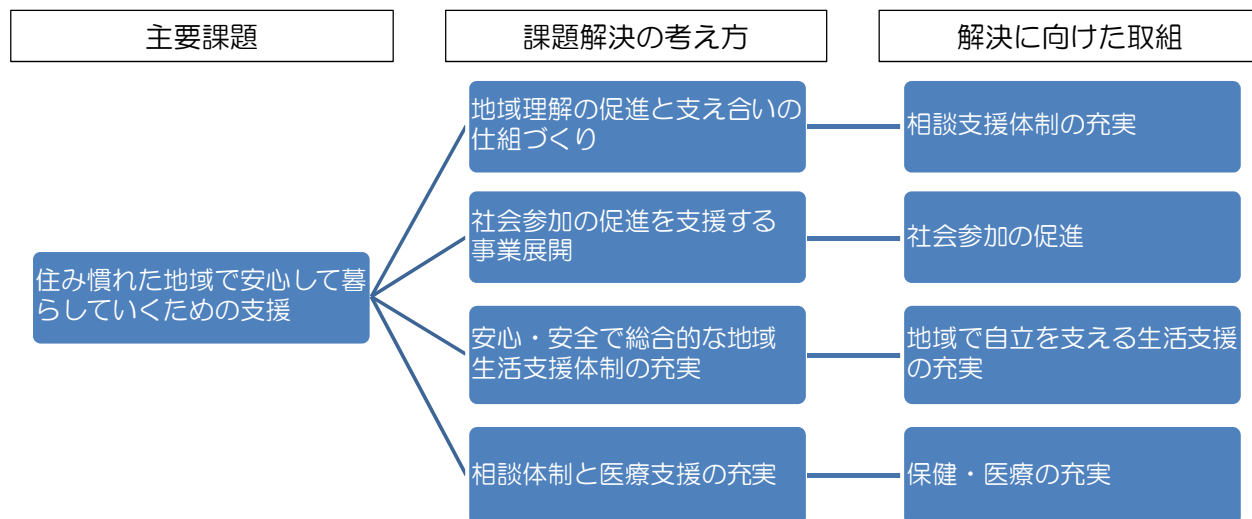
●課題

チャレンジドが増加している状況の中で、地域の理解促進と支えあいの仕組みづくりや社会参加のための環境整備やまちづくりにおけるバリアフリー化への取組みが十分とはいえません。また、保健・医療体制についても改善の余地があります。こうした状況を踏まえ、今後もチャレンジドの地域生活支援のための多様な支援策の拡充を図る必要があります。

障害者手帳交付数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 相談支援体制の充実

地域生活支援センターを相談拠点として、市民・市・関係機関等と連携の上、地域で安心して生活できるよう権利擁護を図ります。また、三障害の状況に合わせた情報提供や相談支援を充実します。新たに、障害者就労支援センターを拠点として、市内企業、教育機関及びハローワーク等と連携しながら、情報提供、相談から就職、職場定着まで総合的な支援を行います。

② 社会参加の促進

スポーツ・レクリエーション等の活動や各種福祉サービスを充実し、チャレンジドの社会参加を支援します。

③ 地域での自立を支える生活支援の充実

在宅支援、施設支援及び日中活動の場の整備等を行い、介護者の精神的・肉体的な負担軽減にも配慮しながら新しいサービスの充実を図るとともに、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、施設等のバリアフリー化を進めていきます。

また、総合福祉会館（ゆめあい和光）を地域の拠点として、機能充実を図ります。

さらに、緊急時や災害時にチャレンジドの安全が確保されるよう総合的な支援体制づくりを進めていきます。

④ 保健・医療の充実

関係機関との連携を図り、障害の早期発見・療育、総合的かつ一貫した相談支援体制の充実を図ります。また、自立支援医療費制度、重度心身障害者医療費制度により、必要な医療費を支給します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
相談件数（件）	5,589	5,880	6,150	
障害福祉に関する「満足」「まあ満足」と答えた人の割合（％）	12.3	20.7	27.7	参考資料：市民意識調査

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

Ⅲ 障害者を地域で支えるまちづくり

施策 40 地域で支え合う福祉の推進

●施策の目的

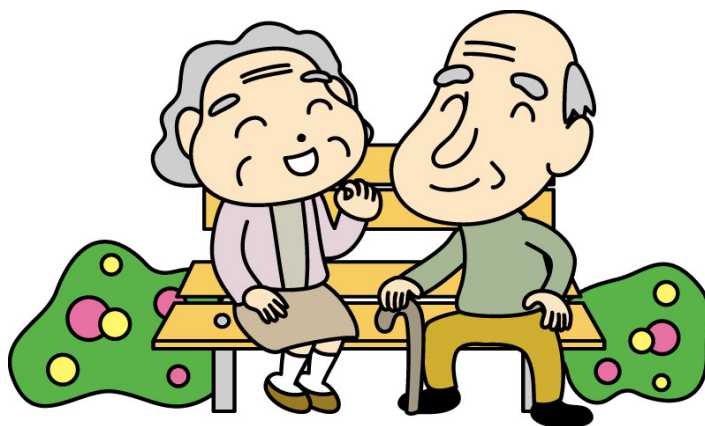
地域住民の誰もが地域で支え合う福祉の中で安心して生活できるようにしていきます。

●現状

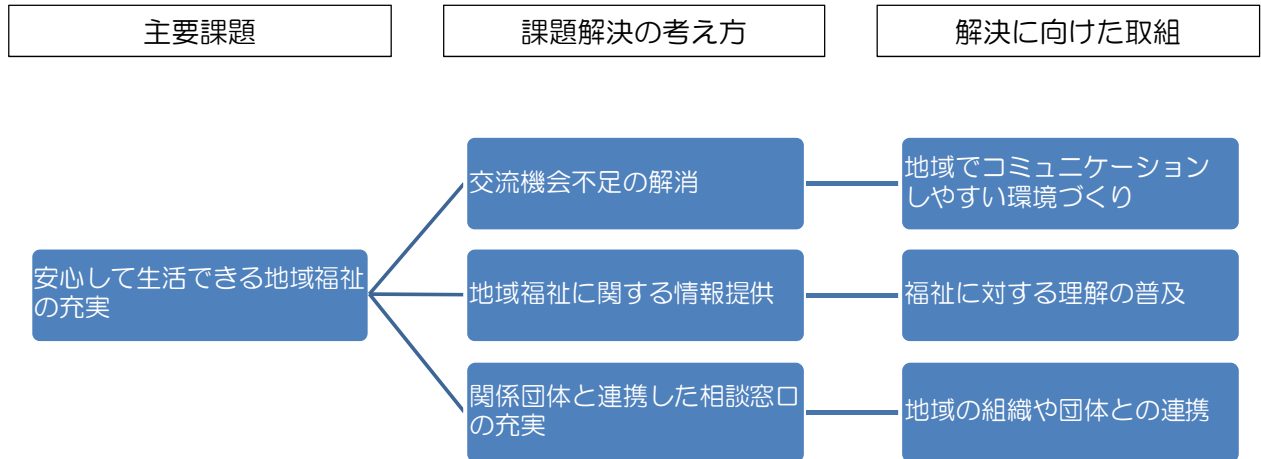
市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、本市では、和光市地域福祉計画に基づき、地域の問題を市民自らが気付き、解決に取り組むことができるような地域の支え合いを実現するため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

●課題

福祉ニーズの多様化に伴い地域住民等個々に即した対応が求められていますが、従来の行政中心のサービス提供では十分な対応が困難となっています。また、地域福祉に関する身近な相談窓口の設置等をはじめ、福祉に関する地域交流の場や市民の福祉に対する一層の理解が求められています。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域でコミュニケーションしやすい環境づくり

イベントや講座等を通じて地域住民同士の交流の機会を増やし、地域に触れ合い、地域を知ることができるような環境づくりを進めます。

② 福祉に対する理解の普及

ゆめあい和光まつりや市内小中学校における福祉教育などを通じて、市民の福祉に対する理解について、ボランティアと連携し、普及・啓発を進めます。

③ 地域の組織や団体との連携

社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、学校及び自治会などの地域の組織や団体と連携を図り、地域での困りごとや気付きなどへの相談や支援ができるような環境づくりを進めていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域福祉計画進捗状況(%)	85.0	90.0	90.0	指標説明：H27 目標値は第二次同計画（H22～H26）の達成状況、H32 目標値は第三次同計画（H27～H31）の達成状況を示す。
民生委員定員充足率(%)	94.5	96.3	98.0	

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

iv 低所得者への支援

施策 41 低所得者の生活の安定と自立への支援

●施策の目的

生活に困窮する市民が健康的で文化的な生活を送れるようにします。

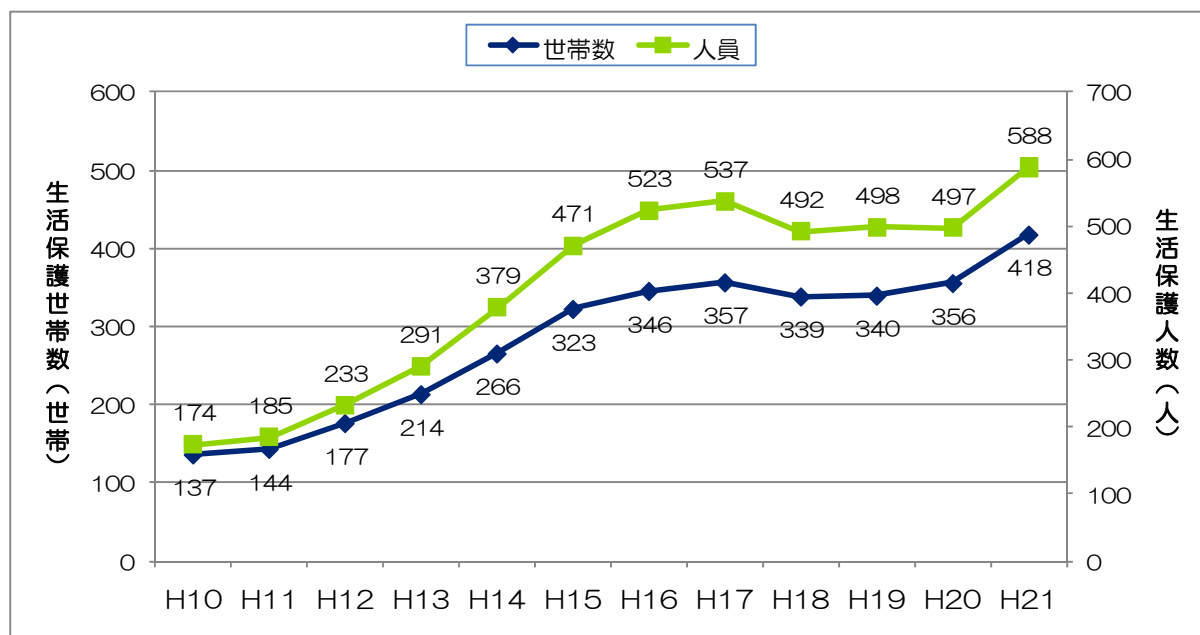
●現状

経済情勢の悪化による景気低迷の影響により、雇用環境が一段を厳しさを増す中、本市でも低所得者に対する経済的自立に向けた支援に取り組んでいるものの、保護世帯数は、平成 20 年度末の 356 世帯に対して、平成 21 年度末では 418 世帯と増加傾向を示しています。

●課題

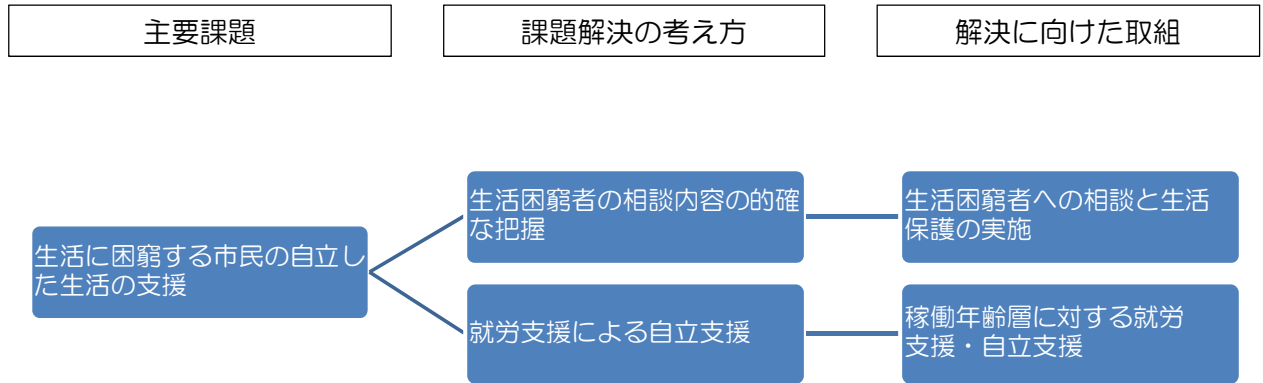
生活相談件数、生活保護申請件数が増加する一方で、自立世帯数は伸び悩んでいます。また、稼働年齢層^{*1}に対する就労支援・自立支援が不十分です。

生活保護世帯数等の推移



^{*1} 稼働年齢層とは、就労を阻害する要因（病気、高齢、障害等）がなければ、就労義務があり、就労指導の対象となる年齢層（通常 18 歳から 65 歳までを指す。）のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 生活困窮者への相談と生活保護の実施

生活困窮者に対しては、関係機関との連携を深め、生活困窮状況を把握し、相談者に対する助言の機会を充実します。また、面接相談時に的確な状況把握に努め、適切に生活保護を実施していきます。

② 稼働年齢層に対する就労支援・自立支援

稼働年齢層に対しては、被保護者の就労の可否についての的確に把握した上で、就労への指導・助言等を行い、自立を支援します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
自立世帯数(世帯)	5	10	10	

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅴ 生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり

施策 42 健康な次世代を育む母子保健の推進

●施策の目的

次世代の担い手となる子どもたちが、安心して生み育てられ、また、乳幼児が健やかな成長・発達ができる環境づくりを推進します。

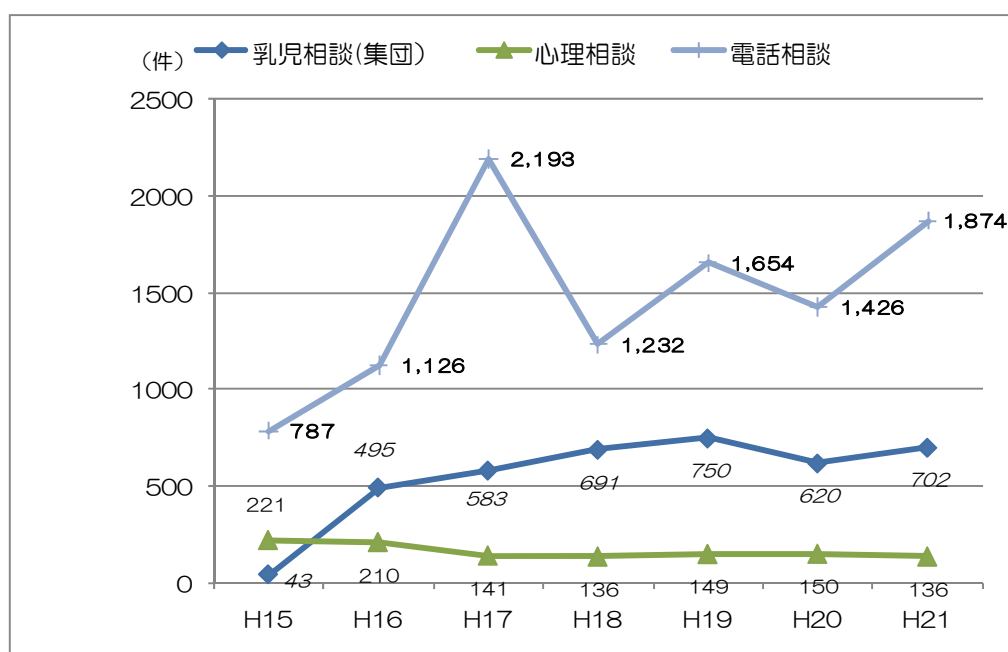
●現状

本市は子育て世代が多いため、母子保健に対するニーズが高くなっています。乳幼児の発育・発達に関する相談に対応するため、専門医や臨床心理士*1 による相談支援事業を保健センターで行っています。生後 4 箇月までの乳児の全戸訪問事業や健康診査受診率の向上、未受診児追跡等に力を入れ、乳幼児の健やかな成長、発達のための健康支援を行っています。また、虐待予防については、関係機関との情報連携により、虐待の防止に積極的に取り組んでいます。

●課題

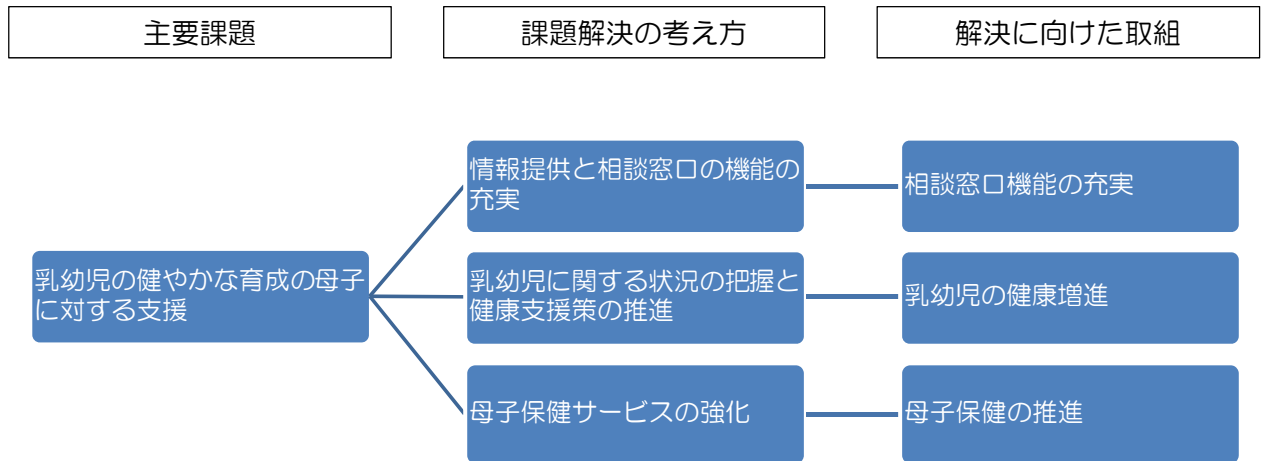
複雑化、多様化する母子保健に対するニーズに対応することが求められています。また、母子健診の未受診者への対応が求められています。

母子保健に関する相談件数の推移



*1 臨床心理士とは、カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 相談窓口機能の充実

市民の健康づくりの拠点である保健センターの相談機能を強化します。また、地域で活動する子育て支援関連団体等と連携し、保健情報の発信や相談窓口の周知を行います。

② 乳幼児の健康増進

全乳幼児の健康状態を把握するため、各種健康診査の受診率を高め、乳幼児の健康増進を図ります。また、子育て支援関連団体等との連携を図り、未受診児の把握に努め、受診するよう対応していきます。

③ 母子保健の推進

母子保健における国の動向や市民ニーズに対応し、妊娠時からの一貫した母子健康管理システムを強化します。また、保護者の育児相談や健康教育事業などの母子保健サービスの充実を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
乳幼児健康診査受診率（4 箇月児）（％）	97.0	97.9	100	
母子健診受診率（％）	94.8	96.0	97.0	
母子保健に関する相談件数（件）	2,872	3,150	3,300	指標説明：乳児相談、幼児相談、心理相談、おかあさん相談、電話及び窓口相談等

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅴ 生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり

施策 43 健康で元気となる食育の推進

●施策の目的

健全な食生活を実践することができる人間を育て、市民が生涯にわたり健康で元気に暮らせるようにします。

●現状

本市では、これまで、市民の健康の維持・増進のための支援や、都市農業の振興・農業体験の推進を通じて、食に関する情報や体験の場の提供を行ってきましたが、より一層、食育に関する施策を進めるため、平成 22 年 3 月に食育*1 推進計画を策定しました。

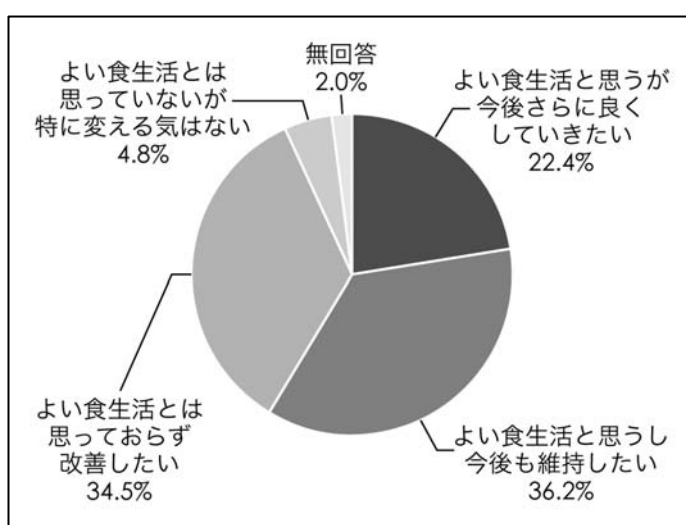
この計画策定に伴うアンケート調査では、現在の食生活について、約 6 割の市民が「よい食生活」を送っていると回答した反面、市民の多くが、普段の食生活の中で「食品の安全性」「自分・家族の健康」について悩みや不安を感じています。

●課題

子どもを対象とする取組みが中心であり、成人を対象とした食育の取組みが必要です。また、食育に関する情報を広く市民が共有することが求められています。

さらに、食品の安全性など食生活に関する市民の不安を解消することも求められています。

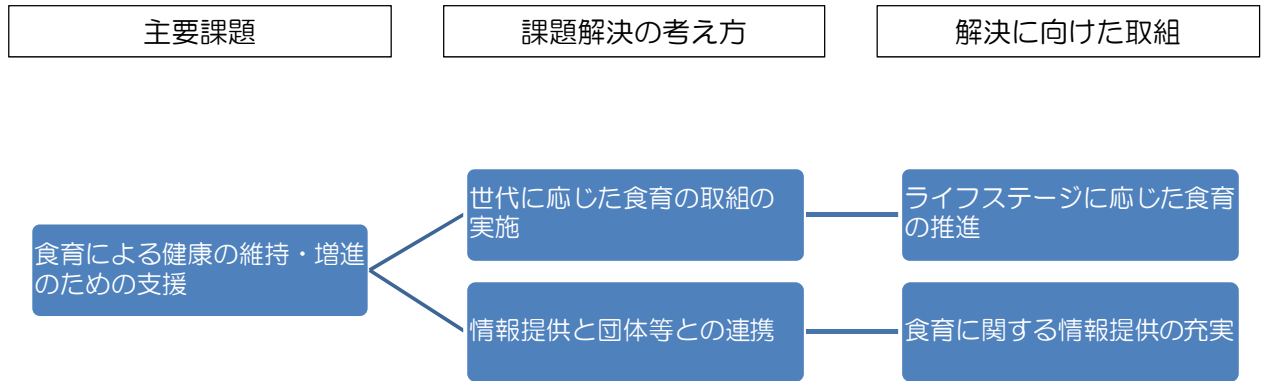
食生活の満足度



資料：和光市食育推進計画づくりに関するアンケート調査（平成 21 年度）

*1 食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① ライフステージ*2に応じた食育の推進

幼年期から高年期までのそれぞれの世代に応じた正しい食生活習慣を身につけ、生産から食卓までの流れが実感できるようにするため、庁内で連携を図り、食育に関連するさまざまな講座・体験の場を提供し、ライフステージに応じた食育を進めます。

② 食育に関する情報提供の充実

市民や関係団体への食育に関する情報や本市の食文化等に関する情報の提供を充実します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
健康教室への参加者数（人）	352	350	400	
食生活の満足度の割合（％）	58.6	80	80	指標説明：和光市食育推進計画アンケート調査

*2 ライフステージとは、幼年期（0～4 歳）少年期（5～14 歳）青年期（15～29 歳）壮年期（30～44 歳）中年期（45～64 歳）高年期（65 歳以上）の年齢階層別のこと。

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅴ 生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり

施策 44 安心できる健康づくりの推進

●施策の目的

生活習慣病に重点を置き、市民の生涯にわたる健康づくりを支援します。

●現状

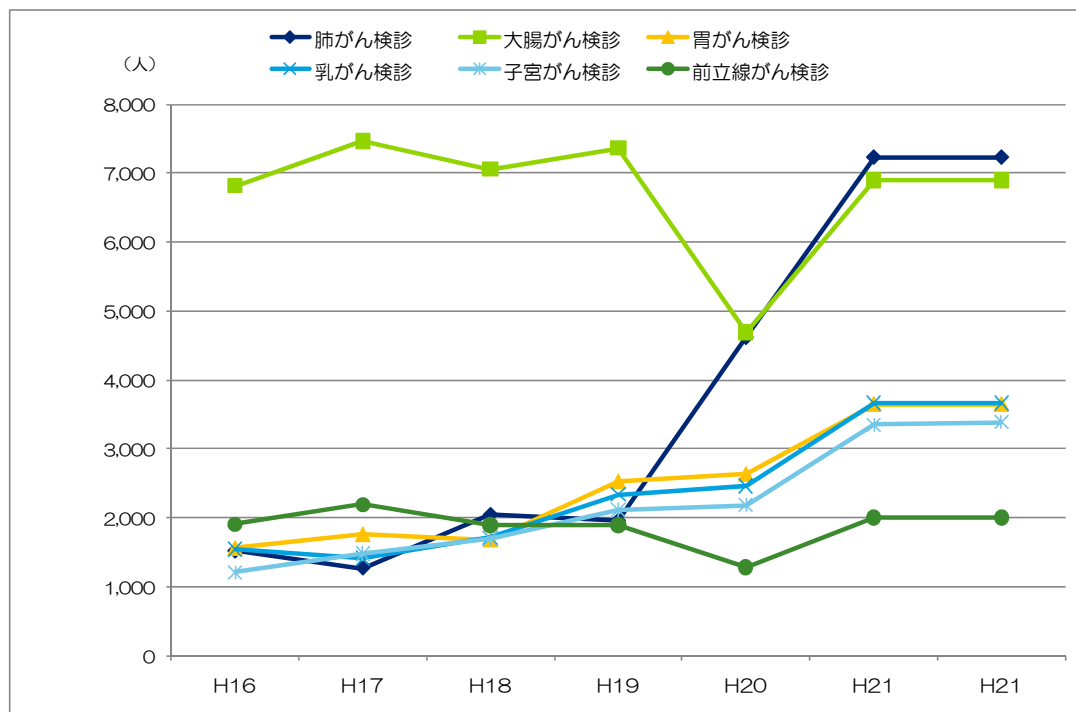
本市では、平成 19 年度に健康わこう 21 計画を策定し、市民の生涯にわたる健康づくりを支援してきました。本市の壮年期以降の世代では、近隣自治体と比べ、健康意識が高いことが特徴となっています。また、成人健診や相談・教育に対する市民ニーズも高まっています。

●課題

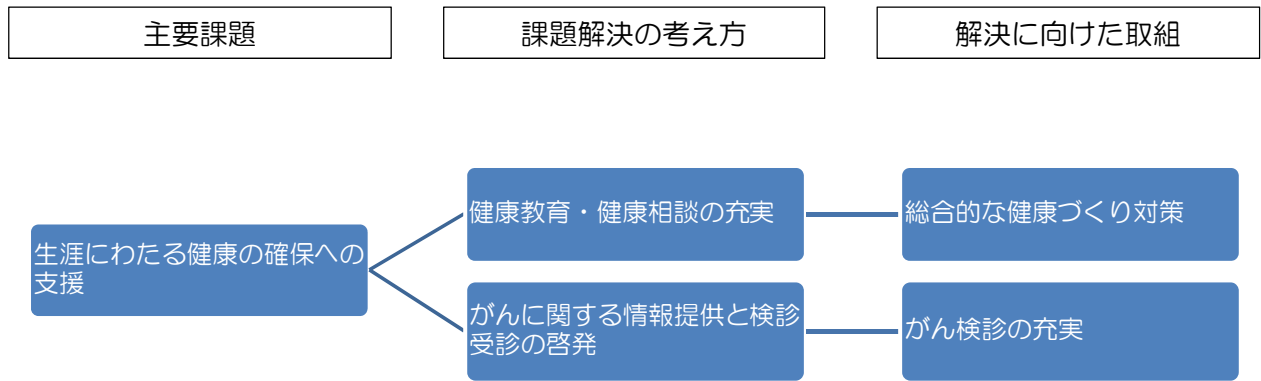
市民の健康意識の向上に対応し、がん検診未受検者への情報提供や受診勧奨など、生活習慣病の予防対策の充実がより一層求められます。

また、がん検診で要精密検査となった人の精密検診受診率を高める必要があります。

がん検診の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 総合的な健康づくり対策

成・老人の健康づくりを進めるにあたり、健康わこう 21 計画に定めるライフステージ及び領域^{*1}別の総合的な健康づくりを充実します。

② がん検診の充実

がん検診の未受検者数を減らすため、がんに関する情報を提供し、がん検診の受診を勧奨します。また、がん検診で、要精密検査判定となった人に対して、相談や情報提供により、精密検査の受診を勧奨します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
保健指導実施者のメタボ改善率（％）	36.5	43.0	50.0	指標説明：前年度特定検診を受けた結果、保健指導を受け、6箇月後の評価で改善された割合
がん検診（肺・大腸・胃・乳・子宮）要精密検査受診率（％）	46.0	70.0	80.0	指標説明：前年度がん検診で要精密検査となった者のうち精密検査を受けた割合

^{*1} 領域とは、健康わこう 21 計画において設定している健康生活、食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコールの 7 分野のこと。

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

ⅴ 生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり

施策 45 地域との連携による保健・医療体制の推進

●施策の目的

関係機関と連携し、地域の保健・医療環境の充実を図り、市民が安心して暮らせるようにします。

●現状

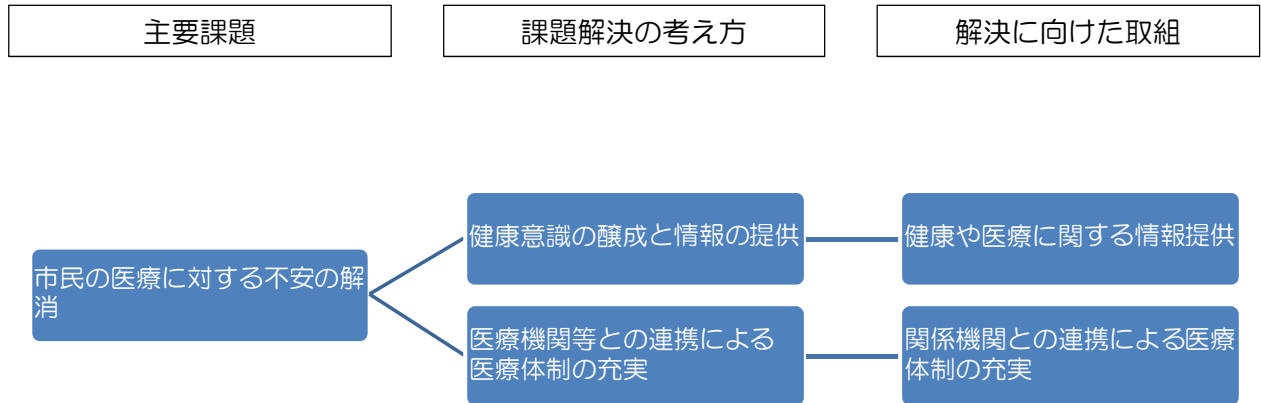
本市は、若い世代が多く、出生率も高い反面、市内の産婦人科が2医療機関のみとなっており、そのうち、産科病床のある病院は1施設しかありません。また、一般診療所の数も近隣自治体の平均より少ないため、市民から、医療機関の充実への要望が大きくなっています。そこで、本市では朝霞地区4市で協力して休日在宅当番医制運営事業、病院群輪番制運営事業、小児救急医療施設運営に取り組んでいます。

●課題

市民の健康づくりに寄与するためには、保健センターが医療情報を集約し、適切に情報発信していくことが求められています。また、保健センターと医療機関等との連携を深め、医療体制の充実を図ることが必要です。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 健康や医療に関する情報提供

保健センターガイドや健康ガイドを発行することで、健康や医療に関する情報提供を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、健康づくりを進めていきます。

② 関係機関との連携による医療体制の充実

朝霞地区 4 市、朝霞地区医師会・歯科医師会等とが連携協力し、医療体制を充実していきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
保健医療サービス満足度（％）	21.0	25.0	30.0	参考資料：市民意識調査

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

vi 国民健康保険の安定運営・国民年金制度の普及

施策 46 国民健康保険の適正な運営

●施策の目的

市民が病気やケガをしたときに、誰もが必要な医療が受けられ、いつも安心して暮らせるようにします。

●現状

本市の国民健康保険の被保険者数は平成 19 年までの約 2 万 1 千人以上で推移してきましたが、平成 20 年からは、約 1 万 8 千人台にまで大幅に低下しています。

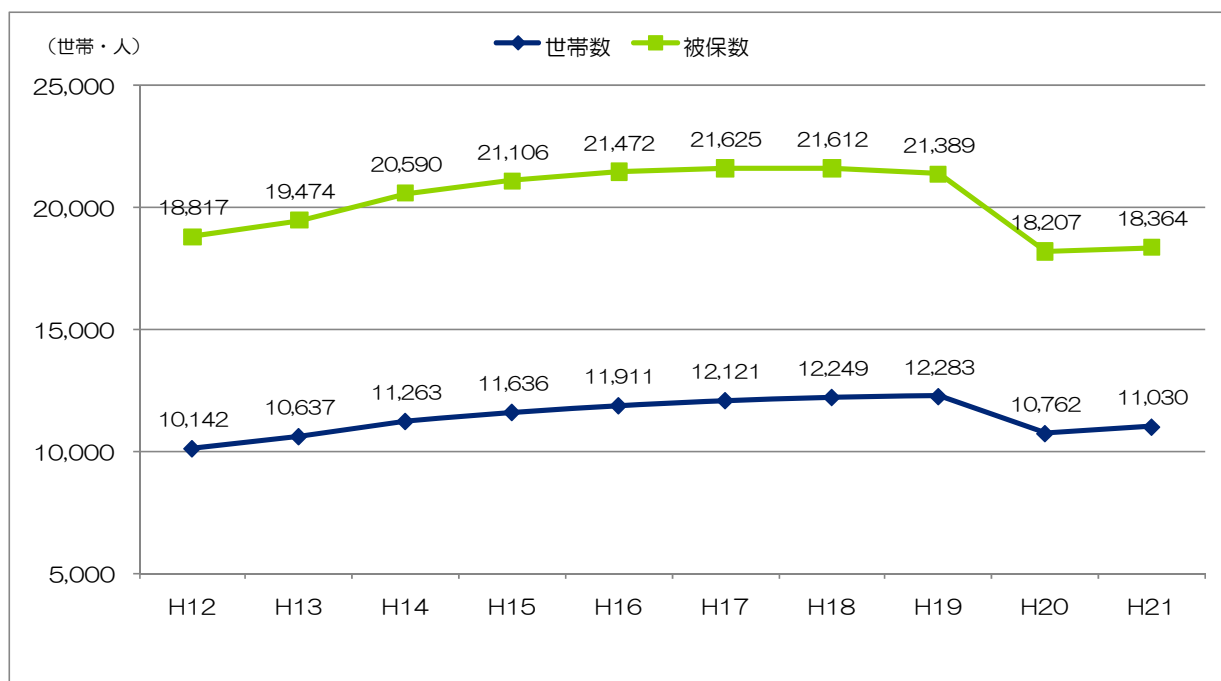
この減少は、75 歳以上の国民健康保険被保険者が、平成 20 年 4 月に創設された後期高齢者医療制度に移行したことによるものです。

今後は、長期間にわたり低迷する経済情勢や雇用情勢の悪化等により、失業などによる国民健康保険への加入者は増加するものと見込まれ、高齢者や無職者など負担能力の低い被保険者が多い国民健康保険の財政運営は、さらに厳しい状況になるものと予想されます。

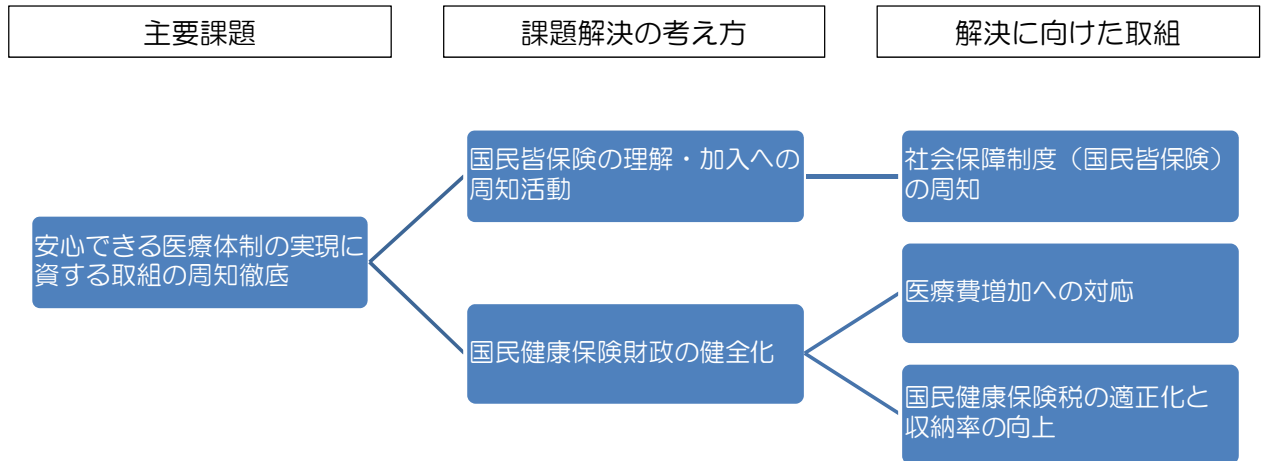
●課題

高度医療の発展による医療費の高騰に伴い、患者の自己負担も増加したことから、支払が困難な患者が増えています。また、被保険者数の増加や収納率の低下が国民健康保険会計の財政を圧迫しています。このような状況を改善するため、市民の社会保障制度（国民皆保険）に対する理解を高め、社会全体で国民健康保険会計の健全化に努めていくことが求められています。

国民健康保険世帯数・被保険者数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 社会保障制度（国民皆保険）の周知

パンフレットの作成、広報紙や市ホームページを通して情報を提供し、社会保障制度（国民皆保険）の理解を図ります。

② 医療費増加への対応

特定健診^{*1}、特定保健指導^{*2}を通して生活習慣病の予防を図ります。また、適正受診の推進やジェネリック医薬品^{*3}を普及することにより、医療費の削減を図ります。

③ 国民健康保険税の適正化と収納率の向上

医療費に対応した国民健康保険税の適正な賦課を行うとともに、市税徴収と合わせ、収納率の向上に取り組めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
国保税収納率（％）	84.8	90.0	90.0	
特定健診受診率（％）	37.8 (H20)	65.0	65.0	指標説明：結果提出者/対象人数
保健指導達成率（％）	21.2 (H20)	45.0	45.0	指標説明：保健指導終了者/対象人数

^{*1} 特定検診とは、40歳以上の被保険者に対して医療保険者に実施が義務付けられている健診のこと。

^{*2} 特定保健指導とは、特定健診の結果メタボリックシンドロームと判定された被保険者に対して、6ヶ月間の保健指導の実施が義務付けられている保健指導のこと。

^{*3} ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）として長年使用され、新薬の特許が切れた後に、発売される医薬品のこと。

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支えあうまち

vi 国民健康保険の安定運営・国民年金制度の普及

施策 47 国民年金の普及

●施策の目的

社会保障制度（国民年金）の普及を行い、制度への理解を深めます。

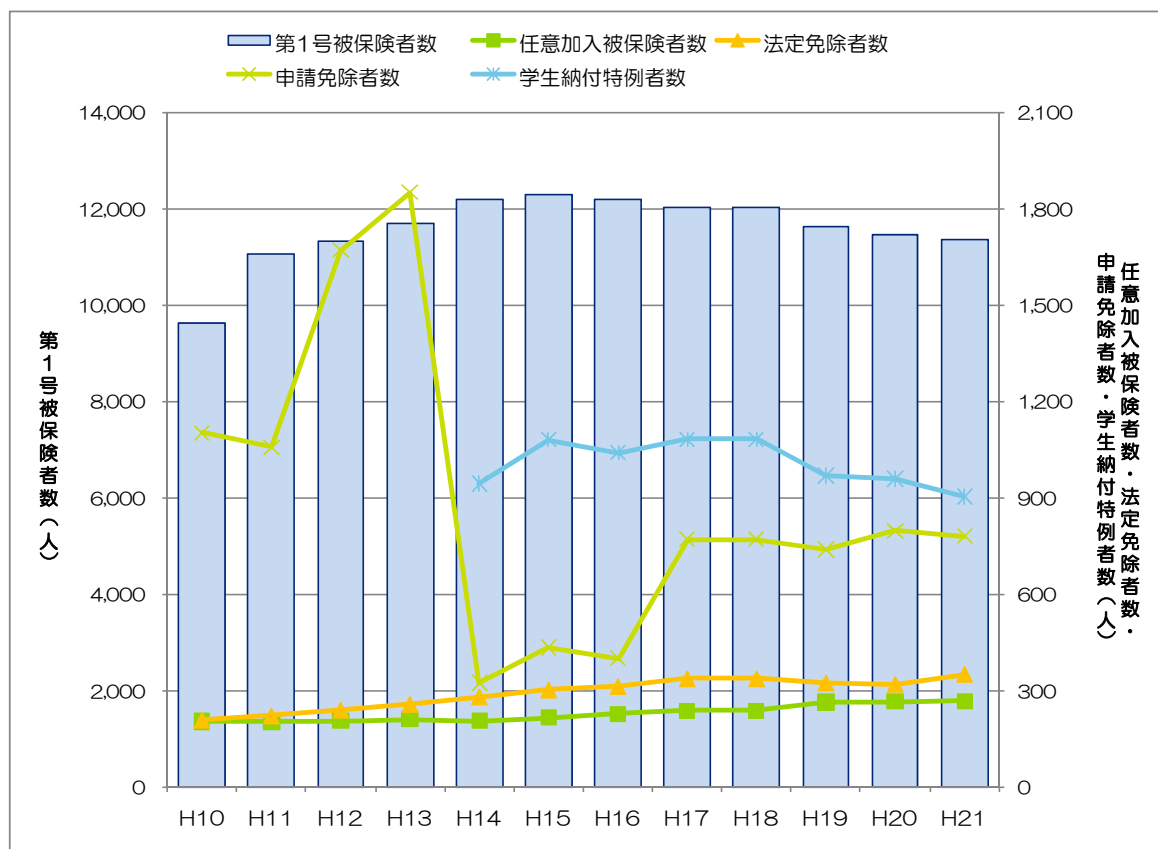
●現状

国民年金に関する理解が低く、若年層の未納や未加入問題が生じています。また、年金記録の影響で国民年金の信頼が損なわれており、信頼の回復に向けて、年金制度の周知を図っています。

●課題

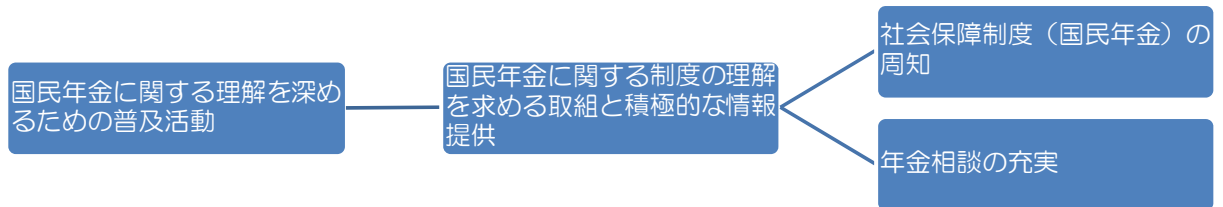
社会保障制度（国民年金）に対する理解が不十分なため、制度の周知がより一層求められています。また、安心して年金制度に加入するためにも年金相談の充実が求められています。

国民年金 1 号・任意加入被保険者数・保険料免除者数の推移



●課題解決の考え方と取組

主要課題	課題解決の考え方	解決に向けた取組
------	----------	----------



●取組内容

- ① 社会保障制度（国民年金）の周知
パンフレットの作成、広報紙や市ホームページを通して情報を提供し、社会保障制度（国民年金）の理解を図ります。
- ② 年金相談の充実
年金制度に関する情報を提供し、国民年金に関する相談を充実します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
国民年金被保険者数（人）	11,628	11,500	11,500	参考資料：国民年金事業状況統計
国民年金納付率（％）	58.2	58.9	59.5	

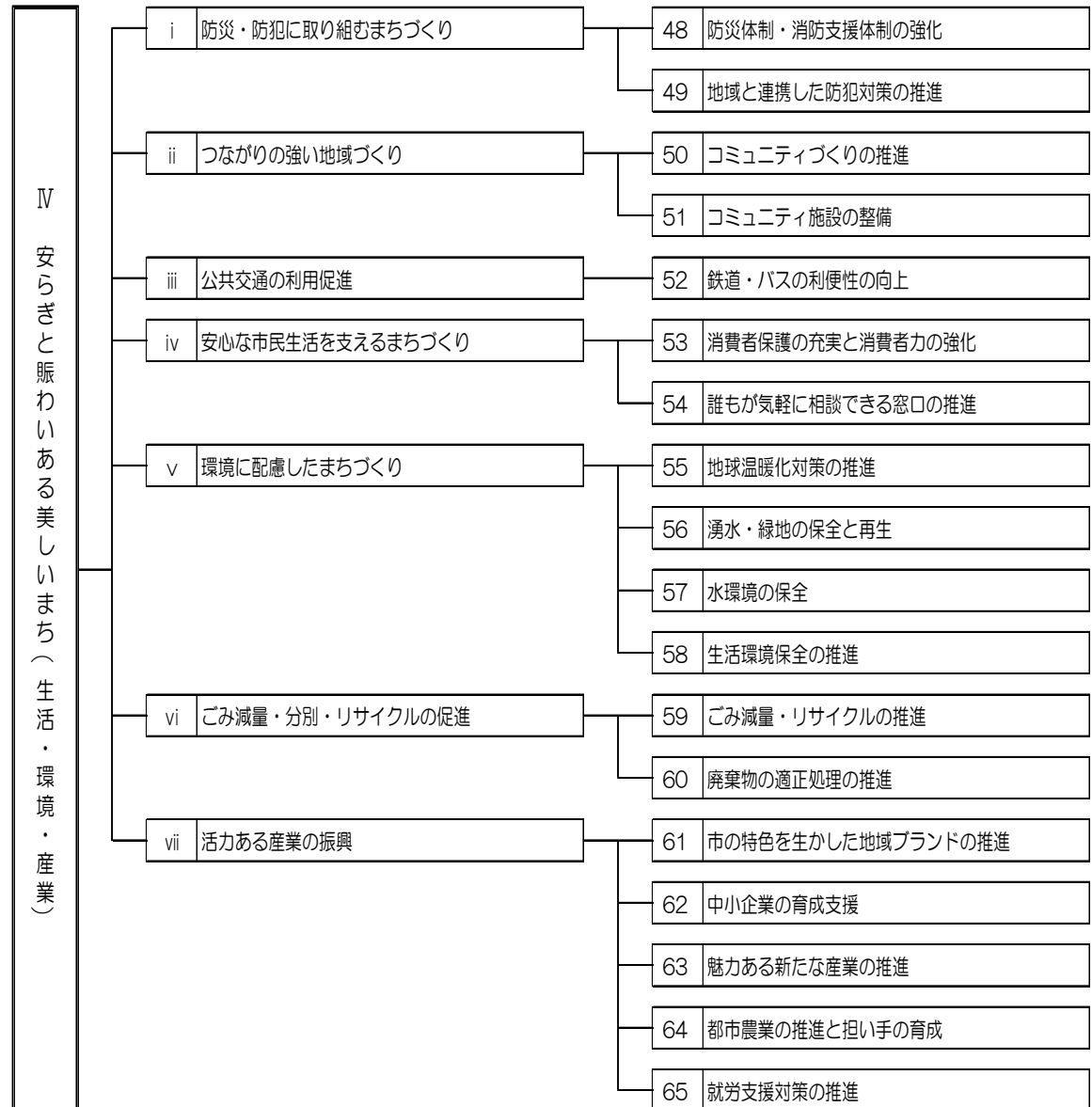
基本目標Ⅳ

安らぎと賑わいある美しいまち
(生活・環境・産業)

基本目標

基本施策

施策



Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅰ 防災・防犯に取り組むまちづくり

施策 48 防災体制・消防支援体制の強化

●施策の目的

災害等に際し、市民一人ひとりが自助、共助の意識を持つとともに、市民が安心して生活できるようにします。

●現状

日本のみならず世界各地における大地震の発生など、日ごろの災害報道により、市民意識調査においても、「日ごろから防災対策を行っていますか」との質問に対し「行っている」と回答した割合が約51%にも上っており、市民の高い防災意識がうかがえます。

しかし、その一方で、本市でも都市化の進行により、災害時に地域防災の基盤となる地域のコミュニティ意識の希薄化がたびたび指摘をされています。

こうした状況を踏まえ、本市では地域防災計画を策定し、災害発生時に備えるとともに、和光市総合体育館を防災の総合的な拠点とするためのさまざまな設備を整えてきました。さらに、県外市町村や近隣市町村、独立行政法人や民間企業等とも相互応援協定を締結するなど、災害発生時における対応力の強化に努めています。

また、消防団活動については、条例定数（130名）に近い団員数（122名）を確保しているものの、若い世代の入団者は減少しています。

●課題

地域住民間のコミュニティ意識が希薄化しており、地域における自主的な防災体制の強化が求められています。

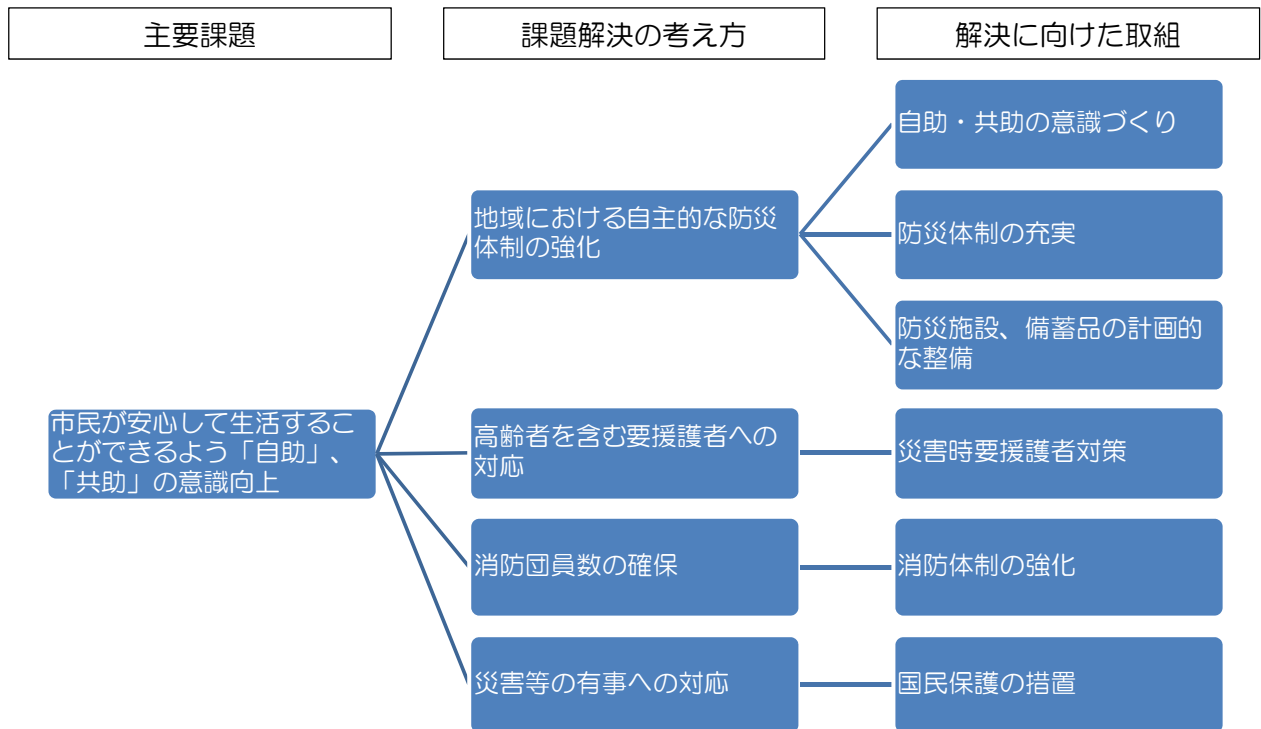
防災体制については、防災施設における備蓄品の計画的な整備や災害時の高齢者を含む要援護者対策が求められています。

また、消防団がその力を十分に発揮できるよう、団員数の確保に努めていく必要があります。



消防団車両

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 自助・共助の意識づくり

災害時に「自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守る」という自助、共助の意識を高めるため、地域防災組織等の意識啓発や活動援助を進めます。

② 防災体制の充実

地域ごとの特性（マンションが多い等）を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を進めます。また、近隣自治体や国の機関等との災害時応援協定の充実を図ります。

③ 防災施設、備蓄品の計画的な整備

地震被害想定等に基づき、計画的な備蓄食糧の管理を行うとともに、災害用資材の整備を進めます。また、災害時等における市民への情報伝達手段として、防災無線デジタル化による双方向送信の実現と新設による不達地域の解消を図ります。

④ 災害時要援護者対策

庁内連携を図り、要援護者名簿を整備するなど、災害時における要援護者対策を進めます。また、災害弱者に対応した避難所のあり方について検討します。

⑤ 消防体制の強化

災害時に迅速に対応できるよう、埼玉県南西部消防本部との連携を図るとともに、消防団が十分にその力を発揮できるよう、消防団員数の維持に努め、消防団体制を強化していきます。

また、消火栓、防火水槽など適正な配置を図ります。

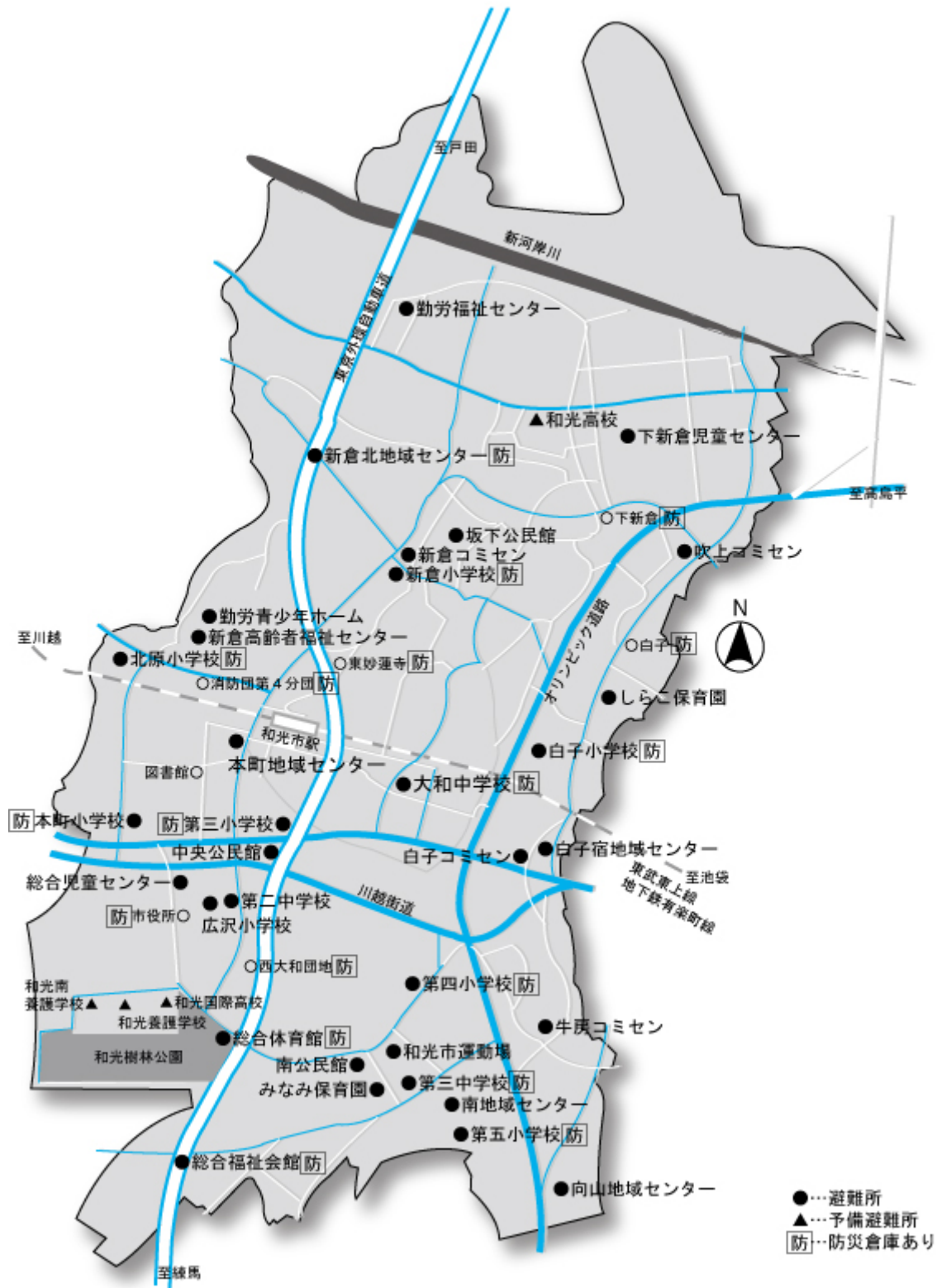
⑥ 国民保護の措置

和光市国民保護計画に基づき、国民の保護のため、警報の伝達、避難体制の整備に努めていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域防災訓練の実施率（％）	33.3	42.4	47.5	指標説明：訓練実施団体/全自治会
消防団員充足率（％）	93.8	96.0	97.0	指標説明：団員数/団員条例定数 参考資料：定数条例（130名）
「日ごろから防災対策を行っている」と回答した市民の割合（％）	51.4	55.0	60.0	参考資料：市民意識調査結果

防災施設位置図



Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅰ 防災・防犯に取り組むまちづくり

施策 49 地域と連携した防犯対策の推進

●施策の目的

地域と連携した防犯対策によって、誰もが安全で安心して暮らせるまちにします。

●現状

本市は、平成 17 年に防犯計画を策定し、防犯に関する情報の収集・提供、知識の普及啓発及び犯罪防止のために行う自主的な活動への支援などを行い、市民、事業者と市が連携して、防犯対策を進めています。

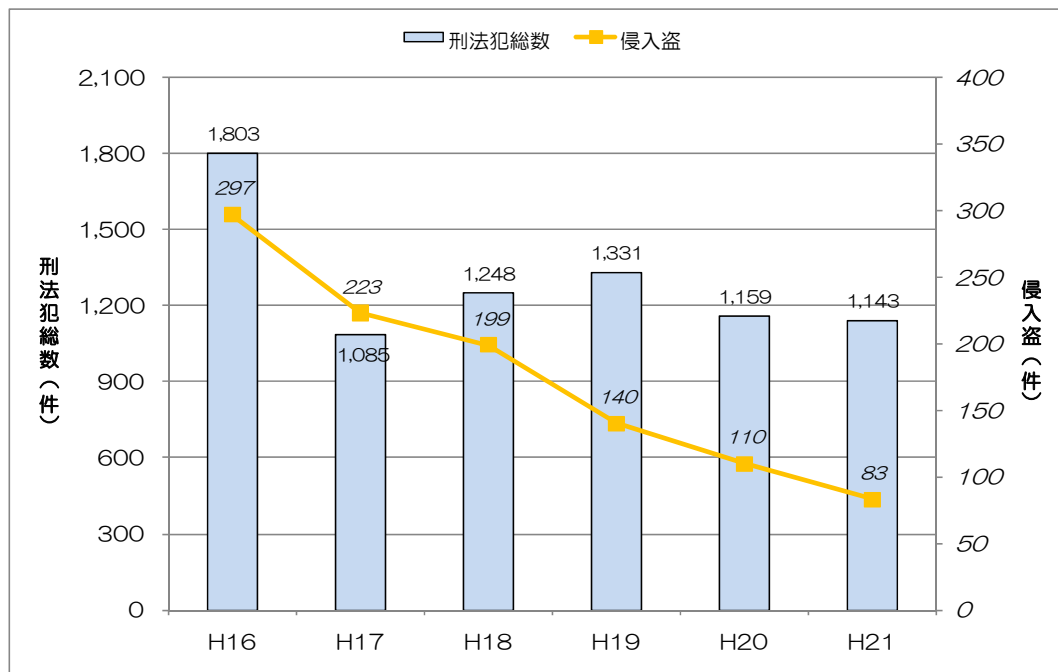
本市で発生した犯罪件数は、近隣市と比較して若干少ないですが、都市開発に伴う人口増加や交通手段の利便性が高まるにつれて、犯罪が増加する恐れもあります。

市民意識調査では「日ごろから防犯対策を行っていますか」との質問に対し「行っている」と回答した割合は 63.3%にも上っていますが、地域のコミュニティ意識の希薄化や自治会会員等の高齢化が懸念されています。

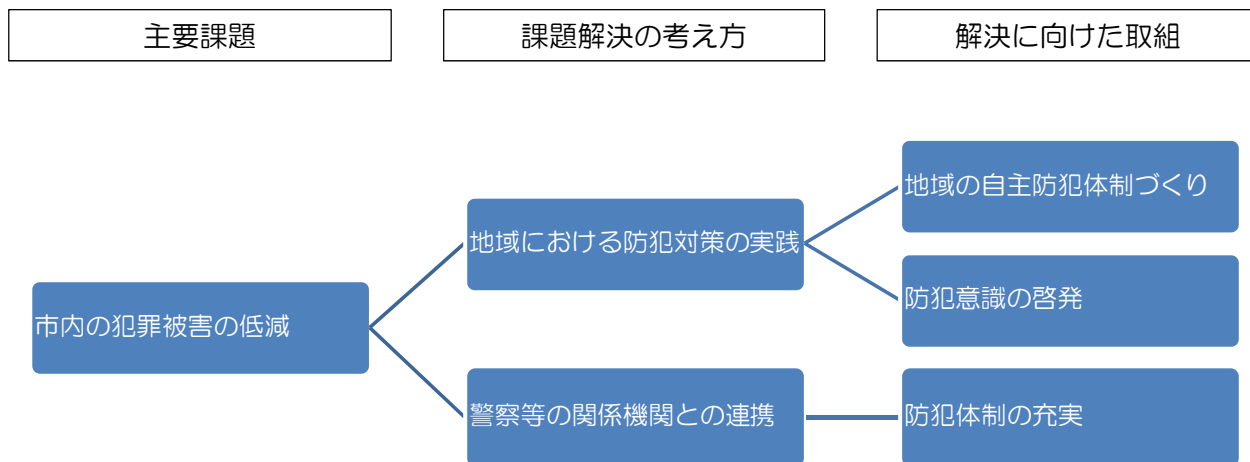
●課題

市民の防犯意識は高いものの、地域のコミュニティ意識が希薄化しつつあることを踏まえ、今後、予想される犯罪件数の増加に対する具体的な防犯対策の実施が求められます。

市内犯罪発生件数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域の自主防犯体制づくり

犯罪被害を未然に防ぐため、お互いが支え合う地域社会の形成を図り、地域における防犯活動を推進するための支援を行います。

② 防犯意識の啓発

市民まつりなどのイベントを通じて、市民に広く防犯意識の啓発を行います。また、講演会や講座を開催し、防犯知識の普及や防犯リーダー^{*1}の育成を進めます。

③ 防犯体制の充実

朝霞警察署をはじめとする関係機関及び自治会等の地域団体と連携を図り、防犯体制を充実します。また、青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールや防犯灯の設置への支援などを行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
犯罪発生件数（件）	1,143	1,000	900	
「日ごろから防犯対策を行っている」と回答した市民の割合（％）	63.3	70.0	75.0	参考資料：市民意識調査
防犯リーダー認定者数（人）	62	100	160	

^{*1} 防犯リーダーとは、地域で防犯活動を実施するにあたり核となって活動を行うとともに地域防犯推進委員と連携を図り、防犯活動を推進していく人々のこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ii つながりの強い地域づくり

施策 50 コミュニティづくりの推進

●施策の目的

地域の市民同士が日ごろから顔を合わせ、地域コミュニティを活性化することで、地域課題を「自助・共助・公助」で解決できるようにします。

●現状

コミュニティ活動については、地域課題に対して地域で解決できるよう、自治会連合会の地区懇談会などの開催により、横のつながりが強化されてきています。

市民意識調査では、「自治会活動や各種おまつりなどコミュニティ活動が充実している」の満足度が 36.5%と他の施策と比べて高く、コミュニティ施設利用も増加していることからコミュニティ活動は活性化しています。

しかし、防犯・防災、福祉、環境保全など、地域住民が連携した活動を行い、行政とのパイプ役を果たす自治会への加入率は、都市開発と単身世帯が増加していることから、年々低下しています（平成 21 年 4 月 1 日現在、46.2%）。

●課題

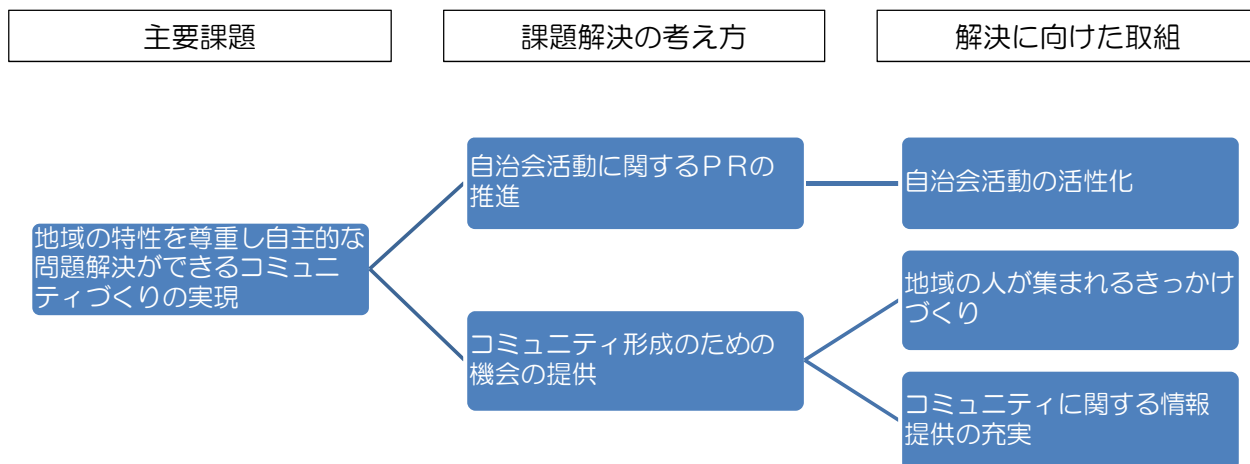
市民の価値観やライフスタイルの多様化、コミュニティ意識の希薄化から、地域で集まる機会が少なくなり、市民の自治会に対する関心も低くなっています。

また、地域の気軽に集まれる場所が不足しています。



自治会夏まつりの風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 自治会活動の活性化

自治会連合会や各自治会と連携を図り、自治会の大切さや自治会の事業を幅広く地域ごとにPRし、自治活動の広がりをつくります。また、地区懇談会を活性化することにより、各自治会の情報交換を積極的に行うなど、適正規模に応じた活動を実施します。さらに、加入促進事業として、パンフレット作成や地域が連携して行う自治会活動に対し支援するなど、自治会活動の活性化を図ります。

② 地域の人が集まれるきっかけづくり

市民まつりの実施やコミュニティセンター、地域センター等を利用して、地域の人々が気軽に集まれるきっかけづくりを行います。また、家族や地域でふれあえる機会をつくります。

③ コミュニティに関する情報提供の充実

市民協働推進センターがポータルサイト^{*1}等を活用し、コミュニティに関する情報を提供することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
コミュニティ活動が充実しているに対し「満足」「まあ満足」と回答した割合（％）	36.5	45.0	50.0	参考資料：市民意識調査
自治会加入率（％）	46.2	48.0	50.0	指標説明：加入世帯／市内世帯
自治会が自主的に行う年間平均事業数（事業）	8.9	9.5	10.0	

^{*1} ポータルサイトとは、インターネットなどで見られるような、検索エンジン機能を中核に、ニュースや電子掲示板、Web メールサービスなどさまざまな機能をサービスとして提供している Web サイトのこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ii つながりの強い地域づくり

施策 51 コミュニティ施設の整備

●施策の目的

コミュニティセンターや地域センター等をコミュニティ活動の拠点として活用します。

●現状

本市では、平成 7 年に和光市コミュニティ施設設置基本方針を制定し、コミュニティセンターや地域センター、地区集会所等の施設の意義と設置方針を整備しました。平成 18 年度に方針を改正し、地域センターの 9 地区 9 館構想が策定され、現在、コミュニティセンター 4 館、地域センター 6 館を市で設置しています。これらの施設の管理運営は、自治会等で組織した管理運営委員会が行っており、また、自治会や市民団体などにおけるコミュニティ活動の拠点として利用され、市民サービスにおいても有効的な活用を図っています。

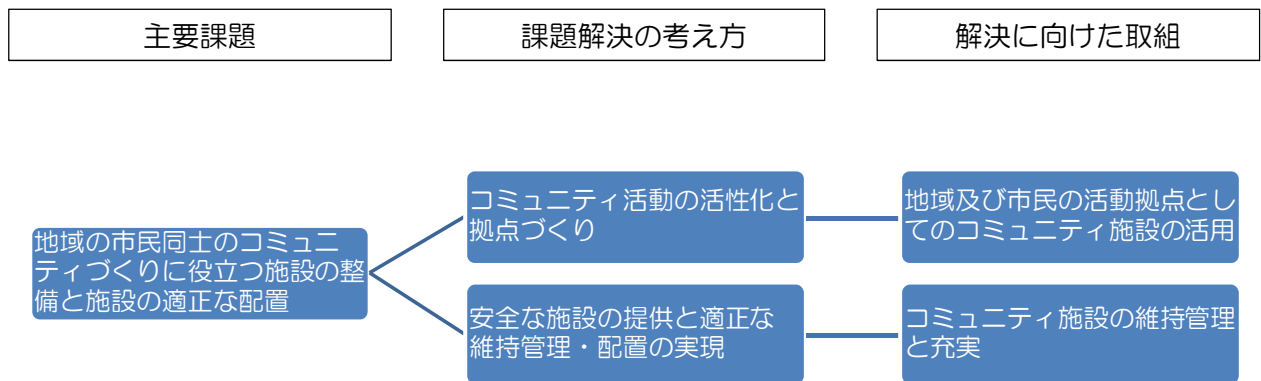
●課題

各地域のコミュニティ施設の利用状況にはバラつきがあり、コミュニティ活動の拠点としてさらに活性化を目指す必要があるところもあります。また、施設によっては、経年劣化に伴う機能低下が見られるため、整備基準及び中長期的修繕計画を定め、適切な施設の維持管理を行う必要があります。

コミュニティ施設位置図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域及び市民の活動拠点としてのコミュニティ施設の活用

市民によるコミュニティ施設の管理運営を進めるとともに、地域及び市民の活動拠点としての活用を図ります。

② コミュニティ施設の維持管理と充実

整備基準の作成や中長期的修繕計画の見直しを行い、適正に施設を維持管理します。また、コミュニティ施設の適正配置のあり方について検討するとともに、新たなコミュニティ施設として、既存公共施設の活用も含め地域や市民が利用しやすい施設となる整備を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
コミュニティセンターの利用人数（人）	67,506	79,200	95,040	
地域センターの利用人数（人）	60,157	70,800	84,960	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

Ⅲ 公共交通の利用促進

施策 52 鉄道・バスの利便性の向上

●施策の目的

市民が公共交通を安全で快適に利用できるようにし、その利便性を向上します。

●現状

現在、和光市駅の 1 日あたりの平均乗降客数は、東武東上線沿線では池袋に次いで 2 番目に多くなっています。

また、近年では、羽田空港や成田空港へのリムジンバスが発着しており、和光市駅の利便性はますます向上しています。市民意識調査でも、これからも本市に住み続けたい主な理由として「交通の便がよい」ことがあげられています。平成 24 年に東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が行われることによって、本市の利便性はさらに高まると期待されています。

さらに、本市では、和光市駅利用者の安全性・利便性の向上のため、鉄道事業者への要望活動を通じて、駅構内の安全対策及び利便性の向上について働きかけています。

市内循環バスについては、起伏の多い土地柄などから、交通不便地域の子育て世代の方や高齢者などに多く利用されています。

●課題

鉄道やバスなどの民間交通事業者^{*1} に対し、更なる安全性の確保や利便性の向上を働きかけていく必要があります。

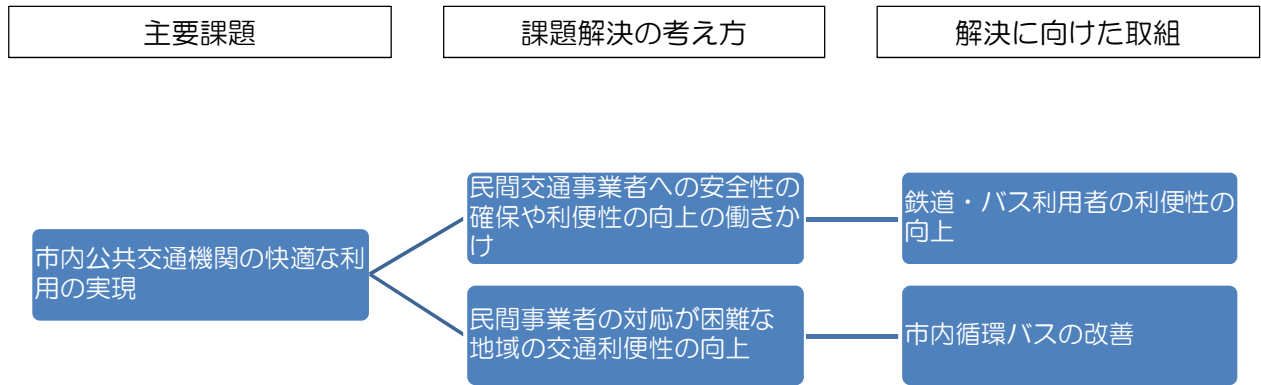
循環バスについても市民ニーズに応じた運行をしていく必要があります。



市内循環バス

^{*1} 民間交通事業者とは、民間の鉄道事業者とバス事業者のこと。鉄道事業者については、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、都営地下鉄などのこと。バス事業者については、東武バス(株)、西武バス(株)、国際興業バス(株)などのこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 鉄道・バス利用者の利便性の向上

鉄道・バス利用者の安全性の確保、利便性の向上を図るよう民間交通事業者に対し、要望を行ないます。また、民間交通事業者との連携を深め、市民の生活圏に配慮した、交通の利便性の向上を図ります。

② 市内循環バスの改善

民間路線バスの運行が難しい交通不便地域において、利用者の生活に密着した循環バスの運行により、公共施設や駅への移動など日常生活の足として便利に利用できるようにします。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市内循環バスの乗客数（人）（1 日平均）	431	462	484	
和光市に住みたいと思う理由のうち「交通の便がよい」と回答した市民の割合（％）	23.9	29.0	34.0	参考資料： 市民意識調査

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

iv 安心な市民生活を支えるまちづくり

施策 53 消費者保護の充実と消費者力の強化

●施策の目的

市民が正しい知識・適切な情報により、賢い消費者としての視点を身につけ、安心して生活できるようにします。

●現状

本市では、消費者被害を防ぐ事業として、消費生活講座、出前講座及び通信講座を開催しています。

また、市ホームページ、啓発チラシ、広報紙の消費者の窓に事例等を掲載するほか、地域の自治会等を通じて消費者被害を防ぐための情報を提供しています。

さらに、消費者保護を目的とする消費者団体にも、振り込め詐欺^{*1}等被害防止街頭啓発活動に積極的に参加してもらうなど協力をお願いしています。現在、本市の消費生活に関する相談件数は、平成16年度をピークに年々、減少化傾向にあります。

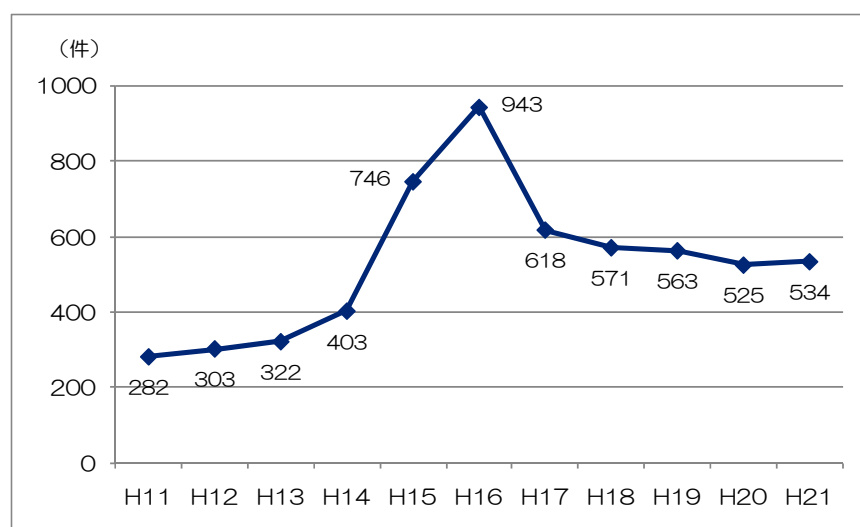
●課題

悪質商法^{*2}や振り込め詐欺等の犯罪の手口は年々複雑・巧妙になっている一方、市民の消費者被害に関する情報や知識に差があるため、消費者被害を防止していくためには、さまざまな情報提供の機会を通じて、消費者への意思啓発を行う必要があります。

また、消費生活情報の迅速な提供や消費者団体との更なる連携が求められています。

さらに、被害者に対する支援として、多様化する消費者被害に対応した消費生活相談が求められています。

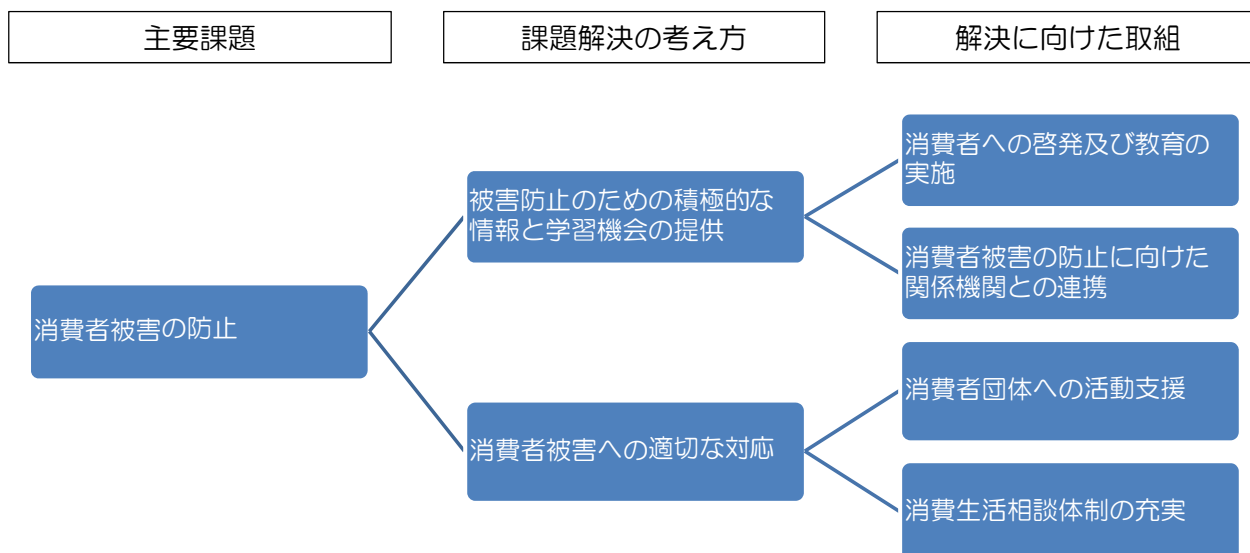
消費生活相談件数の推移



^{*1} 振り込め詐欺とは、電話やメールなどを利用し、金銭を要求する架空請求詐欺のこと。

^{*2} 悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービス及び権利を売りつける販売方法の総称のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 消費者への啓発及び教育の実施

継続して行う意識啓発に加えて、消費者が具体的事例等を知る機会を提供し、消費者被害を未然に防止できるようにします。

また、消費者が自ら進んで消費生活情報を収集し、知識を身につける意欲を持つことができるよう、各年齢層に応じた学習の機会を充実します。

② 消費者被害の防止に向けた関係機関との連携

消費者被害の防止に向けて、国民生活センターや県の消費生活センター等との情報連携を図るとともに、消費生活情報及び市内各地域での情報を収集します。また、広報紙・市ホームページ・リーフレット等、多様な手段を用いて、市民に収集した情報を提供し、消費者被害の防止に努めます。

③ 消費者団体への活動支援

団体間の情報共有の促進や団体相互の交流を深めることを通じて、各団体の活発な活動を支援します。また、消費者被害の防止に向け、消費者団体と連携して啓発事業を行います。

④ 消費生活相談体制の充実

多様化、増大する消費者被害に対応するため、消費生活相談について広くPRをするとともに、消費生活相談員を育成し、相談体制の充実を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
消費生活相談件数（件）	534	570	590	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

iv 安心な市民生活を支えるまちづくり

施策 54 誰もが気軽に相談できる窓口の推進

●施策の目的

市民の身近な相談窓口となり、市民が安心して生活することができるようにします。

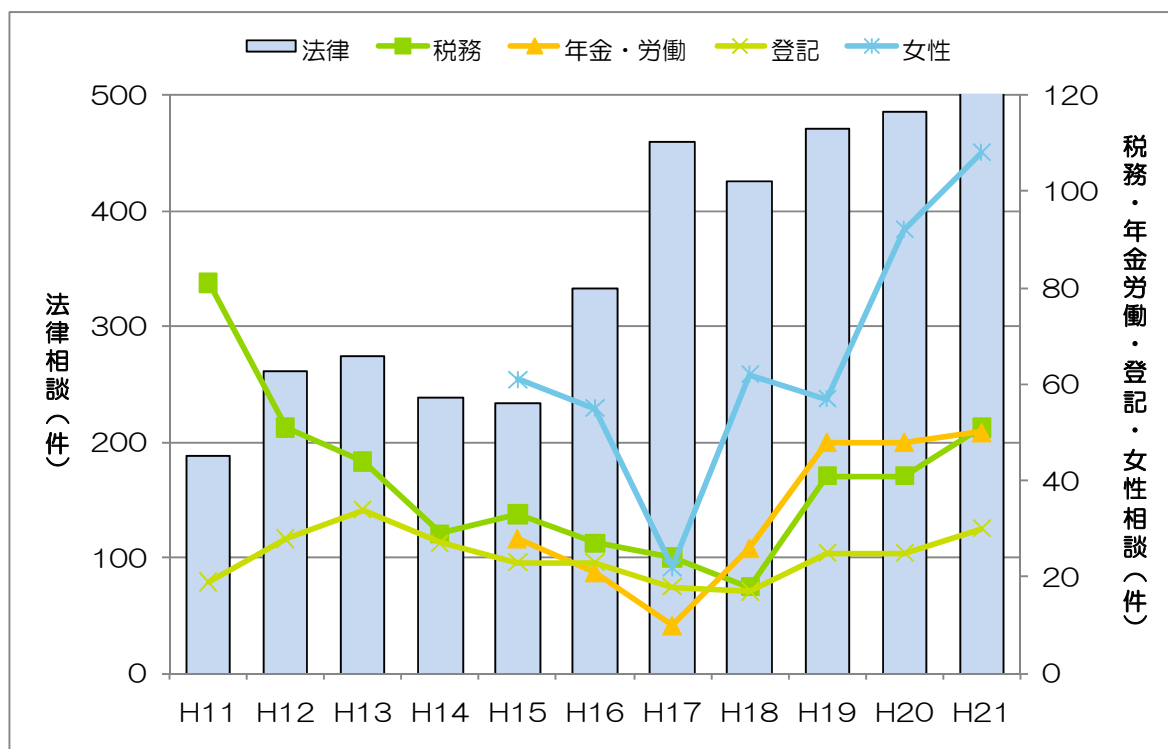
●現状

本市では、市民からの相談に対応するため、各種相談（法律、行政、登記、税金、女性、人権など）を実施しています。相談日については、休日相談に対する市民ニーズがあり、平成 21 年 4 月から第 3 土曜日開庁時に法律相談を実施しています。

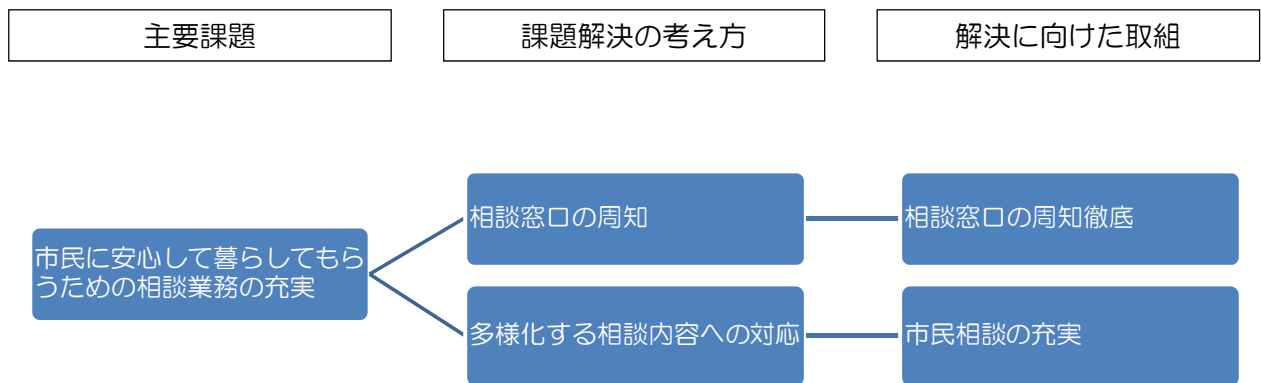
●課題

相談窓口の存在を知らない市民が多い状況です。また、多様化する相談内容に適切に対応していくことが求められています。

各種相談件数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

- ① 相談窓口の周知徹底
広報紙や市ホームページなどを活用し、相談窓口の周知を図ります。

- ② 市民相談の充実
市民からの多様な相談（法律、行政、登記、税金、女性など）に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
相談（法律、税務、年金労働、登記、女性）件数（件）	780	860	950	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅴ 環境に配慮したまちづくり

施策 55 地球温暖化対策の推進

●施策の目的

地球温暖化対策として、和光市全域の温室効果ガス^{*1}を削減し、地球温暖化の防止を行い、環境負荷の少ないまちにします。

●現状

地球温暖化に対する市民意識は、和光市地球温暖化対策地域懇談会が実施したアンケート結果からみると、約 9 割の方が関心がある状態となっています。また、事業者についても、温暖化防止講座等を通じ、認識は高まりつつありますが、その取組みについては費用等の問題があり、環境経営の認証登録件数も伸びていません。

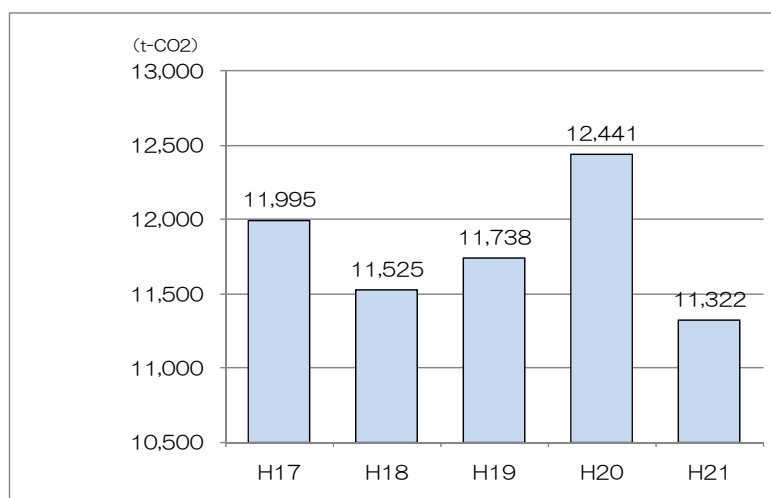
太陽光発電等の新エネルギー^{*2}に関しては、平成 18 年 2 月策定の和光市地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電システム補助制度を導入しています。

また、平成 19 年度に策定した「第二次和光市地球温暖化防止実行計画～和光エコスタイルでいこう！～」において、平成 23 年度までに和光市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成 17 年度排出量を基準として 10%以上削減することを目標とし、取り組んできました。平成 21 年度には、一般廃棄物の中のプラスチック焼却量が減ったため、清掃センターからの温室効果ガス排出量が削減され、平成 17 年度と比較すると 5.6%減となっています。

●課題

市民及び事業者の地球温暖化対策に対する意識を向上させる必要があります。また、新エネルギー導入や省エネルギー^{*3}型機械の普及が進んでいません。さらに、本市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量が増えています。

温室効果ガス排出量の推移

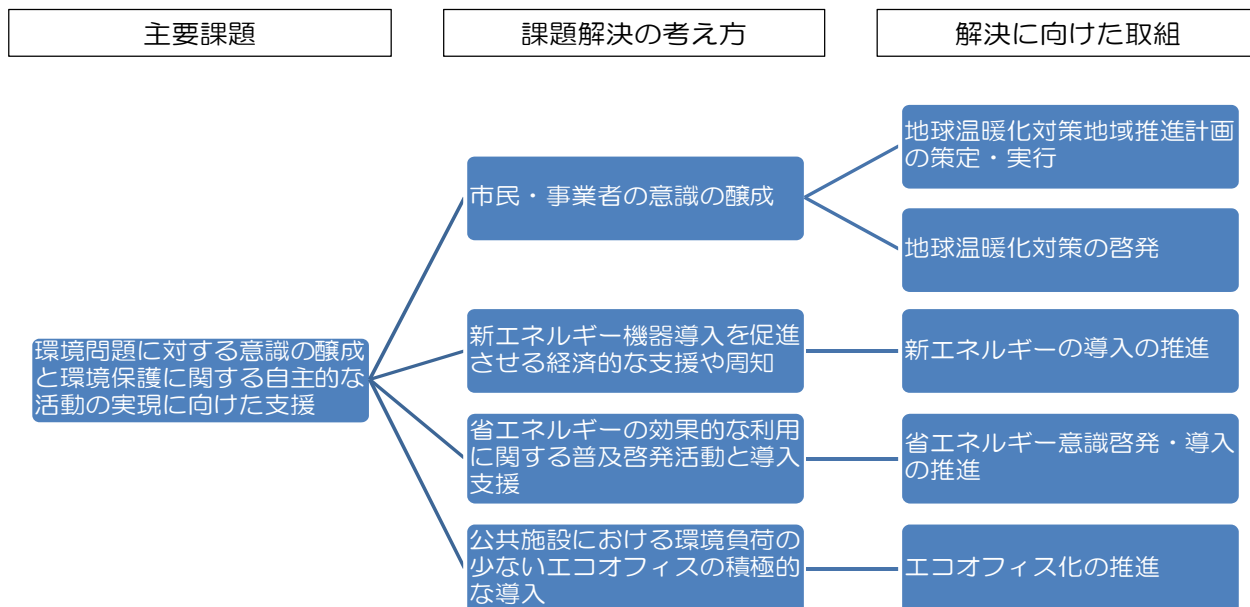


^{*1} 温室効果ガスとは、太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。

^{*2} 新エネルギーとは、太陽光発電、太陽熱利用、地熱発電、風力発電、バイオマス、雪氷熱利用など、再生可能エネルギーのこと。

^{*3} 省エネルギーとは、エネルギー資源の枯渇を防ぐため、電力・石油・ガスなどの消費節約を図ること。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地球温暖化対策地域推進計画の策定・実行

本市の地域特性に応じた温暖化対策に関する計画を策定し、計画実行により温室効果ガス削減に取り組みます。

② 地球温暖化対策の啓発

市民・事業者向けの温暖化防止活動講習会や小学生を対象に省エネチェックブックの配布を行うなど、地球温暖化対策に関する意識啓発を行います。

③ 新エネルギーの導入の推進

身近な自然エネルギーである太陽光発電システム設置に対する支援を行うとともに、固定価格などによる余剰電力買取制度の周知を図り、新エネルギーの導入を図ります。

④ 省エネルギー意識啓発・導入の推進

市民・事業者向けの省エネルギー講座やアイドリングストップキャンペーンに関する啓発を行い、エネルギーの効率的使用の意識を高め、省エネルギー化を進めます。

⑤ エコオフィス化の推進

公共施設における省エネルギー化・新エネルギー化の推進、省資源リサイクル対策及びグリーン購入の推進などを行い、温室効果ガス排出量の少ないオフィス環境を整えます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
太陽光発電買取契約件数（件）	127	635	1,270	指標説明：和光市内の太陽光発電の余剰電力買取契約を締結している件数 参考資料：政府の太陽光発電設置目標
環境講座等の参加者数（人）	110	130	150	
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	11,322	10,195	9,596	指標説明：和光市の事業に伴い排出される温室効果ガス排出量 参考資料：地球温暖化防止実行計画

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅴ 環境に配慮したまちづくり

施策 56 湧水・緑地の保全と再生

●施策の目的

次世代に伝えるべき財産である湧水と緑地などの自然環境を、守り、育て、活かし、自然と調和のとれたまちにします。

●現状

本市の自然環境の特徴は、湧水や斜面林、屋敷林、社寺林などの緑で、この特徴が市民の水と緑に関する関心を高めています。市民意識調査でも、「公園・緑地が整備されている」の満足度は63.0%、「自然に恵まれている」の満足度は61.7%であり、他の施策の比べると高くなっています。

また、平成15年に策定した和光市環境基本条例に基づき、これまでに和光市環境基本計画や和光市緑地保全計画を策定し、緑地の保全に関するさまざまな施策を実施しています。

現在、本市には、7箇所の市民緑地（ふれあいの森）があり、市民との協働による維持管理を進めるなど、環境保全上重要な役割を担う湧水・緑地の保全・育成・活用に努めていますが、市内の緑地面積は、都市化が進むにつれて、年々減少しています。

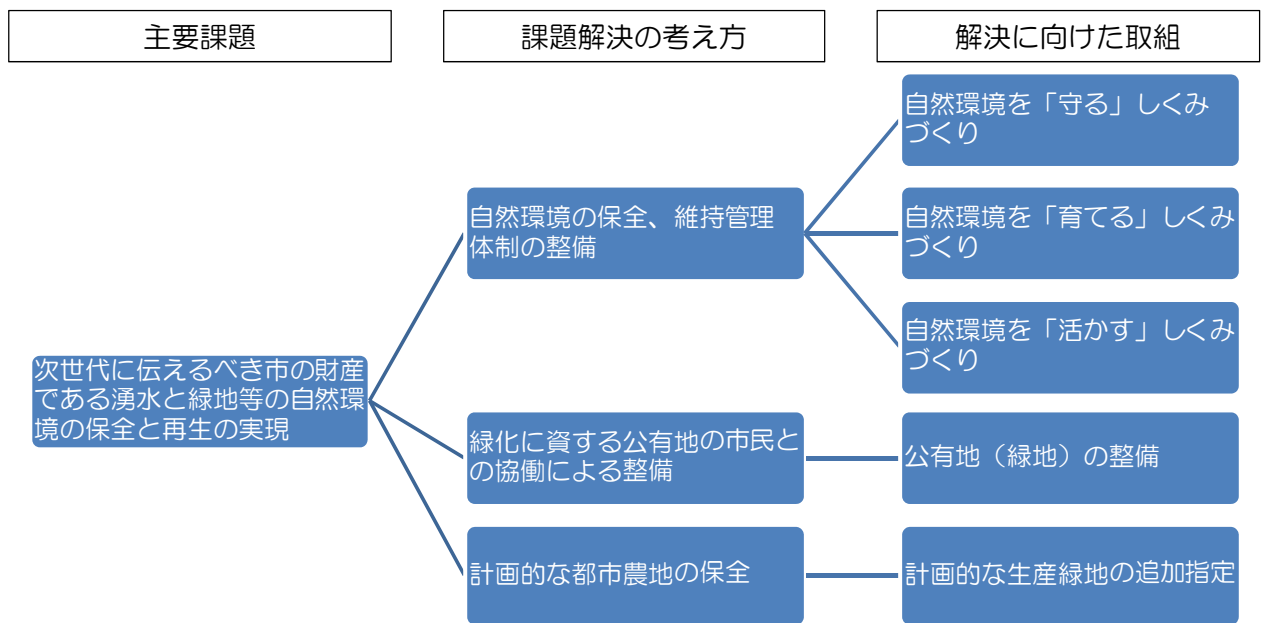
●課題

湧水や緑地などの自然環境の保全意識の向上や継承する次世代の人材が育っていません。また、緑地を保全、増加させるためには、公有地（緑地）の整備が求められています。



ふれあいの森観察会の風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 自然環境を「守る」しくみづくり

緑地、湧水などの自然環境を保全し、市民との協働による維持管理体制を整備するなど、自然環境を守るしくみをつくり、自然環境の保全及び再生に努めます。

② 自然環境を「育てる」しくみづくり

まちづくりにおける緑の確保や集合住宅・事業所などにおける緑化を奨励するとともに、新たな緑を創出するため、緑のカーテンを育てる個人や家族の取組みを支援します。

③ 自然環境を「活かす」しくみづくり

自然環境に関する広報や学校教育及び生涯学習における環境学習を通じて、自然環境の保全意識の向上と継承する次世代の人材を育てます。また、保全・再生に関する市民活動を活性化させて緑を増やし、土地所有者、市民、事業者などみんなで緑などの自然環境を維持管理し、活かしていきます。

④ 公有地（緑地）の整備

午王山特別緑地保全地区や（仮称）柿ノ木坂緑地等の緑地としての整備方針を市民との協働により定め、進めていきます。

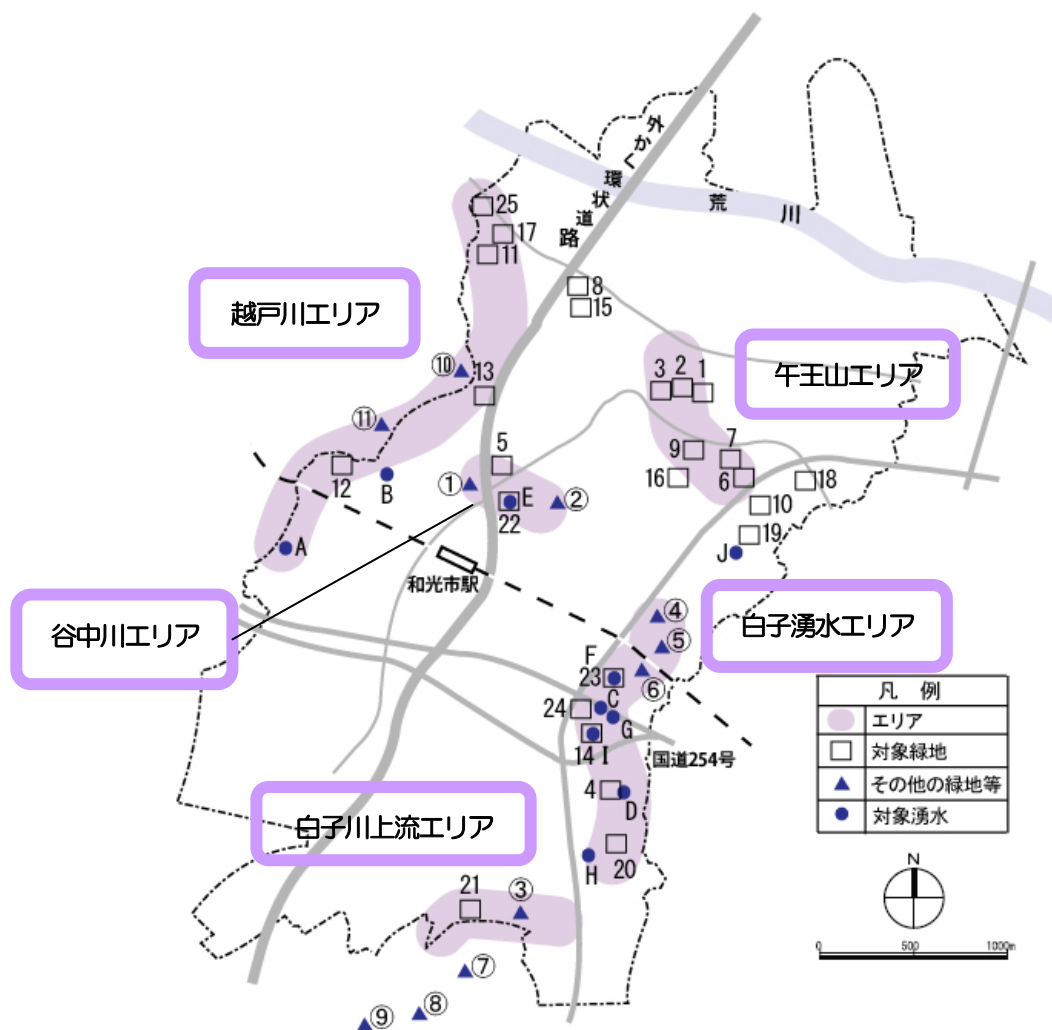
⑤ 計画的な生産緑地の追加指定

市街化区域内の、環境保全などに役立つ農地に関して、地権者との調整を図りながら、計画的に生産緑地を指定し、都市農地の保全を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
緑地・水辺空間の整備面積（㎡）	13,524	14,520	22,965	指標説明：市民緑地整備面積
市民協働事業従事者数（人）	1,000	1,200	1,400	
生産緑地面積（h a）	44	44	44	

緑地のまとまりと主要な緑地・湧水位置図



(対象緑地)

- | | | |
|------------------|---------------|--------------------|
| 1. 午王山特別緑地保全地区 | 18. 吹上観音 | ⑧ 稲荷山憩いの森（練馬区） |
| 2. 指定第 10 号保全地区 | 19. 南市場いこいの森 | ⑨ 清水山憩いの森（練馬区） |
| 3. 指定第 11 号保全地区 | 20. 牛房八雲台憩いの森 | ⑩ デン山、根岸台斜面林等（朝霞市） |
| 4. 指定第 002 号保全地区 | 21. 越後山の斜面林 | ⑪ 水久保公園（朝霞市） |
| 5. (仮称) 柿ノ木坂緑地 | 22. 漆台の斜面林 | |
| 6. 指定第 012 号保全地区 | 23. 熊野神社 | |
| 7. 指定第 013 号保全地区 | 24. 白子坂下湧水斜面林 | |
| 8. 指定第 051 号保全地区 | 25. 赤池親水公園 | |
| 9. 西本村ふれあいの森 | | |
| 10. 花と緑のふれあい広場 | | |
| 11. 新倉ふれあいの森 | | |
| 12. 越戸ふれあいの森 | | |
| 13. 上谷津ふれあいの森 | | |
| 14. 大坂ふれあいの森 | | |
| 15. 半三池緑地 | | |
| 16. 宮ノ台緑地 | | |
| 17. 新倉氷川八幡神社 | | |

(その他の緑地等)

- ① 柿ノ木坂湧水公園
 ② 新倉ふるさと民家園
 ③ 第五小学校
 ④ 白子小学校
 ⑤ 成田山神護寺
 ⑥ 地福寺
 ⑦ 土支田八幡宮（練馬区）

(対象湧水)

- A 七つ釜
 B 強清水
 C 自動車修理工場脇の湧水
 D 百段階付近の湧水
 E 漆台の湧水
 F 不動院の湧水
 G 白子坂下の湧水
 H 牛房の湧水
 I 大坂の湧水
 J 市場峡の公園

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅴ 環境に配慮したまちづくり

施策 57 水環境の保全

●施策の目的

市民が衛生的で水の恵み豊かな生活を送れるよう、水環境を安全に保全します。

●現状

本市は、白子川、谷中川、越戸川、新河岸川、荒川といった河川が縦横に流れており、河川水質事故等公害に関する苦情がたびたび発生しています。苦情件数は、近隣市の平均より多くなっていますが、水質事故発生時には、水質事故を招いた原因者に対し、適宜指導を行い、水質の改善に努めています。また、道路のアスファルト舗装を進めたことで、雨水が地下に浸透せず、河川に流入している状況が起っています。

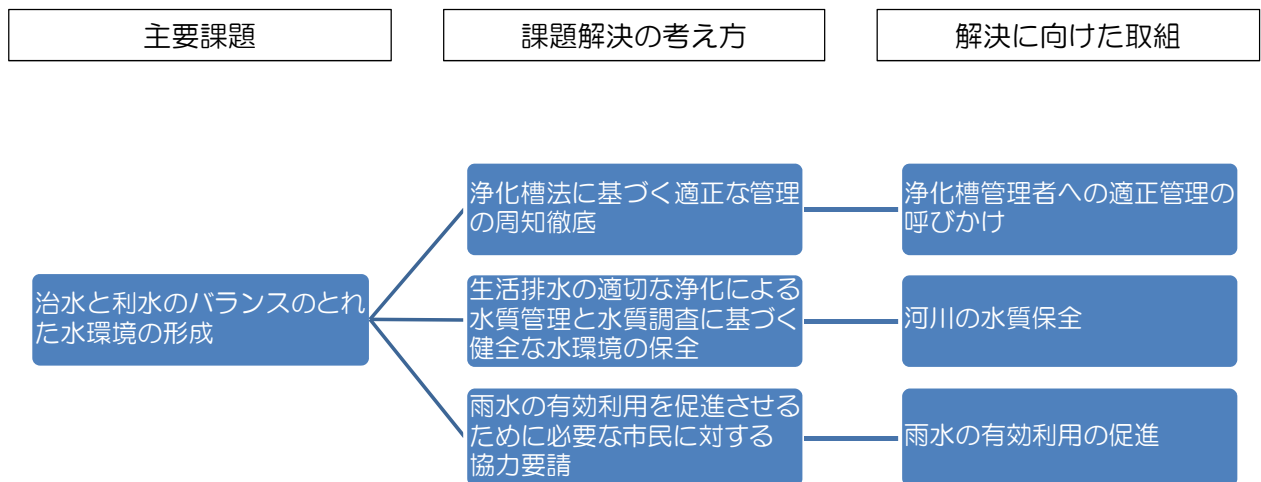
●課題

地下水の保全に関する関心が高まっている一方で、浄化槽の管理が不十分なことから、今後、雨水の利用を含め、河川の水質の改善及び保全のための取り組みが必要です。



越戸川での活動風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 浄化槽管理者への適正管理の呼びかけ

浄化槽を設置している管理者に対し、浄化槽法に基づく適正管理を行うよう呼びかけを行います。

② 河川の水質保全

河川水質調査を定期的実施し、監視を行います。また、庁内の連携を図り、水質改善を進め、健全な水循環を保っていきます。

③ 雨水の有効利用の促進

市民に対し、雨水の再利用を促進するため雨水小型貯水槽設置についての啓発を行い、総合治水の考え方も取入れ、雨水の循環を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市内 3 河川のBOD値*1 (ppm)	2	1	1	指標説明：3 河川 8 地点の平均値 参考資料：BOD値の環境基準
雨水小型貯水槽設置数（箇所）	—	40	90	指標説明：補助事業による設置件数 年 10 箇所×年数（平成 24 年度から実施予定）

*1 BOD値とは、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるとき消費される酸素の量のこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

ⅴ 環境に配慮したまちづくり

施策 58 生活環境保全の推進

●施策の目的

市民が衛生的で快適に暮らせるよう、生活環境の維持、改善を行います。

●現状

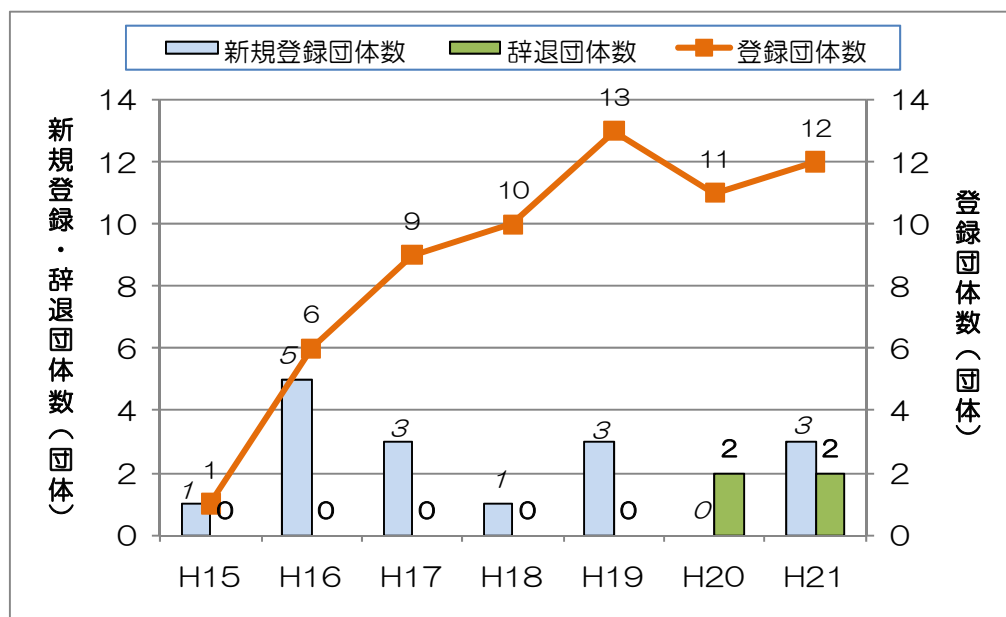
動物の飼い主に対する飼育管理の指導や環境活動の活性化に努めていますが、動物や生活環境に関する苦情がたびたび寄せられ、公害苦情の発生件数は、近隣市の平均より多くなっています。

また、市民による美化活動によって、環境に関する意識も高まりつつありますが、道路や駅前のポイ捨てごみや路上喫煙は、依然として減少していません。

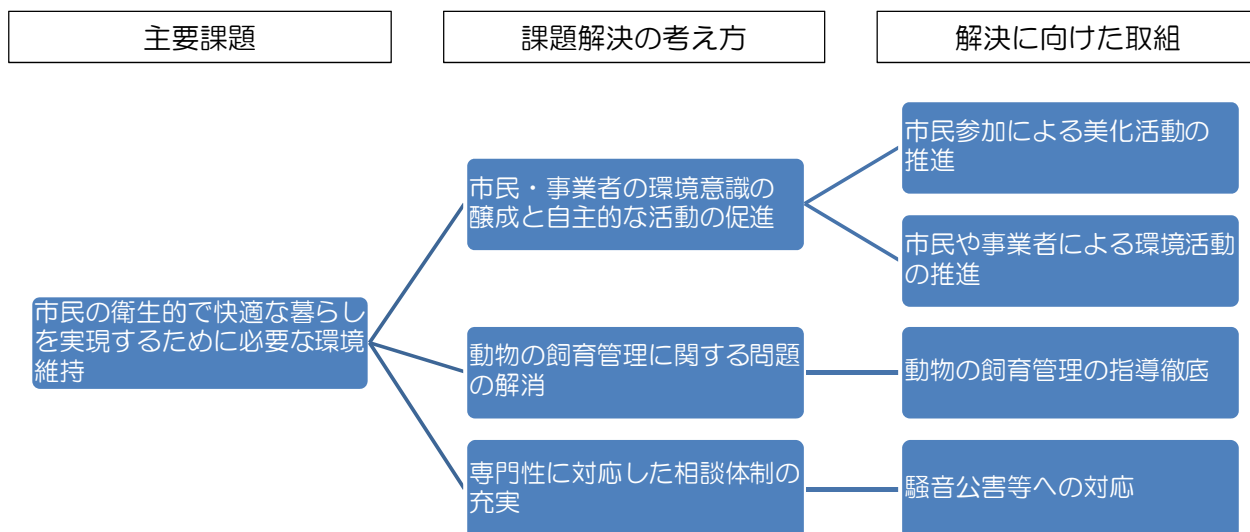
●課題

歩行者や車両からのポイ捨てごみや路上喫煙は、依然として一部の人々のマナーが問題となっており、引き続き、市民・事業者の環境意識の向上を図る必要があります。また、騒音の発生による生活環境への影響に対する対応が求められています。

美化サポーター登録団体数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民参加による美化活動の推進

公共施設美化サポーター*¹の登録数を増やし、市民による市内の美化活動を積極的に進めます。

② 市民や事業者による環境活動の推進

市民・道路管理者等と連携した啓発活動の実施や各種環境講座を開催することにより、ポイ捨て防止を図り、自ら環境活動を実践できるよう進めます。

③ 動物の飼育管理の指導徹底

動物の飼い主に対し、飼育管理の啓発や指導を行います。

④ 騒音公害等への対応

騒音をはじめとする公害苦情等に的確に対応するため、専門性に対応した相談体制を充実します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
生活環境苦情件数（件）	64	45	40	
公共施設美化サポーター登録団体数（団体）	13	15	18	
路上喫煙指導件数（件）	2,753	2,400	2,000	指標説明：駅前で指導員が路上喫煙違反者に対して指導した件数

*¹ 公共施設美化サポーターとは、本市の公共施設美化サポーターに登録を行い、公共空間である市内の道路、公園及び緑地において、ボランティアで清掃や花壇の整備等の環境美化活動を行う市民等のこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vi ごみ減量・分別・リサイクルの促進

施策 59 ごみ減量・リサイクルの推進

●施策の目的

ゼロ・廃棄物^{*1}を目指しつつ、持続可能な循環型社会を実現します。

●現状

本市では、廃棄物の資源化を目的とした分別収集を行っており、第4次和光市一般廃棄物処理基本計画の目標値（ごみの総排出量を平成15年度水準以下に抑え、1日1人当たりの排出量を908gから7%削減する）は達成され、現在の収集形体が市民生活に定着しています。

しかし、市民意識調査では、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない世帯が17.5%あります。

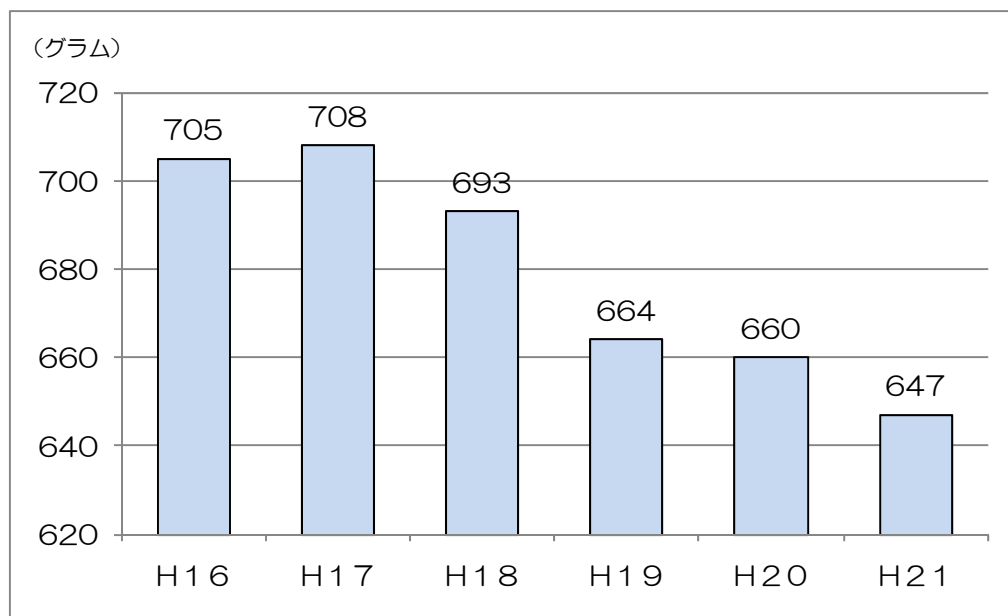
また、社会指標分析においても、ごみ処理人口1人当たりのごみ処理量が先進地平均よりも年間10kg多い状況となっています。

●課題

廃棄物の発生抑制対策や可燃ごみの中に含まれる資源物の資源化が十分に行われていません。

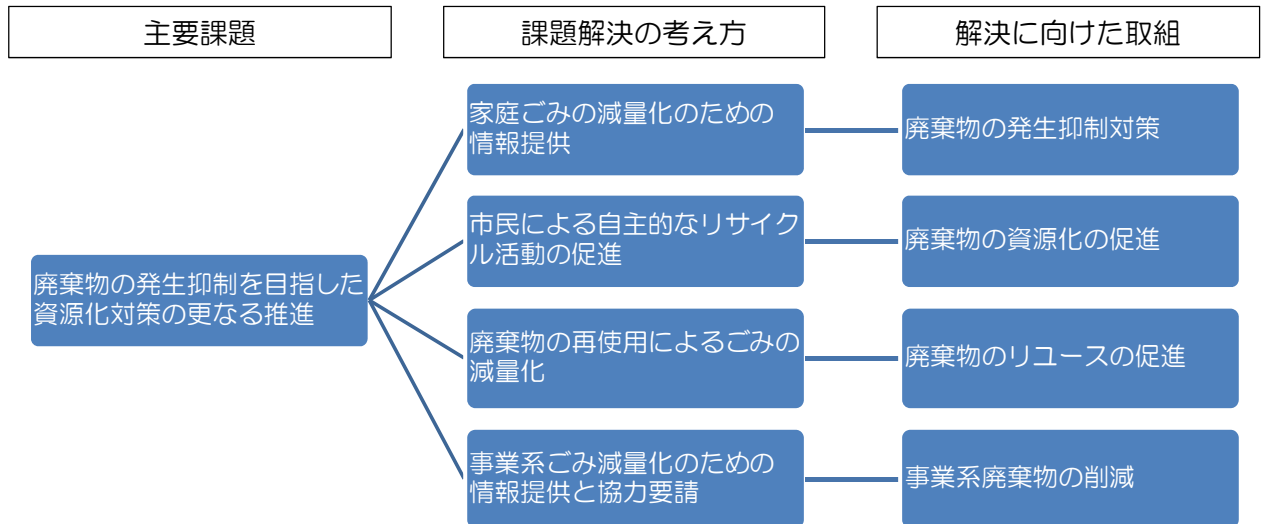
また、事業系ごみのごみの総搬入量の約2割を占め、事業系廃棄物の削減が求められています。

家庭系1日1人当たりのごみ排出量の推移



^{*1} ゼロ・廃棄物とは、3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（ごみの再資源化））の推進等により、埋め立てや焼却による処理を行わなければならない廃棄物を限りなくゼロに近づけるという考え方のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 廃棄物の発生抑制対策

家庭でのごみ減量のための情報提供を行うとともに、資材・機器の提供やその効果的な利用・促進のPRやレジ袋の削減対策などを行い、家庭から排出されるごみを減量します。

② 廃棄物の資源化の促進

市民が分別を行うための情報提供及び指導を行うとともに、市民の自主的なリサイクル活動を促進します。

③ 廃棄物のリユースの促進

再使用可能な廃棄物の引取り・引渡しを行う場所や情報を提供します。また、そのPRや改善を積極的に行うことにより、廃棄物のリユース（再使用）を促進します。

④ 事業系廃棄物の削減

事業所に対し廃棄物の処分先や資源化に関する情報提供を行います。また、立ち入り検査等による指導を行い、事業系廃棄物を削減します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
家庭系 1 日 1 人当たりのごみ排出量（g）	647	644	644	参考資料：第2次循環型社会形成推進基本計画に定められた国の目標
事業系ごみ搬入量（t）	3,571	3,437	3,437	参考資料：第2次循環型社会形成推進基本計画に定められた国の目標

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vi ごみ減量・分別・リサイクルの促進

施策 60 廃棄物の適正処理の推進

●施策の目的

市民の日常の生活によって発生する廃棄物による環境負荷を低減します。

●現状

本市では、廃棄物の分別収集を行い、びん・かん・紙類・プラスチック類・金属類などは再資源化されており、可燃残渣のうち焼却灰についても再資源化を行っています。しかし、独自の最終処分場を持たない本市では、コスト面や処理方法の面で資源化が困難な可燃残渣・不燃系ごみ等を他市の最終処分場を利用し、埋め立て処理しています。

施設面では、現焼却施設は建設されてから 20 年近く経過するため老朽化しており、毎年定期的な修繕を行いながら維持管理をしています。

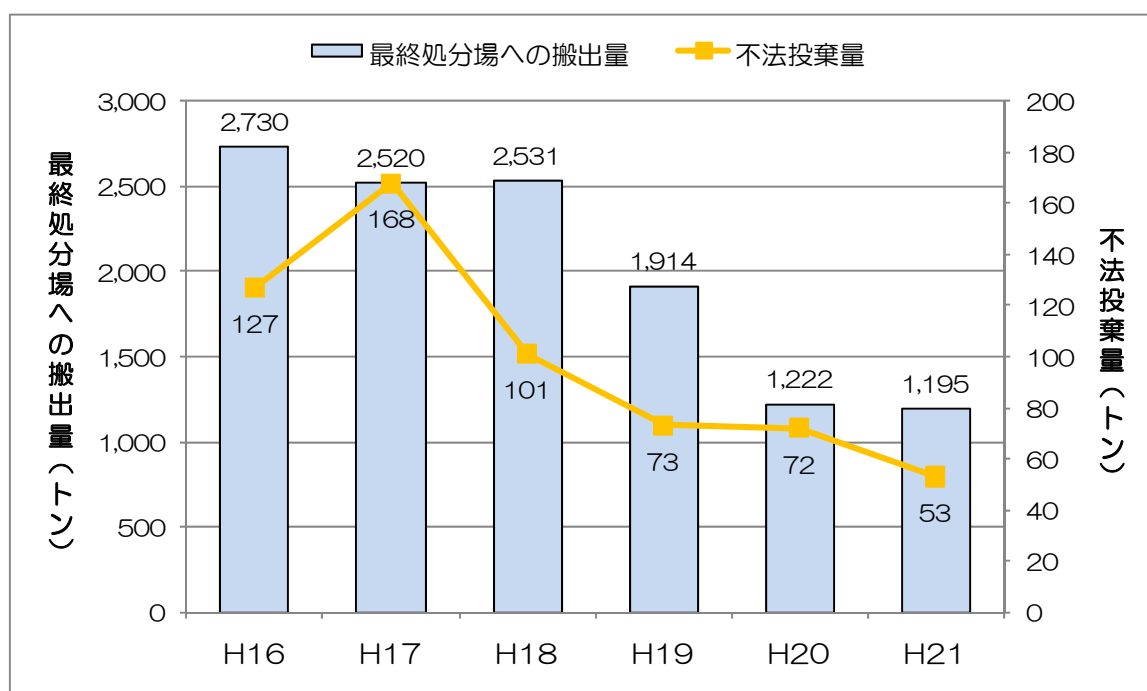
また生活環境面では、テレビ・冷蔵庫など家電リサイクル法対象品目や処理困難ごみなどの市内への不法投棄が後を絶たない状況にあります。

●課題

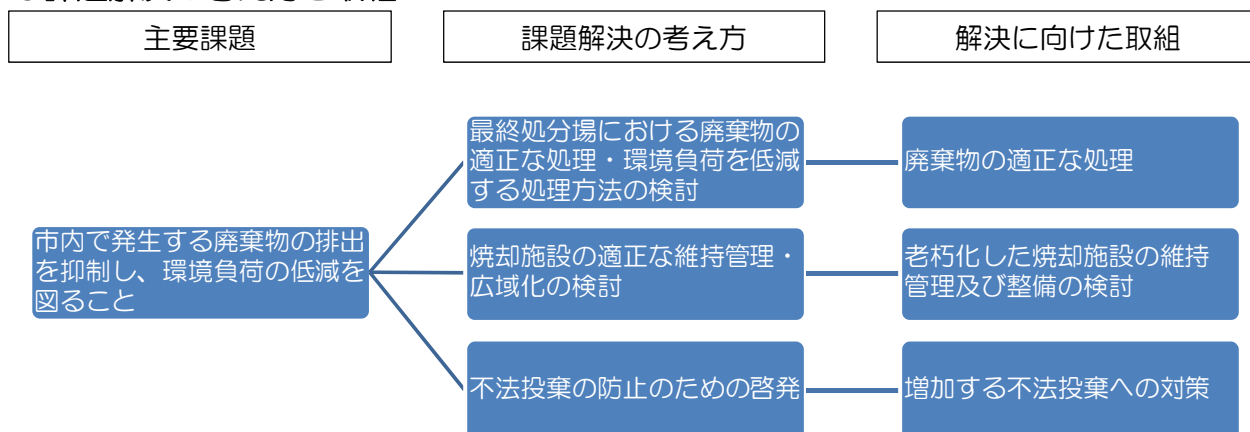
本市の可燃残渣及び不燃系ごみなどを埋め立てている最終処分場の処分能力に限界があり、持続可能な廃棄物の処理が求められています。また、本市の焼却施設は建設から 20 年近くを経過し、老朽化が進んでいるため、焼却施設の整備について検討が必要です。

家電リサイクル法対象品目や処理困難ごみの不法投棄の増加に対する対応が求められています。

最終処分場への搬出量・不法投棄の処理量の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 廃棄物の適正な処理

本市から排出される廃棄物の適正な処理を行い、さらには最終処分場等の現地確認などの調査を行います。また、現在、埋め立てされている焼却残渣や不燃系ごみについてもコストなどを考慮した上で、より環境負荷のかからない処理方法を検討していきます。

② 老朽化した焼却施設の維持管理及び整備の検討

焼却施設については長期保全計画に基づき毎年定期的に点検・修繕を行い延命化を図ります。また、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画に基づき朝霞市と施設の広域化について検討を進め、その結果に基づき、施設整備する際には市民の意見を参考にしながら進めていきます。

③ 増加する不法投棄への対策

市民への処理方法の情報提供を行い、また警告看板の設置や警察などと連携し、不法投棄者への指導を行うことで、不法投棄の抑制を図るとともに、不法投棄物の適正な処理を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
最終処分場への搬入量（t）	1,195	1,125	1,070	
不法投棄の処理量（t）	53	50	47	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vii 活力ある産業の振興

施策 61 市の特色を生かした地域ブランドの推進

●施策の目的

本市における地域ブランド*¹の活用により、市内産業を活性化し、賑わいあるまちをつくれます。

●現状

本市では、地域ブランドの開発や地域資源*²の発掘などに取り組んでいます。例えば、商工会による「彩の国鍋合戦」は、毎年3万人を超える来場者があるイベントで、本市の新たな特色として定着しつつあります。

また、市民提案では、個人商店、専門店及び商店街の形成に要望がありますが、実際は、駅前の大型小売店舗の利用が多く、個人商店の利用が少なくなっています。

●課題

本市の代名詞となる地域ブランドの開発や地域資源の発掘が十分にできていないため、地域ブランドという考え方を市民全体の共通認識となるよう、さらに取組み広めていく必要があります。また、地域ブランドの開発に向けた農商工連携を推進していく必要があります。

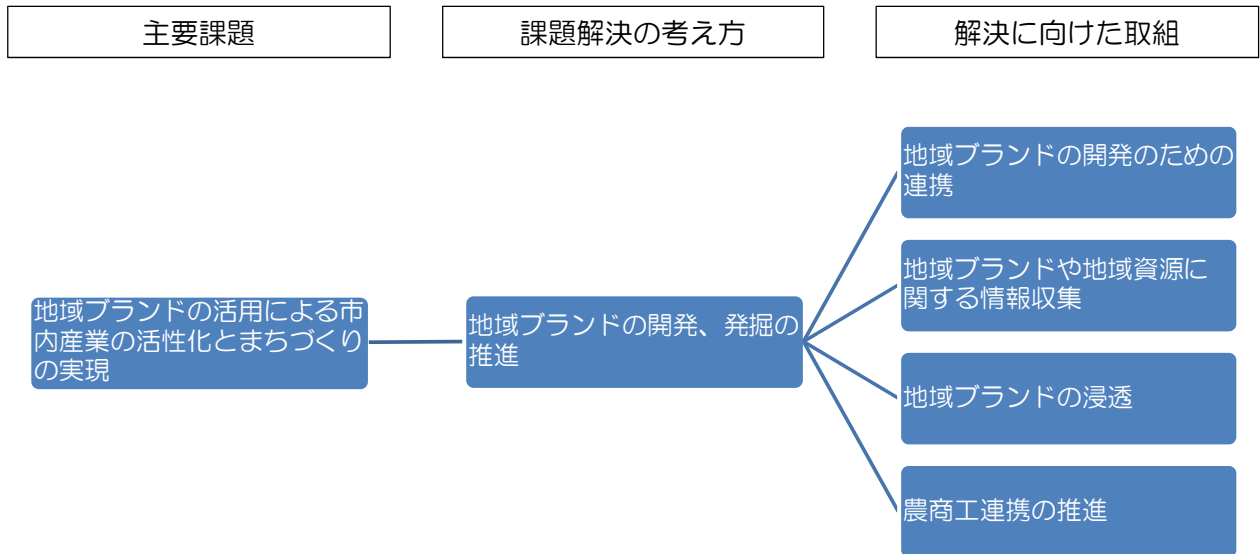


鍋合戦の風景

*¹ 地域ブランドとは、特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接なつながりのある地域名と合わせてつくられたブランド（銘柄）のこと。

*² 地域資源とは、自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的な人やものを資源として活用可能なものと捉えた広義の総称のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 地域ブランドの開発のための連携

新たな地域ブランドの開発や地域資源を発掘するため、商工会等各関係団体、市内企業、大型店や個人商店等との連携を進めます。

② 地域ブランドや地域資源に関する情報収集

地域ブランドや地域資源に関する情報収集を積極的に行い、新たな地域ブランドづくりに活用します。

③ 地域ブランドの浸透

開発された地域ブランドの販路開拓による定着への支援を行います。また、愛されるブランドや資源となるよう市民へ情報発信し、浸透を図ります。

また、商工会と協働で実施する「彩の国鍋合戦」についても、魅力を感じてもらえるよう積極的に情報発信します。

④ 農商工連携の推進

市内の農産物と商工業の技術やノウハウ等を活用した新たな商品やサービスを創り出せるよう、商工会をはじめ、市内産業との連携を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域ブランド認定数(個)	0	5	10	
地域資源活用数(個)	1	2	3	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vii 活力ある産業の振興

施策 62 中小企業の育成支援

●施策の目的

中小企業等の安定した経営を保ちながら、個人商店をはじめとする市内企業全体の活性化を図り、魅力あるまちを形成します。

●現状

近年の経済不況の影響で、産業全体の経営が不安定となっており、セーフティネット保証制度^{*1}の利用者が急増しています。特に、製造業や建設業にその影響が顕著にみられます。

また、本市の融資制度の利用を促進しているものの、設備投資を目的とした利用が少なくなっています。

本市は商工会と連携し、これまでも地域の活性化に努めてきましたが、市民意識調査では、産業に対する満足度が低く、関心が薄くなっています。

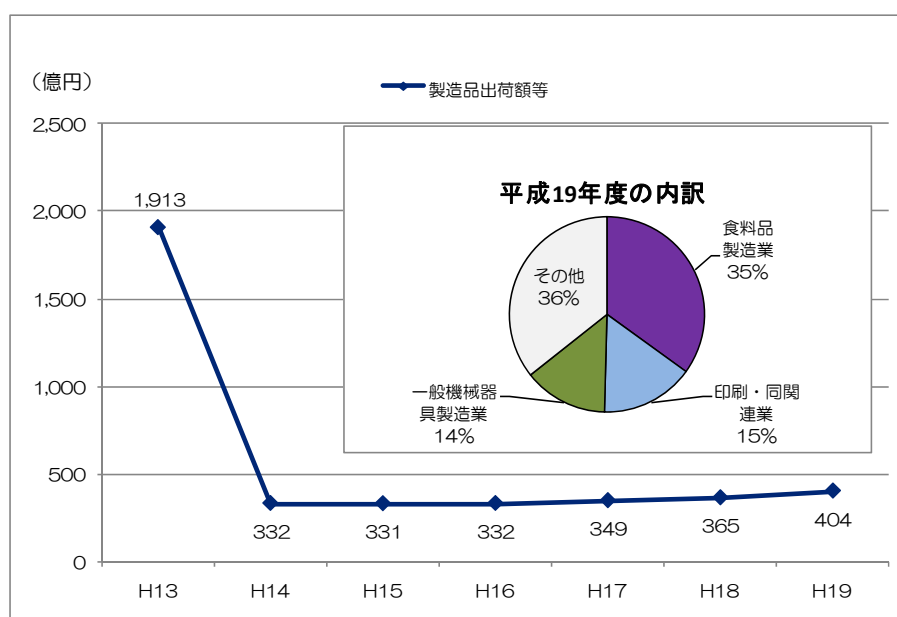
●課題

経済情勢の悪化により、市内の企業にも経営状況が深刻な企業が多く、特に、景気の影響を大きく受ける中小企業の経営の安定化を支援するための制度融資については、見直しを図る必要があります。

また、大型小売店への利用者流出により商店街が衰退しており、商業集積の魅力を引き出す必要があります。

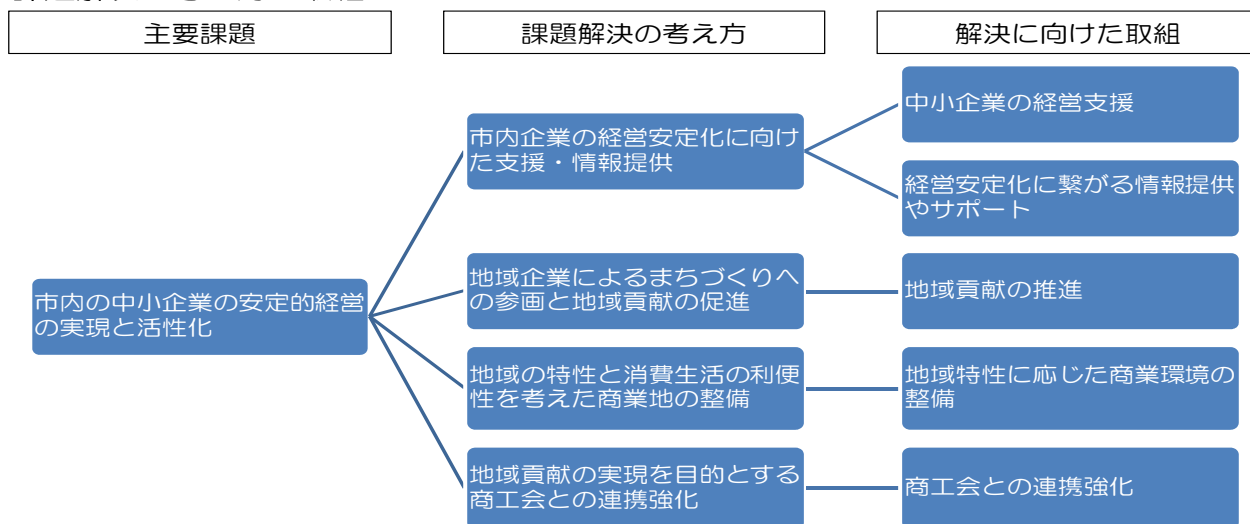
市内企業の地域貢献への取組みについては、今後も商工会との連携が必要です。

製造品出荷額等の推移



^{*1} セーフティネット保証制度とは、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、埼玉県信用保証協会等を通じ、資金調達の円滑化を図る制度のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 中小企業の経営支援

創業者向け制度融資や社会情勢に応じた利用しやすい制度融資の創設及び利子補給の見直しを図るなど、市の制度融資の充実により、市内企業の経営安定化を支援します。

② 経営安定化に繋がる情報提供やサポート

商工会等関係団体と連携し、経営指導及びビジネスマッチング*2等、経営の安定化を図ります。

③ 地域貢献の推進

市内企業の地域貢献を推進するため、県の地域商業貢献に関するガイドラインによる企業の地域への参画を呼びかけます。

④ 地域特性に応じた商業環境の整備

地域の特性を活かした商店街の賑わいと消費生活の利便性を向上するために、日常の買物や、コミュニティ活動の場としても利用できる近隣型商業地の整備を促進します。

⑤ 商工会との連携強化

中小企業の地域貢献を推進するため「企業市民*3」の認定制度を確立し、商工会との連携を更に強化することによって、中小企業等と一体となって賑わいのあるまちづくりを行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
製造品出荷額（千万円）	4,038 (H19)	4,437	4,837	
卸売・小売業年間商品販売額（千万円）	9,840 (H19)	10,135	10,332	
創業者向け制度融資利用件数(件)	0	2	5	

*2 ビジネスマッチングとは、企業の事業展開を支援する等の目的で、事業パートナーとの出会いを支援するサービスのこと。

*3 企業市民とは、市民とともに地域の社会活動を行う企業のこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vii 活力ある産業の振興

施策 63 魅力ある新たな産業の推進

●施策の目的

市内企業が、市内研究機関の知的財産を活用して新たな産業を創出し、産業の活性化をします。

●現状

本市は、平成 19 年に新産業*1 創出具体化の指針を策定し、市内研究機関のシーズ*2 を活用した事業を推進しています。

また、市と県、中小企業基盤整備機構の三者で共同運営している和光理研インキュベーションプラザでは、同プラザに入居した企業の研究開発等をサポートしています。

さらに都市計画マスタープランで位置付けた新産業系ゾーンとして、和光北インター地域土地区画整理事業を進めています。

●課題

和光理研インキュベーションプラザに入居した企業に対する経営支援が求められています。また、市内研究機関が有する豊富な知的財産のさらなる活用や新産業地区への企業誘致を進めていく必要があります。

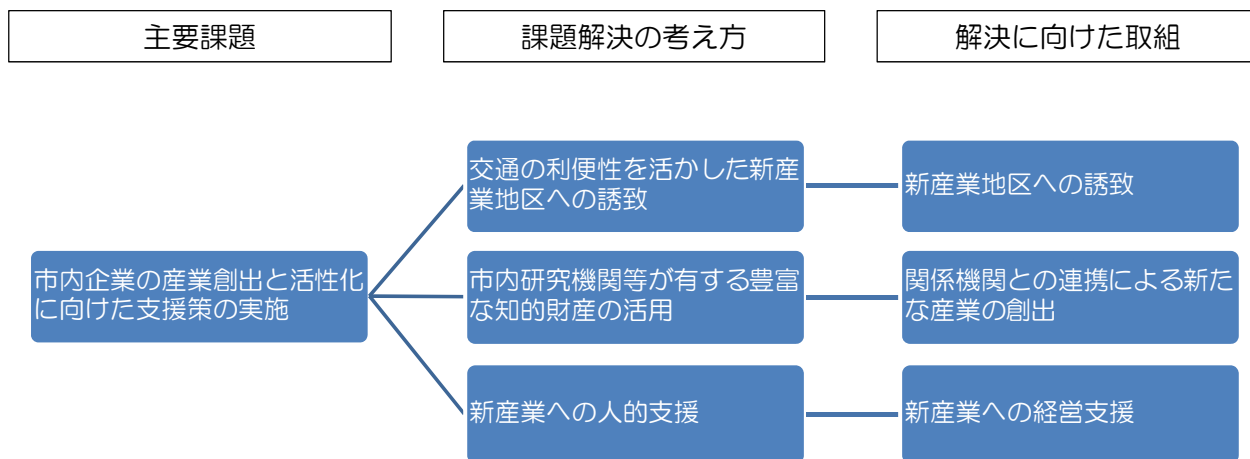


和光理研インキュベーションプラザ

*1 新産業とは、研究機関等が開発する新たな技術を活用した産業のこと。

*2 シーズとは、企業等が新しく開発、提供する特別の技術や材料のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 新産業地区への誘致

交通の利便性に優れた和光北インター地域土地区画整理事業施行地域を新産業系ゾーンとして、高度な技術を用いた新産業を誘致します。

② 関係機関との連携による新たな産業の創出

国・県や商工会等と連携しながら、市内研究機関等が有する豊富なシーズを活用して、新たな産業の創出を図ります。

③ 新産業への経営支援

和光理研インキュベーションプラザの入居企業に対し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
インキュベーションプラザ卒業後市内定着率(延べ)(%)	—	20	30	

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vii 活力ある産業の振興

施策 64 都市農業の推進と担い手の育成

●施策の目的

農業の担い手を支援し、優良農地を保全・活用するとともに、さまざまな機会を通じて、市民が農業への理解を示し、関心を深めるようにします。

●現状

食の安全・安心、地産地消への市民の意識が高揚し、食を通じて農業への関心が高まっていますが、農地の減少、担い手が不足しているなど農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

そこで、平成 19 年に策定された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、担い手への総合的な支援を進めています。また、市民が農業への理解を深めるため、市民農園や農業体験による農業に触れる機会の提供、地産地消^{*1}に繋がる地場農産物^{*2}の利用促進のための直売や庭先販売に取り組んでいる農業者の支援を行っています。

●課題

農作業における労働力の不足を感じている農業者が増えており、担い手への農用地の利用集積も進んでいないことから、こうした状況を改善する必要があります。

また、市民の農業体験に関するニーズは多い反面、事業数が少なく、市民農園の利用待機者もいることから、農業体験の機会を増やすことが求められています。

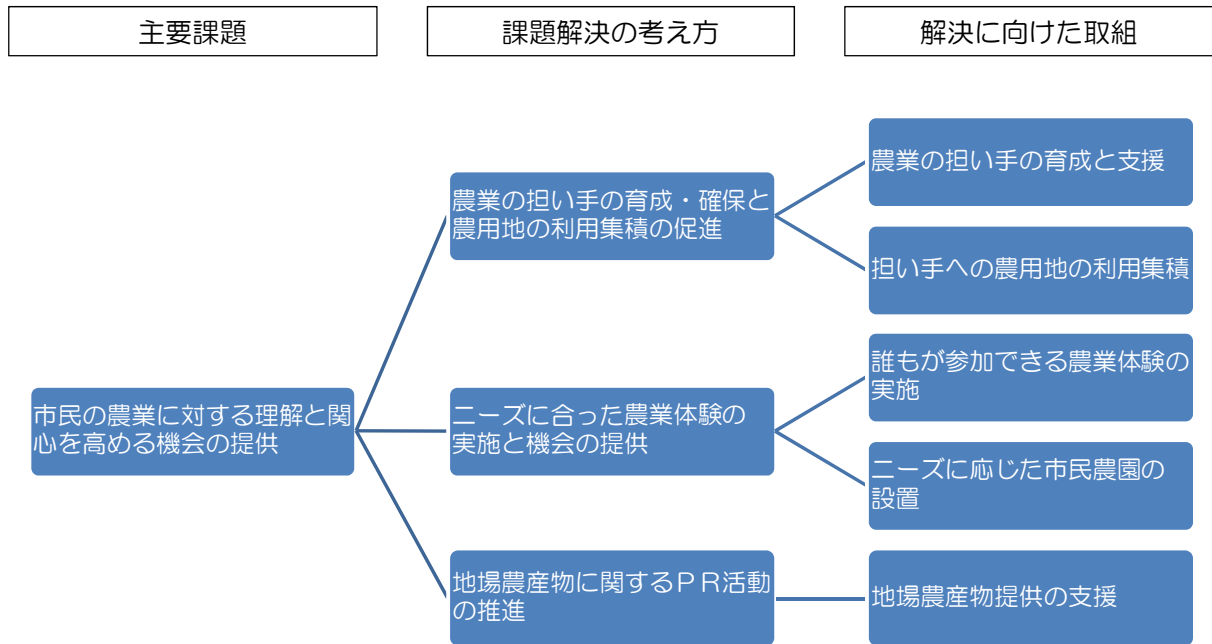


駅前農業体験の風景

^{*1} 地産地消とは、「地域生産地域消費」の略で、「地域で生産された農産物を地域で消費する」また「地域で必要とする農産物は地域で生産する」こと。

^{*2} 地場農産物とは、その地域で生産された農産物のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

- ① 農業の担い手の育成と支援
地域の農業生産の中心となる認定農業者^{*3}等の担い手を育成・確保し、農業経営を支援します。
- ② 担い手への農用地の利用集積
農用地を効率的に利用できるよう、担い手への利用集積を図ります。
- ③ 誰もが参加できる農業体験の実施
市民が気軽に農業を体験できるよう、収穫体験等のさまざまな形態での農業体験の機会を提供します。
- ④ ニーズに応じた市民農園の設置
市民農園の利用を拡大するために、市が設置する市民農園の充実を図るとともに、農業者自らが運営する営農方式による体験型農園の設置を支援します。
- ⑤ 地場農産物提供の支援
消費者が地場農産物を手軽に購入できるよう、農業者が行う直売、庭先販売の施設設置を支援し、周知します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
認定農業者数（人）	23	30	50	指標説明：認定農業者の人数
農業体験事業参加者数（人）	64	120	160	指標説明：農業体験事業の参加者数
市民農園面積（㎡）	10,230	12,000	14,000	指標説明：市民農園区画の合計面積

^{*3} 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち

vii 活力ある産業の振興

施策 65 就労支援対策の推進

●施策の目的

市民の就労意識を高め、技能の向上と心身の健康増進を図りながら、豊かな生活が過ごせるようにします。

●現状

本市の就業率は 95.8%、65 歳以上の就業率も 94.5%と大変高い数値（平成 17 年度国勢調査）となっています。

ただし、近隣市と比較して、女性の就業者の割合が低く、市民意識調査でも、更なる雇用創出が求められています。また、同調査では、勤労意欲につながる福利厚生施設である勤労福祉センター等の環境整備に対する満足度が低くなっています。

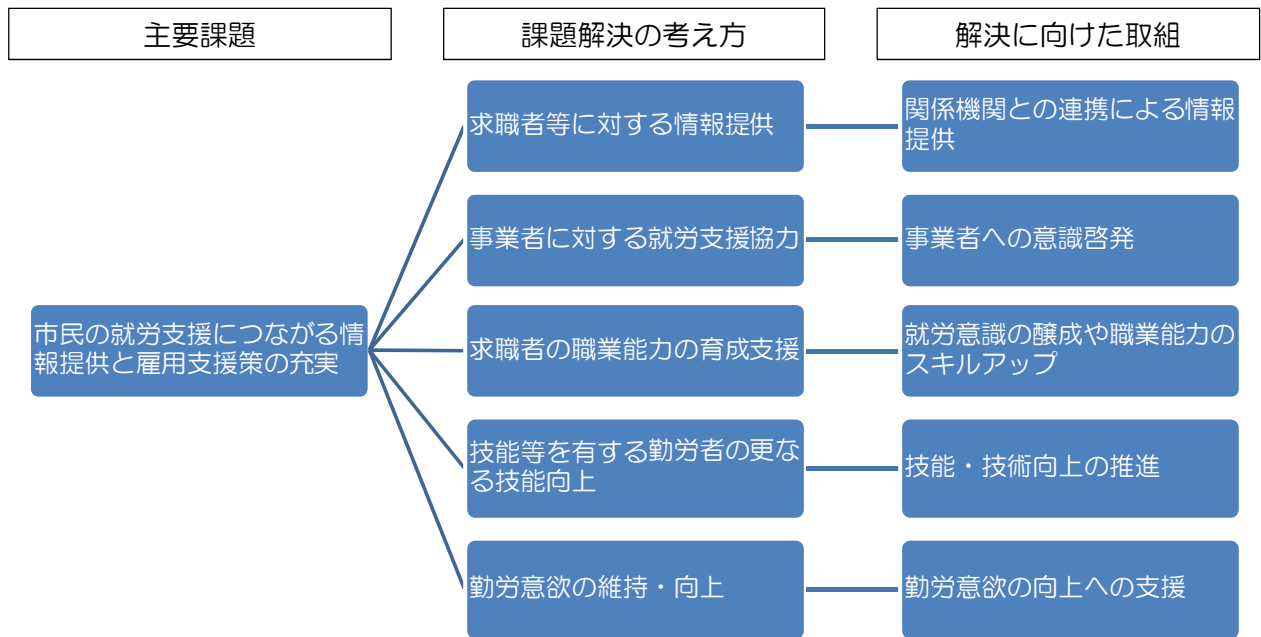
●課題

本市の失業率は約 4%（平成 17 年度）にとどまっているものの、不況の影響による企業の雇用縮小により就業率及び就労意欲の低下が懸念されており、今後、増加が予想される失業者に対する就労意識の醸成や職業能力の向上に関する支援が必要です。

また、求職者に対する就職に役立つ知識や求人情報の提供、短時間勤務や在宅勤務などの雇用形態や労働環境の整備が求められています。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 関係機関との連携による情報提供

関係機関と連携を図り、市内や近隣における事業所の最新求人情報を提供します。

② 事業者への意識啓発

求職者のニーズに合わせた雇用創出を促進するため、事業者に対し多様な雇用形態の導入に取り組むよう働きかけます。

③ 就労意識の醸成や職業能力のスキルアップ

求職者がスムーズに就職できるよう就職に役立つ講座等を開催し、就労意識の醸成や職業能力のスキルアップを支援します。

④ 技能・技術向上の推進

関係団体と連携しながら、長年にわたり培われた技能や功績を持った勤労者を発掘し、その技能や功績を表彰するなど、技能・技術の向上を進めていきます。

⑤ 勤労意欲の向上への支援

講座等の開催、勤労者向け施設の充実及び利用促進を図り、勤労意欲の向上に努めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
就業率(%)	95.8 (H17)	96.0	96.0	指標説明：就業者/労働力人口*100 参考資料：国勢調査
高齢者就業率(%)	94.5 (H17)	95.0	95.0	指標説明：65 歳以上就業者数/労働力人口 (65 歳以上)*100 参考資料：国勢調査
勤労福祉センター講座参加者数（人）	1,618	2,500	3,000	

第5章

V 構想の推進にあたって

基本方針

方針



V 構想の推進にあたって

i 市民・行政・企業等との役割分担と協力

方針 66 協働型社会の構築

●方針の目的

市民と市が相互に理解・協力し合い、対等のパートナーとして、共通の課題や目標に向け協力し、自立した協働のまちづくりを実現します。

●現状

社会の成熟に伴い、市民ニーズが多様化しており、市の取組みだけで市民ニーズを満たすことが難しくなっています。そこで、今後は、社会全体で公共サービスを提供していくことが求められています。

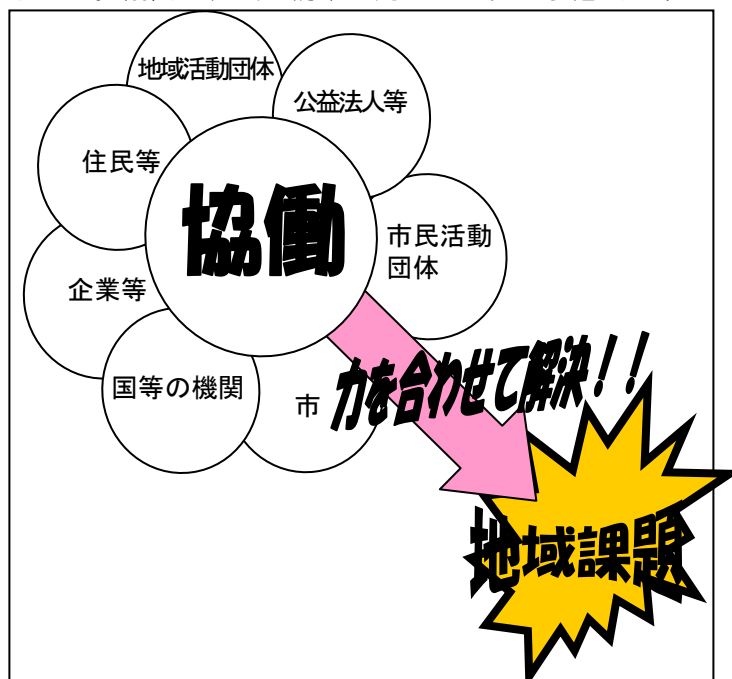
本市では、協働について、平成 19 年 8 月に和光市協働指針を策定し、拠点の整備を行うなど、協働の推進に取り組んでいます。また、地域の人材を活用し、自立した市民の育成と新たな地域コミュニティの形成に向けた支援をはじめ、協働の推進に向け、庁内の体制を整えているところですが、市民意識調査では、市民と行政の協働の充実に対する満足度は 10.0%と低い水準になっています。

●課題

市民協働推進センター^{*1}の取組みなど、協働の推進に向けた情報を市民と共有することが求められています。また、協働型社会の構築に向けた具体的な取組みを実現するための制度の整備が必要です。

さらに、地域課題を解決するための相談の場がわかりにくく、協働に関する情報提供が不足しています。

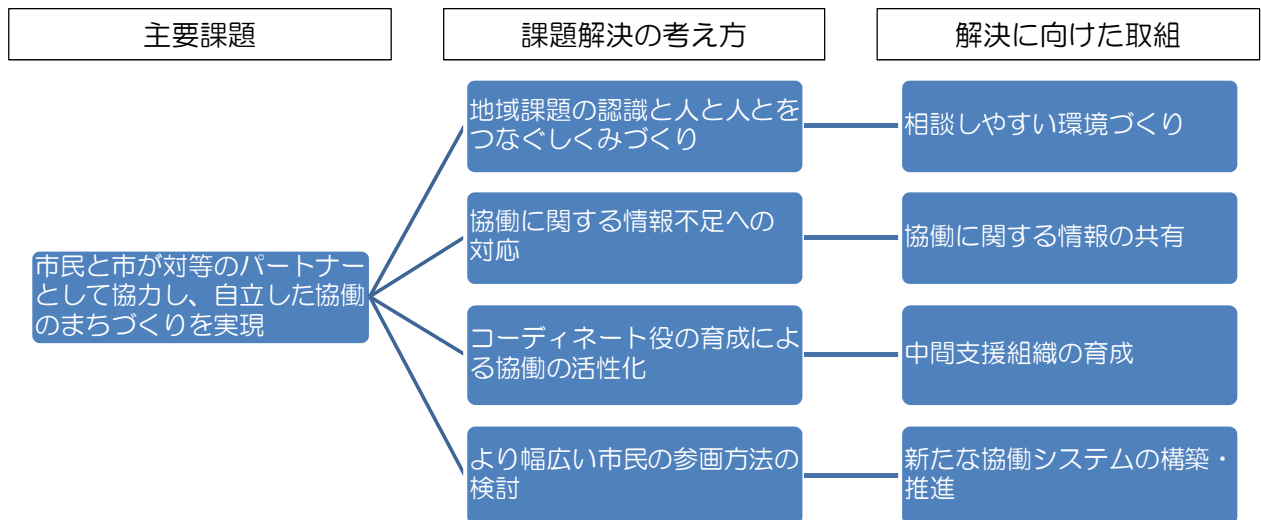
そのほか、人と人をつなぐコーディネーターが充実していないなど地域課題解決を推進する体制が十分ではありません。協働型社会の構築に向けては、より幅広い市民の参画が必要です。



地域課題解決の概念図

^{*1} 市民協働推進センターとは、社会を構成するすべての領域での協働を推進し、より豊かな地域社会を創り上げていくため、地域における課題の解決やライフスタイルの多様化に対応するためのさまざまな市民の活動の支援を行うセンターのこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 相談しやすい環境づくり

地域において、市民協働推進センターが中心となって、協働事業をPRするとともに、市民がいつでも相談できる体制をつくります。さらに、地域の人的資源を発掘し、市民同士をつなぐことで、新たな協働の担い手となる組織や自立した市民を育成し、よりよい地域コミュニティの形成を目指します。

② 協働に関する情報の共有

市民協働推進センターの取組みや地域の課題について、広報紙や市ホームページなどを活用し、市民との情報共有を図ります。

③ 中間支援組織^{*2}の育成

協働型社会の実現に向け具体的に取るため、地域に協働の取組みを働きかけるコーディネーターや中間的な支援を行う組織を育成します。

④ 新たな協働システムの構築・推進

市民から協働事業の提案を受けるなど、新たな協働システムを構築し、市民と市の協働を推進します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市民と行政の協働が充実しているに対し「満足」「まあ満足」と回答した割合(%)	10.0	15.0	20.0	参考資料：市民意識調査
地域課題相談件数(件)	100	250	300	
協働事業数(件)	58	80	100	参考資料：埼玉県 NPO 活動推進課協働事業等調査

^{*2} 中間支援組織とは、協働のパートナーを支援する組織のこと。

V 構想の推進にあたって

i 市民・行政・企業等との役割分担と協力

方針 67 市民参加の推進

●方針の目的

市民が市政に参加することにより、市民の知識・経験・創造性が活かされたまちづくりを実現します。

●現状

本市では、平成 16 年 1 月に市民参加条例を施行し、パブリック・コメントや審議会等の活動を通じて、市政に対する市民参加の機会を増やし、市民の知識等を活かした行政運営を行っています。また、市民参加推進会議においては、市民の視点から市民参加実施状況・実施予定の評価を行うとともに、市民参加のさらなる可能性を検証しています。

現在、市民政策提案手続きや住民投票といった制度が十分に活用されていないことから、市民参加推進会議において、その制度のあり方について検証し、市民に活用される制度となるよう見直しを行っています。

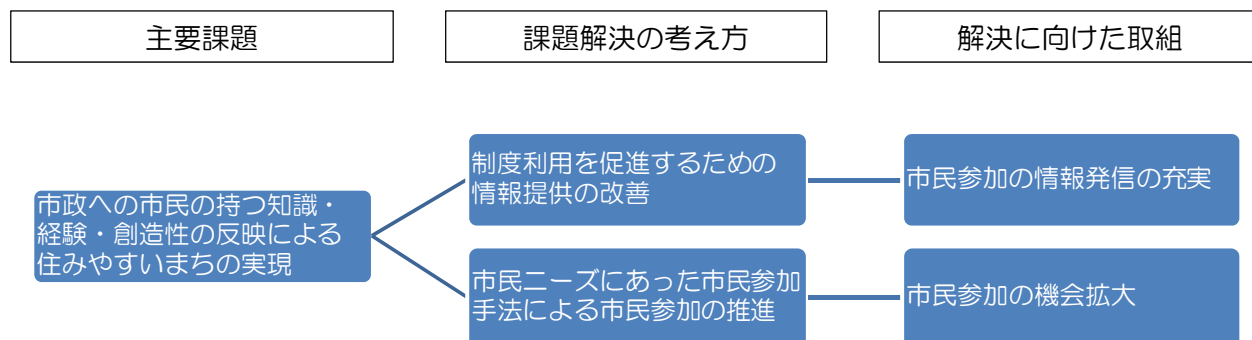
●課題

市民参加を行う市民が一部に限られるなど、市民参加の制度が広く市民に浸透しているとはいえません。また、幅広い市民の参加を促すための工夫が求められています。



審議会等の市民参加による会議風景

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 市民参加の情報発信の充実

市民参加制度及び市民参加の機会について、広報紙および市ホームページなどさまざまな手法を活用し、情報発信の充実を図ります。

② 市民参加の機会拡大

職員が積極的に地域に出るなど、市民との交流を活発にするとともに、幅広い市民が参加しやすい機会を提供し、市民参加を更に充実します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
1事業あたりのパブリック・コメント提出者数（人）	2.2	7	10	指標説明：パブリック・コメントを提出した人数/パブリック・コメントの実施事業数
審議会等の公募の充足率（％）	240	100	120	指標説明：公募応募人数/公募募集人数
市民参加e登録 ^{*1} の登録者数（人）	55	350	600	

^{*1} 市民参加e登録とは、本市が実施している市民参加の情報を希望する市民に定期的を送信するための登録制度のこと。

V 構想の推進にあたって

i 市民・行政・企業等との役割分担と協力

方針 68 さまざまな連携によるまちづくりの推進

●方針の目的

関係自治体間の連携による行政運営の効率化と友好都市などの関係団体との連携・交流を通じ、活性化を図ります。

●現状

本市には、国の機関、研究機関や大手企業などが立地しています。この特色を活かし、各種講座の講師や審議会への参加など市政への協力を得ています。また、近隣の教育機関と本市は相互協力協定を結び、さまざまな分野において、専門的な見地からの助言や協力を得ています。

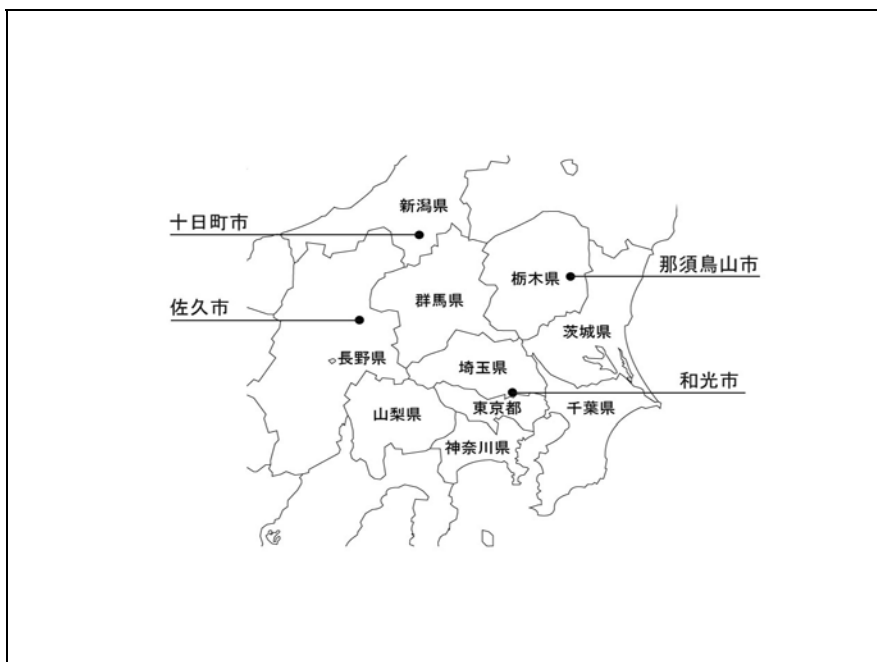
国内友好都市である、長野県佐久市、栃木県那須烏山市や新潟県十日町市とは、防災協定の締結をはじめ、文化やスポーツでの交流も行っています。

さらに、広域的な行政課題に対しては、関係自治体との連携を図り、効果的な解決に努めています。

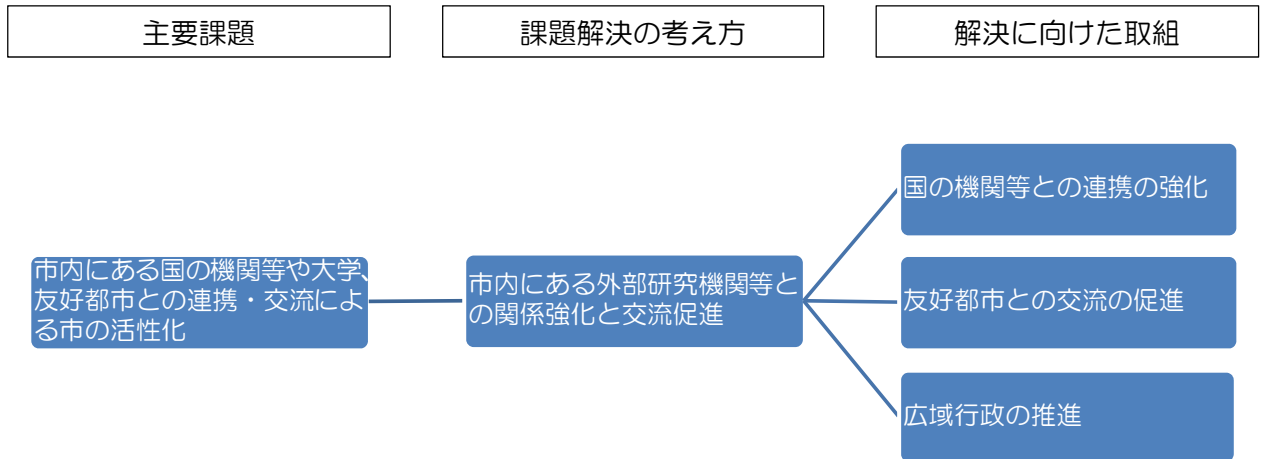
●課題

国の機関等とのさらなる連携・交流が必要です。また、交通、情報通信手段の発達などから生活圏が拡大しているため、広域的な視点と、地域が一体となった施策の展開が求められています。

友好都市の位置図



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 国の機関等との連携の強化

市の抱えるさまざまな課題の解決に向け、市内に立地する国の機関や教育機関等との連携を強化します。

また、基地対策などの行政課題について、国や県に対する要請を行い、市民の安全安心の確保に努めます。

② 友好都市との交流の促進

広報紙や市ホームページなどを活用することで、友好都市の情報を適切に市民に周知します。また、市民が行う交流に向けた取組みの活性化を支援します。

③ 広域行政の推進

広域的な行政課題に対応するため、関係自治体と協力し、その解決に取り組みます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地元の企業や公共研究機関との交流に関わったことがある人の割合（％）	15.7	23.0	30.0	参考資料：市民意識調査

V 構想の推進にあたって

ii 行財政改革の徹底

方針 69 マネジメントシステムによる計画的な行政経営

●方針の目的

マネジメントシステムに基づいた行政経営を行うことにより、社会経済環境の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応します。

●現状

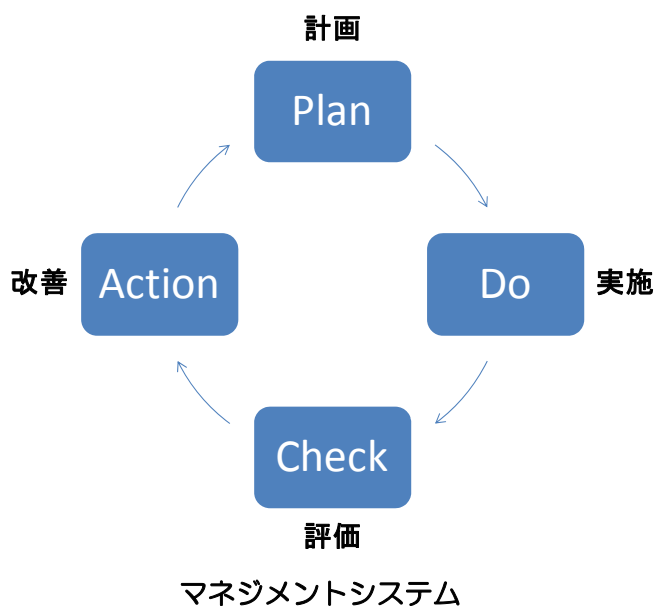
本市では、平成 13 年度から行政評価を導入し「PLAN（計画）」－「DO（実施）」－「CHECK（評価）」－「ACTION（改善）」のマネジメントシステムによる行政経営を推進しています。

目標と成果、優先順位を明確にした戦略的な市政運営を目指して、組織の目標（方針）の作成、成果の視点による行政評価の取組みを通じて、施策や事務事業の見直しや改善を図り、実施計画を策定し、計画行政を進めています。

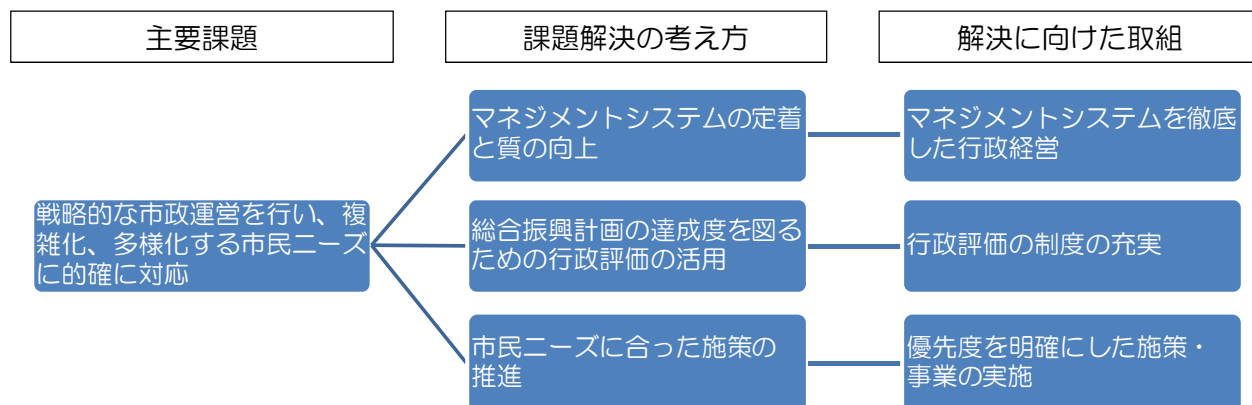
また、行政評価を前計画の進行管理にも積極的に活用し、平成 18 年度に設置した市民等による和光市総合振興計画施策推進会議において、目標の達成度を確認するなど、計画的な行政経営の着実な実現に努めています。

●課題

総合振興計画に基づき効率的で効果的な行政経営の実現に向けて継続的な努力が求められています。特に、行政評価については、総合振興計画の達成度を確認するための手法であると同時に、外部の視点を効果的に取り入れることができる仕組みとして、積極的な運用が求められています。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① マネジメントシステムを徹底した行政経営

各施策の目標を数値で明確に示した総合振興計画に基づき、マネジメントシステムを継続的に行うことにより、事業を評価し、次の改善に結びつけることで、計画的で効果的な行政経営を進めます。

② 行政評価の制度の充実

行政経営の適正化と行政サービスの質の向上を目指して、行政評価制度の見直しを適宜行います。また、本市の行政経営をさらに進めていくために、市民及び専門性を有する者等による外部評価制度を充実し、行政評価制度を総合振興計画の進行管理に積極的に活用していきます。

③ 優先度を明確にした施策・事業の実施

事業の目的を明確にした上で、行政評価制度などを活用して、事業の必要性や有効性を検証し、さらに、需要予測の精度を高めることによって、施策・事務事業の優先度を明確にしていきます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
総合振興計画の目標値の達成度（％）	－	100	100	指標説明：目標を達成している施策指標／全施策指標（各施策の各年度の目標値に対する達成度）

V 構想の推進にあたって

ii 行財政改革の徹底

方針 70 効果的・効率的な行政サービスの提供

●方針の目的

限られた経営資源を有効に活用し、市民の期待に応える行政サービスの提供を目指します。

●現状

本市では、行政サービスの質の向上を目指して、外部委託を積極的に進めています。

また、指定管理者制度についても、平成 22 年 4 月 1 日現在、24 の公共施設において導入しています。

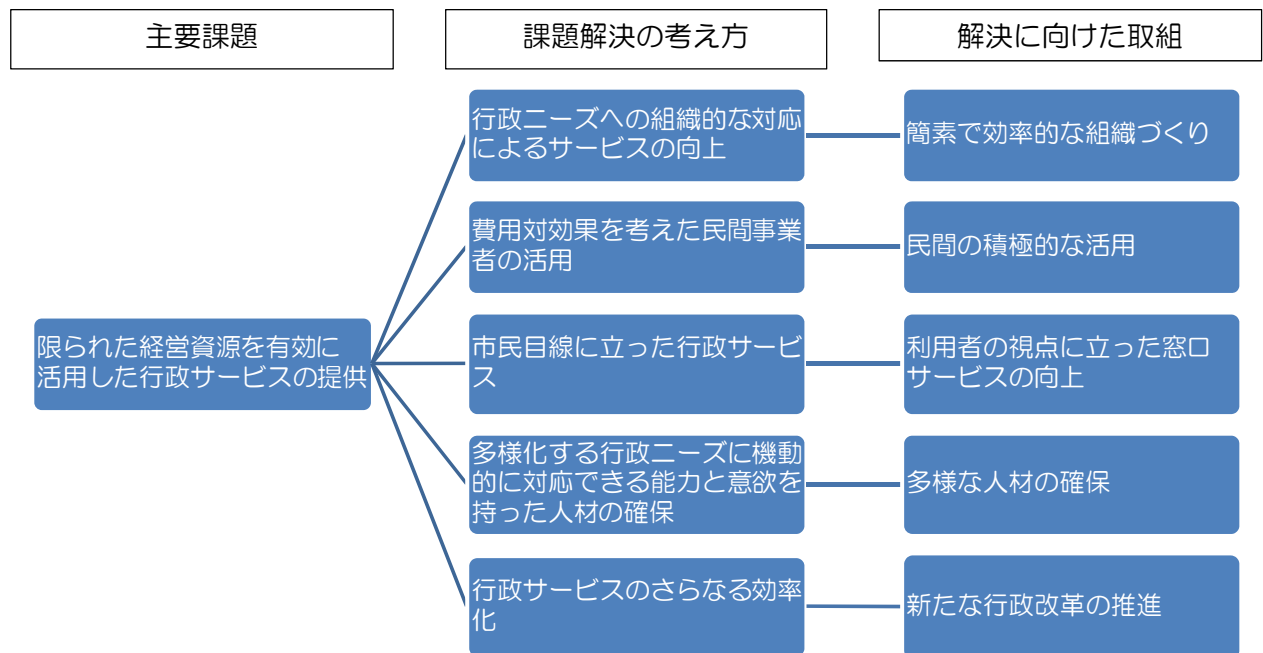
さらに、行政改革大綱、集中改革プランや定員適正化計画に基づき、行政経営の効率化を計画的に進めています。

●課題

厳しい経済情勢の影響から、行政サービスに対して、これまで以上に費用対効果等の検証が求められています。また、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応していくため、民間手法の長所を積極的に取り入れていくことや、サービスの担い手である人材の確保が求められています。



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 簡素で効率的な組織づくり

変化する市民ニーズに対応するため、わかりやすく効率的な組織編成を行います。

② 民間の積極的な活用

指定管理者制度やPFIなどの活用により、民間事業者の知識や技術等を取り入れ、市民サービスの質と効率性の向上を図ります。

③ 利用者の視点に立った窓口サービスの向上

開庁日、開庁時間、本庁と出張所の役割などの見直しを行うとともに、窓口の一元化の検討など、利用者の視点に立った窓口サービスの向上に努めます。

④ 多様な人材の確保

能力と意欲を持った優れた人材を確保し、高度で多様化する行政ニーズに機動的に対応するため、専門性に富んだ民間人の登用や柔軟な任用形態の導入を促進します。

⑤ 新たな行政改革の推進

行政改革の具体的な取組みを定める行政改革大綱推進計画（仮称）を策定し、新たな行政改革に取り組み、市民サービスのさらなる効率化を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
行政改革取組事項の達成度（％）	—	100	100	指標説明：行政改革大綱推進計画に位置づけられている全取組事項のうち、目標を達成している取組事項の割合
行政改革に対する満足度（％）	7.3	10.0	15.0	参考資料：市民意識調査

V 構想の推進にあたって

ii 行財政改革の徹底

方針 71 持続可能な財政運営

●方針の目的

多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を行い、将来世代に過度な負担を残さないようにします。

●現状

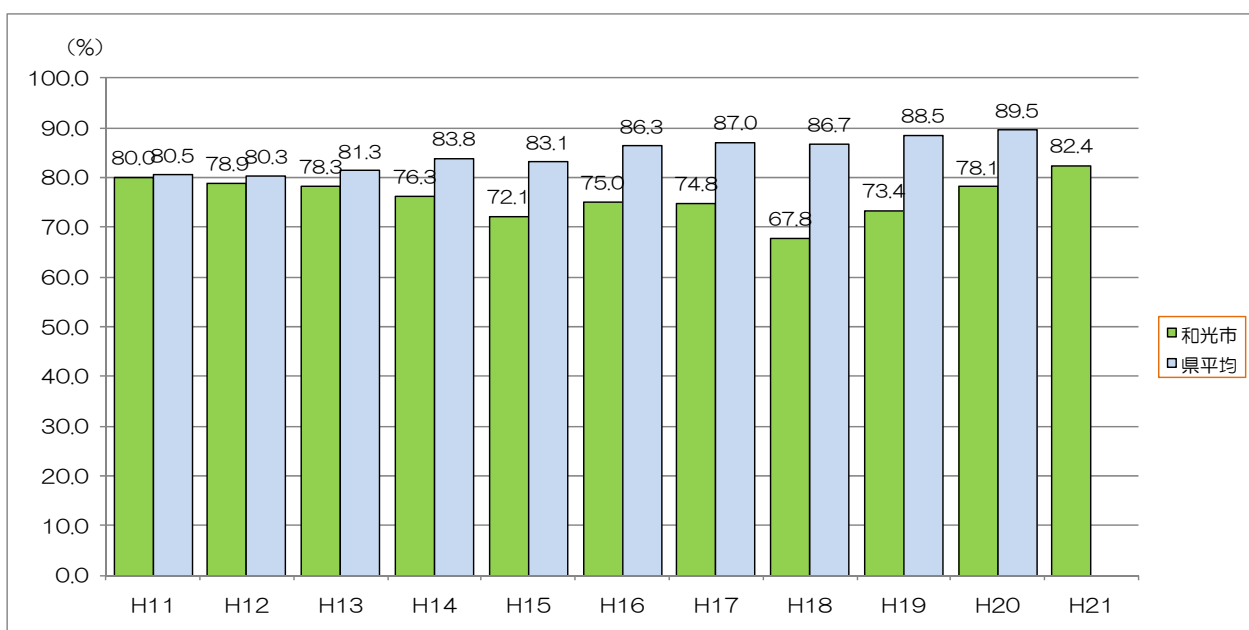
本市では、市民ニーズを的確かつ迅速に予算に反映させるため、平成 20 年度から予算編成に係る諸権限の一部を各部局に委譲する包括予算制度を導入し、経常的事業については、各部局長の責任に基づいて、予算編成を行っています。

本市の財政状況は、他団体と比較して、健全性は高い水準を維持していますが、経常収支比率が上昇傾向にあり、今後は、財政構造の硬直化が懸念されます。

●課題

限られた財源の中で市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な財政運営の視点からの予算編成が求められています。また、自主財源^{*1}を確保するための対策が求められています。さらに、財政運営の透明性・公平性の確保のための入札制度の見直しが求められています。

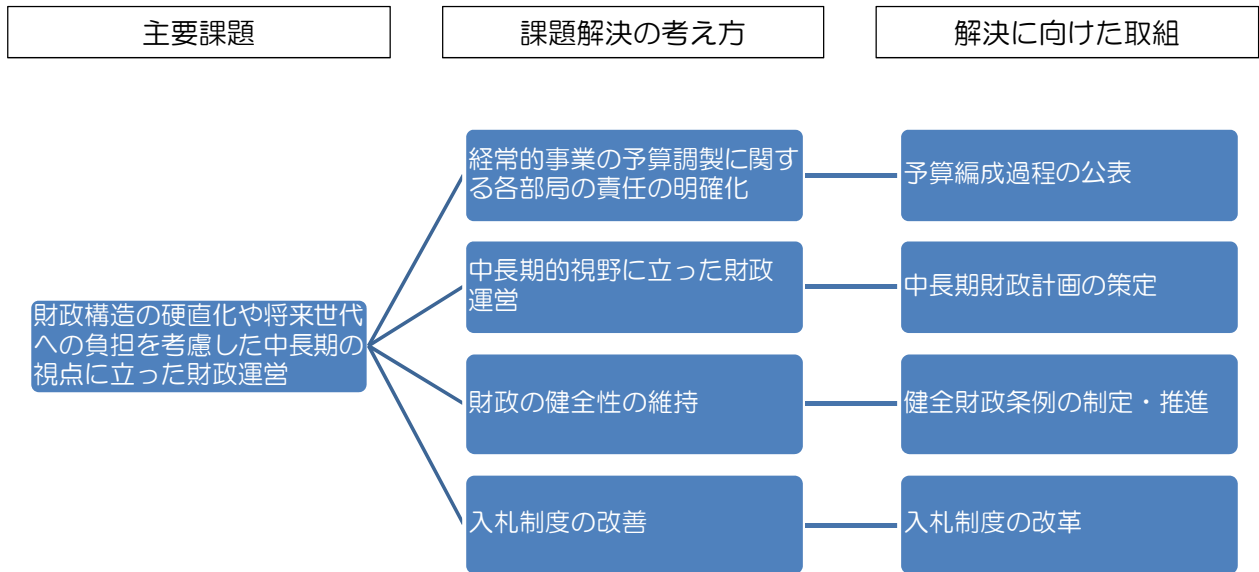
経常収支比率の推移



注：平成 21 年度の県平均値は、未算定。

^{*1} 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、市税、分担金・負担金、使用料、手数料などのこと。ここでは、特に、景気低迷の中で収納率が減少している国民健康保険税を含む市税について“自主財源”という表現を用いている。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 予算編成過程の公表

財政運営の透明性を向上させ、市民ニーズに対応した予算制度を目指し、予算編成過程を市民に公表して、説明責任を果たします。

② 中長期財政計画の策定

将来世代の負担に配慮した地方債の発行など中長期的な視野に立った計画的な財政運営を実現するため、財政推計に基づいた中長期財政計画を策定します。

③ 健全財政条例の制定・推進

財政の健全性を維持するため、必要な指標や規制を定めた健全財政条例を制定します。また、自主財源の確保については、収納率を向上させるため、適切かつ確実に徴収するシステムを構築します。

④ 入札制度の改革

一般競争入札の拡大などにより、入札手続きの一層の透明化や公正性の確保を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
経常収支比率（％）	82.4	75.0	75.0	指標説明：経常的支出／経常的収入×100
人口1人あたりの市債現在高（円）	222,202	200,000	190,000	指標説明：一般会計債年度末現在高／年度末住民基本台帳人口
実質公債費比率（％）	5.3	5.0	5.0	指標説明：実質的公債費／標準財政規模等×100

V 構想の推進にあたって

ii 行財政改革の徹底

方針 72 市民の期待に応える職員の育成

●方針の目的

職員一人ひとりが高い職務意識を持ち、組織としての総合力を高めていくことで、市民の期待に応え、質の高い市民サービスを提供していきます。

●現状

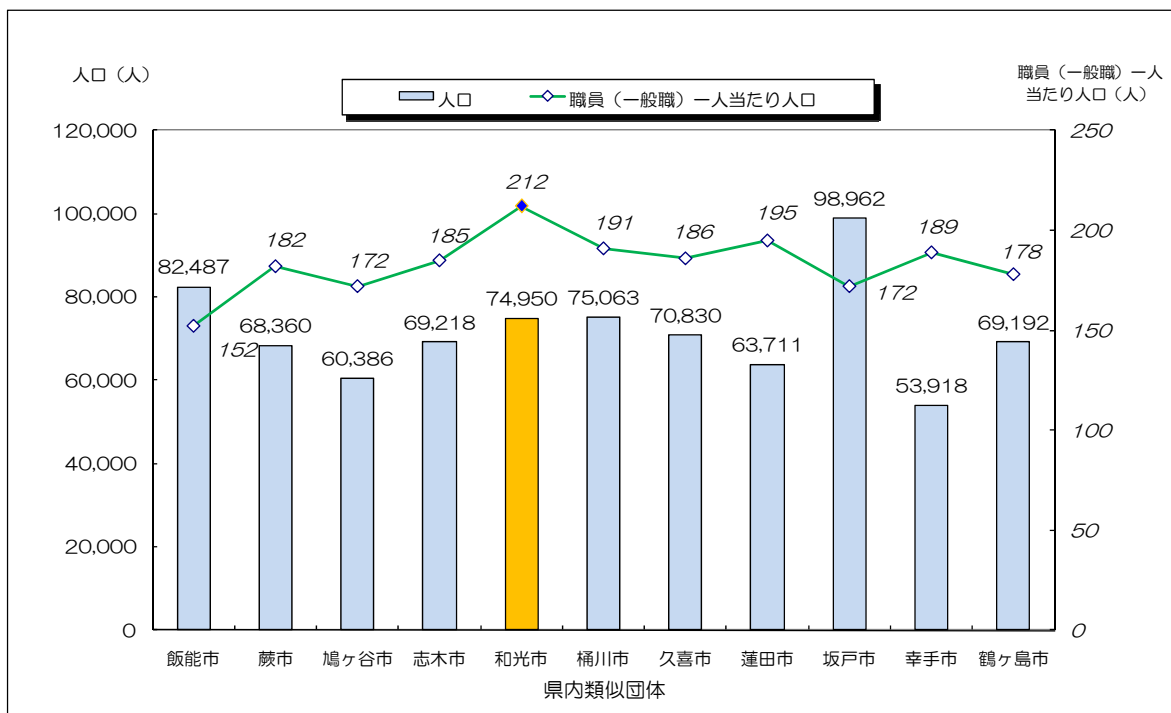
本市は、質の高い行政サービスを市民に提供するため、平成 17 年 12 月に人材育成基本方針を策定しています。この方針に基づき、職員の育成に努めるとともに、適材適所の職員配置や職員評価制度などにより、職員の持つ資質や個性にあった人事管理に努めています。

今後も、地方分権の進展や社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化にも的確に対応していくために、行政サービスの担い手となる職員の能力開発と意識改革を図っています。

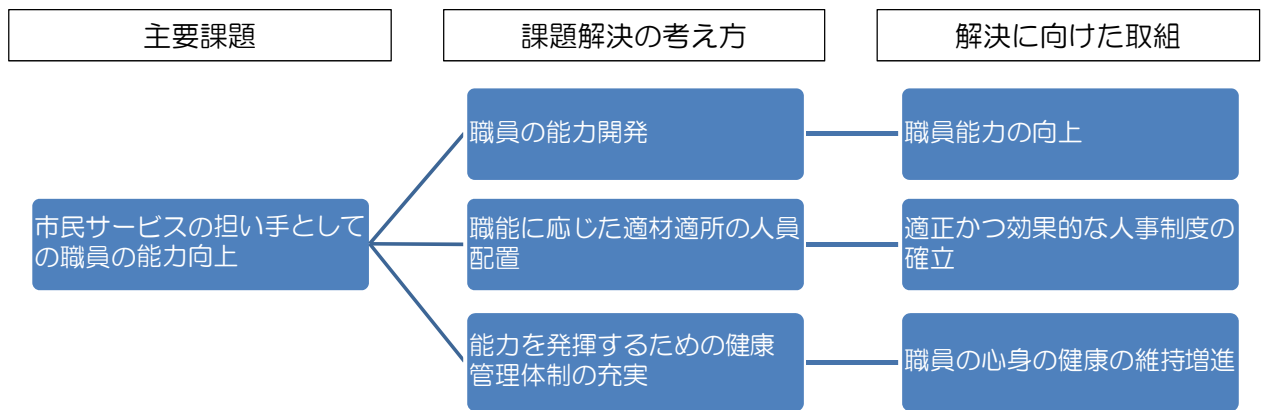
●課題

市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に対応していくためには、職員一人ひとりの能力の向上が必要です。また、職員の能力開発と併せて、職員の努力と成果が適正に評価されるよう、職員評価制度の再構築を行う必要があります。さらに、職員が心身ともに健康で能力を十分に発揮できるよう、職員の健康管理体制の充実が求められています。

職員一人当たり人口の比較（H21.4.1 時点）



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 職員能力の向上

人材育成基本方針に基づき、職員の知識・能力等を向上させるため、効率的で効果的な研修を行うとともに、職員自らが自己啓発意欲を持続けるよう育成します。

② 適正かつ効果的な人事制度の確立

適材適所の職員配置、職員の意欲、能力、実績が適正に反映できる人事制度を整備します。また、職員評価制度のさらなる精度の向上を図ります。

③ 職員の心身の健康の維持増進

市民に対するサービスの低下を招くことのないように、メンタルヘルス^{*1}への適切な対応など職員の健康管理に努めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
研修の職務活用度（点）	—	3	3.5	指標説明：受講者の4点満点評価の平均 階層別・専門研修の職務活用度
職務満足度（点）	3.6	3.8	4	指標説明：職員の5点満点評価の平均

^{*1} メンタルヘルスとは、心の健康のこと。

V 構想の推進にあたって

ii 行財政改革の徹底

方針 73 市有施設の適切な保全

●方針の目的

市有施設の利用における市民の安全と安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの低減を目指します。

●現状

市有施設の耐震化については、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度までに耐震化を完了させることを目標としており、現在の耐震化率は 92%（学校を除く）となっています。

また、築 30 年を迎える市有施設も多く存在しているため、公共施設保全計画に従い、施設の老朽化対策をはじめ、施設の維持・保全の優先順位付けを行い、計画的な整備を進めています。

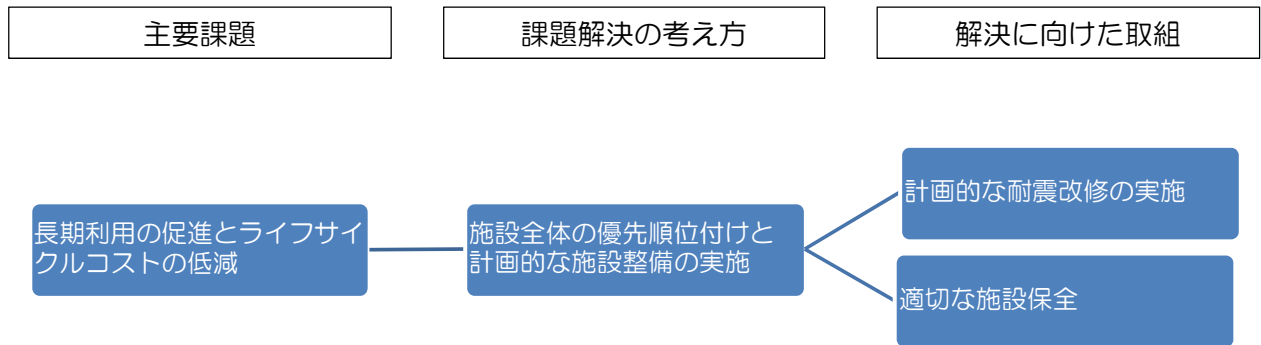
●課題

厳しい財政状況の中で、市有施設の老朽化対策のための費用の捻出や、耐震未改修施設の今後の利用形態の検討を含め、計画的な施設整備が必要です。



市役所庁舎

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 計画的な耐震改修の実施

既存未改修施設について、今後の活用を総合的に検討した上で計画的に耐震改修を進めます。

② 適切な施設保全

市民サービスの拠点となる市有施設について、利用者の安全確保と長期的な財政運営のバランスを考えたファシリティマネジメント*1によって、施設の維持・保全を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市有施設（学校を除く）の耐震化率（％）	92.0	100	－	指標説明：耐震化された市有施設数(学校を除く)／全市有施設数(学校を除く) 参考資料：和光市既存建築物耐震改修促進計画

*1 ファシリティマネジメントとは、保有資産(施設建物)の運用管理について、現状を認識し中長期的視野と計画性を持って取り組み、かつ最適化を検討していく一連の活動のこと。

V 構想の推進にあたって

iii 透明性を高めた地域経営

方針 74 積極的な広報活動と情報共有化の推進

●方針の目的

市民が市政の情報について知ることができ、市との情報の共有化が図れるようにします。

●現状

本市では、行政情報を広く市民に知ってもらうため、平成 19 年度から広報紙を全世帯に配布しています。市民意識調査でも、90.6%の市民が「広報紙を読んでいる、たまに読んでいる」と回答しており、広報紙は、市の情報提供の中心となっています。

また、市ホームページや広報掲示板を活用して、行政情報を市民に周知しています。特に、広報掲示板については、行政情報のほか、市民による情報提供手段としても利用されています。

そのほか、記者クラブ^{*1}等を通して報道機関への情報提供を行っています。

●課題

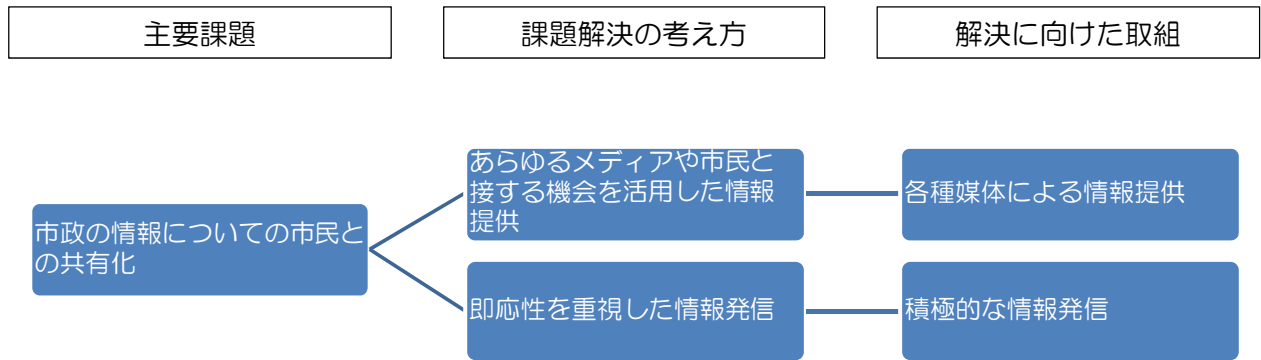
多くの市民と情報の共有を図るため、年代や生活形態に合わせた、多様な情報提供の方法が求められています。また、提供する情報の内容を充実させることや報道機関等の媒体を活用した積極的な情報発信が求められています。



広報紙「広報わこう」

^{*1} 記者クラブとは、官公庁などで取材活動する各社の記者で組織した団体、またその詰め所のこと。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 各種媒体による情報提供

あらゆる年代や生活形態の市民への情報提供を行うため、広報紙、市ホームページなどのほか、新聞やテレビなどさまざまな媒体を活用した広報を行い、必要なときに市民が情報を手に入れられるようにします。

② 積極的な情報発信

すべての職員が市の広報担当であるという意識を持ち、情報提供の内容の充実を図り、積極的に情報発信を行います。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
ホームページアクセス数（1 箇月平均回数）	59,534	70,000	80,000	指標説明：1 箇月にホームページトップページを閲覧した回数
広報紙をよく読んでいる、たまに読んでいると回答した人の割合（％）	90.6	93.0	95.0	参考資料：市民意識調査

V 構想の推進にあたって

iii 透明性を高めた地域経営

方針 75 電子市役所の推進

●方針の目的

情報通信技術を活用し、事務処理を効率化することで、市民に対し、質の高い行政サービスを提供します。

●現状

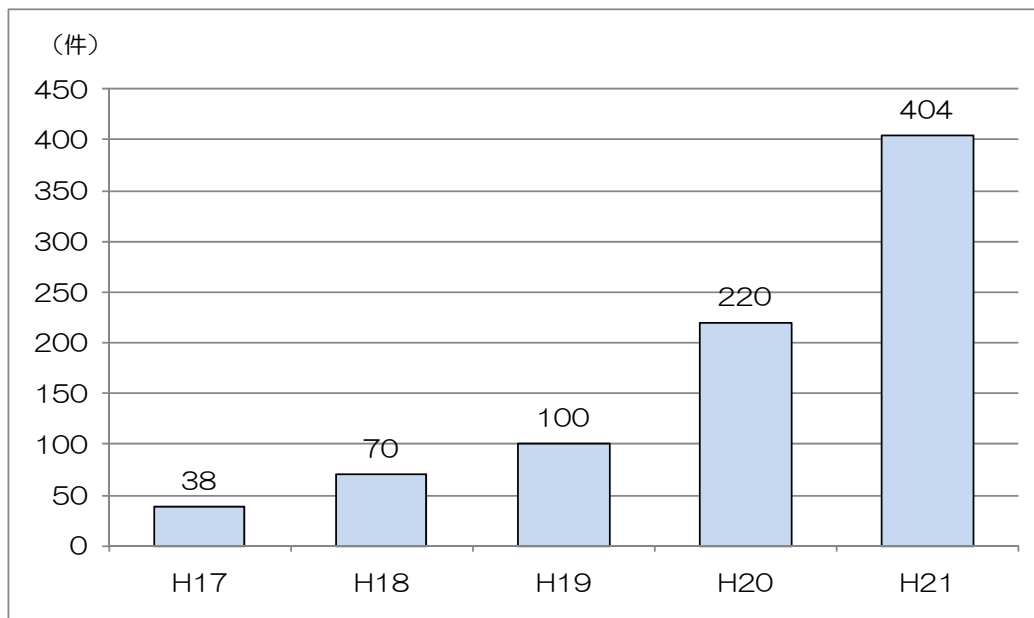
平成 15 年に策定した電子市役所推進計画に基づいて、住民基本台帳ネットワークの整備や電子申請、電子入札、施設予約、図書予約などを市ホームページで行うことができるシステムを導入しています。

また、個人情報を取り扱うため、セキュリティ対策ソフトの導入や個人情報へのアクセス権限の管理を徹底し、個人情報の保護に努めています。

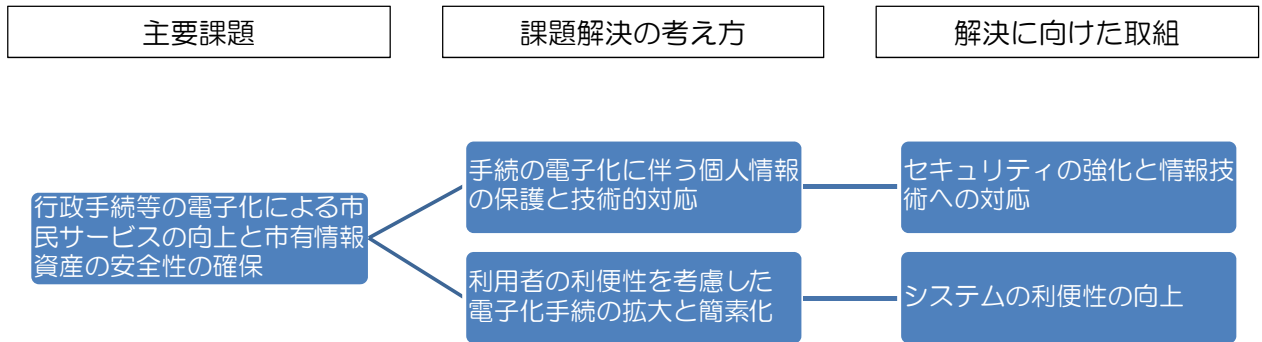
●課題

情報技術の急速な進歩に対応し、本市が保有する個人情報や行政情報を保護するために、セキュリティ対策の強化が必要です。また、電子サービスの拡大とともに、使いやすさの改善が求められています。

電子申請件数の推移



●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① セキュリティの強化と情報技術への対応

本市が保有する個人情報や行政情報を保護するため、セキュリティ対策の強化を図るとともに、進歩する情報技術への対応を図ります。

② システムの利便性の向上

使いやすい電子サービスを目指して、システムの本人確認、添付書類等の簡素化を進めます。また、文書管理などについてもシステム化による効率化を図ります。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
電子申請件数（件）	404	1,000	2,000	
情報セキュリティ研修受講率（％）	70.7	90.0	100	指標説明：研修受講職員数／研修受講対象職員数

V 構想の推進にあたって

iii 透明性を高めた地域経営

方針 76 情報公開制度の利用の推進

●方針の目的

情報公開制度*1 を周知、推進することで市民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた市政を実現します。

●現状

平成 13 年 4 月に情報公開制度が開始され、平成 21 年度は年間 51 件の情報公開請求が行われています。

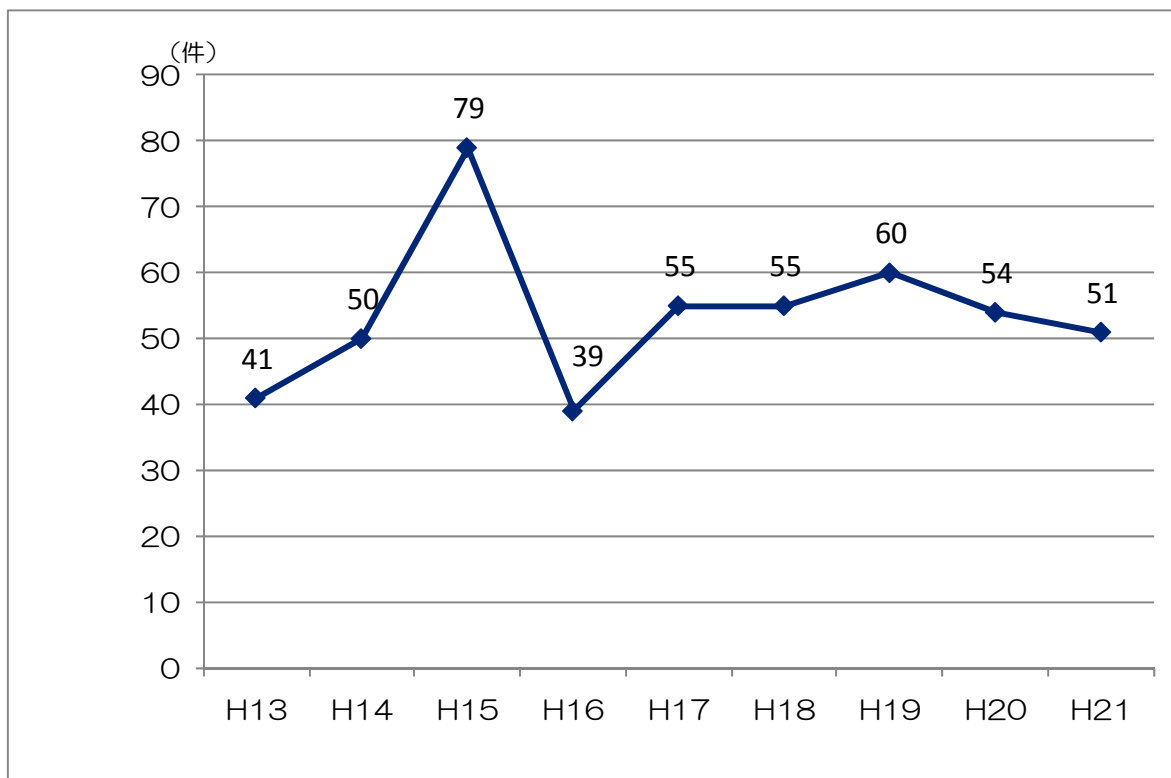
また、開示請求を受けた文書については、開示の可否を迅速に判断するように努めています。

●課題

情報公開制度の目的を市民に理解してもらうため、制度のさらなる周知が必要です。

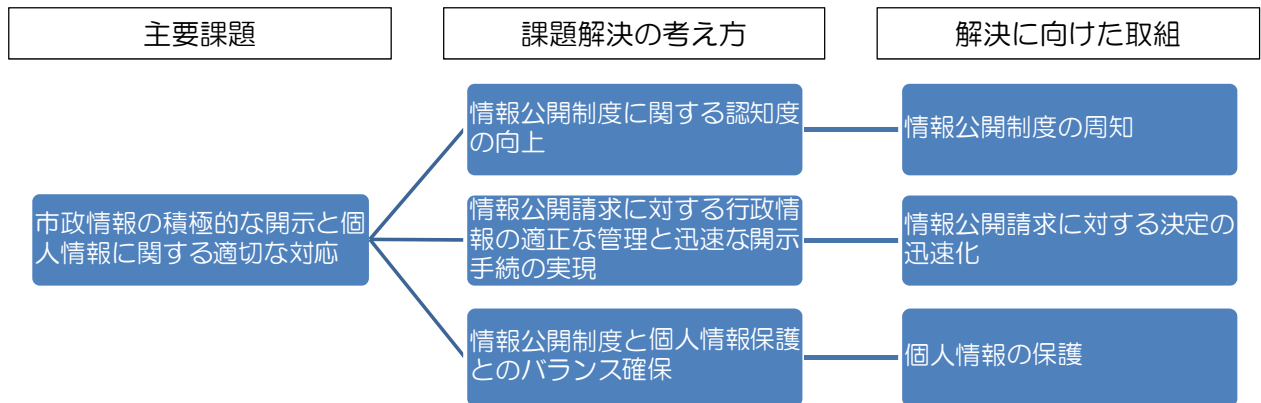
また、市民が利用しやすいものとするため、情報公開請求に対する対応の迅速化を図る必要があります。さらに、公開請求された公文書の個人情報については適切に取り扱うことが求められています。

情報公開請求件数の推移



*1 情報公開制度とは、市の職員が作成、又は取得した文書の開示に係る手続きを定めたもの。

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 情報公開制度の周知

情報公開制度について、広報紙や市ホームページ等を通じて積極的に周知し、制度の認知度を高めます。

② 情報公開請求に対する決定の迅速化

情報公開請求を受けた際に迅速な決定・通知を行います。

③ 個人情報の保護

個人情報が掲載されている文書の取り扱いについて、個人情報の保護に努めます。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
情報公開制度周知件数（件）	1	3	5	指標説明：各種媒体等を活用して制度の周知を行った件数

V 構想の推進にあたって

iii 透明性を高めた地域経営

方針 77 広聴活動の推進

●方針の目的

市政に対する市民の意向や提言などを収集・分析して、市民ニーズに対応した行政運営を行います。

●現状

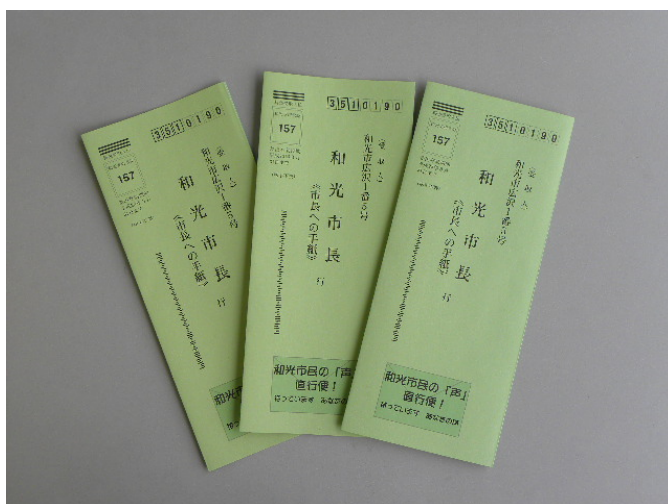
広聴活動については、市長への手紙やどこでも市長室など、市民の提言を把握する機会を設け、市政運営の更なる充実に努めてきました。

特に、電子メールによる問合せ等は気軽に送れることから、平成 20 年度利用実績は、平成 19 年度と比較すると、約 20%伸びています。

また、平成 19 年 3 月には、市民の苦情等の申し立てに対し、公正・中立に対応するため、行政苦情等調停委員会を設置しました。

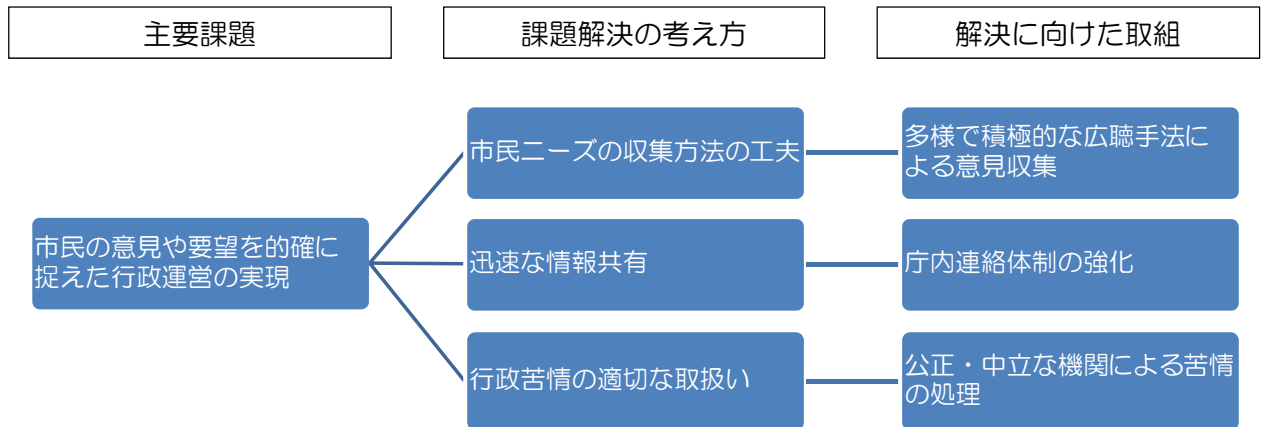
●課題

市民からの意見等を市政に反映するため、より多くの市民の声を聴く必要があります。また、市民からの意見や苦情に対する適切な対応が求められています。



市長への手紙

●課題解決の考え方と取組



●取組内容

① 多様で積極的な意見収集

市長への手紙や電子メールなどでの意見収集のほか、市内各所に出向き、市民の声を直接聴くことなどにより、積極的に市民の意見を把握します。

② 庁内連絡体制の強化

市民からの意見等に対し、適切かつ迅速な対応が可能となるよう体制を強化します。

③ 公正・中立な機関による苦情の処理

市の仕事に対して申し立てのあった苦情については、行政苦情等調停委員会において、公正・中立的に審議します。

●施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
市長への手紙受付件数（件）	190	220	250	
eメール要望・問合せ受付件数（件）	415	450	500	
市民の提言を把握する機会の提供数（機会）	5	8	10	